

令和7年定例会
教育民生常任委員会 年間白書

令和8年4月

四日市市議会

目次

1. 委員会の活動報告	P 1 ~ P 2
2. 委員会の構成	P 3
3. 委員会開催状況	P 4 ~ P 24
4. 委員長報告等	P 25 ~ P 147
5. 所管事務調査報告書	P 148 ~ P 201
6. 行政視察報告書	P 202 ~ P 222
7. 議会報告会の概要	P 223 ~ P 226
8. ワイ!ワイ!GIKAI の概要	P 227 ~ P 228

1. 委員会の活動報告

1. 議案審査・協議事項

〈議案審査〉

- ・ 6月定例会議会付託議案（令和7年6月4日、18日）
- ・ 9月定例会議会付託議案（令和7年9月16日～9月19日）
- ・ 11月定例会議会付託議案（令和7年12月11日）
- ・ 2月定例会議会付託議案（令和8年3月3日～3月6日）

〈協議会〉

- ・ 国民健康保険料率の改定について（令和7年9月16日）
- ・ 四日市市手話言語条例の制定について（令和7年9月16日）
- ・ (仮称)大矢知こども園、(仮称)下野こども園の土地開発基金による用地取得の進捗状況について（報告）（令和7年9月19日）
- ・ 四日市市認知症施策推進計画の策定について（令和7年12月11日）
- ・ 四日市市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について（令和7年12月11日）
- ・ 橋北小学校改築工事について（令和7年12月11日）

〈委員会年間テーマ〉

- ・ 公教育の在り方について

2. 休会中の所管事務調査

- ・ 待機児童対策等について（令和7年7月28日）
- ・ 地域包括ケアシステムの三層構造について（令和7年7月28日）
- ・ GIGAスクール構想について（令和7年10月27日）
- ・ 医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）への対応状況について（令和8年1月19日）
- ・ 行政による学校問題解決のための支援体制の構築に関する事業について（令和8年1月19日）
- ・ 学校規模等適正化について（令和7年4月14日）

3. 行政視察

（令和7年7月23日～25日）

- ・ 待機児童対策、保育士確保の取組について（埼玉県所沢市）
- ・ 高齢者世帯実態調査、民生委員・児童委員の活動の支援、なり手確保について（東京都八王子市）
- ・ 渋谷区ICT教育システムのタブレット端末の更新と、個別最適な学びの実現について（東京都渋谷区）

4. 議会報告会

- ・令和7年10月21日 4 常任委員会合同 <場所>総合会館 <参加者>10人

5. ワイ！ワイ！GIKAI

(令和8年2月2日) <場所>中学校 <参加者>若手教職員6名

6. 管内視察

(令和7年5月30日)

- ・トップスイミングクラブ～外部委託している水泳授業について～
- ・ひのもと小規模保育園／日の本保育園子育て支援センター
～令和7年4月開所の地域型保育事業所及び、子育て支援センターについて～
- ・四日市市介護予防等拠点施設（愛称：ステップ四日市）
～介護予防（短期集中予防サービス）と認知症当事者の活動支援について～
(令和7年10月27日)
- ・市立桜中学校 ～リーディングDXスクール事業認定校研究発表会～
～GIGAスクール構想について～

7. 特記事項

(1) 待機児童対策について

1歳児を中心に待機児童が依然発生しており、解消には程遠い現状である。最大の課題である「保育士不足」に対応するため、保育士が退職する要因を分析し、職場環境整備や処遇改善を図るなど、保育士確保策のさらなる強化を理事者に引き続き求めていく必要がある。また、令和8年度から新たに始まる私立幼稚園での2歳児一時預かり事業や地域限定保育士制度の動向についても、待機児童解消への効果を継続して議論していく必要がある。

(2) GIGAスクール構想について

令和8年度は「GIGAスクール構想」第2期として新端末等が整備される重要な年度である。機器の更新に留まらず、ICT環境を最大限に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」のさらなる進展を理事者に求めていく必要がある。併せて、読書量の減少やメディア・リテラシーの向上など、ICT環境の整備によって新たに生じる課題への対応についても、引き続き議論していくことが求められる。

(3) 民生委員・児童委員のなり手不足解消と活動支援について

深刻な負担軽減となり手確保に向け、令和8年度からは個々の委員を直接支援する「ペアパートナーズ」制度が開始される。民生委員OBの経験を活かした新任者支援としても期待されるため、各地区への周知と活用促進を図るよう求めていく必要がある。あわせて、周知啓発の強化が実際のなり手確保にどう結びつくかを注視し、持続可能な活動支援のあり方について議論していく必要がある。

2. 委員会の構成

委員長 竹野 兼主

副委員長 田中 徹

委員 伊世 利子

上 麻理

笹岡 秀太郎

中川 雅晶

日置 記平

山田 知美

3. 委員会開催状況

教育民生常任委員会 事項書

令和7年5月15日(木)
第2委員会室

1. 委員長の互選について
2. 副委員長の互選について
3. 管内視察について
4. 行政視察について

予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和7年6月4日(水)
第2委員会室

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第2号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第2号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第1項 社会福祉費

…補正予算書 P16～

○その他

2. 行政視察について
日 程：令和7年7月23日(水)～令和7年7月25日(金)

<会議用システム内のフォルダ>

- 03_6月定例会議会 — 05_教育民生常任委員会
- 01_本会議

教育民生常任委員会 / 予算常任委員会教育民生分科会
審査順序

令和7年6月18日(水)

第2委員会室

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第3号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第3号)
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第3款 民生費
第1項 社会福祉費 ……補正予算書 P20～

(教育民生常任委員会)

2. 議案第9号 四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ……議案書 P45
3. 議案第10号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ……議案書 P46
4. 議案第11号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について ……議案書 P47

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

5. 議案第3号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第3号)
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第4款 衛生費
第1項 保健衛生費 ……補正予算書 P20～

(教育民生常任委員会所管事務調査)

6. 四日市市民生委員推薦会報告
7. 四日市市社会福祉協議会理事会報告

○教育委員会

(教育民生常任委員会)

8. 議案第22号 動産の取得について ー真空冷却機 北部5台ー ……議案書 P76～
9. 議案第23号 動産の取得について ー真空冷却機 南部5台ー ……議案書 P79～

(教育民生常任委員会報告)

10. 小中学校給食費について

○その他

11. 6月定例月議会中の所管事務調査について

- 1 2. 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日 時：令和7年10月21日（火）午後6時30分～午後8時30分
場 所：総合会館7階 第1研修室
参加議員：議長、副議長、4常任委員会から各4名程度（計18名）
- 1 3. 任期中の共通調査テーマについて
- 1 4. 行政視察について
日程：令和7年7月23日（水）～25日（金）
- 1 5. 休会中の所管事務調査について
候補日：（年間議事予定）令和7年7月28日（月）午後1時30分～
- 1 6. ワイ！ワイ！GIKAIについて

<会議用システム内のフォルダ>

03_6月定例会議会 — 05_教育民生常任委員会
 — 01_本会議
 — 02_予算常任委員会

教育民生常任委員会 事項書

令和7年7月28日(月)
第2委員会室 13:30～

○こども未来部

(教育民生常任委員会所管事務調査)

1. 待機児童対策について

○健康福祉部

(教育民生常任委員会所管事務調査)

2. 地域包括ケアシステムの三層構造について

○その他

3. その他

<会議用システム内のフォルダ>

04_休会中(7～8月) — 05_教育民生常任委員会 — 01_令和7年7月28日

教育民生常任委員会／決算・予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和7年9月16日（火）10時00分～

○健康福祉部

（決算常任委員会教育民生分科会）

1. 議案第26号 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第3款 民生費

- 第1項 社会福祉費（関係部分） ……決算書 P152～、実績報告書 P92～
- 第2項 児童福祉費（関係部分） ……決算書 P156～、実績報告書 P102～
- 第3項 生活保護費 ……決算書 P160～、実績報告書 P116～
- 第4項 災害救助費 ……決算書 P162～、実績報告書 P118
- 第5項 国民健康保険費 ……決算書 P162～、実績報告書 P118～
- 第6項 介護保険費 ……決算書 P162～、実績報告書 P119

第4款 衛生費

- 第1項 保健衛生費（関係部分） ……決算書 P164～、実績報告書 P120～
- 第3項 保健所費 ……決算書 P174～、実績報告書 P143～

第10款 教育費

- 第1項 教育総務費（関係部分） ……決算書 P212～、実績報告書 P222～

○国民健康保険特別会計

……決算書 P243～、実績報告書 P259～

○介護保険特別会計

……決算書 P287～、実績報告書 P283～

○後期高齢者医療特別会計

……決算書 P319～、実績報告書 P298～

（予算常任委員会教育民生分科会）

2. 議案第32号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

- 第1項 社会福祉費（関係部分） ……補正予算書 P24～
- 第3項 生活保護費 ……補正予算書 P26～

第3条 債務負担行為の補正（関係部分） ……補正予算書 P11, 34

3. 議案第33号 令和7年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

……補正予算書 P37～

4. 議案第34号 令和7年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

……補正予算書 P51～

（教育民生常任委員会所管事務調査）

5. 四日市市民生委員推薦会報告
6. 四日市市社会福祉協議会理事会報告
7. 四日市市障害者施策推進協議会報告

（教育民生常任委員会協議会）

8. 国民健康保険料率の改定について
9. 四日市市手話言語条例の制定について

(教育民生常任委員会報告)

10. 楠保健福祉センターの売却について

○教育委員会

(教育民生常任委員会) ※9月17日 午前10時～

- 11. 請願第2号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
- 12. 請願第3号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 13. 請願第4号 防災対策の充実を求める意見書の提出について
- 14. 請願第5号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

(決算常任委員会教育民生分科会)

15. 議案第26号 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第10款 教育費

- 第1項 教育総務費 (関係部分) …決算書 P212～、実績報告書 P222～
- 第2項 小学校費 …決算書 P216～、実績報告書 P231～
- 第3項 中学校費 …決算書 P218～、実績報告書 P234～
- 第4項 幼稚園費 (関係部分) …決算書 P220～、実績報告書 P238～
- 第5項 社会教育費 (関係部分) …決算書 P222～、実績報告書 P239～

(予算常任委員会教育民生分科会)

16. 議案第32号 令和7年度四日市市一般会計補正予算 (第5号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

- 第1項 教育総務費 …補正予算書 P30～
- 第2項 小学校費 …補正予算書 P30～
- 第3項 中学校費 …補正予算書 P32～

17. 議案第50号 動産の取得について

—通信最適化システム構築 (レイヤ3スイッチ) 機器— …議案書 P45～

(教育民生常任委員会報告)

- 18. いじめ・不登校の状況報告について
- 19. 四日市市フリースクール等民間施設・団体との連携に係る調査(中間報告)
- 20. 四日市市休日の中学校部活動地域展開について

○こども未来部

(決算常任委員会教育民生分科会)

21. 議案第26号 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第3款 民生費

- 第1項 社会福祉費 (関係部分) …決算書 P152～、実績報告書 P92～
- 第2項 児童福祉費 (関係部分) …決算書 P156～、実績報告書 P102～
- 第4款 衛生費
- 第1項 保健衛生費 (関係部分) …決算書 P164～、実績報告書 P120～

第10款 教育費

- 第1項 教育総務費（関係部分） …決算書 P212～、実績報告書 P222～
- 第4項 幼稚園費（関係部分） …決算書 P220～、実績報告書 P238～
- 第5項 社会教育費（関係部分） …決算書 P222～、実績報告書 P239～

（予算常任委員会教育民生分科会）

22. 議案第32号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

- 第1項 社会福祉費（関係部分） …補正予算書 P24～

- 第2項 児童福祉費 …補正予算書 P26～

- 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書 P12, 34

（教育民生常任委員会所管事務調査）

23. 四日市市青少年問題協議会報告

24. エスペランス四日市運営協議会報告

（教育民生常任委員会協議会）

- 25. （仮称）大矢知こども園、（仮称）下野こども園の土地開発基金による用地取得の進捗状況について（報告）

○その他

26. 9月定例会議会中の所管事務調査について

27. 9月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：令和7年10月21日（火）午後6時30分～午後8時30分

場 所：総合会館7階 第1研修室

参加議員：田中徹副委員長、上麻理委員、中川雅晶委員、日置記平委員

シティ・ミーティングのテーマ：四日市市政全般について

28. 休会中の所管事務調査について

候補日：（年間議事予定）令和7年10月27日（月）13時30分～

<会議用システム内のフォルダ>

- 05_9月定例会議会 — 05_教育民生常任委員会
- 01_本会議
- 02_予算常任委員会
- 03_決算常任委員会

予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和7年10月6日(金)
第2委員会室

○こども未来部

(教育民生常任委員会)

1. 議案第53号 工事請負契約の締結について
—塩浜子育て支援センター及び塩浜児童館移転工事—

○その他

2. 10月休会中所管事務調査について
日 時：10月27日午後1時00分～
テーマ：GIGA スクール構想について
3. ワイ！ワイ！G I K A Iについて
参加希望校：保々中学校

教育民生常任委員会 事項書

令和7年10月27日(月)13時～
市立桜中学校、第2委員会室

○教育委員会

(教育民生常任委員会所管事務調査)

1. G I G Aスクール構想について

○その他

2. ワイ！ワイ！G I K A Iについて

会 場：保々中学校

参加者：若手教員7名程度（調整中）

テーマ案：I C Tを活用した学習環境について
部活動について
教員の働く環境について
その他

日程：1月開催予定（調整中）

教育民生常任委員会 / 予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和7年12月11日(木)
第2委員会室

○教育委員会

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第60号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第8号)
第3条 債務負担行為の補正(関係部分) ……補正予算書(2)P12, 13, 64, 65

(教育民生常任委員会報告)

2. 小中学校給食費について
3. 四日市市フリースクール等民間施設・団体との連携に係る調査報告について

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

4. 議案第60号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第8号)
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第3款 民生費
第1項 社会福祉費(関係部分) ……補正予算書(2)P34~
第2項 児童福祉費 ……補正予算書(2)P34~
歳出第4款 衛生費
第1項 保健衛生費(関係部分) ……補正予算書(2)P38~
第3条 債務負担行為の補正(関係部分) ……補正予算書(2)P12, 13, 64, 65

(教育民生常任委員会)

5. 議案第78号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について ……議案書P45~
6. 議案第79号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ……議案書P47~
7. 議案第80号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について ……議案書P49~

○健康福祉部、こども未来部

(教育民生常任委員会)

8. 発議第12号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書の提出について

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

9. 議案第60号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第8号)
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第3款 民生費
第1項 社会福祉費(関係部分) ……補正予算書(2)P34~
第3条 債務負担行為の補正(関係部分) ……補正予算書(2)P12, 13, 64, 65

10. 議案第 62 号 令和 7 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
…補正予算書(2)P83～

11. 議案第 64 号 令和 7 年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
…補正予算書(2)P121～

(教育民生常任委員会)

12. 議案第 77 号 四日市市障害者体育センター条例の一部改正について
…議案書 P37～

(教育民生常任委員会所管事務調査)

- 13. 四日市市民生委員推薦会報告
- 14. 四日市市社会福祉協議会理事会報告
- 15. 四日市看護医療大学運営協議会報告

(教育民生常任委員会協議会)

- 16. 四日市市認知症施策推進計画の策定について
- 17. 四日市市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

(教育民生常任委員会報告)

- 18. (仮称) 四日市市衛生検査センターについて

○その他

- 19. 11 月定例月議会中の所管事務調査について

- 20. 休会中の所管事務調査について

候補日：(年間議事予定) 令和 8 年 1 月 19 日(月) 午後 1 時 30 分～

- 21. 2 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

4 常任委員会から各日 2 名ずつ出席

①日時：令和 8 年 3 月 26 日(木) 午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分まで

場所：総合会館 7 階 第 1 研修室

②日時：令和 8 年 3 月 28 日(土) 午後 2 時から午後 4 時まで

場所：茶業振興センター 研修室

<会議用システム内のフォルダ> 07_11月定例月議会

- 05_教育民生常任委員会
- 02_予算常任委員会
- 01_本会議

予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和7年12月23日(火)

第2委員会室

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第91号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第9号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第2項 児童福祉費

…補正予算書 P16~

第2条 繰越明許費の補正

…補正予算書 P10

予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和8年1月9日(金)

第2委員会室

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第96号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第10号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費

…補正予算書 P16~

第2条 繰越明許費の補正

…補正予算書 P10

<会議用システム内のフォルダ> 08の1_1月緊急議会 - 02_予算常任委員会
- 01_本会議

教育民生常任委員会 事項書

令和8年1月19日(月)13時30分～

第2委員会室

○教育委員会

(教育民生常任委員会所管事務調査)

1. 行政による学校問題解決のための支援体制の構築に関する事業について

○健康福祉部、教育委員会

(教育民生常任委員会所管事務調査)

2. 医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）への対応状況について

○その他

3. ワイ！ワイ！GIKAIについて

会 場：保々中学校

参加者：若手教員7名

テーマ案：ICTを活用した学習環境について

部活動について

教員の働く環境について

その他

日程：令和8年2月2日(月)16時～(15時50分集合)

予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和8年2月12日(木)
第2委員会室

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第97号令和7年度四日市市一般会計補正予算(第11号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第2項 児童福祉費

…補正予算書P16～

○その他

2. その他

<会議用システム内のフォルダ>

09_2月定例月議会 — 05_教育民生常任委員会
 — 01_本会議

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和8年3月3日(火)
第2委員会室

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第98号 令和8年度四日市市一般会計予算
 - 第1条 歳入歳出予算
 - 歳出第3款 民生費
 - 第1項 社会福祉費 (関係部分) ……予算書 P140～
 - 第2項 児童福祉費 (関係部分) ……予算書 P152～
 - 第4款 衛生費
 - 第1項 保健衛生費 (関係部分) ……予算書 P168～
 - 第10款 教育費
 - 第1項 教育総務費 (関係部分) ……予算書 P244～
 - 第4項 幼稚園費 (関係部分) ……予算書 P260～
 - 第5項 社会教育費 (関係部分) ……予算書 P262～
 - 第2条 債務負担行為 (関係部分) ……予算書 P16～、P277～

2. 議案第148号 令和7年度四日市市一般会計補正予算 (第12号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第1項 社会福祉費 (関係部分) ……補正予算書(2) P48～
 - 第2項 児童福祉費 ……補正予算書(2) P50～
 - 第4款 衛生費
 - 第1項 保健衛生費 (関係部分) ……補正予算書(2) P54～
 - 第10款 教育費
 - 第4項 幼稚園費 ……補正予算書(2) P76～
 - 第2条 繰越明許費の補正 (関係部分) ……補正予算書(2) P11～
 - 第3条 債務負担行為の補正 (関係部分) ……補正予算書(2) P15、P82～

(教育民生常任委員会)

3. 議案第119号 四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ……議案書 P65～
4. 議案第120号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について ……議案書 P67～
5. 議案第121号 四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について ……議案書 P70～
6. 議案第122号 四日市市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について ……議案書 P72～
7. 議案第123号 四日市市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について ……議案書 P83～
8. 議案第124号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ……議案書 P95～

(教育民生常任委員会所管事務調査)

9. 四日市市青少年問題協議会報告

○健康福祉部

(教育民生常任委員会) ※令和8年3月4日(水)10時～

10. 議案第116号 四日市市手話言語条例の制定について …議案書 P30～

(予算常任委員会教育民生分科会)

11. 議案第98号 令和8年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費 (関係部分) …予算書 P140～

第2項 児童福祉費 (関係部分) …予算書 P162～

第3項 生活保護費 …予算書 P162～

第4項 災害救助費 …予算書 P164～

第5項 国民健康保険費 …予算書 P166～

第6項 介護保険費 …予算書 P166～

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費 (関係部分) …予算書 P168～

第3項 保健所費 …予算書 P184～

第10款 教育費

第1項 教育総務費 (関係部分) …予算書 P244～

第2条 債務負担行為 (関係部分) …予算書 P16～、P277～

12. 議案第100号 令和8年度四日市市国民健康保険特別会計予算

…予算書 (特別会計・財産区) P33～

13. 議案第103号 令和8年度四日市市介護保険特別会計予算

…予算書 (特別会計・財産区) P123～

14. 議案第104号 令和8年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算

…予算書 (特別会計・財産区) P179～

15. 議案第148号 令和7年度四日市市一般会計補正予算 (第12号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第1款 総務費

第1項 総務管理費 (関係部分) …補正予算書(2) P44～

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費 (関係部分) …補正予算書(2) P48～

第5項 国民健康保険費 …補正予算書(2) P52～

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費 (関係部分) …補正予算書(2) P54～

第3項 保健所費 …補正予算書(2) P56～

第10款 教育費

第1項 教育総務費 (関係部分) …補正予算書(2) P72～

第2条 繰越明許費の補正 (関係部分) …補正予算書(2) P11～

第3条 債務負担行為の補正 (関係部分) …補正予算書(2) P15、P82～

16. 議案第 150 号 令和 7 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
…補正予算書(2)P101～
17. 議案第 153 号 令和 7 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
…補正予算書(2)P147～

（教育民生常任委員会）

18. 議案第 115 号 四日市市介護保険条例の一部改正について …議案書 P21～
19. 議案第 117 号 四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について
…議案書 P33～
20. 議案第 118 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について …議案書 P35～

（教育民生常任委員会所管事務調査）

21. 四日市市民生委員推薦会報告

（教育民生常任委員会報告）

22. 四日市市認知症施策推進計画の策定について
23. 四日市市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

○教育委員会

（予算常任委員会教育民生分科会）

24. 議案第 98 号 令和 8 年度四日市市一般会計予算
第 1 条 歳入歳出予算
歳出第 10 款 教育費
第 1 項 教育総務費（関係部分） …予算書 P244～
第 2 項 小学校費 …予算書 P252～
第 3 項 中学校費 …予算書 P256～
第 4 項 幼稚園費（関係部分） …予算書 P260～
第 5 項 社会教育費（関係部分） …予算書 P262～
第 2 条 債務負担行為（関係部分） …予算書 P16～、P277～
25. 議案第 148 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 12 号）
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 10 款 教育費
第 1 項 教育総務費（関係部分） …補正予算書(2)P70～
第 2 項 小学校費 …補正予算書(2)P72～
第 3 項 中学校費 …補正予算書(2)P74～
第 5 項 社会教育費（関係部分） …補正予算書(2)P76～
第 2 条 繰越明許費の補正（関係部分） …補正予算書(2)P11～
26. 議案第 157 号 令和 8 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 10 款 教育費
第 2 項 小学校費 …補正予算書(3)P18～
第 3 項 中学校費 …補正予算書(3)P18～

（教育民生常任委員会）

27. 議案第 138 号 工事請負契約の締結について
 ～中央小学校特別教室棟長寿命化改修ほか工事～ …議案書 P154～
28. 議案第 139 号 工事請負契約の締結について
 ～三重北小学校教室棟長寿命化改修工事（2 期工事）～ …議案書 P157～
29. 議案第 140 号 工事請負契約の締結について
 ～県小学校南校舎長寿命化改修工事（2 期工事）～ …議案書 P160～
30. 議案第 141 号 工事請負契約の締結について
 ～羽津北小学校南校舎長寿命化改修工事（2 期工事）～ …議案書 P163～
31. 議案第 142 号 工事請負契約の締結について
 ～浜田小学校管理教室棟保全改修工事（1 期工事）～ …議案書 P166～
32. 議案第 143 号 工事請負契約の締結について
 ～中部中学校特別教室棟長寿命化改修工事～ …議案書 P169～
33. 議案第 144 号 工事請負契約の締結について
 ～桜中学校管理教室棟長寿命化改修工事（2 期工事）～ …議案書 P172～
34. 議案第 145 号 工事請負契約の締結について
 ～楠中学校管理教室棟大規模改修工事（2 期工事）～ …議案書 P175～

（教育民生常任委員会協議会）

35. 橋北小学校改築工事について

（教育民生常任委員会報告）

36. 四日市市学校規模等適正化事業について

○その他

（教育民生常任委員会所管事務調査）

37. 令和 7 年度人権施策推進懇話会報告及び令和 7 年度同和行政推進審議会報告
38. 2 月定例月議会中の所管事務調査について

（教育民生常任委員会）

39. 2 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
40. 休会中の所管事務調査について
 日程（案）：令和 8 年 4 月 13 日（月）午後 1 時 30 分（年間予定より）
41. 4 常任委員会報告会について
 日程：令和 8 年 4 月 20 日（月）午後 1 時 30 分～
42. 年間白書の作成について
43. その他

＜会議用システム内のフォルダ＞	
09_2 月定例月議会	－ 05_教育民生常任委員会
	－ 01_本会議
	－ 02_予算常任委員会

4. 委員長報告等

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和7年6月定例会議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第2号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第2号）について

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

別段の質疑及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和7年6月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第9号 四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ないし、議案第11号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第22号、及び議案第23号は、真空冷却機 北部5台、南部5台をそれぞれ取得しようとするものであります。

委員からは、過去に給食室の構造上、設置が難しい学校があるとの答弁があったが、課題は解消されたのかとの質疑があり、理事者からは、2校を除いて事業者との調整が完了しており、レイアウトの変更が必要になる場合はあるが、現時点ではいずれの学校も改修せずに設置が可能であるとの答弁がありました。

また、委員からは、すべての小学校に同じ容量の機器を導入しているが、学校規模に応じた機器を選択すべきだったのではないかとの意見がありました。

他の委員からは、真空冷却機を既に導入した学校でメンテナンスに関する問題は起きていないかとの質疑があり、理事

者からは、起きていないとの答弁がありました。

他の委員からは、機器の清掃が難しいという課題があると聞くがどのように対応していくのかとの質疑があり、理事者からは、現場の意見を確認しながら衛生管理を徹底したいとの答弁がありました。

他の委員からは、令和6年度に導入済みの学校は夏休みの期間中に設置できたのかとの質疑があり、理事者からは、夏休みに設置できた学校もあったが、他の工事と重なるなどの事情により、2学期途中に設置した学校もあったとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、なるべく早い時期に設置し、夏場の食中毒が発生しやすい期間に活用できるように取り組んでほしいとの意見がありました。

他の委員からは、北部と南部で生じた金額の差について確認する質疑があり、理事者からは、学校によって配管工事等の内容が異なることから生じた金額による差であるとの答弁がありました。

他の委員からは、まだ真空冷却機を設置していない学校ではどのように加熱調理後の冷却をしているのかとの質疑があり、理事者からは、従来どおりの水による冷却に加えて、保冷材を活用するなどの工夫をしているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した

次第であります。

なお、付託されました議案以外に、四日市市民生委員推薦会、及び、四日市市社会福祉協議会理事会について所管事務調査を実施したことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和7年6月定例会議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第3号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第3号）について

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

＜歳出第3款民生費 第1項社会福祉費＞

不妊治療費・保健福祉総合システム運営費

Q. 対象年齢を35歳以上、43歳未満とした根拠を確認したい。

A. 県の補助制度に基づいており、県によると統計的に35歳以上になると妊娠率が低下するため、PGT-A検査による治療の効果が見込まれる年齢として設定していると聞いている。

Q. システムの変更にかかる費用は妥当な金額なのか。

A. 昨年度、保険適用終了後の特定不妊治療の回数追加助成のために改修したシステムの一部を改修するものであり、昨年度のシステム改修に要した費用と比較しても、今回の補正予算で計上する金額は妥当であると考えている。

Q. 助成件数の見込みを10件とした根拠を確認したい。

A. 不妊治療が令和4年度から保険適用になる前に、県が実施していた特定不妊治療に対する助成制度では、今回のPGT-A検査も対象であったため、当時、北勢地域でPGT-A検査を行っていた医療機関での実績を基に算出した。

Q. 見込み件数の10件を超えても助成を受けられるのか。

A. 見込みを超えても助成できるよう柔軟に対応したい。

Q. 生活保護受給者も対象になるのか。

A. 助成を受けるにあたって生活保護の受給の有無を問うものではないが、特定不妊治療費の助成分以外は本人が負担する必要がある。

Q. 対象者に夫婦との記載があるが、事実婚も対象になるのか。

A. そのとおりである。

Q. 今後、婚姻をしていなくても子供を望む人が不妊治療を希望する可能性も考えられるが、婚姻関係や事実婚関係にない人でも不妊治療の助成対象にしている事例はあるのか。

A. そうした事例は承知していない。

Q. これから不妊治療をしようと考えている人が、保険適用の範囲や、PGT-A検査、補助制度などの詳しい内容について理解できるよう周知を工夫すべきではないか。

A. 不妊治療への関心が高く、熱心に情報収集している人でなければわかりにくい治療、制度であると考えため、市のホームページ等で市民が理解しやすい形での周知に努めたい。

Q. 職場の理解を得られないことが不妊治療を受けられない大きな要因の一つだと考えるが、商工農水部と連携して、企業等への周知啓発を検討してはどうか。

- A. 不妊治療を受ける人が職場で理解を得られるよう、厚生労働省が発行しているパンフレットを活用するなど、企業等への周知啓発について担当部局と協議したい。
- Q. 協議した結果について委員会へ報告を求めたいがどうか。
- A. 協議した結果を報告したい。
- Q. 医療機関等での周知は行っているのか。
- A. 助成の実績がある医療機関に対して、新たに開始した制度について周知している。医療機関で情報を得て申請に来る人も多いことから、情報は伝わっているものと考えている。
- Q. 申請に係る申請者の手間を減らすべきと考えるが、提出書類は何枚あるのか。
- A. 本人が記載する書類が2枚、医療機関が作成する書類が1枚である。
- Q. 医療機関が作成する書類は無料なのか
- A. 文書料が必要になるが、その文書料も助成の対象になっている。
- Q. この事業の成果の指標はどのように設定しているのか。
- A. 妊娠が成功したか否かまでは調査しておらず、助成件数によって効果を測っている。
- Q. 助成回数に「1子につき」という表現があるが、どういう意味か。
- A. 出産した子供一人につき1子と数えている。死産となった場合にも1子として数え、その後、2子目として再度不妊治療の助成を受けることができる。
- Q. この情報も市民に広く発信しているのか。
- A. この件については、医療機関からも対象者に説明されていると思うが、窓口に相談があった際には丁寧に説明している。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

高齢者新型コロナワクチン事業費

- Q. 令和6年度の接種実績を確認したい。
- A. 令和6年度の接種者数は8533名であり、接種率は10.5%であった。
- Q. 接種率は今後低下する見込みなのか。
- A. 過去の予防接種の実績からも接種率は減少するものと考えているが、減少数の見込みが難しいため、令和6年度の実績を反映し1万人で計上している。
(意見) 市内の地域ごとの接種環境に偏りが生じていないのかという視点が重要と考えるため、必要に応じて、今後の接種環境の整備や情報発信に努めてほしい。
- Q. 新型コロナウイルスに感染したことによる後遺症とワクチンによる副作用や後遺症を混同してしまう例を聞いているが、わかりやすく情報提供する必要があるのではないか。
- A. 他の定期予防接種と同様に市のホームページや公式LINE、予防接種専用ダイヤル等様々な媒体を活用して、今後もより分かりやすい情報発信に努めていきたい。
(意見) 65歳になると带状疱疹ワクチン、肺炎球菌ワクチンなど、複数のワクチン接種のタイミングが訪れることに加え、近隣他市と自己負担金額が異なる場合もあるため、医療機関への周知も含めて、丁寧な情報提供に努めてほしい。
(意見) 市民が新型コロナウイルスワクチンを接種するかどうか判断できることが重要

であるため、定期予防接種の周知と併せて本市の感染状況についても、わかりやすい情報発信に努めてほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会審査に送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和7年9月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました議案第50号動産の取得につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本件は通信最適化システム構築機器を取得しようとするものです。

委員からは、今回の機器を導入することによる効果を確認する質疑があり、理事者からは、現在は校内で使用するすべてのデータの送受信をデータセンターを介して行っているため、全校で一斉にデータのやり取りを行うときなどに通信速度が遅くなる課題があった。今回の機器を導入することにより、校内の通信をデータセンターに送るべきものとそうでないものを分け、通信が効率化されることが期待される。試験的に導入した学校では、動画再生やオンライン授業の際に、複数の生徒が同時に利用しても、スムーズかつ快適に通信が行えるという効果が見られたとの答弁がありました。

また、他の委員からは、導入に至った経緯を確認する質疑があり、理事者からは、通信容量の増加に対応できるよう通信速度の改善について国から指示があり、各学校の通信環境を熟知している事業者と相談しながら通信環境の改善に取り組む中でこの機器の導入が効果的だという結論に至ったとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、金額の妥当性はどのように判断しているのかとの質疑があり、理事者からは、指名競争入札

により金額の妥当性は担保しているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、機器導入後のメンテナンスも契約しているのかとの質疑があり、理事者からは、そのとおりであるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、この機器はサイバーセキュリティに影響を与えるものなのかとの質疑があり、理事者からは、この機器は通信の最適化を目的としたものであり、サイバー攻撃には直接関わらないと認識しているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和7年度第1回四日市市青少年問題協議会、令和7年度第1回エスペランス四日市運営協議会、令和7年度第1回四日市市民生委員推薦会報告、令和7年度第3回、第4回四日市市社会福祉協議会理事会報告及び令和7年度第1回四日市市障害者施策推進協議会報告について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

【 請 願 （ 審 査 の 経 過 と 結 果 ） 】

教育民生常任委員会に付託されました請願第 2 号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、ないし請願第 5 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についての 4 件につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願 4 件につきましては、請願者から趣旨説明の申出がありました。これに対し、当委員会では、9 月 8 日の委員会において、審査に先立ち、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願第 2 号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

子供の貧困率は 9 人に 1 人であり、本市の教育現場においても、以前より厳しい経済状況にある家庭が増えているという実感がある。貧困の連鎖を断ち切るため、教育に関わる公的支援は極めて重要であり、全ての子供の学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、平成 26 年と比べると子供の貧困率は下がっているが、実際は以前より厳しい状況にあるのかとの質疑があり、請願者からは、家

庭の状況は複雑化・多様化しており、ひとり親家庭やヤングケアラーの増加など、国民所得の中央値の半分未満に当たる相対的貧困が増えていることから、子供を取り巻く実態は厳しさを増していると考えているとの説明がありました。

これを受けて委員からは、貧困の連鎖を断ち切るための教育支援について、どのような改善が必要かとの質疑があり、請願者からは、外国にルーツのある子供への支援や、オンラインも含めた学校外の常設の相談窓口を増やすことが重要である。また、放課後や休日などの学習支援の場を提供することも重要であるとの説明がありました。

また、他の委員からは、子ども食堂やフードパントリーなどの活動は貧困家庭への支援として効果的だが、支援が届きにくい側面があると考えらるがどうかとの質疑があり、請願者からは、子ども食堂やフードパントリーは効果的だが、行政や学校を通じた情報発信や、多言語での情報提供など、利用者の声を参考に周知方法を工夫することが必要だと考えるとの説明がありました。

また、他の委員からは、就学支援に関する制度の拡充について、具体的にはどの部分を求めているのかとの質疑があり、請願者からは、例えば、小中学校では、制服代や修学旅行費、高等学校では、タブレット端末購入費など、いわゆる隠れ教育費といわれる費用が家庭の負担となっており、このような負担に対する支援が必要と考えているとの説明がありました。

次に、理事者への質疑において、委員からは就学援助制度の現状を確認する質疑があり、理事者からは、令和6年度の就学援助率は小学校で10.25%、中学校で12.55%であったとの答弁がありました。

また、委員からは就学援助制度で賄えない家庭の支出として何が考えられるのかとの質疑があり、理事者からは、教科書以外のドリルなどの教材費、部活動に必要な用品などが家庭の負担となり、就学援助制度における学用品費等で対応しているが、対象にならない費目もあるとの答弁がありました。

また、他の委員からは修学旅行費が隠れ教育費として家庭の負担になっている事実はあるのかとの質疑があり、理事者からは、修学旅行の実費相当の費用は就学援助制度で支援している。物価高の影響で家庭の負担が増大しないよう今後も引き続き、注視していく必要があるとの答弁がありました。

また、他の委員からは外国にルーツのある児童生徒への支援を求める意見があったが、学校現場ではどのように取り組んでいるのかとの質疑があり、理事者からは、外国にルーツを持つ児童生徒の数は増加しており、日本語指導が必要な子供に対して適応指導員が支援を行っているが、困難を感じる児童生徒へのさらなる支援について、今後も継続して取り組みたいとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは請願者が意見として相談窓口を増やす必要があると述べたことについて、理事者の所見を確認する質疑があり、理事者からは、SNS相談アプリは多くの児童生徒が利用していることに加え、教育委員会のいじめ・体罰等教育相談窓口をはじめ、学校外にも様々な相談窓口があり、夏季休業の前などの機会を通じて児童生徒に案内している。また、学校のスクールソーシャルワーカーを活用した外部機関との連携も行っているとの答弁がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、

請願第2号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第3号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

本市における教職員の欠員が大きな課題である。今年9月時点で、教職員の欠員は14人であり、そのうち4人が未配置のままであり、10人を非常勤講師で補充している。非常勤講師により授業数は確保されるが、学級事務や生徒指導の負担は他の教員にかかっている。また、年度の後半には、病休・産育休による職員の不在に対する代替の講師が見つからないことが毎年のように発生している。小学校で35人学級が実現したが、中学校は依然として40人学級であり、多様な児童生徒に対応するためにはさらなる定数の改善が必要であることから、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、本市ではチーム学校の取組として専門職を配置して児童生徒を取り巻く課題の複雑化、多様化に対応しようとしているが、このことについてどのように考えるかとの質疑があり、請願者からは、児童生徒を取り巻く課題は複雑化、多様化しており、教職員だけでは解決が難しいこともあり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとの連携は重要であり、今後も継続して取り組んでほしいが、児童生徒と普段から信

頼関係を構築しているのは担任をはじめとした教員であり、児童生徒が安心して話せる環境を守るためには、教職員の増員が必要と考えるとの説明がありました。

また、他の委員からは、子供の幸福に寄与するためには教員が子供に関わる時間を増やす必要があると考える。教員不足の背景には、教員の働き方の課題があり、市も教員の負担軽減には取り組んでいるが、これをさらに進め、教員の仕事を目指す人が増えるよう教育現場の環境改善に取り組んでいかなければならない。教員が児童生徒の要求に応えられる授業づくりにさらに時間を割けるような教育環境の改善が必要と考えるとの意見がありました。

委員からは、教職員の待遇について現場の声として最も大きなものは何かとの質疑があり、請願者からは、給与の改善に関する意見が多く、法改正に伴い今後の改善に期待しているところである。また、育児短時間勤務、部分休業の取得を柔軟に行いたいとの意見も多く、教員自身の子供が小学校1年生になるタイミングは負担が大きいにもかかわらず、休暇を取得しにくい状況があるとの説明がありました。

次に、理事者への質疑において、教職員定数改善計画にかかわり本市の現状はどうなっているかとの質疑があり、理事者からは、学校に必要な教職員定数は学級数によって変動するため、35人学級が進む中で必要な教職員の数は少しずつ増えている。これに加えてさまざまな教育課題に対しての加配措置もあり、これも合わせて教職員の数は決まってくるとの説明がありました。また、他の委員からは、教員の人数の確保が重要である一方で、教員の不適切な行為に関する報道があり、各校でリスク管理が必要と考えるが、本市の安全安心の

ため、どのように取り組んでいくのかとの質疑があり、理事者からは、昨今、教員による盗撮などの行為が報道されていることを受けて、県からも児童生徒を撮影する際のルールなど様々な指示を受けているが、本市ではその指示を受ける前から、全校の安全点検や撮影ルールの策定など、教育委員会と各校が連携してコンプライアンスの徹底を図っている。今後も教員の不適切行為が発生しないよう取り組み、信頼回復に努めたいとの答弁がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第3号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第4号 防災対策の充実を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

南海トラフ巨大地震の発生確率が引き上げられており、本市の津波浸水想定区域内にも公立の小・中学校が立地し、避難所に指定されている。地震防災の責任は市町村が負うことが基本原則だが、国による財政支援の充実が必要不可欠であることから、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、学校現場での南海トラフ地震に関する授業などはしているのかとの質疑があり、理事者からは、安全教育、防災教育に関する年間計画を策定し、各校で火災や地震、津波に関する避難訓練を実施しているとの答弁がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、

請願第4号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第5号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

提出した請願のとおり、義務教育費国庫負担制度の拡充は重要だが、例えば、スクールサポートスタッフは学校現場において不可欠な存在となっており、国が全国への配置を進める中、本市にも配置されている。しかし、国が費用の3分の1を補助し、残りを自治体が負担する必要があることから、配置がない自治体もあるという現状がある。こうした内容も含めて、自治体の財政状況に左右されることなく、子供たちの教育機会の均等を確保するために、義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

以上の説明の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第5号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会教育民生分科会長報告（令和7年9月定例会月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第26号

令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【健康福祉部・経過】

≪ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ≫

民生委員児童委員協議会連合会の運営体制、及び、民生委員児童委員協議会連合会補助金の支給方法の見直しに向けた協議、検討について

「論点整理シートNo. 1」参照

重層的支援体制整備事業について

Q. 重層的支援体制整備事業の対象者が分かりにくく、市の広報では「複雑・複合化した相談を受け止め」とあるが、「複雑化・複合化した」という表現は曖昧で具体性に欠け市民に伝わりにくい。今後、当事者だけではなく、関係機関向けに相談の対象となる人やその効果について、具体的な事例を交えて伝えるべきではないか。

A. 効果的な周知方法については重要であり、各分野の窓口だけでは解決が困難な問題をコーディネートする相談窓口であることを、研修などの機会を活用し、なるべく分かりやすい形で周知していく。

Q. 重層的支援体制整備事業で支援を行った具体的な事例を確認したい。

A. 親族との関係が良好でなく、就労が定着しない事例であるが、つながりがある支援機関からの相談で、病院のソーシャルワーカー、就労支援、ヘルパー、日常生活自立支援センター、市営住宅課などの関係機関で支援チームを構成し、役割を明確にすることができた。この事例のように、複数の問題が絡み合っていて、相談先が分かりにくいケースを対象として、支援を行っている。また、例えばお金がないという相談一つをとっても、背景にある事情は様々であり、個別の事情を丁寧に聞き取り、様々な制度を最大限活用することで、包括的な支援を目指している。

（意見）市民に伝わるよう、具体的な事例を交え、わかりやすい周知に努めてほしい。

Q. 令和6年度は国庫支出金463万2000円、県支出金は32万9000円だったが、令和5年度はどうか。

A. 令和5年度は国庫交付金404万7000円、県支出金171万7000円であった。金額の差異の主な要因として、事業によって国、県の補助率が異なるため、令和5年度の多機関協働事業に係る事務システム導入経費が今回は含まれていないことが挙げられる。

Q. 重層的支援体制整備事業は、包括的相談支援事業、地域づくり事業、新たな機能の3つに分類されるが、今年度から始まった「地域のつながり」強化事業はどこに位置づけられるのか。

- A. 地域づくり事業に位置付けている。高齢、障害、こども、生活困窮の4分野の既存の補助金等を受けている事業をこの重層的支援体制整備事業の交付金とすることができる。「地域のつながり」強化事業は生活困窮分野の地域づくり事業として実施している。
- Q. 新たな機能に位置付けられる事業としてどのようなものが挙げられるのか。
- A. 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業が該当する。この3つの事業については本市の職員が事業を行っている。
- Q. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施する体制を確認したい。
- A. 福祉総務課支援係の係長1名、ケースワーカー2名の3名体制で行っている。状況に応じて、市役所の関係部局やハローワーク、病院などに行き渡る支援も行っている。
- Q. 対象者によっては継続した支援が必要になるが、今後、3名の体制で疲弊せずにこの伴走的支援を継続できるのか。
- A. 主に初期相談で同行支援を行うが、支援を継続する中で他の信頼できる機関につなぐことで、持続可能な重層的支援体制整備事業としたい。
- Q. 3名体制で継続して事業を行うためには、社会福祉協議会やNPO法人などの社会資源を活用して取り組むべきではないか。
- A. 社会福祉協議会をはじめ、庁内の他部局、地域、民間の関係機関などと、日常的に連携しており、今後もさらに専門職との連携を強化していきたい。
- Q. 第5次四日市地域福祉計画に位置付けられている事業であり、異なる相談内容に対して様々な関係機関と連携するなど、担当者の力量が問われる事業であり、より効果的、効率的に実施できるよう、早急な体制整備が必要ではないか。
- A. 重層的支援体制整備事業は令和5年度に開始した事業であり、複雑化・複合化した課題を抱える住民の相談窓口の一本化、そして多機関との連携、支援チーム編成による寄り添い型支援などを実施している。引き続き実績を積み上げながら課題を整理し、体制整備に努めていく。
- (意見) 試行錯誤の中でアウトリーチ型の支援をするのは担当者の負担が大きく、体制を強化する必要がある。相談件数の増加にも対応できるよう、庁内連携の強化、人員増、社会福祉協議会との連携強化などを検討し、令和8年度に向けて体制を整備すべきと考える。

障害者介護給付費について

- Q. 障害者介護給付費が増加している要因は、令和6年度の報酬改定の影響であるとの理解でよいか。
- A. 障害者介護給付費の増加は全国的な傾向であり、本市においても同様である。令和6年度の報酬改定に加え、コロナ禍後のサービス利用の正常化によるサービス利用人数の伸びなどの要因が複合的に影響していると考えられる。

高齢者終活情報登録事業について

- Q. 高齢者終活情報登録事業の登録件数が少ないように感じるが、今後の周知方法についてどのように考えているのか。
- A. 令和6年11月に開始した事業であり、市長定例記者会見や各種会議等で周知したと

ころであるが、更なる周知が必要と認識している。現在、チラシを作成中であり、民生委員の会議や地域ケア会議などの機会に配付するなど、改めて周知を行う予定である。

(意見) この事業を知らなかったから活用できなかったということがないように、丁寧な周知に努めてほしい。

Q. 高齢者終活情報登録事業には、お墓に関する情報も記載できるのか。

A. お墓の有無を記載する欄もあるが、自由記載欄にも記入することができる。

Q. 葬儀の生前契約に関する情報も登録できるのか。

A. 生前契約先の事業者を登録することで、万一の場合に市から事業者へ連絡し、契約履行を促すことが可能である。

Q. 市として特定の葬儀会社を紹介したり、市内の葬儀会社のリストを提供したりできないのか。

A. 市が特定の事業者を紹介することは行っておらず、現時点ではリストも作成していない。リストを作成する場合、掲載するための基準の設定が必要となるため、今後の検討課題としたい。

Q. 財産に関する情報、特に賃貸住宅の残置物処理についてはどのように扱っているか。

A. 終活情報登録事業の申請書の中には、不動産に関する項目はあるが、行政では財産の処分はできないため、生前に相談を聞きながら内容を検討し、登録していただく手順となっている。残置物についても同様である。

Q. 相談なく亡くなった場合や、残置物処理の指示が遺言書等に記載されている場合の対応はどうするのか。

A. この事業を利用する方は基本的に独り身の方で、相続人がいない場合は生前に財産の売却等の対応をアドバイスしている。

(意見) 相談なく亡くなった場合や、残置物処理に関する指示が文書で残されている場合についても、適切な対応を検討して欲しい。

認知症高齢者等地域生活支援事業

Q. 認知症高齢者等個人賠償責任保険が適用され給付された実績はあるのか。

A. 加入者は増加傾向にあるが、まだ保険を給付した実績はない。

在宅介護支援センター

Q. 在宅介護支援センターの医療職、福祉職に欠員が出ている場所を確認したい。

A. 福祉職で欠員が出ているのが小山田在宅介護支援センター、医療職で欠員が出ているのが塩浜在宅介護支援センター、海蔵在宅介護支援センターであった。

Q. 在宅介護支援センターからは、福祉活動推進事業としてどのような活動の報告を受けているのか。

A. 報告内容には、電話相談、来所相談、訪問相談など、相談内容ごとの件数を記載しており、この件数には訪問による支援も含まれている。

Q. 地域に出て行って介護予防や認知症に関する普及啓発活動などは行っているか。

A. 地域介護予防普及啓発事業として地域に出向き、介護予防等の啓発活動を実施して

いる。

Q. 在宅介護支援センターのあり方について、現状や環境の変化を踏まえ、一度検討すべきではないか。

A. 在宅介護支援センターについては、各種専門職、市民委員を含む会議で常に評価を行っている。市民へのサービス内容についても、報告内容で実数を確認しており、しっかり活動を担っていただいているため、今後も評価しながら事業を継続していく。

《 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第3款民生費 第3項生活保護費 》

生活保護ケースワーカーについて

Q. ケースワーカーの人数は徐々に増加しているが、基準配置人数には達しておらず、担当件数の多さは、個々の案件への対応を難しくするため、さらなる人員配置が必要ではないか。

A. ケースワーカー1名当たり80世帯という基準を目指しているが、80世帯という基準に達して終わりではなく、より手厚いケースワークができるよう、業務の効率化を進めていく。

Q. 困難事案を抱えるケースワーカーに対するサポート体制を構築する必要があるのではないか。

A. ケースワーカーとして豊富な経験をしてきた査察指導員がケースワーカーを指導している。また、地区の特性や世帯の状況に応じて、担当件数を調整しケースワーカーの配置を行っている。さらに、課全体での会議や、係長会議を定例的に開催し、課題の共有、解決にも努めており、今後も改善を続けていく。

Q. AIによる業務支援サービスの導入検討、タブレット端末を活用した訪問活動支援の検討とあるが、具体的にどのような活用をイメージしているのか。

A. タブレット端末を用いて、訪問記録をその場で入力、作成し、事務作業の効率化を図ることを想定して検討してきたが、システム標準化による改修の時期と重なり、システムベンダーとの調整ができない状態が続いており、他のベンダーで導入できないか検討しているところである。

(意見) AIの技術は日進月歩であり、業務効率化を今後も進め、本来業務に注力できる時間をさらに確保できるよう取り組んでほしい。

(意見) システム標準化による改修があることは理解するが、AI活用やタブレット端末導入による業務効率化の必要性も理解して早期導入を目指して取り組んでほしい。

Q. 計画に対する訪問率の目標100%に対し、実績は89.1%にとどまった要因は何か。アポイントが取れなかったということか。

A. アポイントが取れなかったこともあるが、ケースワーカー1名あたりの担当世帯数が多く、計画通りの訪問ができていなかった。今年度は配置が改善されたこともあり、計画通りに訪問が進んでいる。

外国人の生活保護受給について

- Q. 外国人の生活保護受給の法的根拠を確認したい。
- A. 生活保護法では外国人の生活保護受給について規定されていないが、昭和 29 年の国の通知に基づき、外国人の対応を行っている。具体的には、永住者、定住者など日本に在住して活動に制限のない人に対して生活保護を適用しているのが現状である。
- Q. 最高裁の判断はどのようにとらえているのか。
- A. 最高裁の判例は外国人の生活保護は生活保護法では規定されていないというものであり、生活保護法に準じて給付すべきとの国の通知を否定したものではないと認識している。
- Q. 外国人の生活保護受給の根拠と実績についても主要施策実績報告書に記載すべきと考えるがどうか。
- A. 委員会での意見を踏まえ報告書に記載することを考えたい。
- Q. 本市在住の外国人数に対する生活保護受給者の割合を確認したい。
- A. 令和 7 年 3 月末時点のデータでは、外国人 1 万 3199 人に対し、生活保護受給者が 269 人で保護率としては 2.04%であった。

生活保護受給者への就労支援について

- Q. 就労支援の実施者に対する訪問回数を増やしたと説明があったが、それでも達成率が向上していないのはなぜか。
- A. 近年は、就労が非常に難しい人も含めて支援対象者の掘り起しを行っているため、支援対象者は増加傾向にあるものの、支援期間の長期化などにより就労達成率が低下傾向にある。
- Q. 10 年前と比べると支援実施者数は減少しているのではないか。
- A. 令和元年度から 4 年度にかけて、コロナ禍の影響で減少したが、その後、増加傾向にある。令和 3 年度、4 年度の達成率が高いのは、コロナ禍の影響で失業した就労能力のある対象者が就労を開始したことによるものと考えている。

《 歳出第 3 款民生費 第 4 項災害救助費 》

《 歳出第 3 款民生費 第 5 項国民健康保険費 》

《 歳出第 3 款民生費 第 6 項介護保険費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費 》

感染症予防計画関連事業について

- Q. 外部専門人材（IHEAT 登録者）の目標人数 10 人は、職種ごとに 10 人ずつなのか。
- A. 職種問わず、全体で 10 人である。
- Q. 人材確保と養成の費用 36 万 1779 円の用途を確認したい。
- A. 研修参加者への謝金である。
- Q. IHEAT 登録者は、実際に活動する際に、どのように費用が支払われるのか。
- A. 会計年度任用職員として任用し、市の賃金体系に基づき支払う。

Q. IHEAT 登録者は、定期的に研修や訓練を受けるのか。

A. そのとおりである。

Q. 転勤などで登録者が減った場合はどうするのか。

A. 現在もホームページ等で、随時募集している。今後も人材の確保に努めたい。

四日市をARUKUンピックについて

Q. 令和7年度から個人部門が廃止された理由を確認したい。

A. 企業部門と個人部門の同時開催により、重複申し込みが発生するなど、わかりにくい点があったため個人部門を廃止した。令和7年度は、個人部門の代わりに、時期をずらしてアプリを活用したウォーキングイベントを開催予定である。

(意見) 健康寿命の推進という観点で有効な事業であり個人部門も復活してほしい。

健康増進センター費について

Q. 予算額に比べて支出額が少ないのはなぜか。

A. 例年行っている工事や修繕などが少なかったことに加え、予定していたプールのオゾン発生装置の更新工事が、事業者による入札後の辞退により翌年度に繰り越されたことが主な要因である。

(意見) 令和6年度の健康増進センターの利用者数は、コロナ禍で減少した後に回復傾向にあるが、プールや器具の活用による健康寿命の延伸や、安全安心な施設利用のための投資を行っている点などをアピールし、収入や利用者増につなげてほしい。

◀ 歳出第4款衛生費 第3項保健所費 ▶

精神保健事業について

Q. 精神保健事業において、精神科病院と連携した退院後の支援に取り組んでいるとのことだが、特に居住支援については、どのように考えているか。

A. 退院後の居住については、地域に戻る人、グループホームなど集団生活をする人など、状況は様々である。庁内連携しながら情報把握に努め、支援を行っていききたい。

(意見) 精神疾患のある人が居住に困らないよう、受け皿となる住まいの確保が重要である。特に、集合住宅などでのトラブルや、大家による入居拒否などの問題を回避するため、居住サポートや理解のある大家とマッチングできるようサポートしてほしい。

こころの健康づくり支援事業費について

Q. メンタルパートナー研修の時間が30分なのは短いのではないか。

A. メンタルパートナーとしての意識向上を目的とした普及啓発の一環として実施している。研修時間については、指導者研修の内容に沿って実施している。

Q. 受講者数と、受講者からの反応について伺いたい。

A. 平成23年度から令和6年度までの間に、約1万人が受講している。受講者からは、「悩んでいる人に声をかけてみようと思う」「勇気を出して一声かけたいと思う」といった前向きな反応が寄せられている。

Q. こころの健康づくり講演会は年に1回の開催だが、開催頻度を増やすことは難しい

のか。

A. 著名な講師を招いて大会場での実施は、現状では年に1回の開催としている。

Q. こころの健康づくり講演会は人気が高いため、年に1回の大規模開催ではなく、より多くの市民が参加できるよう、小規模な講演会を複数回開催するなど、検討すべきではないか。

A. こころの健康づくり講演会以外にも、様々な研修会や講座を開催している。こころの健康づくり講演会については、年1回の予定だが、アンケート結果なども参考に、検討していきたい。

Q. こころの相談について、電話、訪問、来所での相談支援を実施しているとのことだが、どのように周知しているのか。

A. 研修会や、自殺対策強化月間、予防週間などで相談窓口の案内を行っているほか、ホームページ等でも周知啓発を実施している。

Q. 思春期に関する相談もあるとのことだが、学校には情報提供しているのか。

A. 教育委員会と連携し、学校にもSOSの出し方や相談窓口の案内などの周知啓発を行っている。

Q. こころの健康づくり支援事業の予算執行率が低い理由について、資料からわかった。令和7年度以降は職員の採用となるのか。

A. 令和7年度の相談業務を担う会計年度任用職員で対応している。

食の安全安心対策事業

Q. キッチンカーの営業許可について、本市と三重県で別々に許可が必要な現状について、東京都や岐阜市など、広域的に営業許可を認める自治体が多い中、本市と三重県も同様の対応を検討すべきではないか。

A. キッチンカーは移動販売であり、保健所としては、管轄区域内の安全衛生を守る観点から、四日市市内で営業する場合は、四日市市で許可を取得する必要があると考えている。他地域で許可を取得したキッチンカーが市内で営業する場合、現状では、状況把握が困難であり、安全面で不安があるため、即座に変更することは難しい。

Q. 近隣自治体の状況は把握しているのか。

A. 愛知、岐阜、三重の東海3県では三重県だけが本市と三重県でそれぞれの許可を必要としているが、奈良県と滋賀県も、三重県と同様の制度である。

Q. 多くの自治体で広域的な営業許可が認められている中、三重県と本市も足並みをそろえて、対応を検討すべきではないか。

A. 本市で許可を得たキッチンカーが他地域では営業できないため、県全体で足並みを揃える必要がある。現時点では、三重県にも要望は届いていないということであり、具体的な議論は行われてこなかった。

Q. キッチンカーの営業許可の有効期間はどのくらいか。

A. 三重県と本市ともに5年間である。

(意見) 近隣を含む多くの都道府県で広域的な許可を出している中、本市も三重県と連携して同様に取り組むべきである。

Q. 広域的に営業許可を認めるかどうかは、国の基準ではなく、市町村の判断によるも

のか。

A. 広域的に営業許可を認めるかどうかは、国の通知に基づき、各都道府県で判断している。広域的に営業許可をしている都道府県では、施設基準や情報共有、指導体制などについて、県と市が十分に協議を行い、双方の合意に基づいて運用していると考えている。本市としては、例えば、食中毒が発生したときに早期対応が難しくなるのではないかと心配している。

Q. 食品衛生事務処理システムの更新とあるが、具体的にどのようなシステムなのか。

A. 保健所機能が本市に三重県から移管された当時から使用しているシステムを改修した。これにより、証明書の発行など、これまで時間を要していた手続きが迅速化されるなど、サービスの改善につながるものと考えている。

Q. キッチンカーの営業許可取得に必要な資格や申請費用、構造設備基準などについて、独立店舗の飲食店と比べて異なる点はあるか。

A. 申請費用はどちらも1万8000円である。いずれも調理師免許は必ずしも必要ではなく、食品衛生責任者が1人いれば営業許可を取得できる。構造設備基準については、提供するメニューに応じて、手洗い用の水タンクの容量などが細かく規定されている点異なる。それ以外は、独立店舗の飲食店と大きな違いはない。

《 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 国民健康保険特別会計 》

国民健康保険料について

Q. 平成30年に県が保険者となってから、令和4年以降、一般会計からの繰入金が増え、被保険者数が減り、被保険者一人当たりの保険料が増加傾向にあることについて、市としてどのように捉えているか。

A. 令和6年度は保険料を値上げしたため、軽減額が増加し、一般会計からの繰入金がそれにより増加した。また、医療費が増加傾向にあり、それを賄う保険料が上昇している。国の方針は、都道府県内で所得や世帯構成が同じであれば、同じ保険料で同じ医療給付を受けられるようにすることを目指しており、大阪府や奈良県ではそれぞれの府県で統一された標準保険料が導入されている。国民健康保険の加入者は他の健康保険と比較して所得が低く、年齢構成が高い傾向にあるため、1人当たりの保険料が高くなる傾向がある。三重県も令和11年から15年にかけて標準保険料を導入する予定で進めており、徐々に県内統一の保険料水準に近づいていくと予想している。

Q. 加入者が高齢化し、減少していく中、国民健康保険の財政運営は厳しい状況だが、県が保険者である中で、市として何ができるのか。

A. 市として取り組めることは、収納率の向上と医療費の適正化である。収納率は現在93%程度だが、向上させることで収入を増やし、保険料の引き下げに繋げたい。医療費の適正化については、糖尿病性腎症の重症化予防事業などを医師会と協力して実施し、多くの医療費が必要となる透析へ移行しないための取り組みを進めている。しかし、これらの取り組みだけでは限界があり、国レベルでの制度改正が必要である。市長会

からは、国保の年齢構成が高いことによる医療費の増加を踏まえ、国費の負担割合の引き上げや、将来的には健康保険制度の一本化などを要望している。

Q. 予防医療、検診、ヘルスアップ事業などによっても、国保財政の改善に寄与できるのではないかと。

A. 特定健診を実施しており、血糖値が高い方には、運動や栄養指導などの保健指導を受けてもらうよう促している。特定健診の受診率は約45%である一方、特定保健指導の利用率は1割以下であり、利用率向上のため、インセンティブとして塩分計やバランスクッションなどを配布するなどの取組を行っている。

◀ 介護保険特別会計 ▶

介護保険事業の財政状況について

Q. 一般会計からの繰入金への依存度が高いと考えるが、現状、課題、方針について伺いたい。

A. 高齢化に伴い、介護給付は増加傾向にあり、どのように抑制するかは今後の課題である。近年は、通所系サービスよりも訪問系サービスの給付の伸びが大きく、施設系サービスはコロナ禍での落ち込みから回復傾向にある。総合事業などにも積極的に取り組み、健康維持と必要なサービスの提供を両立できる体制づくりを目指している。

Q. 地域支援事業費が令和4年度以降減少しているのはなぜか。

A. 地域支援事業費の減少は、重層的相談支援体制整備事業の開始に伴う事業の移管によるものである。

Q. 高齢化の進展により、被保険者は増加し、介護給付は今後増えることを止めることは難しいが、適正化するためには、健康寿命をのばすような取組が必要ではないか。

A. 健康に過ごすために早期から予防し重度化しないことが重要であり関係機関とも連携して取り組んでいきたい。

Q. 介護保険料の滞納整理の状況、収納率向上のための取り組みについて確認したい。

A. 滞納の主な原因は、65歳になったタイミングですぐに特別徴収が開始されず、初回の保険料が普通徴収となるため、初期滞納が発生しやすいという課題があり、初期滞納への対応を重点的に取り組んでいる。

Q. 65歳になった際にそのまま特別徴収を継続することはできないのか。

A. 制度上、保険料の支払先が変わるため、65歳時点では普通徴収となり、年金が一定額以上の人は、一定期間ののち年金からの天引きに切り替わるという仕組みであり、この切り替え時の約1年間、特に滞納防止に努めている。

Q. 制度上、変更が難しいのであれば、告知方法などを工夫すべきではないか。

A. 納付書に説明を追記しているが、説明量を減らしわかりやすくすべきか、細かい情報をより掲載すべきかなど、試行錯誤している。わかりやすくなるよう改善に努めていきたい。

(意見) 細かい説明のために文字が多くなるのは理解するが、まずは手続きが必要であること自体を理解できるような周知に努めてほしい。

要介護認定について

Q. 要介護認定率の高い75歳以上人口が約5600人増えており、これが要介護認定者数が1000人増えた大きな要因だと思うが、要介護認定の基準は変更があったのか。

A. 要介護認定の基準は変更していない。

《提言チェックシート政策提言（前年度）の取扱いについて》

介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査研究について

Q. 調査期間縮減に向けたシステム導入とあるがどのようなシステムなのか。

A. 訪問調査システム、調査認定事務支援システム、ペーパーレス審査会システム、スケジュール管理のためのビジネスチャットなどを導入している自治体がある。

Q. 本市では、すでに導入しているシステムはあるのか。

A. ペーパーレスで審査会ができるシステムを導入しており、審査委員にデータで資料を送信し、端末で確認、入力してもらう形式をとっている。

Q. 調査期間短縮のために、訪問調査員がその場で入力できる端末を導入することは有効ではないか。

A. 視察を行う前には、訪問調査時の補助システムの導入による短縮時間は30分程度であり、劇的な時間の短縮にはつながらないことや、現在の調査方法に慣れた調査員は新しいシステムへの抵抗感もあることで効果は薄いと認識していたが、実際の視察先では、調査項目の漏れを防ぐなどの補助機能があり、新しい調査員が一人前になるのが早いという利点もあることがわかった。

Q. 主治医意見書の入手にかかる時間を短縮する方法はあるか。

A. 国が介護情報基盤を開発中で、令和10年度以降、主治医意見書がデータでやり取りできるようになる予定である。それまでは、郵送方法を速達に変更したり、督促業務を強化することで、期間短縮を図りたい。

Q. 主治医意見書の提出が遅れる原因は何か。

A. 医師の業務多忙、介護認定を受ける人の通院のタイミングが合わないことなどが考えられる。

Q. 介護認定が出る前に、みなし認定を利用することは可能か。

A. 制度として存在し、必要であれば利用可能である。

提言内容に対し、調査研究を行ったことは評価するが、日数短縮のための道筋が明確に示されていないことから、提言の取扱いについては、全会一致により「継続」とすべきものと決した。

認知症初期集中支援チーム

Q. 認知症初期集中支援チームを設置してから数年経過したが役割、責務に変化は生じたのか。

A. 年度によって医療、介護サービスにつながった件数にばらつきがあり傾向がつかみにくい。これは認知症初期集中支援チームが動く前に在宅介護支援センターが対応したケースなどもあり、件数が増減している。このように認知症初期集中支援チームだけでなく、在宅介護支援センターや、地域包括支援センターなどの多様な主体が互いにフォローしあって支援している。

Q. 認知症初期集中支援チーム以外の相談窓口が増える中でそれぞれの役割の整理をする時期に来ているのではないか。

A. 認知症の初期段階に集中して支援するのが役割だが、コロナ禍を機に訪問を断られるなど、状況によっては初期対応に時間がかかるケースがあった。近年、認知症に関する施策が増えている中で、それぞれの役割についても整理していきたい。

(意見) 認知症の人をいち早く発見して、医療、介護サービスにつなげることは重要なことであるため、認知症初期集中支援チームの認知度を向上し、連絡しやすい工夫などをしてほしい。

認知症官民連携ミーティング

Q. 認知症官民連携ミーティングでの議論を基に、具体的な施策展開や予算化に至ったような事例はあるか。

A. ミーティングを通じて、企業と介護事業所のマッチングを行っている。例えば、家電メーカーと介護事業所のマッチングによる新たなサービス展開などを検討中であるが、現時点では事業化に至っていない。

Q. 企業と介護事業所のマッチングに期待する効果は二つあり、一つは、認知症を患った従業員を支援することで安易に退職せずに済むようになること、もう一つは、認知症患者を顧客として、接客方法や、認知症患者に向けた製品開発につなげることだが、企業とのマッチングで可能性が高いのはどちらの側面か。

A. いずれの側面も期待しているが、商品開発やサービス開発はハードルが高く、従業員への啓発や福利厚生、顧客へのケアといったすぐに対応できる側面への期待が大きい。その一環として、企業に対し認知症サポーター養成講座の受講や講師派遣などを行い、認知症への理解促進を図っている。

Q. ミーティングの回数を重ねる中で、商品開発は難しいにしても、労働人口が減少している中で、認知症の人でも従業員として仕事を続けられるサポート体制の充実や、日常的なサービスを行う企業が認知症の方を配慮することでサービスの向上につながるような施策に発展させていくことができるように感じるがどうか。

A. 企業からは、認知症の顧客への対応方法がわからないという声が多く、介護事業所からは企業との接点がなかったという声が多かった。認知症官民連携ミーティングを通じて、企業、事業所と行政が連携して取り組むことができる要素は多いと考える。官民連携の取組の中で、見守り協定を結んでいる企業もある。人材不足の中での社員の確保という観点も含めて、認知症についての正しい知識の普及啓発に努めていきたい。

認知症カフェ運営業務委託

Q. 認知症カフェの設置数が令和6年度に2か所減少していることについて確認したい。

A. 実施団体の運営体制によるものと理解しており、認知症カフェ事業に関する理由ではない。

Q. 実施団体の人員が不足しているということか。

A. 団体がほかに実施している事業に注力する関係で手を引くこととなったと認識して

いる。

- Q. 認知症カフェの参加者数について、認知症当事者の参加が減少する一方、本人以外の参加が増加していることを考えると、認知症当事者の介護に悩む家族のピアサポートが重要なのではないかと。
- A. 当事者数の減少は設置箇所数の減少が影響している。本人以外の参加者数の増加については、家族の参加に加えて、認知症フレンズの方の積極的な参画によるものが大きい。令和6年度から認知症フレンズの新たな展開をスタートさせており、認知症カフェへの参加を促進している。
- Q. 認知症カフェには、例えば、地域での交流タイプや、ハードルを下げた交流を促すタイプ、早期支援タイプなどのタイプに分かれるが市としてどのような類型を増やしたいという方針はあるのか。
- A. 本市のように認知症カフェを委託事業として実施している事例は全国的にも珍しい。委託事業として運営している以上、市として一定の方針を定めている。特に近年は、「新しい認知症観」に基づき、当事者や家族、支援者との対話を中心としたカフェ運営に重点をおいて各団体に依頼している。
- Q. 認知症カフェ事業の認定を受けていない団体への支援もしているのか。
- A. 認定を受けていない団体に対しても、立ち上げ、運営に関する助言を行っている。
- Q. ボランティアも含めて参加者数が増加傾向にあることを考えると、委託事業として実施する団体をさらに増やす必要があると考えるが、委託の条件にある専門職の配置のハードルを下げるなど、さらに委託先を増やす考えはないのか。
- A. 委託事業の団体に対しては、市の認知症地域支援推進員が現地を訪問するなど、本市が期待する認知症カフェの運営を担っていただいている。専門職の配置については、医師が必須という訳ではなく、看護師、保健師、精神保健福祉士などの専門職のうちいずれか1名が配置できればよい。

介護予防・日常生活支援総合事業について

- Q. 住民主体型サービス（サービスB）が行き届いていない地区もあるのではないかと。
- A. 地区によって、2、3か所あるところもあるが、サービスが立ち上がっていない地区がある。まだ1つも立ち上がっていない地区については、引き続き興味を示している団体に支援をしながら、立ち上げにつながるよう取り組んでいきたい。
- Q. 事業の評価につなげるため、サービスを実施する団体において、要介護になった利用者を把握し、行政に報告してもらうことはできないのか。
- A. 住民主体型サービス（サービスB）は、専門職でない住民が主体のサービスであり、身体介護等の専門的なケアが必要な人には市としてはお勧めしていない。実施団体は地域の担い手として様々な支援を行っていただいております、負担にならないためにもそのような報告は求めていない。
- Q. サービス利用者を間近で見ている実施団体からの意見を聞き取ることは有効ではないか。
- A. 住民主体型サービス（サービスB）の現状を把握することは重要であり、今後の事業展開の参考にもなるため、積極的に意見を聞いていきたい。

在宅医療・介護連携事業について

Q. 在宅医療介護連携推進事業「つなぐ」の活動における課題は何か。

A. 受けた相談の中で、すべて満足のいく解決には至らなかったと考えており、個々の事象について関係者同士が十分に連携を取って事業を進めていく必要がある。

Q. 「つなぐ」が機能しているのか確認するため、在宅医療支援病床確保事業との連携状況、在宅看取り率を把握し、効果検証する必要があると考えるがどうか。

A. 令和5年度の本市の在宅看取り率は19.9%で、全国平均の17%よりも高い。「つなぐ」への相談内容の中には、医療・介護関係者が行った措置が妥当だったのかとの内容もある。「つなぐ」についての認識を広め、医療と介護の連携を進めていきたい。

Q. 令和5年度の在宅看取り率19.9%は、令和3年度の22.1%と比べると低下しており、保健医療推進プランの目標である23.7%にも届いていないが、どのように評価しているのか。

A. 令和3年度の22.1%は近年で最高の数値である。プランの目標である23.7%を目指して医療と介護の連携を進めていきたい。

Q. 本市が保健所政令市になってから医療と介護の連携の事業に取り組んでしばらく経過するため、在宅医療の開業に向けた支援や訪問看護ステーションの体制強化など、多角的な視点から施策展開を検討することが重要であり、在宅医療支援病床確保事業や「つなぐ」が機能するよう、行政が方向性を示して取り組み、在宅医療の推進につなげてほしいと考えるがどうか。

A. 在宅医療支援病床確保事業は、在宅医が患者の入院が必要と判断した際に、一般病床を活用してスムーズな受け入れができる体制を確保するために実施してきたが、市内の医療機関における地域包括ケア病床の整備が進み、令和6年7月時点で163床が確保され、平均稼働率も79.4%と余裕があるため、令和6年度で事業を終了する。今後も、在宅医療の推進をさらにブラッシュアップできるよう取り組んでいく。

(意見) 若年がん患者在宅療養支援事業の利便性向上のため、他県で療養している人が戻ってきた際に利用できるように情報提供を工夫するなど、今後も、時代の変化に合わせて、在宅医療・介護連携体制のバージョンアップ、アップデートを継続的に行う必要がある。

Q. サービス付き高齢者向け住宅に居住する高齢者も在宅看取りに含まれることについて、分けて考えるべきと考えるがどうか。

A. 在宅看取り率の統計は、全国と比較できるよう国の基準に沿っていく。

Q. アドバンス・ケア・プランニングの推進のためどのように取り組んでいるのか。

A. アドバンス・ケア・プランニングは、病気や事故などで自分の意思が伝えられなくなったときに備えて、どのような医療やケアを受けたいか、どんな人生を送りたいかなどについてあらかじめ考え、家族や医療・介護従事者と話し合っていくことであるが、医師会とともに啓発に取り組んでいきたい。

Q. 急性期病院からの転院先として、地域包括医療病棟の確保についてどう考えていくか。

A. 国からの情報収集を行っていく。

◀ 後期高齢者医療特別会計 ▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

【教育委員会・経過】

◀ 歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費 ▶

四日市市奨学金

Q. 四日市市奨学金の決算額は 6504 万 4000 円に対し、歳入はどのくらいか。

A. 令和 6 年度の歳入額は 25 万 5000 円である。返還対象者は 39 名だったが、このうち 28 名は市内在住で返還免除となった。

(意見) 参院選の際、全国的に意見を聞いたところ、若い世代は奨学金の返還支援を国の政策として求めている。四日市市奨学金は元々半分が給付、残る半分も要件を満たせば免除となり、進学や一定の市内在住につながっているが、ほかにも奨学金制度は多くあり、優秀な人材を獲得する観点からも奨学金の返還支援を検討してもらいたい。

英検 IBA の実施について

Q. 英検 I B A の結果についてどのように評価しているのか。

A. 卒業時点での各教員の見立てでは、英検 3 級レベル相当の生徒が 57.4%であった。今後は 60%を超えるように指導していきたい。

Q. 安価で比較的容易に受験でき、自分のレベルが分かるため、有効な取組だが、進学先への入試に使用するためには通常の英検の受験が必要になる。他市で英検の受験費用の一部を補助して資格取得を促進する事業をしているところもあるが、英検の受験を促進する予定はないのか。

A. 現在はまず、英検 I B A の活用を進めており、英検などの個人の資格取得に補助をすることは考えていないが、英検の結果が高校受験にどのように利用されているかなどの情報について収集に努めたい。

Q. 本市における生徒の英検の取得状況は把握しているのか。

A. 今のところ、英検の合格者の状況を確認していないが、把握することを検討したい。

(意見) 希望する生徒の英検の受験に対する促進、支援を検討してほしい。

新教育プログラム推進事業（キャリア形成）

Q. キャリア・パスポートにかかった費用の内訳を確認したい。

A. キャリア・パスポートの活用に 104 万 5000 円。内訳は印刷代と子どもたちが使用するファイルとで約半分ずつを支出した。

Q. キャリア・パスポート推進校での実践の成果や課題は何か。

A. 推進校には先進校の視察をするなどの予算を配分しており、研究成果は研修会などで発表している。

Q. 職場体験学習の実施先の業態別バランスについて、年度によって偏りがあるのか、その傾向性はどうか。

- A. 職場体験学習は各中学校が地域の事業所を活用して実施しており、学校ごとに商業地域や農業等の一次産業が多い地域等の特色があるため、特に教育委員会がバランスを取ることはなく、それぞれの学校に任せている。
- Q. 職場体験学習の選択肢を広げるために、地域外の事業所や多様な業態も選択できるよう、教育委員会や学校で工夫すべきではないか。
- A. 最近の職場体験学習の実施先は多様化しており、生徒たちが自分の興味や関心に基づいて選ぶことが可能となっている。特に教育委員会が事業所リストを作成しているわけではないので、地域性は出てくると思う。
- Q. ゲストティーチャーを招いてのプレ社会人セミナーについて、教えてほしい。
- A. 地域の事業者の方などを招いて授業を行っていただいている。子どもたちの職業観などを刺激できる部分は多いと考えている。
- (意見) プレ社会人セミナーは非常に重要な取組であると考えている。また、実際の職場体験を通じて子どもたちが苦手なことを乗り越えるという経験は、次のステップへの自信につながるため、キャリア形成事業全体のさらなる工夫を期待している。

乳幼児期から学校卒業後を見通した途切れのない支援の充実

- Q. 通常学級において相談支援ファイルを作成している児童生徒は何人いるのか。
- A. 1506人である。
- Q. 相談支援ファイルはどのように活用されているのか。
- A. 指導に関わる多くの教員が、その児童生徒の成育歴や特性を理解することに活用している。
- Q. 精神科医や小児科医からの指導助言を受けていることについて、これは報酬に含まれているのか。
- A. 含まれている。

学びの一体化推進事業について

- Q. 学びの一体化推進事業を継続してきた効果を確認したい。
- A. 学びの一体化推進事業が約20年前に開始された当時は、中学校から小学校に、年1回だけ参観に行ったことを記憶しているが、現在は、指導案の検討から授業参観、事後検討まで、幅広く実施されている。相互参観は文化として根付いており、中学校教員が小学校の授業を、小学校教員が中学校の授業を見るのは当たり前のこととなっている。中学校3年生の担任が小学校6年生の授業を見学したり、ゲストティーチャーとして参加したりするなど、様々な形の相互参観が行われている。
- Q. 授業参観後の事後検討や学校での活用について具体的にどのように行われているのか。
- A. 授業参観後は事後検討会として、その場で教員同士が意見交換を実施している。各校区で学びの一体化の取組について年間の報告を作成しており、この報告を基に、次年度の事業改善に繋げている。
- (意見) 事業の成果を具体的な施策に繋げる仕組みづくりが期待される。

外国人幼児児童生徒教育事業費

- Q. 適応指導員の派遣は、各学校からの要望に応じて行っているのか。
- A. 各学校からの日本語指導が必要な児童生徒に関する報告書に基づいて配置をする場合もあれば、直接教育委員会に要請があつて派遣する場合もある。配置後は各校に年に1回ヒアリングを行い、現場の状況や適応指導員とのマッチングなどを把握して、体制を工夫している。
- Q. 年齢が低い児童生徒からの需要が高い印象があるが、中学校7校に配置されているということは、日本語が話せない状態で海外から入学する生徒も多いのか。
- A. 中学校から日本に来た生徒は日本語の習得が難しく、特に国語や社会などの教科で困難を抱えることが多いため、適応指導員の派遣は有効であると考えている。
(意見) 適応指導員も人手不足になる可能性もあることから、人材の確保もしながら事業を進めてほしい。

部活動サポート事業について

- Q. 令和8年度、土日の部活動地域展開の完全実施を目指す中で、成果、課題などは見えてきたのか。
- A. 令和8年度の地域展開に向けては、現在、土日に活動している220の部活動を整理し、「みんなのブカツ」として地域クラブ化していくことが大きな課題と考えている。
- Q. 資料には様々な課題が挙げられている中で、特に、時代に即したコーチングができる指導者の確保と育成が重要だと考えるが、そのように考えているのか。
- A. 現在、拠点型活動で月1回程度の専門的な技術指導を行う練習会を開催しており、生徒からは高い満足度を得ている。また、昨今報道されている体罰・暴言問題については、保護者から不安の声もあるため、来年度から始まる地域クラブは認定制にし、健全な運営を目指していく。来年度は指導者の講習会を計画しており、各種目にチームディレクターを設置し、同じ種目の指導者に対する専門的な技術指導を行う予定である。加えて、生徒の理解、怪我や熱中症対策などを網羅できるような研修の受講をみんなのブカツの指導者の条件として設けたい。
- Q. 部活動の地域移行によるメリットは、専門的な指導を受けられることに加え、学校だけでなく人間関係が構築されることが非常に大きいと考える。指導者の確保は重要な課題だが、本市出身のアスリートや文化的に活躍した人が本市に戻ってきて指導者として活躍し、その指導を受けた子どもが大きくなってまた本市に戻ってくるような人材のサイクルを作ることについて真剣に考えなければならないのではないのか。
- A. 「みんなのブカツ」は、学校部活動の良さを継承しつつ、地域の人材による指導を目指している。指導者の確保は大きな課題であり、現状の部活動指導員や拠点型活動の指導者の輪を広げていくことが重要と考えている。
(意見) 本市のみんなのスポーツ条例にも指導者確保と育成が明記されている。アスリートの競技人生が終わった後、本市で活躍できるようなサイクルを目指してほしい。また、部活動は競争社会で必要となる競い合う経験を学ぶ場として意義も重要である。人材確保と育成は大変だがしっかりと取り組んでほしい。
- Q. 部活動の指導を行う教職員の報酬は、適切に支払われているか。

- A. 兼職兼業の申請をした上で部活動指導にあたる教職員には、他の地域指導者と同様に報酬を支払っている。
- Q. 地域展開による経済的負担の増加への懸念、特に、取組姿勢の違いから生じる地域間の差への対策について、どのように考えているか。
- A. 地域移行によって保護者の経済的負担が増加することは避けるべきであり、負担軽減に努めていきたい。

スクールソーシャルワーカーについて

- Q. スクールソーシャルワーカー（SSW）が複数校を兼任するのは負担が大きいと考えるが、配置に当たっての基準を確認したい。
- A. SSWの配置については、生徒数、相談件数に加え、個々の働き方等の希望も考慮し、総合的に判断している。
- Q. SSWを新たに採用するためにどのように取り組んでいるのか。
- A. 県が配置するSSWの配置時間の増加について、県に要望しているが、現在のところ時間数は大幅に増えていない。SSWの資格を持つ人材が不足しているため、情報交換研修会等による人材育成や質の向上を目指すとともに、社会福祉士会へのアプローチなどを通じた人材確保に努めている。
- （意見）SSWは不登校支援に不可欠な存在であり、今後も需要は増加すると考えられる。人材不足を理由に相談が停滞しないよう、更なる体制整備が重要である。

スクールロイヤーについて

- Q. スクールロイヤーを活用した法的相談は年間で5回だけなのか。
- A. スクールロイヤーに正式に相談したのは5回だが、この他に、教育委員会の顧問弁護士に相談したのが11回、総務部に所属する法務専門監に相談したのが35回であり、昨年度は計51回、法的な相談をしている。

学校ADRについて

- Q. 行政による学校問題の解決支援体制が構築されているとのことだが、具体的にはどのような取組がなされているのか。
- A. 学校現場では様々な対応が求められる中、育ち支援課の生徒指導グループが中心となり指導主事が現場に赴いて支援している。また、弁護士から助言指導を受けることもある。さらに、学校問題解決支援コーディネーターとして、校長OBが窓口となり保護者や児童生徒等からの相談に応じる体制を整えている。
- Q. 学校問題解決支援コーディネーターは、単に案件を精査するだけでなく、現場に入って伴走支援を行い、問題解決に当たる役割が求められていることから、必要な研修を受けた熱意のある人材を採用することが重要であり、このような体制を整備することで、教員不足や働き方改革に寄与するものと考えている。このための予算や事業の推進についての考えはあるか。
- A. 学校ADRを整備する以前から、校長OB5名が相談対応や学校への指導助言を行っていた。これを学校問題解決コーディネーターに位置づけ、専門家と連携して現場の

課題を解決する体制を整えた。まずはこの取り組みを検証したい。
(意見) 教員が辞めずに働き続けていただくような環境作りを教育委員会がサポートする必要があるため、ぜひ学校現場の声を聴きながらこの事業をもう少し拡充していただきたい。

SNS相談アプリについて

- Q. SNS相談アプリの利用状況について、相談の実件数と延べ件数が提示されているが、どう違うのか。
- A. 実件数はやり取りの1往復を1件として数えた数、実件数は相談を行ったアカウントの数を示しており、実人数は把握していない。
- Q. 児童生徒が24時間相談を送信できるのは良いが、返信が平日のみで時間帯も限られることについては今後も変えるつもりはないのか。
- A. 相談のやり取りが終わった後のアンケート結果では満足度は高く、現在のところ、返信の時間帯については拡大する考えはない。
- Q. SNS相談アプリから専門機関や支援機関につないだ事例はあるか。
- A. 返信の中で相談を勧めることはあるが、匿名性のため、具体的な事例は把握していない。

四日市版コミュニティスクール推進事業

- Q. 決算額の内、子どもたちが直接享受できる予算は2割程度に見える。実際にはどのように子どもたちに還元されているのか。
- A. 確かにゲストティーチャー報償費など、子どもたちの教育活動に直接使われる予算が少なく見えるかもしれない。しかし、運営協議会では委員による授業参観を行い、授業や学校環境の改善に繋げるという形で子どもたちに還元されている。
- Q. 報告書を見てみると、積極的に取り組んでいる学校もあれば、具体的な活動内容が見えない学校もあり、子どもたちが享受できる取組の内容に学校間で差が見られる。この事業は各学校が自主的に実施することを基本にしているものの、事業開始から20年が経過しており、マンネリ化している学校もあるのではないか。
- A. 各校で様々な工夫をして実施しているが、マンネリ化を防ぐため、リーフレットを用いた活動報告や、委員長研修会などを通して、活性化を図っている。ルーティン化しないよう、今後も取り組んでいきたい。
- Q. コミュニティスクール事業の活性化のために、報告書の公開方法の工夫や、学校からの提案型予算配分などを検討すべきではないか。子どもたちからの提案を基にした予算活用や、他校の先進的な取り組みの情報共有と実践を促進する必要がある。
- A. さらに四日市版コミュニティスクールの事業を活性化していく方策を考えていきたい。

講師採用について

- Q. 講師の採用について、「ペーパーティーチャー相談会」が行われているが、具体的な採用実績はあったのか。

A. 昨年度は若干名が採用されており、さらにその前の年度も採用された非常勤講師が小学校高学年の指導を行うなどの成果を上げている。

メディア・リテラシー養成を通じた人権教育推進事業

Q. この事業は人権にフォーカスしたメディア・リテラシーであり、インターネットに関するリテラシー教育は別の部署で行われているのか、それともこの事業に組み込まれているのか。

A. この事業で行う出前授業は、インターネットだけでなく普段の会話も含めた情報を正しく捉えることをねらいとし、日常生活の中での仲間づくりやお互いの関係性を考えるような内容としている。あわせてネットでのリテラシーや法律面での配慮などについても盛り込むようにしている。

Q. 様々なリテラシーがある中で人権を大切にしたいメディア・リテラシーも重要だと考えるが、特に現代のネット社会において初めてスマートフォンを持ったりする子どもたちにとって、ネット依存や犯罪の危険性についても考慮した教育をすることでさらに事業効果が上がるのではないか。

A. 各学校ではスマートフォンやインターネットとの接し方について、企業による特別講座や青少年育成室によるスマホ安全講座を実施している。特にスマートフォンの所持率が上がってくる小学校3年生や中学2年生を対象に、発達段階を考えて総合的に考慮しながら事業を実施している。

(意見) AIやスマートフォンを効果的に活用すれば世界はどんどん広がることから、小中学生のうちにメディア・リテラシーを身につけることは、社会に出た際に非常に役に立つと考えるので、今後の事業の拡充を期待する。

Q. 人権の研修会でリーダー育成を行っているとのことだが、育成されたリーダーはそれぞれどのように指導を行うのか。

A. 人権教育リーダー育成事業では、校内における人権リーダーを3日間の研修で育成している。研修後は、人権・同和教育課の指導主事が伴走支援を行いながら各学校での実践報告を受ける形で進めている。

Q. 保護者に対する取り組みは行っていないのか。

A. リーフレットを作成しており、出前授業の内容を含め子どもたちが家庭で話し合えるように工夫している。保護者の意識を高めることも重要であり、今後その拡充についても検討していきたい。

Q. 不登校の子どもたちに対するメディア・リテラシー指導はどのように行っているのか。

A. 不登校や当日授業に出席できなかった子どもたちに特別な指導は行っていないが、学級担任が授業内容を振り返ったり、学級での指導に生かしたりしている。

校内ふれあい教室について

Q. 保護者アンケートは抜粋掲載とのことだが、他にどのような意見が寄せられているのか。また、現状の満足度や改善要望について伺いたい。

A. スペースの都合で抜粋掲載としたが、感謝の声が多数を占めており、概ね満足度が

高い。一方で、学校に届いた要望として、現在、開室日数が週に18時間（3～4日）であり、毎日開室にしてほしいという声が届いていることは把握している。

（意見）今回の決算内容、寄せられた意見、改善点を踏まえ、より良い事業実施につなげていく必要があることから、改善点につながるような内容があれば、それも記載するように意識してほしい。

Q. 不登校対策推進事業の決算額 5469 万 2640 円のうち、3456 万 9307 円が校内ふれあい教室の設置拡充に使われているが、主な支出内容について教えてほしい。

A. 主に校内ふれあい教室の開設に伴う指導者の給料に支出されている。

Q. 今後、校内ふれあい教室の環境整備や現場の先生や過去に登校していた子どもたちの声も聞きながら、登校を促す備品等に予算を使う方針はないのか。

A. パーテーションの整備や学用品は今後も必要だと認識しており、環境整備に努めることは大切だと思っている。現在も登校しやすくするための工夫をしており、今後も子どもたちが過ごしやすい環境を整えていきたい。

（意見）決して通常教室より華美にすることを求めているのではなく、子どもの創作を誘発するような工夫や、通常教室の授業をオンラインで視聴、参加できる仕組みなど、先進的な取組を研究して、校内ふれあい教室が不登校児童生徒の登校へのステップになるよう取り組んでほしい。

インクルーシブ教育推進事業費

Q. 医療的ケア児への支援について、看護師の人数は足りているか。

A. 看護師の人数は足りており、適正配置ができています。

Q. 指導看護師の役割は何か。

A. 指導看護師は、各校を巡回し、経験の浅い看護師などをサポートしている。今後、指導看護師を複数配置することを考えている。市立四日市病院の退職看護師の活用なども含めて人材確保が今後の課題と考えている。

Q. インクルーシブ教育の考え方として、障害のある児童生徒だけでなく、性的マイノリティ、外国にルーツを持つ子ども、複雑な家庭環境の子どもなど、多様な背景を持つ子どもたちが共生できる学校づくりを目指すべきではないか。

A. 文部科学省や本市が事業の名称として使っているインクルーシブ教育は、障害の有無に関わらず共に学ぶという考え方だが、広義のインクルーシブとして外国籍の子どもをはじめ、様々な背景を持つ子どもたちが共生できるような教育を推進していく。

＜ 歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費 ＞

＜ 歳出第 10 款教育費 第 3 項中学校費 ＞

学校保健の充実

Q. 学校医について、医師も高齢化が進んでおり、学校区内の医療機関に限定しすぎると学校医の確保が難しくなると考えるが、今後の方向性はどうか。

A. 学校医の決定は四日市医師会と相談して行っており、意見を参考に今後検討したい。

Q. 歯科医師についてはどうか。

A. 歯科医師も同様に考えている。

Q. 学校健診のD X化の状況を確認したい。

A. 例えば、良い歯のコンクールの審査における写真の送付等についてはI C Tを活用している。

Q. 医療機関と学校と一緒にI C T技術を活用してD X化を進め、双方でデータのやり取りができるような取組をすることで、時代に適応していかなければならないと考えるがどうか。

A. 子どもの健康を守ることを第一に、医師会等と協力してD X化を進めていきたい。

学校給食について

Q. 学校給食の地場産物の使用について目標に届かなかったということだが、地産地消を進めるには費用がかかるということか。

A. そのとおりである。

Q. 1年間で26品目を使用することを目標としているのか。

A. そのとおりである。

Q. 目標を達成するにはどれくらいの費用がかかるのか。

A. 農産物は気候にも左右されるため、具体的な費用については想定できない。

Q. アグリサポーターが50者以上存在するが、実際に活動しているのは15者程度と聞いている。アグリサポーターの活用についてどのように考えているのか。また、子どもたちの感想を伝えることも重要と考えるがどうか。

A. 農産物を活用した食育の授業等を行っていただいております。そうした場を通じて子どもたちの感想なども伝えることができていると考えています。

(意見) 子どもたちの顔を見ることで農作物を作る側の意欲も高まり、交流を重ねることで地産地消が促進されるのではないかと。子どもたちの喜びをアグリサポーターに伝えることも重要なので、ぜひ積極的に発信してほしい。

教育施設の適切な維持管理整備

Q. 令和5年度と比べて、学校施設についての児童アンケートの満足度評価が下がっており、大きな要因として猛暑日の影響とあるが、どのように分析しているのか。

A. 満足度が下がっている主な要因として、空調がない環境で子どもたちの活動が制限されたことだと分析している。空調が未整備な特別教室と体育館、武道場の空調については、令和8年度末までの整備に向けて入札も完了しており、令和9年度からの供用開始を目指している。

Q. 暑さが増す中で子どもの学習環境に影響しないようにしようとする場合、冷房の使い方が変わり、費用は増すため、今回の決算額に対して同じ予算では賄えなくなることを懸念するがどうか。

A. 現在設置されている空調で近年の暑さに対応できると考えている。また、教室の前後の窓を少し開けて換気を行うといった運用をしており、こうした調整をしながら熱中症対策を行っている。

Q. 登下校時の熱中症対策について、どのような取組を行っているのか。

A. 登下校時には子どもたちに水筒を持たせ、水分補給を促している。特に小学生に対しては下校前に水筒の中身を確認するなど熱中症予防を指導している。さらに、日傘

の活用についても推奨している。

(意見) 子どもたちの帰宅時間や距離は異なるため、今後はさらに具体的な対策を考える必要がある。また、地域の方の理解を得るために日傘の利用についての啓発活動も行っていたきたい。

◀ 歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費 ▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

◀ 歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 ▶

現図書館が最後まで市民に親しまれる施設であるための予算の確保について

「論点整理シート No. 3」参照

移動図書館について

Q. 老朽化している「みなと号」は更新するのか。

A. 「みなと号」は来年 2 月に更新予定であり、先日、デザイン画の入選作品を発表したところである。大きさは現在の 3.5 トンの大型車から、2 トンの中型車に変更となる。今年 2 月に更新した大型の「かもめ号」、寄贈された小型の「くじら号」と合わせて、3 台の体制で運用する予定である。くじら号は巡回コースには使用せず、子育て施設を中心にデマンド型で派遣する予定である。

Q. 一人何冊借りられるのか

A. 一人 10 冊まで借りられるが、8 月は運行しないため、7 月は 20 冊まで借りることができる。

Q. 熱中症対策のため運休となった日はあったのか。

A. 今年度は 7 月に数回午後の運行を取りやめた。

(意見) 熱中症が心配されるほど暑くなることが分かっている時期については運行計画に含めない方がいいと考える。

Q. 返却はどこでもできるのか。

A. 通常の図書と同様に返却できる。

博物館について

Q. プラネタリウムの機器更新について、前回の更新から 10 年経過し、この先 10 年後の更新を見据えた計画を検討する時期に来ているのではないか。

A. プラネタリウムの更新は、20～25 年周期で行うものという認識であり、今後の計画を考える時期は近付いていると考えている。具体的な時期や内容は未定だが、今後の技術革新や新たな番組要素なども見据えながら検討を進めていきたい。

(意見) 技術革新の速さを考えると、10 年後ではなく、もっと早い時期から検討を始めるべきと考える。本体以外の機器についても、計画に沿って充実した設備を維持してほしい。

Q. 世界一の座を譲ったとはいえ、それでも素晴らしい機器である本市のプラネタリウムを、市民の財産として活用していくための施策展開についてどのように考えている

のか。

- A. プラネタリウムは市民に大変好評であり、多くのファンが来館している。快適な環境で様々な番組を提供し、より良い機器や技術があればいち早く取り入れられるよう検討していきたい。職員による解説なども工夫し、より魅力的なプラネタリウム運営に努める。
- Q. プラネタリウムの座席は良い環境になっているのか。また、他のプラネタリウムで見られるカップル席のような特別席の導入など、デートスポットとしての魅力を高めるにはどうか。
- A. 座席は 144 席のうち、大部分がリクライニングシートで、見やすい配置となっている。土曜日の夜間投映にはカップルでの来場もみられ、2人で1つの席を利用できる席もあるがリクライニング機能がない。将来、様々な座席のあり方を検討したい。
- Q. 改正博物館法施行に伴う主な見直しの方向性として、地域の多様な主体との連携協力というのがある。今回の局地的水害では、資料損傷に対して民間事業者の協力を得て対応したが、今後も、万が一の時に備えて民間企業との連携協力体制を作り上げておくことを検討してはどうか。
- A. 博物館だけでは解決できない課題としては、今回のような緊急時の対応の他にも、他館と連携して研究を行うことなどが考えられ、外部の機関との連携について、今後検討していきたい。
- Q. 博物館バックヤードツアーは市民からの人気が高いが、実施状況を確認したい。
- A. 昨年度は5月、8月に実施しており、今年度も5月に実施した。来年度の計画を立てる上で構成を検討したい。
- (意見) カップルで見るバックヤードツアーなど様々な視点で可能性を広げてほしい。
- Q. 特別展における来場者の年齢層について、主に小さな子どもとその保護者が多かったということだが、中学生や高校生、大学生の来館が少ないのではないか。
- A. 特別展に限らず、高校生、大学生の来館割合が少ないと感じている。来年度はそのターゲット層を意識し、まず博物館に足を運んでもらい、身近に感じてもらう機会を考えたい。
- Q. デジタルアートや映像アートの特別展を実施することはできないか。
- A. 常設展においてAR技術などを活用し、博物館内で楽しさを提供する工夫を検討しているが、デジタルアートや映像アートの特別展についても考えていきたい。

【こども未来部・経過】

◀ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ▶

子ども医療費助成事業

- Q. 県内の医療機関は現物給付だが、柔道整復は現物給付の対象ではない。子どもの柔道整復は部活動中の怪我などが多いことから、現物給付化することはできないか。
- A. 現物給付は、保険診療のレセプト請求があったものを対象としている。柔道整復は診療報酬ではなく療養費のため、患者本人が保険組合に直接請求するか、接骨院等に受領を委任しており、レセプト請求が行われないので償還払いとなっている。

Q. 他市では、子ども医療費助成事業における柔道整復の現物給付化をすでに実施している所もあるが、本市でも現物給付化できないか研究してほしいがどうか。

A. 現在の現物給付の方法では実施できないため、実施している他市の事例を研究したい。

《 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 》

子育て支援センター管理運営費

Q. 子育て支援施設包括管理事業費（子育て支援センター）の対象施設を確認したい。

A. 市が単独で設置する橋北と塩浜の2施設にかかる費用である。

学童保育事業費

Q. 夏休みのみ学童保育を利用したいという家庭が増加している。今後の対策について、市の具体的な検討状況はどうか。

A. 夏休みの学童保育のニーズは高まっており、令和6年度から長期休暇中のみ利用を希望する児童を受け入れた学童保育所に対する補助金加算制度を導入した。しかし、通常時の学童利用ニーズも同時に拡大しているため、夏休み期間の受入枠を捻出できない現状である。来年度に向け、公設での預かりなど、具体的な検討を進めている。（意見）夏休み期間の居場所として、私立幼稚園を活用することも一つの選択肢ではないかと考える。

Q. 学童保育の利用児童数増加に対応するため、施設を増設する予定はあるか。

A. 児童数が増加している校区では、実際に建設しているところもあり、増設のために施設を探しているところもある。閉園した幼稚園などの公共施設を活用する例もあり、相談があれば必要な支援を行っていく。

四日市マリッジサポート事業について

Q. 出会いイベントの参加者数等の実績を見ると、予想したよりは重複して参加した人は少なかった。成立数の中にも重複はあるのか。

A. そういったケースもあった。

Q. 参加者の中には結婚相談所などを利用している人もいるのか。

A. 参加者や応募者から話を聞くと、「今回は初めての婚活だ」という人が多いというのがこのイベントの特徴である。また、民間主催のイベントや、マッチングアプリを利用している人もいると聞いている。

Q. 多くの人が出会いイベントに参加しているが、今後、この事業の方向性をどのように考えているのか。

A. 今後も、出会いや婚活のきっかけづくりの事業として取り組んでいきたい。

Q. 異性とのコミュニケーションが苦手な人などに対するサポートは行っているのか。

A. イベントの前に服装やコミュニケーションなどに関するガイダンスを行っており、参加者から好評であることから引き続き実施していきたい。また、婚活に関する相談も受け付けており、丁寧な対応に努めていく。

Q. 婚活の機運醸成や、事前にコミュニケーションなどについてのサポートを受けられ

る点は良いと思うが、カップル成立後の状況についての把握が難しいため、市の事業として継続することに疑問を感じるがどうか。

A. 参加者には毎回、満足度や参加理由、婚活状況などのアンケートを実施している。その中で、参加理由として「市の事業なら安心」という声が多く、出会いのきっかけづくりとしてニーズはあると考えており、今後も事業を継続していきたい。

(意見) 行政による婚活支援にニーズがあることが確認できた。今後も安全に配慮したリスク管理を徹底し、安心して利用できる事業運営を心がけてほしい。

Q. 申込者数は男性が多いのに対して、各回の参加者は男女それぞれ10名程度で同数になっている。参加者の枠を拡大してはどうか。

A. 出会いイベントは、男女が十分に対話する時間を確保していることから、人数が多い場合や男女比に偏りがある場合、イベント進行が難しくなることが考えられる。男性の申込者数が増えている状況もあり、今後、女性の申込状況を踏まえながら開催方法などを検討していく。

Q. 事業の広報宣伝方法、イベント運営の体制について確認したい。

A. 広報よっかいち、市のホームページやSNS（インスタグラム、LINE）、チラシ、ポスター、動画などを活用して広報している。口コミによる周知効果も大きい。イベントの企画・運営は、県の結婚支援事業を請け負っている業者に委託している。

Q. 本事業について、イベント内容、参加費、対象年齢などについて、確認したい。

A. イベント内容は様々で、開催場所も多岐にわたる。参加費は1000円～1500円、対象年齢は20歳～39歳で、イベントごとに年齢層を設定している。

Q. 近隣自治体との連携、特に女性の参加者確保のための広域連携について、現状と課題を伺いたい。

A. 本市が委託する事業者は、県の結婚支援事業も請け負っており、申込者との話の中で他自治体や県の事業を紹介することもある。女性の参加者が少ないという点は全国的な傾向であり、女性参加者をすぐに増やすことは難しいと感じている。

(意見) 本事業への期待は高く、事業内容も充実している。県や各市町とより積極的に連携し、事業の改善に継続的に取り組んでほしい。

児童虐待防止対策事業

Q. 児童虐待防止の啓発活動について、今後さらに市民に伝わるように改善しながら継続していく必要があるのではないか。

A. 児童虐待防止の啓発については、こども家庭センターだけでなく、要保護児童対策地域協議会においても手法を検討している。虐待対応ダイヤル及びこどもの権利に関する啓発カードの作成など、地道な活動も各機関からの意見を反映した結果であり、今後も連携しながら改善を図っていく。

Q. 啓発カードはふりがなが振ってあり、子ども向けだと認識している。子どもが通話を気にせず相談できるような工夫は検討しているか。

A. 児童相談所虐待対応ダイヤル189番は無料で利用できる。一方、こども家庭センターへの直接の相談に関しては、SNSなど電話以外の連絡先表示についても検討していく。

Q. 児童虐待防止啓発動画について、これは大人向けの内容か。

A. 動画は「体罰禁止」をテーマとしており、大人と子どもの双方に広く啓発することを目的としている。

(意見) 啓発を行うには、子どもに「助けを求めていい」と伝えること、大人に何が体罰や虐待に当たるかを周知すること、そして周りの人々にも「助けが必要な子どもがいる」と気づかせること、の3点が重要である。子どもが対象であれば、より子どもが集まる場所にポスターを掲示するなど、効果的な場所で周知してほしい。

Q. 児童虐待防止の啓発において、飲酒運転のように具体的な罰則や罪状に言及するなど、より強い言葉で訴える必要はないか。

A. 児童虐待防止法には児童虐待に係る具体的な罰則規定がないため、刑法上の罪状を直接示すことは難しいが、民法において子どもへの体罰が禁止されていることは明確に伝えている。

(意見) 「自分の子どもだから」と考える保護者に対しては、法律で禁止されていることを明確に伝え、啓発や対応方法をより強く打ち出す必要がある。予防だけでなく、実際に問題が発生した際の対応についても、警察などと連携して深く研究し、より効果的な対応策を構築してほしい。

Q. 地域住民からの児童虐待に関する通報は増加しているのか。

A. 地域住民からの通報件数の推移を詳細には把握していないが、最近は、「偶然通りがかっただけなので詳しいことはわからないものの、赤ちゃんの激しい泣き声が聞こえて心配だ」といった通報が増えている印象がある。これは、通報のハードルが以前よりも下がっていると考えられ、市としてはこうした情報も貴重なものとして受け止め、対応している。

病児保育室管理運営費

Q. 子育て支援施設包括管理事業費（病児保育室）の決算額 90 万 4300 円の内訳を確認したい。

A. 市が所有する「カンガルーム」の換気扇や雨樋などの施設の修繕費用である。

Q. 共働き家庭が増加する中、病児保育室のニーズは今後も増えると考えますが、今後、施設の増設などについて考えているのか。

A. 令和5年度は過去最高の利用実績となっており、今後もニーズは続くと考えている。現状、4施設で病児保育を実施しており、インフルエンザ流行時などに満室となることはあるものの、常にそのような状況ではない。保護者への周知を行いながら、当面、この4施設で対応していく。

(意見) 利用したいときに利用できるよう、病児保育室の存在を保護者に広く周知し、子育てしやすい街であることを積極的にアピールしてほしい。

ひとり親家庭等日常生活支援事業費

Q. ひとり親家庭等日常生活支援事業については、令和5年度に比べると利用が増えているものの、十分な支援員派遣ができていないと考える。事業自体の改善を今後どのように行っていくのか。

A. 令和7年度から対象者の居宅及び支援員の居宅に加えて市内児童福祉施設においても当該事業を利用できるよう改善を図った。その結果、令和6年度までは対応が難しかった、土曜・日曜や平日の夕方以降の時間帯での利用がしやすくなり、今年度は8月末時点で令和6年度の実績を上回る7世帯17回の実績がある。今後も必要な改善を図っていく。

(意見) 土日、夜間などの対応が改善されたことは評価できる。今年度の実績が増えることを期待する。

障害児通所事業費

Q. 障害児通所事業費、特に放課後等デイサービスの費用が大幅に増加している要因を確認したい。

A. 増加の主な要因は、保護者の発達に関する認知度の向上、それに伴う相談の増加、そして事業所数の増加である。また、放課後等デイサービスは、事業所の特色の違いにより複数個所利用されることや、日数も月当たり最大の23日利用されることが多いことも要因である。放課後等デイサービスは本来の目的である療育訓練だけでなく、家族支援を目的とした預かりのニーズも高まっている。

Q. 放課後等デイサービスの事業所数の増加に伴い、事業の適正なマネジメントが重要となる。子どもの安全や療育の質を担保するためのチェック体制はどのように構築しているか。

A. 事業所同士の相互の組織がないため、本市と三重郡3町で設立した四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会を通じて放課後等デイサービスに係る連絡会を設けている。また、委託している相談支援事業所を通じて情報共有やアドバイスを行うほか、市主催で年3回の事業所向けの研修を実施するなど適切な支援が実施されるよう努めている。

(意見) 研修は年3回という回数にとどまらず、オンラインやオンデマンド形式も活用するなど工夫を凝らし、事業所の参加を促す必要がある。サービスの質の向上や均てん化を支え、事業所の経営安定化にも配慮することで、安心してサービスを利用できる体制を築くことが行政の役割である。

子ども食堂等支援事業について

Q. 子ども食堂等支援事業において、交付決定額と補助実績額に差がある団体があるが、その要因は何か。

A. 新規団体の場合、事業計画通りに利用者が集まらなかったり、逆に想定以上の利用があり広報活動費が不要になったりするケースがある。また、食料品の寄付が多く集まり、経費が減少するケースもある。

(意見) 子ども食堂等支援補助金の交付決定額と補助実績額の差が大きいことは課題である。今年度は改善されていると期待するが、担当課だけでなく、専門家の知見も活用するなど、事業計画の精査が必要である。

Q. 約500万円の差額が生じたことを受けて、上手くいっていない団体への指導などについて今後どのように取り組んでいくのか。

A. 新規団体には毎月の事業報告を依頼し、状況把握に努めている。利用者数が少ないなど計画通り進んでいない場合は、コーディネーターや職員がフォローを行い、事業計画通りに進むよう支援していく中で予算の有効活用に努めたい。

(意見) 子ども食堂は、行政や学校では把握しきれない子どもの状況を把握できる貴重な場である。予算が有効活用されるよう、事業の進捗状況を適切に管理し、必要に応じた支援を継続してほしい。

Q. 交付決定した団体の中に補助実績が0円の団体があるが、経緯を確認したい。

A. 新規団体であり当初の計画に沿って交付決定したが、運営者の都合により、補助金の要件にある月1回以上の開催が難しく、相手側からの申し出で補助金は活用せず不定期に開催することになったため、実績は0円となった。

Q. 子ども食堂の利用者で、行政等の相談支援につないだ件数はどのくらいか。

A. 実績報告によると、昨年度は合計74件、行政等の相談支援につないだ実績がある。

(意見) 74件もの相談支援につなげられたことは高く評価できる。今後も継続して事業に取り組んでほしい。

待機児童の解消に向けたさらなる取組について

「論点整理シートNo. 2」参照

地域子育て支援拠点事業費補助金

Q. 地域子育て支援拠点事業費補助金の内訳を確認したい。

A. 補助金額は開設日数により決まっており、11か所の私立の子育て支援センターに1施設あたり約600万円から800万円の補助を行っている。主に人件費や管理運営費に充当されている。

Q. 各施設での取り組み内容についても精査を行い、先進的な取り組みを横展開するなど、より効果的な運営を目指す必要があるのではないか。

A. 公立・私立を問わず、各子育て支援センターの担当者が集まる研修会を定期的で開催している。研修会では、各園の事業計画や過去の取り組み、保護者からの評価などを共有する機会を設けており、各子育て支援センターで特色ある事業を行う中で互いに学び合い、より良い事業を展開できるよう努めている。

Q. 最低限の機能確保や、積極的に取り組む園への支援など、工夫して取り組んではどうか。

A. 補助金を渡すだけでなく、職員が各子育て支援センターを定期的に訪問し、状況把握や意見交換を行っている。各園の工夫や相談業務の実態を把握し、研修や会議を通じて共有することで、全体の質向上を図っている。また、近年は0歳児の利用が増加しており、ニーズを把握して事業を実施していきたい。

(意見) 子育て支援センターは、保護者の多様な悩みを吸い上げる貴重な場であり、職員が現場を訪問して得た知見や保護者の声を反映してほしい。

母子生活支援施設事業費

Q. 母子生活施設入所世帯数の延べ世帯数の数え方を確認したい。

- A. 延べ世帯数については、1ヶ月の入所を1世帯と数えている。例えば、ある世帯が1年間継続して入所した場合は12世帯とカウントする。令和6年度の実績は156世帯で、これは単純計算で13世帯が1年間入所したことを示している。
- Q. 施設事業費約6900万円には、入所者の自立支援や退所後の地域生活への移行支援費用も含まれているのか。また、入所期間に上限はあるか。
- A. 決算額には、入所者の自立支援や退所後の地域生活への移行支援費用も原則として含まれている。入所期間に上限はなく、施設は自立の目処が立つまで継続して支援を行う。入所者は、自身でアパートを契約するなど、自立して生活できる状態になった段階で施設を退所することになる。

児童発達支援センターあけぼの学園について

- Q. 令和6年度の延べ利用者数が減少している理由は何か。
- A. 児童発達支援事業の利用者数は例年、年度末には200人程度となるが、令和6年度は172人と例年に比べて減少した。これが単年度限りの減少なのか、今後のトレンドとなるのかは現時点では判断できないが、今年度も同様の傾向が見られている。
- Q. 障害児通所支援事業における「保育所等訪問支援」の決算額は、あけぼの学園だけでなく、他の事業所の実績も合算した金額か。
- A. あけぼの学園の事業費と、他の民間事業所の事業費がすべて含まれている。
- Q. あけぼの学園の保育所等訪問支援事業について、令和6年度の実績が96件と例年より減少しているが、その背景は分析しているのか。また、専門職員の能力を活かして、支援の質の底上げにどう貢献していくのか。
- A. 訪問支援の実績は例年110件程度で推移しているため、令和6年度は若干少なめであった。あけぼの学園は、事業所としての役割を果たすだけでなく、保育所や幼稚園などの現場を訪問し、子どもたちへの直接的な支援や、職員への助言を行う。これらを通じて、四日市市全体の支援の質の向上を目指す。

＜ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ＞

出産・子育て応援事業費・事務費

- Q. 「出産・子育て応援事業」において、面談を受けた妊婦に給付金を支給しているが、面談を受けていない妊婦はいるか。また、妊娠8ヶ月のアンケートで相談を希望した人には、どのように対応しているか。
- A. 妊娠届出後の面談は、すべての妊婦に対して実施し、給付金を支給している。妊娠8ヶ月のアンケートで相談を希望した65名に対しては、全員に電話で連絡を取り、電話、来所または訪問による相談方法を提示し、希望に応じた方法で相談対応を行っている。

予防接種事業費（HPVワクチン接種）

- Q. 16～26歳の対象者数のうち、1回でも接種した人の割合が全国平均と比べて低い理由と、本市における24～26歳の接種率が低い理由を確認したい。
- A. 24～26歳は過去にワクチン接種勧奨が行われていた世代に当たるが、当時ワクチ

ンを接種していた場合、本市では転出入等によりその接種履歴の確実な把握ができないため、資料記載の24～26歳の接種率については本市が把握できた人数に基づくものである。一方、全国平均値については、実際にこれまでにワクチンを1回でも接種した人すべてを含む値であるため、全国平均値が本市のそれより高いものとなっている。なお、16～23歳のワクチン接種率が全国で35%、本市で45%であることを考慮すると、24～26歳の接種率についても、本市が全国平均と比べて低いとは考えにくい。

Q. 若年層の接種率向上と、接種開始から3回目の接種完了まで継続してもらうための取組はどうか。

A. 令和6年7月に3回接種未完了者へリーフレットとチラシを配布し、翌年2月に一度も接種していない人へはがきを送付した。令和7年4月以降の接種状況を確認し、令和8年3月までに3回の接種ができるように未接種者へ再度通知を送付する予定である。

多胎児育児支援事業

Q. 多胎児が増加している要因は不妊治療によるものが多いのか。

A. 一般的には不妊治療の増加が多胎児増加の要因の一つとも言われているが、明確な根拠がないため、断定はできない。

Q. 多胎児出産の年齢層はどうか。

A. 最新のデータは今ないが、これまでの傾向では、出産年齢が偏っているわけではなく、20代から30代後半まで広い年齢層で多胎児出産が見られる。

(意見) 女性の社会進出が進み、出産や妊娠を取り巻く状況は変化していく。多胎児出産は母親やその家族への負担が大きいため、支援体制の更なる充実に向けて、多様なニーズを踏まえた研究や検討が必要である。

《 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 》

《 歳出第10款教育費 第4項幼稚園費 》

《 歳出第10款教育費 第5項社会教育費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により当分科会所管部分につきましては、議案第26号 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定については、いずれも別段異議なく、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります

また、全体会に申し送るべき事項については、論点整理シートに記載のとおりです。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和7年9月定例会議会 決算常任委員会教育民生分科会)

No. 1

事業名	民生委員児童委員協議会連合会の運営体制、及び、民生委員児童委員協議会連合会補助金の支給方法の見直しに向けた協議、検討について	
事業概要	民生委員・児童委員の活動を支援するため、四日市市民生委員児童委員協議会連合会に対して、各地区の民生委員児童委員協議会の地区活動費、民生委員児童委員の活動費、事務費を含む補助金を支出している。	
	予算現額/決算額	民生委員児童委員協議会連合会補助金(款3民生費 項1社会福祉費) 29,588,740 円

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

Q. 民生委員児童委員協議会連合会補助金と、そこに含まれる民生委員・児童委員への活動費の支給方法について、確認したい。

A. 本市から四日市市民生委員児童委員協議会連合会(以下、四民児)へ補助金を支給しており、四民児は事務局機能を四日市市社会福祉協議会(以下、市社協)に委託している。市社協は補助金の中から各地区の民生委員児童委員協議会(以下、単位民児協)へ活動費を配分し、単位民児協がそれぞれの民生委員・児童委員に支給している。なお、市からの補助金には、地区活動費、事務費などが含まれ、まとめて四民児に支給している。

Q. 本市では、地区活動費が四民児、単位民児協を経由して民生委員・児童委員に支払われているが、当委員会で視察した八王子市のように、直接それぞれの民生委員・児童委員の銀行口座に支給すべきではないか。

A. 県においても、市と同様に活動費を四民児に振り込みを行っており、事務局である市社協が単位民児協へ配分を行い、単位民児協から各民生委員・児童委員に支払われている。従来からこの方法を採用しているが、今後、四民児と協議したい。

Q. 地区活動費の金額が現状の金額で足りているのか。

A. 四民児からの提案を受けて、地区活動費の見直しを行った。地区活動費を令和6年度は各地区の民生委員・児童委員一人当たり3000円として算出していたが、地区によって活動内容の差が生じないよう各地区一律で7万円とした。また、昨今の経済情勢から、民生委員・児童委員一人当たりの活動費を令和6年度の3万9000円から令和7年度は4万2000円に増額した。この増額で十分かどうかは、一斉改選のため、今年度実施する予定のアンケートの設問や、市社協との推進会議、各地区民児協定例会などの機会を通じて意見を収集する予定であり、今後の活動費について検討を続けていく。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・市からの補助金が、活動費として民生委員・児童委員個人にわたるまでの事務手続きが煩雑になっている可能性があるため、改善すべきではないか。
- ・民児協の事務局を市役所に設置し、市が活動費を民生委員・児童委員に直接支給している事例もある

ため、他市の状況を研究し、複雑になっている本市での活動費の支給方法を改善する必要がある。

- ・令和4年8月定例会月議会での提言を受けて、本市でも民生委員・児童委員に関する啓発などの取組が行われていることは評価するが、共通しているのは、根底に深刻化する民生委員・児童委員のなり手不足の問題である。
- ・県の支給方法も単位民児協を経由した形で行われているため、県との調整も必要と考える。
- ・県、市、市社協、民児協、民生委員という複雑なガバナンスを簡素化し、より円滑な運営をすべきと考える。
- ・民生委員のなり手不足を解消するためにも、活動費を民生委員・児童委員個人に支給することも考える一方で、単位民児協の運営費を十分に確保し、活動しやすい環境を整備する必要がある。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

全会一致で⑤その他（事業実施手法の見直し）

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

- ・民生委員児童委員協議会連合会の運営体制について、民児協、民生委員・児童委員の負担になっていることが懸念される。
 - ・民生委員児童委員協議会連合会補助金について、活動費が個人の民生委員・児童委員にわたるまでの支給方法が複雑であり、事務的負担の軽減を図る必要がある。
 - ・令和7年度に補助金の増額、算出方法の見直しにより十分な金額になったのか検証を行う必要がある。
- 以上の3点が主な論点である。

<政策提言素案>

民生委員・児童委員の負担軽減を図り、活動費の支給をより適切にするため、民生委員児童委員協議会連合会の運営体制、及び、民生委員児童委員協議会連合会補助金の支給の流れを簡素化すべく、見直しに向けた、協議、検討を行うべきである。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和7年9月定例月議会 決算常任委員会教育民生分科会)

No. 2

事業名	待機児童の解消に向けたさらなる取組について	
事業概要	<p>就学前教育・保育については、共働き家庭の増加や幼児教育・保育の無償化の影響もあり、保育ニーズの高い傾向は依然として続いている。</p> <p>こうした中、私立保育園・認定こども園との連携を図りながら延長保育や一時保育等の特別保育を実施して、保護者の働き方に応じた多様な保育ニーズへの対応を図るとともに、私立園の改修工事への補助や小規模保育施設の新規認可を行い、保育環境及び提供体制の充実を図った。</p> <p>私立幼稚園に対しては、教育環境の向上と安全の確保を図るため、園運営に係る費用の補助を行うとともに、幼児教育・保育の無償化実施に伴って、保育の必要性の認定事由に該当する保護者には、預かり保育の利用料に対する給付を行った。</p> <p>また、四日市市幼児教育センターにおいて、研修体制の強化やアウトリーチ型の訪問支援、情報発信・研究などを行い、公立・私立を含めた市全体の就学前教育・保育の質の向上や小学校への円滑な接続につながる教育・保育内容の充実を図った。</p>	
	予算現額/決算額	<p>項2 児童福祉費 目1 児童福祉総務費</p> <p>〔保育士等人材確保事業費〕 11,828,700 円</p> <p>〔幼児教育推進事業費〕 6,998,177 円 (国庫支出金 1,247,000 円)</p> <p>目2 保育所費 15,531,771,145 円</p>

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

Q. 公立園・私立園における利用定員と入所児童数の差について、市内全園の合計では、874人の空きがあるように見え、3号認定の0～2歳児でも427人の空きがあるように見えるが、待機児童56人は解消できなかったのか。

A. 公立園は、施設建設時の面積に基づいて利用定員を設定しており、保育士の配置を加味した実際の受入れ可能人数とは乖離がある。私立園は、利用定員に対して施設型給付費の公定価格が決定されることから、より厳密に利用定員の設定をしている。実際には、地域型保育事業で利用定員を超過して受け入れており、私立園も1歳児を中心に利用定員を超えて受け入れている。こうした理由で数字上は空きがあるように見えても、実際には受け入れられない場合がある。

Q. 市民に対しても、数字上は空きがあるように見えても実際は待機児童が発生するという説明を続けていくつもりなのか。

A. 公立園では施設面積の都合上、保育士を配置しても受け入れる児童数を増やせない園もあれば、1、2名の保育士を配置すれば受入れを増やせる園がいくつかある。次年度の人事異動に向けて、できるだけ多く1、2歳児の受入枠を確保できるよう努力するとともに、利用定員を現実の数字に近づける

努力をしていきたい。

Q. 公立保育園も含めた受入枠の調整を効率よく行うことで待機児童の減少につながるのではないかと考えるが、来年度どのように取り組んでいこうと考えているのか。

A. 私立保育園には、新しい交付金などにより受入枠拡大を要請しているが、一方で、保育士が退職すると受入枠を減らさざるを得なくなるという実態もあり、特に、1歳児クラスに影響が出やすい。新たな保育士の確保に目が行きがちだが、保育士の退職防止策も同様に重要である。

Q. 保育士の資格を有しない保育補助の職員を増やすことで、待機児童の状況が改善するのではないか。

A. 保育補助者は、休憩時間の確保など現場の勤務シフトを回すために不可欠だが、公立園では近隣で確保できるパート職員はすでに雇い尽くしている。一方、私立園ではパート職員よりも常勤の正規職員を求めているため、保育補助者を増やすことによる改善は難しい。

Q. 保育士の資格を持たずに保育現場で働いている人に資格を取得してもらうことが有効であると考えますが、今やっている以上の取組はできないのか。

A. 保育補助者など、保育士の資格を持っていない人が資格を取得するための補助メニューは国、県において網羅されており、資格の取得にかかる費用の自己負担なく資格を取得できる状況にあるが、それでも資格取得を目指す人は少ない。周知、案内の強化についてはまだ余地があると考えます。

Q. 公立園の保育室には余裕があり、保育士が雇用できれば受入枠を拡大できる状態なのか。

A. 公立園の役割として、特別な支援が必要な子供を受け入れているが、その場合は通常の保育士の配置に加えて支援加配の保育士も配属されるため、室内のスペースがひっ迫しており、ほとんどの保育室においてこれ以上の余裕はない。

Q. 小規模保育所を増やせば待機児童問題は解消されるか。

A. 本市ではこれまで19か所の小規模保育所を増やしてきたことで待機児童対策は進んできたが、これ以上の増加には課題がある。3歳児になってからの転園先が不足するリスクや、兄弟姉妹が別々の園に通うケースが増える可能性があるため、安易に増やすことは難しい。また、小規模保育所は保育士1人当たりの子供の数が少ないため、子供に手厚く接することが出来るが、非効率的である。また、園庭のある大規模な認可保育園の方が、子供の成長にとってより良い保育ができるというメリットがある。

Q. 保育士確保のためには、長い目で見て保育士を目指す人を増やす取り組みが重要ではないか。

A. 保育士の仕事を魅力ある仕事として学生にアピールすることも重要であり、関係団体と連携して高校生のインターンシップなどを実施している。

Q. 待機児童解消に向け、私立幼稚園へのアプローチも重要ではないか。

A. 私立幼稚園が生き残り、保護者ニーズとのミスマッチを解消できるよう、幼稚園の認定こども園化や、低年齢児の受入れの拡大などについて、私立幼稚園等の関係者と話し合いを進めている。

(意見) 保育園と幼稚園が子供のために協力し、ウィンウィンの関係を築くことが重要である。また、保育士資格のない人でも能力のある人は即戦力となるため、年齢に関わらず資格取得支援を強化する必要がある。職場環境も時代に合わせたものにし、処遇改善とともに離職を防ぐ努力が必要である。資格取得支援や職場環境の改善には、幼児教育センターの力も大いに活用してほしい。

Q. 公立保育園は、受入体制を整えるために施設への投資も検討すべき時期に来ているのではないか。

A. 老朽化した公立園は今後も順次建て替えていく計画である。建て替え中は古い園も並行して運用することで、待機児童を吸収しながら、充実した新しい園を整備していく。

Q. 保育士の働く環境、働きがいについて、保育現場ではどのように感じているのか。

A. 幼児教育センターでは、公立・私立双方の現場を訪問し、職員の厳しい現状や思いを把握している。個別相談では人間関係や職場環境に関する悩みが増加しており、特に私立園からの相談が4割を占め

るなど、そのニーズは高まっている。職員が子供を起点にやりがいを見出せるよう、個別相談や園訪問を通じて支援を強化している。全国でも珍しい常設型の幼児教育センターとして、保育士が笑顔で仕事に取り組めるような働きやすい環境づくりを今後も支援していく。

A. 時代の変化に伴い、保育士の年齢層が若年化している。かつてのように先輩の姿を見て学ぶ環境が減少し、多くの若手保育士が仕事に大きな不安を感じているのが現状である。そのため、園内でのOJTに加え、幼児教育センターと連携し、横や縦のつながりを築くことで、若手保育士の不安を軽減し、仕事のやりがいを伝えられるよう努めていく。

A. 幼児教育センターと連携し、職員の悩みや働き方の改善に取り組んでいく。各園では、職員が健康な心で働けるよう、話しやすい雰囲気づくりを心掛けている。職員が働き続けたいくなるような職場環境を維持できるよう、今後も努力していく。

(意見) 幼児教育センターは、保育士や幼稚園教諭にとって貴重な存在であり、その役割に期待している。本市を選んでくれた保育士が辞めずにスキルアップし、次世代へ保育を継承できるよう、市として努力してほしい。保育施設を利用する保護者からの悲痛な声も多く、待機児童解消のためには、保育関係者と幼稚園関係者の真剣な議論が不可欠である。公立・私立双方で職場環境の改善に取り組み、幼児教育センターが保育の質を支える中核となることを強く要望する。

Q. 潜在保育士の掘り起こしに関する本市の取組を確認したい。

A. 保育士応援・魅力アップセミナーとして、潜在保育士の復帰支援セミナーを行っている。近年で実際に雇用につながった例はない。既に他の仕事に就いている人に保育士として戻ってもらうのはかなり難しいと考えている。

Q. 潜在保育士が保育の現場に戻ってくるケースはあるか。

A. 育児休業明けや子育てが一段落した後の復帰は毎年何件かあるが、一度別の職業に就いた人が保育士として戻ってくるケースはほとんどないと考える。

(意見) 熱意をもって働きかければ、60代以上でも保育士として現場に戻ってきてくれる人もいると考えるので継続して取り組んでほしい。

Q. 保護者とのトラブル対応など、保育士や幼稚園教諭が安心して働けるよう、教育委員会が実施する学校ADRの機能を保育園、幼稚園にも拡大し相談・支援体制を構築すべきではないか。

A. 現在のところ裁判にかかるような案件はないが、対応が困難な案件は増加しているため、今年度から総務課の弁護士や警察OBの協力を得て、組織的な対応や研修を始めたところである。困難な案件以外は園の職員が保護者に寄り添うことで信頼関係を構築しながら解決している。

(意見) 信頼できる外部人材を加えた多角的なサポート体制を構築することで、保育士がトラブルを一人で抱え込まず、安心して働き続けられる環境を整備してほしい。

Q. 私立幼稚園、私立保育園の各団体と待機児童解消に向けた協議を行っていると聞いて安心したが、この提言を受けて解消に向けたさらなる協議を行うことは可能なのか。

A. いずれの団体とも協議を行うことはできる。例えば、子ども・子育て会議の部会及び準備会など、私立園関係者で構成する会議体などの場において活発な意見交換ができるのではないかと考える。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・公立園の受入枠の拡大に向けて、施設整備についても検討する必要がある。
- ・保育補助者等のキャリアアップは重要であり、特に、自分は保育士の資格を取得できないとあきらめている人に対する案内、周知が重要である。
- ・潜在保育士の掘り起こしは難しい課題だが、難しいという前提で取り組むのではなく、やれることは何かを考えて取り組む必要がある。

- ・例えば子育てが一段落した世代など、保育士を目指してもいいと思える人はきっといると考えるため、周知方法を工夫し、保育士になることへのハードルを下げるなど少しでも考えてもらえるような取組が必要である。
- ・待遇改善、職場環境の改善をするだけでなく、保育士という職業に良いイメージがない人、保育現場を離れた人に対して、以前よりも働きたいと思える環境に変わっていることをアピールする必要がある。
- ・奨学金の返還支援の方法についても検討してほしい。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

分類	備考
① 廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

全会一致で⑤その他（事業実施手法の見直し）

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

令和7年4月1日の年度当初で待機児童が56人発生したが、その要因は、主に保育士不足であり、その他にも様々な要因があるため、解消は容易ではない。また、保育ニーズは増加傾向にあるものの、少子化が進む中で、ニーズがピークアウトする時期の見通しも立てにくい。そのような中でも待機児童を解消し、実際に待機児童となった子供の家庭の負担をいち早く取り除く必要がある。

<政策提言素案>

待機児童の解消に向けて、まずは、低年齢児の受入れ枠の増加に向けた具体的な取組をさらに進めること。併せて、保育士の処遇改善や働きやすい職場環境の整備をさらに進めること。これらの取組について、私立保育園、私立幼稚園の各団体と丁寧な協議を進め、公立・私立含めた市全体で受入れ枠の拡大、早期の待機児童の解消を目指すこと。

また、保育士確保に向けて、将来保育士になってもらうための中高生へのアピール、保育補助者等のキャリアアップ、潜在保育士の掘り起こし、保育士の定着などにつながるようなサポート体制の構築、情報発信などの取組をさらに進めること。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和7年9月定例月議会 決算常任委員会教育民生分科会)

No. 3

事業名	現図書館が最後まで市民に親しまれる施設であるための予算の確保について	
事業概要	<p>図書館においては、市民、地域に役立つ図書館を目指し、子どもから高齢者、また多様な興味や関心を持つ人たちのニーズに対応できるよう、幅広く豊富な蔵書や資料の充実に努めた。また、令和7年2月の図書館情報システムの更新に合わせ、新たにICタグによる図書管理を開始し、利用者サービスの向上を図った。図書館への来館が困難な方等へのアウトリーチサービスについては、令和5年度に開始した「よっかいち電子図書館」サービスの利用拡大に努めるとともに、老朽化した移動図書館車「かもめ号」を更新し、図書館サービスを地域に届けられるよう努めた。</p>	
	予算現額／決算額	<p>図書資料整備費 決算額 34,444,709 円 人権啓発拠点推進事業費 決算額 860,376 円 図書館維持管理費 決算額 50,643,230 円 移動図書館運営費 決算額 33,846,238 円 図書管理システム運営費 決算額 83,731,745 円 電子図書館運営費 決算額 14,886,385 円</p>

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

- Q. 令和5年度と比べて令和6年度の入館者数と貸出冊数が減少している要因は何か。これは電子図書館への移行が原因か。
- A. 令和6年度はシステム更新による臨時休館があり、開館日数が減少したため、入館者数と貸出冊数は減少した。1日当たりの貸出冊数は減少していない。
- Q. 電子図書館の利用状況についてどのようにとらえているのか。
- A. 電子図書館の利用は学校関係者によるものが85%を占めており、一般利用者の増加が課題である。広報活動などを通して一般利用者の増加に取り組んでいる。
- Q. 館内の机・椅子の配置を増やすと利用者の利便性が向上するのではないか。
- A. 机や椅子の増設は、利用者の利便性向上に繋がることは理解している。しかし、書架スペースに容量が必要なため、机や椅子を置くスペースが限られている。書架間の通路も狭いため、現状では物理的に難しい状況である。2階の閲覧席を譲り合ってご利用いただいている。
- Q. トイレは洋式化されているのか、現状を確認したい。
- A. 図書館のトイレは、男女合わせて計14基ある。うち洋式は7基。階ごとの内訳は、1階が洋式3基、和式1基。2階が洋式2基、和式3基。3階が洋式2基、和式3基。この他に多目的トイレが1箇所ある。
- Q. 翌日に新図書館が開館するとしても、その日まで市民が喜んで利用できる施設でなければならない。新図書館に移行するので予算を減らしていく考えなのか、市民のための図書館を維持していく

のか、市としての基本的な考えを示してほしい。

A. 新図書館がなかなか決まらない中でも現図書館を充実させるため、移動図書館車の更新、電子図書館の蔵書数・閲覧数拡充、ICタグ導入による貸出・返却の利便性向上など、ソフト面の充実を図ってきた。一方で、ハード面の整備は、躯体の大きさは変えられず、スペースが確保できないため非常に難しいと考えている。今後もソフト面を充実させていきたい。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・新図書館への移行までの間、既存の図書館をより多くの市民に親しまれる場所とするために、費用対効果の高い予算の使い方を検討し、利用者の利便性の向上につなげる必要がある。
- ・中学生は自習室を利用できず学習環境が制限されているという課題もあるため、現状のルールに縛られずに、利用者のニーズに合わせて、椅子や机の配置も含めた環境改善、運用ルールの変更など柔軟な運用を行い、市民にとってより利便性の高い図書館を目指すべきである。
- ・授乳室が整備されておらず、カーテンで仕切って対応している現状についても対策が必要である。
- ・新図書館に移行するまでのハード面の修繕については、図書館の維持や安全管理のために必須となる修繕にかかる費用を洗い出し、優先順位を明確にし、予算の上限を適切に設定する必要がある。一方で、新図書館への移行後も活用できる電子図書の整備などの投資は積極的にすべきである。
- ・新図書館へ移行するまでの間、現図書館を適切に維持・管理し、市民にとって使いやすい施設であり続ける姿勢を示すことが重要である。単に予算を消化するだけでなく、現図書館を閉館する最後の日まで責任を持って図書館運営に取り組むべきである。
- ・今年度予算にも現図書館の維持管理や老朽化対策に関する予算が計上されており、来年度以降もそのような予算は提案されるものと考えている。新図書館へ移行するまでの間、現図書館を円滑に運営し、利用者への配慮を継続することが求められる。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

分類	備考
① 廃止	次年度事業費予算に関連するもの
② 縮小	
③ 拡大	
④ 新規事業の実施	
⑤ その他	事業実施手法の見直し など

全会一致で ⑤（事業の継続的な実施）

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

- ・現図書館について、新図書館へ移行するまでの5～6年は、市民のために利便性の高い図書館として維持しなければならない。
- ・例えば、トイレ、授乳室、机や椅子の配置などハード面での課題もみられ、費用対効果も考えながら必要な予算を投じる必要がある。
- ・新図書館でも継続して活用できるソフト面への投資は積極的に行う必要がある。

以上の理由から現図書館の運用について十分な予算を確保する必要があることが主な論点である。

<政策提言素案>

新図書館へ移行するまでの間、現図書館が市民に親しまれる利便性の高い施設であり続けられるよう、新図書館での活用も踏まえたソフト面での積極的な投資に加え、ハード面についても費用対効果を考慮して市民の利便性向上に資する整備を行えるよう、予算を十分に確保すること。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和7年9月定例会月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第32号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

《歳出第3款民生費 第3項生活保護費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第3条 債務負担行為の補正

集団がん検診事業業務委託費

Q. 集団検診の受診者数が減少していることから、今後は個別検診への移行を進めていく方針なのか。

A. 基本的な方向性は、集団検診から個別検診への移行である。一方、集団検診は大規模会場に集約し、複数のがん検診が受診できる体制の整備に取り組んでいる。

Q. 最寄りに公共交通機関がないなど、自分で検診会場に行くことが難しい人に対してどのようにフォローするのか。

A. 個別検診の拡充にも努めているが、集団検診を完全に廃止して個別検診へ移行することはできないと考えており、高齢者をはじめ、集団検診を利用している人の今後の個別検診への移行の動向に注視していく。

Q. 6月には検診がスタートするが、自己負担額が統一される説明なども含めて、対象となる高齢者等に適切に周知する必要があると考えるがどうか。

A. 補正予算案が議決されれば、市のホームページや窓口での案内などできることから周知を図っていききたい。

Q. 自己負担額の統一だけでなく、個別検診がより受けやすくなるよう環境整備を進めていることも併せて周知すべきではないか。

A. 例えば、5種類のがん検診を1か所で受けられる医療機関が増えていることなど、個別検診を受けやすい環境が整備されていることについても周知していききたい。

Q. 市外の医療機関も受診できるように拡充しているのか。

A. 市外の医療機関でも契約をすれば対象としている。

Q. 現在のところ集団検診を取りやめるわけではないとの理解でよいか。

A. 現状では、すぐに集団検診を完全に廃止する状況にはないと考えており、病院側の受入れ体制や個別検診への移行の状況などを踏まえて、引き続き検討していく。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費》

新教育プログラム推進事業費（体力・運動能力向上）

Q. 寄附者からはダンスの授業に活用してほしいとの意向があったのか。

A. 寄附者の意向は、体力向上のために活用してほしいとのことであった。今までは、教員がハンドマイクを使用して片手がふさがった状態でダンスの指導をしていたが、ヘッドセットを使うことで両手を使って指導できることに加え、スピーカーの音量が大きいため、運動場でも利用できる。

Q. 1セット当たりの価格はおよそどのくらいか。

A. 1セット当たり約 10 万円前後となる見込みである。

Q. スピーカーはダンスだけでなく、他の用途にも使えるのか。

A. 無線で音を飛ばすことができることで、教員の動きに制限がなくなり、キャストで簡単に運べることから、学校の様々な活動にも活用できると考えている。

Q. 故障時の対応について確認したい。

A. 買い取りの機器であるため、保証期間内はメーカーや代理店で修理し、保証期間を超えた場合は学校の予算内で修理することになる。

（意見）必要な修理を行い、寄附でいただいた用具を大切に使って欲しい。

Q. 寄附者に対して感謝を伝える意味でも、寄附されたものによる成果を寄附者に伝えるべきではないか。

A. 寄贈時には寄贈式を行い、記者発表をして広報活動を行う予定である。寄附者には、活用状況と成果を報告するとともに、ホームページなどで活用の様子を紹介し、広く PR することで、情報発信していきたい。

Q. ケントモリ氏が本市のダンスプログラムに関わっていることについて市民に周知しているのか。

A. 授業の様子はホームページで周知しており、9月30日にケントモリ氏が学校を訪問する際には、記者発表もする予定である。

Q. このダンスプログラムは運動会などで披露される機会があるのか。

A. 現在、三重小学校を拠点校として取り組んでおり、運動会での実施も予定している。指導動画を全校に広げた後、各校で活用していく。

《歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費》

《歳出第 10 款教育費 第 3 項中学校費》

学校図書館図書整備事業費

Q. 学校図書館の司書の意見を基に本を選定することだが、子どもの意見も取り入れているのか。

A. 司書だけでなく、子どもたちの意見をリクエストとして聞き、選書するようにしている。

Q. 寄附者からの寄贈された本として子どもたちや保護者に周知する配慮はされているのか。

A. 図書に関する寄贈については、各学校で寄贈された本を紹介するコーナーを設け、子どもたちや保護者にわかりやすく伝えている。また、学校だよりを通じて保護者へ

の周知も行っている。

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

待機児童緊急対策交付金（保育所事務費事業費（市単民間施設加算分））

Q. 4月1日時点での受入れ枠拡大に対する交付金について、今年度は4月2日以降に受け入れた場合に対象外となるとの説明だが、保育現場は納得しないのではないか。

A. 今年度は、年度当初の待機児童解消を目的として4月1日を基準日とすることとしたが、関係者からは、4月2日以降の受入れも対象にしたほうが次年度の待機児童の減少に貢献できるとの指摘をいただいている。保育現場からこのような指摘がある背景には、4月2日から7月1日まで、市から各園に対して、3か月の育休予約制度として園児の受入れ予約の依頼を行っており、受入れのための各園の努力が4月1日時点の園児数に反映されず交付金の対象とならないということがある。今後、例えば4月1日と10月1日の年2回を基準として算定するなどの方法も考えられ、関係者とも調整しながら、必要に応じて、よりブラッシュアップを図りたいと考えている。（意見）現場の声を大切にしながら、今後の運用について協議を進めてほしい。

第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第33号

令和7年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第34号

令和7年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

【健康福祉部・経過】

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会審査に送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和7年9月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました議案第53号工事請負契約の締結につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本件は塩浜子育て支援センター及び塩浜児童館移転工事の請負契約を締結しようとするものであります。

委員からは、屋外での遊び場がなくなるのではないかとの保護者からの声を聞いているがどうかとの質疑があり、理事者からは、子育て支援センター、児童館それぞれに専用の園庭を設け、移転後も、引き続き屋外での遊び場を確保する予定であるとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、利用者の意見を十分に聞いて参考にしながら進めてほしいとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告(令和7年11月定例会月議会)

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第77号 四日市市障害者体育センター条例の一部改正について、ないし、議案第80号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外に、四日市市民生委員推薦会報告、四日市市社会福祉協議会理事会報告、及び、四日市看護医療大学運営協議会報告について所管事務調査を実施したことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和7年11月定例月議会）

（発議第12号）

教育民生常任委員会に付託されました発議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

発議第12号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書につきましては、

今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないよう、

令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じること、

また、今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること、

を国に対して求めるものであります。

この件について、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました発議第12号については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(令和7年11月定例会月議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第60号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第8号)

【教育委員会・経過】

第3条 債務負担行為の補正

第5次四日市市学校教育ビジョン策定支援業務委託費

- Q. アンケート調査や学習状況等の分析は委託先が行うのか。
- A. まずは委託先が分析したうえで、教育委員会が確認をすることでより良いものになると考えている。
- Q. 四日市市こども計画の策定に当たって聴取した子供の意見も学校教育ビジョンの策定に大いに関係すると思うが、参考にしてはどうか。
- A. 四日市市こども計画の策定に使用したデータについても、取り入れられるものは取り入れていきたい。
- Q. 2030年の学習指導要領の改訂に向けて、国からは論点整理の素案が示されているが、今後のデジタル化の進展やAIの進化、国際的な日本の立ち位置などを踏まえた内容になっており、次期学習指導要領に向けた内容も学校教育ビジョンに反映すべきではないか。
- A. 学校教育ビジョンは令和9年度からの5年間を決める重要なものであるため、国の論点整理についても精査しながら内容を反映していきたい。
- Q. 学校でのワークショップやシンポジウムを企画することが記載されているが、子供や市民の意見を学校教育ビジョンに反映させるということか。
- A. ワークショップで中学生を中心に多様な意見を吸い上げ、シンポジウム等でも市民の意見を取り入れて、できるだけ意見を反映した内容にしていく予定である。
(意見) 学校でのワークショップ以外にも、SNSやインターネットを活用して、学校に来られない子供や、参加しない子供の意見も聴取する方法を検討してほしい。また、フリースクールなどの民間の関係者の意見も聴取し、官民連携した学校教育ビジョンの策定につなげてほしい。
- Q. 前回は業務委託をしていないのか。
- A. 前回は、業務委託は行わず、教育委員会が作成していたが、今回はより広く意見聴取をし、市民に伝わりやすい内容にするために業務委託をして策定に取り組みたい。策定に当たっては、教育委員会が主導権をもって作り込んでいく。
- Q. 学校教育ビジョンの策定に向けた決意を聞かせてほしい。
- A. 既に教育委員会内で学校教育ビジョン策定委員会を立ち上げており、教職員や子供の意見聴取を始めている。新たな形で質の高い学校教育ビジョンを作成できるよう取り組んでいく。今回、初めて業務委託を実施するが、多様な意見を広く取り入れながら、先を見据えた内容としたい。

(意見) 業務委託に係る費用が将来的に何倍もの価値となるよう、子供をはじめとした多様な意見を取り入れて、より良い学校教育ビジョンになることを期待する。

学校図書館業務委託費

Q. 学校図書室へ派遣する司書の取組により、子供たちの読書にどのような効果があるのか。

A. 派遣された司書が読書フェアなどによって読書活動を支援している。1年間で5000冊まで貸出冊数が伸びた事例もあり、これは中学の例だが中学としては大変多い数である。司書からの働きかけによって貸出冊数は伸びる。

(意見) 児童生徒がより多く図書に親しめるように取り組んでほしい。

民間プール施設を活用した水泳指導業務委託費

Q. 民間委託の効果はあるものと推測するが、その効果を可視化されたデータで示すことが重要である。他市では各学校の上位の児童生徒がエントリーしてタイムを競う取組など、子供たちのモチベーションにつなげているが、本市での取組はどうか。

A. 水泳指導の後で、アンケート等で児童が自分で振り返る機会をつくっているため、このデータを活用したいと考えている。本市ではタイムを競うような取組はしていないが、効果検証の中で子供たちのやる気の醸成について考えたい。

Q. 教員の負担軽減を図るとともに、教員は実技指導とは別の観点で水泳指導に携われるようになったことからさらなる取組につなげられないのか。

A. 外部委託により担任はプールに入らないことが多くなったが、プールサイドから評価や指導を行っている。その中で教員の立ち位置、役割について、効果検証の中で考えたい。

Q. 中学校の水泳指導も民間へ委託するためには、指導者確保が課題だと思うが、すでに小学校の水泳指導を委託している事業者での人員確保など、市としての方向性を確認したい。

A. 小学校の水泳指導の委託は今のところ順調に進んでおり、効果検証をしながら指導者の確保を含めて、今後、中学校の水泳指導については検討していきたい。

可動式プロジェクターセットリース及び導入業務委託費

Q. 可動式プロジェクターセットを何セット導入する想定なのか。

A. 全市の小中学校に合計1266台のワゴンタイプのプロジェクターセットを導入しているが、うち795台は昨年度、壁付けプロジェクターに更新した。今回、残りの471台の更新を含む637台の可動式プロジェクターを特別教室や特別支援教室に配備し、各学校の教室の実情に合わせて充足を図る予定である。

Q. 教材提示装置とはどのようなものか。

A. 教材提示装置は先端にカメラがついた投影機で、教員が器具を扱っている手元を拡大して映して、児童生徒に見やすくするなど、有効に活用している。

学校給食用食材調達等業務委託費

- Q. 給食費の公費負担は学校給食の質を維持するための費用であり、地産地消をさらに進めるためにはより多くの費用がかかるということでしょうか。
- A. 今後の物価上昇を考慮し、現在の学校給食の質をそのまま維持することを前提に試算すると32%上昇する見込みである。
- Q. 米の契約はどのようにしているのか。
- A. 10月に1年間分の契約を行っている。
- Q. 米の価格の変動が激しいため、短期で契約してはどうか。
- A. 今後の検討課題としたい。

図書館空調機器保守点検業務委託

- Q. 図書館の空調機器は、資料の保存の観点から温度、湿度の管理を行っていると思うが、今回保守点検業務を委託する機器はどのくらい使用しているのか。
- A. 本来的には全面更新が望ましい時期ではあるが、数年前に必要な修繕を行っている。現在は、全館の空調機器を一括して保守点検をしてもらう業務委託をしているため、不具合のある場合はまとめて対応してもらうことができる。新図書館の完成までの期間は、必要に応じて手を入れながら現行の機器を維持していく予定である。
- Q. 図書館は貴重な資料を保存する役割があり、資料が確実に保存されていなければ、新図書館ができて本末転倒であるため、単なる空調機器の保守管理ではなく、温度、湿度の管理体制を強化し、さらに管理精度を向上させるような一定の投資についても考えるべきではないか。
- A. 空調機器をすべて更新するためには非常に高額な費用がかかり、費用対効果を考えると実施は難しい。また、冷温水発生機を入れ替えるとなると休館が必要となるほか、修繕を行うには、古い機器であるため部品の供給が難しいことなどの課題がある。修繕ができない不具合が発生した場合は、その部屋だけ別途エアコンを設置するなどの対応になると考える。現状は空調保守業者の報告に基づく随時の対応により、安定して稼働できている。
- (意見) 本市の貴重な財産を守る任務があることを意識して、必要な予算は要求しながら取り組んでほしい。

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第4款衛生費 第1項 保健衛生費》

産後ケア事業費

- Q. 産後ケア事業の利用件数が増加している要因をどのように分析しているのか。
- A. 事業開始から期間が経過し周知を徹底してきたことに加え、産科医療機関等受入施

設の増加により受入枠が増えたことが主な要因と考えている。

(意見) 実際の利用者の声を収集し広報に活用することで、支援が必要な人に情報が届くよう努めてほしい。

Q. 来年度の予算についても、実績の増加傾向を踏まえて増額する予定なのか。

A. 来年度も今年度以上の実績を見込んでおり、それに対応できる予算の積算をしていく予定である。

第3条 債務負担行為の補正

保育士派遣業務委託費

Q. 令和7年11月時点で派遣保育士を16名確保することができ、待機児童の解消に一定の効果はあったと考えるが、人材派遣を活用することに伴う課題は生じていないか。

A. 本人の希望も踏まえ、様々な雇用形態で勤務しているが、派遣保育士の多くはスキルがあつて現場も助かっていると聞いている。他園での経験がある派遣保育士の意見を聞き、参考になることもあると聞いている。

夏休み児童預かり事業業務委託費

Q. 実施場所が市の東部に偏っていることについて、需要の高い地域であることは理解するが、今後の実施場所についての考え方はどうか。

A. 本事業は時限的な措置であり、学童保育所の逼迫状況を踏まえて実施していくが、今後もニーズが高いことが見込まれるため当面実施していきたいと考えている。また、長期休暇における児童の受入れを実施している学童保育所の場所も踏まえ、令和8年度は当該箇所を選定したが、令和9年度以降は、利用者アンケートによって利用者の居住地や保護者の勤務地を把握し、ニーズに沿って実施場所を選定したい。また、夏休みの期間に毎日早朝から夜間まで利用可能な施設を選定するのに苦心したところがあり、必ずしも理想的な配置とならない場合もあるが、できるだけ多くの人の利便性を考慮して実施場所の選定をしていきたい。

Q. 学校の大規模改修工事なども実施場所の選定に影響したのか。

A. 夏休み期間を利用して改修工事を行うことが多く、工事の影響の少ない学校の中から選定した。令和9年度以降も、夏休みに工事を予定している学校を把握した上で、学校以外の公共施設も含めて実施場所を検討したい。

Q. 内部地区では新たな宅地造成により子供の数が増加し、学童保育所の利用が逼迫しているが、それでも実施場所が楠地区になった理由を確認したい。

A. 内部小学校は送迎用駐車場の台数や、校舎の構造上、管理面でも課題があつた。また、内部東小学校は周辺道路のアクセス状況等、河原田小学校は送迎時の道路状況、それぞれに課題や懸念があることから、総合的に判断し、令和8年度は楠小学校を実施場所として選定した。

Q. 配置する指導員の人員確保が課題と考えるがどうか。

A. 少しでも多くの事業者にプロポーザルに参加してほしいと考えている。12月に実施要領等を公表し、7月に事業を開始するため、その期間で人員確保をしてもらいたいと考えている。

Q. 各施設最大 100 名とあるが、100 名が上限なのか。

A. 市内 3 か所での申し込み状況を見ながら、できるだけ多くの人ができるよう可能な範囲で柔軟に対応したい。

こどもの居場所づくり事業費

Q. 地区市民センターを活用する実証事業は、単年度の事業ではなかったのか。

A. 実証事業については、毎年検証しながら進めていくため、予算は単年度での計上となるが、実証の期間は、今後 3 年程度を想定している。

Q. 実施場所は 3 年間同じなのか。

A. 令和 8 年度は継続して八郷地区市民センターと内部地区市民センターで実施する予定だが、令和 9 年度以降は、検証結果を踏まえ、実施場所の変更も含めて、改めて検討していきたい。

Q. 参加人数も踏まえて、今年度の事業をどのように評価しているか。

A. 成果指標として明確な人数は定めていないが、会場の収容規模から、地区市民センターは 30 名程度、あさけプラザは 50 名程度の利用が可能と見込んでいる。事業の評価に当たっては、利用者アンケートの結果も見ていきたい。アンケートでは、どの居場所の満足度も高いため、事業には一定の成果があるものと評価している。

(意見) それぞれの居場所で明らかになった課題について、今後取り組んでほしい。

Q. こども家庭庁の指針に基づき、公共施設以外の場所の活用も検討すべきと考えるがどうか。

A. こどもの居場所づくりに関する指針において、公共施設以外の場所の活用も有効とされており、学校や地域、民間団体等とも連携しながら、子供自身が選べるよう多様な居場所づくりを進めていきたい。

(意見) 委託先の事業者は、子供に関わる職種として、子供の権利について正しく認識する必要があるため、事業者の選定に当たっては研修等の実施を前提としてほしい。また、ショッピングモールの活用など、人が集まる場所での実施についても検討してほしい。

保育所等医療的ケア児看護業務委託費

Q. 委託先は一つの事業所で考えているのか。

A. 訪問看護ステーションの体制を考えると 1 か所では対応が難しく、できるだけ多くの訪問看護ステーションに引き受けてもらえるよう努めたい。

(意見) 子供を診ることができる訪問看護ステーションは多くないことから、丁寧に委託先を検討してほしい。

Q. 受入れ予定人数が 6 人とあるが、根拠を確認したい。

A. 令和 8 年 4 月の保育施設への入所申込時に医療的ケアが必要な子供の状況を記載してもらっており、その内容をもとに保護者への聞き取りも一部行った上で想定の積算人数としている。

Q. 訪問看護による医療的ケアが受けられない児童がいないよう取り組むべきと考えるがどうか。

- A. 今後も対象児童が増える可能性もあるため、必要な場合には補正予算も検討したい。
(意見) 医療的ケアが必要な子供に分け隔てなく支援が届くよう、しっかり対応を行ってほしい。
- Q. 主治医により集団生活が可能と判断されている場合でも、その子供の状態が不安定になった場合の対応も考慮する必要があるのではないか。
- A. 医師の指示書を基に看護師が個別計画やマニュアルを作成し、保護者と連携しながら急変した場合なども考慮して対応できる体制を検討していく。
- Q. 看護師を常駐させる考えはあるのか。
- A. 現在は健康診断や感染症への対応等の保健衛生業務などを目的にフルタイムとパートタイム合わせて7人の看護師を乳児保育をしている園に配置しているが、長く医療現場を離れている看護師が医療的ケアに対応するためには研修等も必要であり、また、学校と比較して勤務時間が長い園において看護師を採用することは特に難しいため、訪問看護ステーションの活用が現実的な手法である。
- Q. 子供1人当たりで計算すると年間351万5000円の予算額であり、看護師1人を雇用する報酬と考えると安すぎるのではないか。
- A. 常駐ではないため、1人当たりの年収ではなく、医療的ケア1回当たりの単価で積算している。看護師の確保が困難な中で訪問看護ステーションと連携して対応できる体制を構築したいと考えている。
- Q. 支援対象施設を公立園に限定しているが、公立園で全ての医療的ケア児を受け入れる方針なのか。私立園が医療的ケア児の受入れを行う場合の支援については考えていないのか。
- A. 令和8年度から、医療的ケアが必要な子供を公立園で受け入れていくという考えは私立園に伝えており、まずは公立園において、設備や契約などの仕組みづくりを行う。なお、今後私立園から受入れの意向があり、体制を整えば、新たな補助や受入れの仕組みも検討していく必要があると考えている。
(意見) 子供の権利の観点から考えると、公立、私立どちらも選ぶことができるような環境整備が必要であると考えている。私立園との協議を行いながら、私立園でも受け入れられるような事業展開をしてほしい。

四日市マリッジサポート事業業務委託

- Q. これまで同じ事業者へ委託してきたのか。
- A. 業者選定は年度ごとに公募型プロポーザルにより行っており、結果としてこれまで同じ業者に委託している。次年度も公募型プロポーザルで選定する予定である。
- Q. 次年度分の公募はいつ行うのか。
- A. 年内に公募を開始し、今年度中に業者を決定する予定である。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

補保健福祉センター不動産鑑定料（補保健福祉センター管理運営費）

- Q. 楠保健福祉センターの越境箇所の範囲はどのくらいなのか。
- A. 東側フェンス約 80mの基礎部分が隣接民有地に、南側の側溝が一部道路に越境していることが境界確認で判明しており、是正工事が必要と考えている。
- Q. 越境している民有地の所有者から、使用料などの請求はないか。
- A. 現地における境界立ち合いの際、そのような話は出ずに、一緒に確認を行った。
(意見) 施工当時の工事完了検査等で事前に把握できなかったのか疑問が残る。今後、万が一の問題が生じた場合も含め、隣接地権者に迷惑がかからないよう、丁寧に対応してほしい。
- Q. 不動産鑑定料を全額減額し、来年度当初予算に計上し直すとのことだが、繰越明許費として処理せず、減額補正を選択した理由を確認したい。
- A. 公有財産審査会に諮るためには、原則として概ね 3 か月以内に行われた不動産鑑定結果が必要となるが、今回、越境が判明したことにより是正工事が必要であり、期間が空いてしまうため、今年度予算は一旦減額し、来年度改めて予算措置を行い、直ちに鑑定を実施することが適切と判断した。

第 3 条 債務負担行為の補正

居場所のつながり推進事業業務委託費

- Q. 令和 6 年度に現在の委託先が事業を開始してから今年度で 2 年目となるが、これまでの実績を確認したい。
- A. 居場所の担い手をつなぐネットワークの構築に取り組み、令和 6 年度は様々な福祉分野の居場所の担い手をつなぐための会議である「居場所キーパーソン会議」を 3 回開催し、紙媒体の広報誌「居場所ネットワーク通信」を 7 回発行した。令和 7 年 3 月には、子供・高齢者・外国人・障害者・若者・生活困窮者など、さまざまな人の居場所の分野を超えた交流の場である「居場所交流会」を開催し、200 名を超える参加があった。
- Q. 居場所のつながり推進事業を通じて、重層的支援体制整備事業につながった相談はあるのか。
- A. 令和 6 年度の重層的支援体制整備事業の相談総数は 117 件であり、そのうち居場所の担い手から重層的支援体制整備事業につながった事例はおおよそ 5 件程度であった。
(意見) 居場所づくりの現場では、単身世帯の人や外出困難者など居場所につながりにくい人への働きかけなどをそれぞれの地域で工夫していると聞いている。居場所のネットワーク化にあたっては、地域の居場所の担い手の声を聞き実態の把握に努めてほしい。
- Q. 居場所のつながり推進事業と重層的支援体制整備事業が連携しているとのことだが、具体的にどのような連携が行われているのか。
- A. 居場所のつながり推進事業は、重層的支援体制整備事業の「地域づくり事業」に該当する。併せて、既存制度では福祉課題の解決が難しく社会参加の必要性がある人にアプローチを行う「参加支援事業」の受け皿を育てる事業と位置付けている。また、進路が決まらないまま義務教育を終える児童を重層的支援体制整備事業につなぐ試みを令和 7 年 3 月から開始しており、居場所のつながり推進事業で構築を目指すネット

ワークを活用し、自己肯定感の向上につなげ、社会参加へのステップにしたいと考えている。

Q. 重層的支援体制整備事業交付金について、国や県への返還が生じた理由は何か。

A. 国や県からの交付金は、当初予算ベースで概算払いされ、決算時に実費との差額を精算・返還する仕組みである。今回の返還は、主に市の担当職員の人件費単価が令和6年度の予算計上時の想定と異なったことによる差額であり、事業が滞ったためではない。

民生委員・児童委員の日パネル展開催業務委託

Q. 民生委員・児童委員の日パネル展はどこでどのように開催するのか。

A. 5月12日の民生委員の日に合わせ、毎年市内の商業施設でパネル展を開催している。会場においては、26地区の民生委員児童委員協議会の活動内容をわかりやすく展示することにより、民生委員活動の周知啓発を行うことを目的としている。

Q. 民生委員・児童委員のなり手不足解消のためにも予算を増やし、実施場所や内容を拡充すべきではないか。

A. 今回のパネル展は、令和8年度当初予算成立から実施までの準備期間が短いため債務負担行為として上程しているが、他にも民生委員の活動について様々な啓発・周知を図っており、これらは新年度予算に計上する予定である。

(意見) 商業施設での展示は、関心のない層にも周知できる有効な手段である。こうした周知方法にさらに予算をかけ、充実させてほしい。

Q. 民生委員パネル展は良い取組だが、作成の手間を懸念する声もある。民生委員の負担を考慮し、労力をかけずに効果的に周知する方法を模索すべきではないか。

A. パネル作成が負担に感じるという声がある一方で、やりがいを感じているという声も多くある。他にも市内全小中学生に対し民生委員を紹介するパンフレットの配布や、民生委員の生の声を伝える動画の配信など、様々な方法で啓発に取り組んでいる。

Q. パネル作成等に時間や費用がかかる作業に対し、今後は対価や費用弁償等の検討も必要ではないか。

A. パネルのデザインや設置は業者に委託するが、原案は各地区の民生委員児童委員協議会と協力して作成している。パネル展を通じてブロックごとの民生委員同士の交流につなげたいなどの前向きな意見もあるため、民生委員の負担にならないよう配慮しながら、適切に支援していきたい。

議案第62号

令和7年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

【健康福祉部・経過】

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第 64 号

令和 7 年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

【健康福祉部・経過】

認知症高齢者等位置情報探知システム関係経費

Q. GPS 機器の現在の利用者数は 208 名だが、今後の利用者数の見込みはどうか。

A. 死亡や施設入所、入院、機器が使いにくかったことなどが理由で返却されることもあるが、利用者数は毎年微増する傾向にある。具体的な目標数値の設定は難しいが、利用者の費用負担はないため、周知を図り利用者を増やしていきたい。

Q. GPS 機器を使いにくいことが理由で返却されるケースは、具体的にどの部分がいにくかったのか。

A. ICT 機器を使用して位置情報を確認するため、機器に不慣れな人や認知症高齢者本人が GPS 機器を持参しなければならないため、家族が持たせようとしても持ち歩いてくれないケースなどの話を聞いている。

Q. 身寄りのない独り暮らしの高齢者などの場合、家族の代わりに NPO 法人や支援団体などが GPS 機器を利用して見守るような仕組みはあるのか。

A. 基本的に親族等による見守りに使用することを想定しており、身寄りのない方への対応は今後の課題であると認識している。

（意見）今後、高齢化が進み、独り暮らしの高齢者を周囲が心配するケースが増加すると考えられる。身寄りがない場合の対応などの課題を整理し、対応を検討してほしい。

Q. 認知症高齢者が行方不明になった際、この制度を活用して利用登録をしても GPS 機器を持ち歩いていなかったなどの分析はしているのか。

A. GPS 機器は家族が自身の端末で位置確認を行う仕組みであり、行方不明になっても市への報告を要しないため、GPS 機器による発見件数の把握は難しい。

（意見）件数の把握が難しいのであれば、GPS 機器を常時携帯してもらうための啓発に努めるべきである。また、専用機器に限らず、スマートフォンの GPS 機能を活用するなど、時代に即した行方不明者対策についても考えてほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会審査に送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(令和7年11月定例会月議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第91号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第9号)について

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

第2条 繰越明許費の補正

別段の質疑及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告(令和8年1月緊急議会)

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の結果を、ご報告申し上げます。

【結果】

議案第96号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第10号)のうち、第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款 民生費 第1項社会福祉費及び第2条繰越明許費の補正関係部分につきましては、分科会の総意により、審査を留保し、採決を行わずに全体会審査に送ることと決しました。

これをもちまして、教育民生分科会の報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和8年2月定例会議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第97号令和7年度四日市市一般会計補正予算（第11号）について

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

別段の質疑及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和 8 年 2 月定例月議会）

教育民生常任委員会に付託されました 18 議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 115 号 四日市市介護保険条例の一部改正について、委員からは、今回の改正による保険料額への影響を確認する質疑があり、理事者からは、令和 7 年度の税制改正により、給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことに伴い、被保険者の所得判定による変動の影響を受けないよう、従前通りの算定基準を維持するための改正であり、保険料負担に変更はないとの答弁がありました。

また、委員からは、単年度の措置とする理由を確認する質疑があり、理事者からは、現行の第 9 次介護保険事業計画期間中における収支の整合性を確保するための措置であり、次期計画ではこのような措置はないものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第 116 号 四日市市手話言語条例の制定について、委員からは、パブリックコメントに多くの意見が寄せられており、関心の高さを感じるが、具体的な施策の進め方を確認したいとの質疑があり、理事者からは、条例において、施策を総合的かつ計画的に実施するにあたり、ろう者及び手話通訳者やその他の関係者との協議の場を設けるとしており、この場を有効に活用し、基本方針を立てて体系的に取り組

を進めていく。現在も行っている周知啓発や、手話通訳者の派遣、養成などの諸施策の、条例における位置づけを明確にした上で、新たな施策についても検討していきたいとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、条例を制定して終わりにならないよう、実効性のある施策を展開してほしいとの意見がありました。

また、委員からは、手話通訳者の高齢化への対応や人材確保、処遇改善についても取り組む必要があるのではないかとの質疑があり、理事者からは、本市の手話通訳者は、設置通訳者 5 名、登録通訳者 18 名となっており、比較的充実した体制ではあるものの、高齢化や、新たな人材の養成は課題として認識している。報酬については、県や他市と比較して低いものではないが、県においては昨年度、手話通訳者の報酬のあり方が議論になっており、県の動向も注視する中で、体制の維持、拡充に向け取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、施策の実施状況の公表について、施策を検証する仕組みや公表サイクルを明確にして取り組むべきではないかとの質疑があり、理事者からは、実施していく施策について、市民に知っていただき、協力を求め、そして結果を検証するといったことが必要になってくると考えており、実効性のある取組の実施に向け、検証や公表の適切なタイミングについても、関係者とともに検討するとの答弁がありました。

また、他の委員からは、研修等で手話に触れる機会を増やし、自然に手話の大切さが伝わっていくような環境づくりが重要と考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、災害時に手話が使えなくても筆談が役立った経験があるが、災害時の対応も含めて、条例を実効性のある施策につなげられるよう、他部局との連携を図ってほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、社会情勢の変化に応じて条例の見直しを行う必要があると考えるが、条例へそうした規定を盛り込むか、他の方法で明文化すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、必要に応じた見直しを考えているが、ろう者や手話通訳者にも入っていただく協議の場において、施策の検討や検証などと共に、条例の見直しについても協議することとし、施策を進めるに当たっての基本方針を作成する際には、明文化したいとの答弁がありました。

議案第 117 号 四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 118 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について、委員からは、今回の賦課限度額の改定に至った背景を確認する質疑があり、理事者からは、被用者保険との公平を図る国の観点から、基礎賦課限度額を現行の 66 万円から 67 万円に改定するものであるとの答弁がありました。

議案第 119 号 四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 120 号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について、及び、議案第 121 号 四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、委員からは、医療費助成等の受給資格情報をオンラインで確認する「PMH、パブリック・メディカル・ハブ」への連携に関して、医療機関におけるシステムの対応状況や市民への周知方法について質疑があり、理事者からは、マイナ保険証を利用してオンライン資格確認を行うには医療機関側のシステム改修が必要であるため、医師会等を通じて国の補助制度の案内とともに、PMH対応の検討を依頼している。また、市民への周知については、令和8年4月の運用開始にあたり、資格証交付の際の案内や市ホームページへの掲載等を通じて、丁寧な周知に努めるほか、8月の資格証更新時に全受給者に送付する案内文書にも説明を追記する。説明には、PMHに対応する医療機関では紙の資格証の提示を省略できるが、システムの不具合等に備え、引き続き、受診の際は紙の資格証を持参するよう案内する予定である。なお、国が公表している対応済み医療機関の一覧はリアルタイムで更新されていないため、受給者は医療機関の窓口でPMHに対応していることを知るケースも多いと思われるが、対応する

医療機関では、マイナ保険証の読み取りの際に医療費助成の受給資格確認の案内がされるため、初診であっても受診前に予め対応している医療機関であるかを確認いただく必要はないと考えているとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、PMHに対応している医療機関かどうか事前に知ることができるような、わかりやすい情報提供の仕組みを国に要望してほしいとの意見がありました。

議案第 122 号 四日市市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び、議案第 123 号 四日市市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての 2 議案に対し、委員からは、令和 8 年度から「こども誰でも通園制度」が全国で本格実施されるが、待機児童が発生している中で対応できる見込みはあるのかとの質疑があり、理事者からは、待機児童が発生している中で、市内の施設において受け入れるための調整ができていない状況であるとの答弁がありました。

議案第 124 号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 138 号 工事請負契約の締結について、ないし、議案第 145 号 工事請負契約の締結についての 8 議案は、いず

れも小学校もしくは、中学校の校舎の改修工事に係る契約議案であります。

委員からは、今回の各学校における改修工事が、市の策定した計画に則って適正に進められているのかとの質疑があり、理事者からは、「四日市市小中学校施設長寿命化計画」に基づき、経過年数に応じて長寿命化、大規模改修、保全改修を行っており、この整備計画に則って実施するものであるとの答弁がありました。

また、委員からは、同一の事業者が2つの工事を落札しているが、問題はないのかとの質疑があり、理事者からは、入札の時点で、条件を満たしているため、施工体制等に問題はないと考えるとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました18議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。民生委員推薦会、青少年問題協議会、令和7年度人権施策推進懇話会及び令和7年度同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和8年2月定例月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第98号 令和8年度四日市市一般会計予算

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

こどもの居場所づくり支援事業

Q. 令和6年度に30団体が実施するまで取組を広げ、令和7年度以降は質的な向上の支援を行うとあるが、具体的にどのように質の向上を目指すのか。

A. 今年度新たにコーディネート事業を開始し、訪問や意見交換会等により課題や実態の把握に努め、その上で、自己財源の確保や意識醸成のための研修会を実施した。また、団体同士の横のつながりについてもネットワークを構築し、団体間で情報共有やアドバイスし合える仕組みづくりを行っている。

Q. こども家庭庁の指針にある「ふやす」「つなぐ」の段階は確認できたが、その先の「みがく」「ふりかえる」という質の向上を図る段階への移行として、一步踏み込んだ支援に取り組むべきではないか。

A. 現在も、補助金を支出するだけではなく、各団体が活動しやすいよう支援を行っており、次年度以降も引き続き行っていく。

(意見) 地域で得た情報を行政が把握して伴走支援につなげることは重要であり、コーディネーターの配置により、団体間の連携や運営能力の向上が期待できる。一方で、支援が必要な世帯へ確実に行政の情報や支援を届けることが課題と考えるが、団体間の連携の強化により行政の支援につながることも期待したい。

(意見) 子供が自ら選べる居場所を増やすことは非常に重要である。市が実施する実証事業とは異なり、この補助金は地域資源の掘り起こしとしての側面が強い。運営団体の組織形成やブランディング、目標共有を支援するコーディネート事業の役割は重要であると考えます。

Q. 活動内容や参加人数の多寡にかかわらず1団体あたり上限150万円であるが、団体間での不公平感や不適正な支出が生じる懸念はないか伺いたい。

A. 上限額まで活用している団体は少なく、各団体の活動実態に応じた範囲内で交付しているため、不公平感に関する声は上がっていない。また、事業計画や実績報告を厳格に審査しており、不適正な支出がないことも確認している。今後も適切に各団体の活動を把握し、公平な支援に努めていく。

Q. 補助団体から、食品を寄付する代わりに参加者名簿を要求された事例があったと聞

くが、本市が補助する団体における個人情報の取り扱いについて、各団体への周知啓発をすべきではないか。

A. 活動目的や個人情報の取り扱いもそれぞれの団体によって様々であり、基本的には各団体が取り扱うものと認識している。個人情報の取り扱いについて、次年度に向けて手引きへの記載や研修会の実施についても検討していきたい。

Q. 市内で市の補助を受けていないこども食堂の件数は把握しているのか。

A. 補助を受けずに活動している団体があることは聞いている。

(意見) 市民への情報提供のため、市の補助を受けていなくても、子供のために活動している団体を市として知っておいてほしい。

学童保育事業

Q. 現在、送迎支援事業を利用している学童保育所は3か所で、その他の学童保育所は送迎を行っていないという理解でよいか。

A. 送迎支援事業は、送迎により他校区の児童を受け入れている学童保育所に補助するものであり、現在3か所の学童が事業を活用しているが、来年度は5か所の学童保育所での実施を想定している。

Q. 市西部で送迎による児童の受け入れが実施されていない要因は何か。

A. 自校区の学童保育所への入所が難しい場合に送迎支援を利用するため、利用者が多い学童保育所から送迎可能かつ受け入れ可能な学童保育所で実施してもらっている。また、小学校や学年ごとに異なる下校時刻に合わせた配車管理などの負担があることも、実施施設が限られる要因の一つと考えている。

Q. 市西部に住む児童の保護者から、送迎により他校区の学童保育所を利用したいが利用できないなどの不満の声はないのか。

A. そのような声は聞いていない。補助上限額の引き上げにより長距離の送迎も可能になるため、もし保護者からの希望があれば、送迎を実施している学童保育所を紹介することになる。

Q. 送迎時の児童の引き渡しの際に、学校側と協力して、事故防止の工夫が必要と考えるかどうか。

A. 新たに送迎支援事業により児童を受け入れる学童保育所については、保護者も含めて制度の周知を丁寧に行いながら、トラブルがないよう、学校や学童保育所とタクシーの待機場所などの調整を行う予定である。

Q. ボランティアの謝礼や燃料費はどのように算出するのか。

A. ボランティアの謝礼については、学童保育所が実際に支払った金額を補助対象としている。燃料費については、市の旅費規程に準じて1km当たり37円で計算している。

Q. 送迎のタクシーの運転手は毎日変わるのか。

A. 学童保育所とタクシー会社で配車調整を行う。

Q. 交通事情等で送迎時刻に遅れる場合の連絡体制など、トラブルや事故を防止するための配慮を十分に行う必要があるのではないか。

A. 学校を含め、タクシー会社と調整を行ってもらっており、これまでにトラブルは起きていないが、今後も児童の安全を最優先に周知等をしていきたい。

- (意見) 送迎支援事業自体には賛成するが、事故やトラブルがないよう事前対策を講じてほしい。
- Q. 自校区の学童保育所に入れなかった場合以外にも、例えば、仕事の都合で、職場に近いからという理由で利用するケースも想定しているのか。
- A. 基本的には自校区の学童保育所に入れなかった場合に、保護者から問い合わせがあり案内することが多いが、勤務地の近くの学童保育所を希望するケースも想定される。(意見) 送迎を利用する児童が増えることで見えてくる課題もあると考えるため、各学童保育所の状況を注視して進めてほしい。
- Q. この予算で送迎希望者をすべて受け入れられるのか。
- A. 新たに送迎を始める塩浜学童保育所、笹川学童保育所は、内部東小学校区の児童の受け入れを想定しており、ニーズに対応できると考えている。(意見) 数年先のニーズも見据えたうえで今後の対応について十分に検討してほしい。
- Q. 現在、民設民営で運営している学童保育所について行政が主体となって公設民営などの形態へ移行を進める考えはないのか。
- A. 本市では昭和 40 年代から各学童保育所において地域の実情に応じた特色ある運営を行っていただいております、そのメリットを大切にしたい。民設民営を継続し、その上で受け入れ枠の確保などの課題には行政として支援を行っていく。(意見) 市の担当職員が時間外勤務等で現場を訪れ、運営側と丁寧な協議を重ねるなど真摯な対応を高く評価する。今後も現場の状況や課題を十分に把握し、引き続き事業の推進に尽力してほしい。
- Q. 夏休み児童預かり事業を実施するにあたり、面積や設備の基準はあるのか。また、学校施設を使用する中で、教室や運動場の使用範囲は明確にされているのか。
- A. 明確な基準はないが、放課後児童健全育成事業並みの児童 1 人当たり 1.65 m²を目安としている。各小学校の会議室や多目的ホールなどを確保し、室内で飽きないような工夫を事業者にしてもらうことを想定している。
- Q. 夏休みの長期間、朝から夕方まで屋内で活動するのは児童にとって好ましくないのではないのか。外遊びの選択肢はないのか。
- A. 安全に事業を開始することをまずは最優先に考えている。体育館や運動場などで活動ができるのか今後の検討課題としたい。
- Q. 夏季の食中毒リスク等を踏まえた弁当の衛生管理や、おやつ持参・提供についてはどのように考えているのか。
- A. アレルギー対応等の安全性を考慮し、昼食やおやつは提供せず各自持参としたい。持参した弁当については、保冷剤を持参することの保護者への周知や涼しい保管場所の確保などを事業者を求める。また、1 日のスケジュールの中でおやつ時間を設け、児童が食べられる物を持ってくることを想定している。(意見) おやつを持参する児童としない児童で差が出てトラブルにならないよう、全員が楽しく過ごせるように検討してほしい。
- Q. 預かり時間は 18 時半までだが、保護者の都合等で遅れる場合や、早い時間に預かってほしいといった要望に対して、ある程度柔軟に対応できるのか。
- A. 委託契約上の人員配置が 7 時半から 18 時半であるため、時間外の対応を求めること

は難しい。しかし、保護者の迎えがやむを得ずに遅れる場合には児童を一人で残さずに、可能な範囲での柔軟な対応をしてもらえるよう事業者と調整したい。

児童虐待防止対策事業

Q. 親子関係形成支援事業の受講者数が定員に満たなかった要因は何か。

A. 要保護児童対策地域協議会で把握している、何らかの課題を抱える人に受講していただくことを想定していたが、子育て支援センター、保育所、こども家庭センター母子保健係など、身近に子育ての悩み等を相談でき、個別に助言が得られる相談機関が多くあるなか、決められた日時に、オンラインではない講義形式で行う当事業への参加のハードルが高かったためと考えている。また、当日の体調不良や雪の影響によるキャンセルもみられた。

(意見) 気軽に行けそうな雰囲気の中で学べる手法を考えるとともに、受講してほしい人にどう届けるかという点を工夫して引き続き取り組んでほしい。

Q. こどもの権利の啓発冊子について、令和7年度と同様に小学6年生に配付するのか。また、新たに動画の作成も記載されているが、計上されている予算で十分対応できるのか。

A. 令和8年度も新たに6年生になる児童に冊子を配付する予定である。冊子の内容は令和7年度に作成したものから大きく変える予定はないため、計上した予算で動画作成を含めて十分に対応できると考えている。

Q. 年齢に応じて内容を変えた冊子を6年生以外の学年にも配付することなど、検討が必要ではないか。

A. どの学年を対象に冊子を配付するかについては、冊子の有効な活用方法等と併せて今後検討していく。

障害児通所事業

Q. 通所支援事業の支給決定業務について、担当者1人あたりの負担が大きいのではないか。

A. 支給決定件数が増加傾向にある中で業務も増えることが想定される。業務の効率化や専門職による対応等により負担軽減を図っているが、今後も必要な体制整備を検討していく。

Q. 障害児通所事業等の決算見込み額が増加している中、放課後等デイサービスの予算額は十分なのか。

A. 前年度以降の実績を基に精査して算出した。法定の事業であり、不足が生じる場合は、補正予算も検討したい。

(意見) 補正予算で対応するよりも、当初から十分な予算を計上する方が適切と考える。

待機児童の解消に向けたさらなる取組について

「提言チェックシートNo. 2」参照

幼児教育推進事業

- Q. 幼児教育センターにおけるスーパーバイザー派遣について、派遣先の園から、業務が忙しく研修を受ける余裕がない、負担に感じているなどの声は聞いていないか。
- A. 保育士不足の中で派遣先の園の負担にならないよう、4名のアドバイザーが事前に各園を訪問し、相談を受ける中で、各園の都合の良い時間帯を聞き取り、各園で抱える課題に応じて、研修内容や日時等のコーディネートをしている。場合によってはアーカイブ研修を利用してもらするなど、幅広い形で支援している。
- Q. 外国にルーツのある子供への対応や、特別支援保育など、今後想定される新たな課題に対応できるよう研修内容も更新していく必要がある中で、研修への意識の高い園とそうでない園で差が生じることを懸念するが、要請の少ない園に対して特別なアプローチが必要ではないか。
- A. 公立、私立全園に働きかけを実施している。多忙な中で研修の受講が難しい場合はチラシやアーカイブ研修の資料を持参して紹介するなどの対応をしている。例えば、多文化共生について困っている様子があれば関連する資料を持参して話を聞くなど、困りごとに応じた対応により、少しずつ利用が増えてきている。
- Q. 絵画表現指導の要請が少ない要因は何か。
- A. 三重大学の専門家に依頼しており、乳幼児向けの絵画指導ができる講師が他にいないという現状であるが、独自に絵画指導の講師を雇っている園もあるため、この1名で充足している。
- Q. 令和5年度からの派遣実績について、どのように分析しているのか。
- A. 令和4年度までは大学との連携により公立園が利用していた事業であり、令和5年度に幼児教育センターができたことで、私立園にも利用を呼びかけたが、当初は公立園への派遣が多かった。その後、チラシや動画を活用し、訪問等により働きかけた結果、令和6年度は私立園からの希望が増え、令和7年度は私立園、公立園の利用が同じくらいになっている。
- Q. 14名のスーパーバイザーの専門分野のバランスに課題はないか。
- A. 派遣する大学教授との日程調整が難しいことがある。三重大学以外の大学との連携も含めて、令和8年度は新しい分野の教授にも依頼できないか調整しているところである。
- Q. 派遣を要請した園から、質の向上や満足度等のフィードバックは蓄積しているのか。
- A. 派遣を要請した各園から報告書を提出してもらっている。その中で、学んだことを園内で共有し、動画で振り返り、共通理解を深めながら支援につなげているという声が寄せられている。
- (意見) 専門家の知見を活かして外国籍の子供や発達障害の子供への対応などを分析し、現場が参考にできるように、さらに深めていってほしい。本市が全国に誇れる幼児教育センターを有効活用し、保育の質の向上に寄与するよう取り組んでほしい。

四日市マリッジサポート事業費

- Q. 本事業は開始から4年目を迎えるが、これまでの実施状況や課題を踏まえ今後どのように事業内容を改善していくのか。

A. 事業者は公募型プロポーザルにより選定している。初年度に比べ、男女ともに申込者が増えており、イベント定員を拡充するなどして取り組んできた。次年度は、男性のニーズの増加に対応するため、参加者の男女比を調整しての開催や、セミナー後の交流会を新設するなど、参加者同士が交流できる機会を増やし、適宜見直しを行いながら継続して実施していきたい。

Q. イベント後にカップルが成立した後、実際に結婚したかどうかの報告は求めているとのことだが、公費を投じた事業の効果を確認するため、結婚した場合には市に報告してもらえるよう市から参加者に伝えるくらいはしてもよいのではないか。

A. 出会いのきっかけづくりの事業であるため、カップル成立後の後追いはしていないが、これまで1組より結婚につながったと報告をもらっている。報告をお願いする場合の参加者の受け止めも様々あると考えるため、現在の形を継続したい。

就学前教育・保育施設整備事業費

Q. (仮称)大矢知こども園、(仮称)下野こども園に統合された後に閉園する各園の跡地活用について、何か計画があるのか。

A. (仮称)大矢知こども園、(仮称)下野こども園は、令和12年度の開園に向けた整備事業の途中の段階であり、令和9年度ごろに統合後の旧園舎の活用を検討する予定だが、まずは、市としてこれらの施設を、例えば学童保育など他の用途で活用するかどうかを検討する。その後、市で活用しない場合は、廃止した公共施設の地域での活用ルールに基づいて、地域の意向を確認することになる。ただし、給食施設もある保育園施設であるので、待機児童の課題も念頭にまずは市での活用について十分に検討していきたい。

Q. (仮称)大矢知こども園整備事業における下之宮遺跡の本調査業務は、原因者である保育幼稚園課がその費用を負担するのか。

A. そのとおりである。文化財保護法に基づき、文化財の保護・活用に関することを所管するシティプロモーション部文化課に届け出をしており、整備を実施する保育幼稚園課が開発行為の原因者であることから遺跡の本調査を行うこととなる。

多胎児育児支援事業

Q. 多胎児家庭家事支援事業の活用状況はどうか。

A. 今年度は2年目となるが、昨年度は、申請59件で利用が70回であったのに対し、今年度は申請が46件であるものの、利用が151回と伸びている。多く利用される家庭がある一方、申請しても利用しない家庭もある。

Q. 多胎妊婦健康診査費助成事業の予算13万6000円は、過去の実績から見て十分な額なのか。

A. 通常の妊婦健康診査費用助成である14回分をまず使っただき、超過した分を補助するものであるため、この予算で十分に対応できると考えている。

Q. 多胎児育児相談等事業は団体等に委託しているのか。

A. 委託ではなく、市が市内の多胎児サポートを専門とする団体と情報共有しながら実施している。また、担当職員の中に多胎児を持つ専門職員がおり、ピアサポートと専

門的な指導を兼ねて対応している。

Q. 多胎児産後ケア事業に回数制限はあるか。

A. 通常の産後ケアにプラスして、無償で訪問型の産後ケアを受けることができる事業であり、回数は5回までである。

Q. 多胎児を育てる家庭はタクシーなどでの移動や高額なベビーカーの購入など経済的負担が大きい。さらなる支援策や、ベビーカー等のリユースの仕組みづくりなども今後検討すべきではないか。

A. 現在実施している事業の中で意見を聞きながら、どのような支援が必要なのか検討していきたい。

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

幼児健康診査事業費

Q. 3歳児健診において、男女関係なく下着1枚で集団健診を受けていることに対して、配慮が必要ではないか。

A. 保護者から同様の声をいただいたことがあり、現在はバスタオル等を持参し待ち時間に被せて待つよう案内している。スペースの都合上、パーテーションの設置は難しいが、できるだけ配慮に努めたい。

(意見) 自治体がポンチョのようなものを用意している例もあるため、バスタオルを忘れても対応できるよう参考にしてほしい。また、子供の権利の観点からも、恥ずかしと感じる子供への配慮も重要と考える。

中学生ピロリ菌検査事業費

Q. 薬価が高騰している中で、予算額にどれくらい反映されているのか。また、今後も薬価が変動する可能性があるが、次年度への対応はどう考えているか。

A. ピロリ菌検査の委託料については、薬剤師会と協議のうえで次年度の検査料改定を見越して予算に反映させており、年度中に不足することはないと考えている。

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

《歳出第10款教育費 第4項幼稚園費》

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 債務負担行為

学童施設LED照明設備リース

Q. 10年間の限度額1364万3000円は、富田、三重西、富洲原、中央の旧幼稚園舎4か所の学童保育所にかかる費用という理解でよいか。また、総事業費1396万8000円との差額を確認したい。

A. 4か所にかかる費用である。リース期間が令和9年1月から始まるため、令和8年度の3か月分が総事業費と限度額の差額である。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

重層的支援体制整備事業費

- Q. 参加支援コーディネーター事業について、令和8年度はどのようなことを行うのか。
- A. 義務教育終了後に進路が定まっていない生徒にターゲットを絞り、社会福祉士や精神保健福祉士の協力を得ながら社会参加のためのマッチングを行う予定である。
- Q. 新たに専門職を配置するという事か。
- A. 福祉総務課に職員を新たに配置するのではなく、それぞれの職能団体である協会から専門職を選任いただき、報償費を支払って事業に協力してもらう予定である。
- Q. 教育委員会との連携が必要な現在の取組をさらに強化するのか。
- A. この事業を開始するにあたり、教育委員会とは事前の調整を重ねてきた。対象となりそうな保護者や生徒への声かけはこれまでと同様に各中学校が行うが、来年度からは社会福祉士、精神保健福祉士の専門的なアプローチを取り入れながら、対象となる生徒への支援に力を入れていきたいと考えている。
- Q. 居場所のつながり推進事業の取組を、今後どのように展開していくのか。
- A. これまでは居場所の運営主体に声かけをして、まずはネットワークを作る段階であったが、今後はそのネットワークをさらに強化し、「ごちゃまぜ」と呼ばれる、例えば子供と高齢者といった組み合わせのように異なる分野の居場所同士が交流する環境を作ることで、居場所の活性化を図っていく。さらに、居場所同士の連携が強化され、それぞれの居場所が自走して運営されることで、地域福祉計画にある地域共生社会の実現への一歩になると考えている。
- Q. 自走とは、どのような状態か。現在の重層的支援体制整備事業のスタートアップとして行っている「ごちゃまぜ」から、様々な分野の居場所同士が自然なかたちでお互いに交流できるようになる状態を指すのか。
- A. そのとおりである。

福祉防災関係経費

- Q. 来年度は重度の要介護者・障害者を対象に個別避難計画の作成をケアマネジャーが担うということか。
- A. ケアマネジャー、相談支援専門員の協力を得て取り組みたいと考えている。
(意見) 計画を作成して終わりではなく、見直し等に係る負担も考えられるため、報酬7000円の是非についても検討しながら、ケアマネジャー等に負担がかからないよう取り組んでほしい。
- Q. 重度の要介護者・障害者を対象に事業を開始し、今後はより介護度の低い人を対象にしていくと思うが、社会福祉士や訪問看護師など、他の業種からの協力を得ていくことは検討していないのか。
- A. 来年度は試験的にケアマネジャーや相談支援専門員になるべく負担がかからないように取り組む予定だが、ケアマネジャーの配置人数が少ない事業所など、事業所によ

っては負担が大きくなることも考えられる。他の専門職も利用者のことを把握しているため、令和8年度の実績を踏まえて検討を行っていききたい。

Q. 個別避難計画を作成しその実効性を高めるためには、福祉避難所を整備した上で、避難先としてどこを選定するか検討することも重要ではないか。

A. 発災時に福祉避難所が機能できるよう、危機管理統括部と議論するとともに、事業所のBCPを強化し、様々な課題などについて、事業所とも意見交換を重ねながら取り組んでいきたい。

Q. 例えば、福祉避難所として機能するためには電源確保は重要な課題だが、発電機等の整備が必要になるため、国への要望も含めた取組が必要になる。個別避難計画の作成と同時に福祉避難所の拡充を連動させることが福祉防災の裾野を広げることにつながると考えるため、専門性の高い健康福祉部が主体となって危機管理統括部と連携して取り組んでいくべきと考えるがどうか。

A. 電源の確保は重要であると考えており、現在、国の事業を活用し、毎年数事業所ずつ非常用発電機の整備に対する補助を行っている。なお、個別避難計画の作成に当たっては、まずは一次避難所へ避難した場合の避難先での対応についての検討が必要であり、加えて、避難が長期化した場合の避難先として、福祉避難所へつなぐマッチング体制を整えることが重要と考える。危機管理統括部と連携し、市の責務を果たしていく。

Q. これまで個別避難計画を作成していたのは誰か。

A. 本人やご家族が、地域の自治会や民生委員等支援者の協力を得て作成していた。

Q. 来年度、専門職に委託して作成した情報は、これまでと同様に地域の自治会や民生委員の方々と共有するのか。

A. 今回専門職に作成を依頼する計画についても、本人の同意を得て共有を図っていく。これまでも個別避難計画を自治会や自主防災隊、民生委員、消防、警察と共有していた。

Q. 個別避難計画を発災時に持ち出せる状況を作ることや、地区の避難訓練での活用などにより、実際に活用できるようにする取組も必要ではないか。

A. 個別避難計画の活用について、地域や福祉事業所等へ周知を徹底していきたい。また、紙ベースでの保管だけでは消失や水没のリスクがあるため、情報のシステム化を図り、発災時でも情報の閲覧や更新が可能な状況を整えたい。

Q. 発災時には迅速に閲覧できることが重要であり、個人情報保護の点で配慮は必要である一方で、地区の支援者等と迅速に情報共有ができる方法等を明確に決めておくべきと考えるがどうか。

A. 例えば、計画の正本・副本として2通作成し本人も計画を保管することで、発災時にその場で支援につなげることができると考えている。今後運用について、ケアマネジャー等と協議し、検討していきたい。

(意見) 個人情報保護を優先しすぎて計画が活用されないことがないよう、事業所、地域、本人へ周知を行い、個別避難計画の実効性を担保してほしい。

Q. 災害ボランティアセンター地域アドバイザー活動事業について、アドバイザーの役割と現時点の人数を確認したい。

A. 災害ボランティア地域アドバイザーの役割は、ボランティアと被災者を地域でつなぐコーディネーター役などである。四日市市社会福祉協議会に事業を委託しており、現在 53 人の登録があるが、今後さらに増えるよう取り組んでいきたい。

Q. アドバイザーの 135 万 4000 円は委託費か。

A. 全額委託費であり、その中に研修費用や需用費などが含まれている。

民生委員・児童委員のなり手不足解消に向けた再検討について

「提言チェックシート No. 1」参照

老人クラブ補助金

Q. 次年度に向けて何か新たに見直した内容はあるのか。

A. 老人クラブ連合会への補助金については、会員数の減少が著しいことから、会員数に連動して積算される単価設定から、会場使用料等、大型行事の固定費を別途計上できる仕組みへ変更し、会員数が減少しても活動を継続できるようにしたいと考えている。また、単位クラブへの補助金についても、積算単価を見直し増額した。

日中一時支援事業費

Q. 日中一時支援における夕方支援について、1 年以内に実施可能と見込んでいる 10 事業所は、既に日中一時支援の指定を受けているのか。

A. そのとおりである。

Q. 10 事業所による受入体制で十分に対応できるのか。

A. 常時介護が必要な方が通所する生活介護事業所で夕方支援を実施する予定であり、制度が拡充された場合、1 年以内に対応可能との回答があった市内の 10 事業所の受入人数・回数を基に予算を計上している。利用ニーズとしては 100 名程度を想定しており、受入体制を勘案し、従来の余暇利用と併せて一人当たり月 10 回を上限としてスタートする。

(意見) 夕方支援を始めるにあたっては、既存の日中一時支援の運営に支障をきたさないよう、慎重に進める必要がある。

Q. いわゆる 18 歳の壁への対応として、夕方支援は積極的に進めてほしいが、今後、夕方支援を実施する事業所への移動手段が課題になると考えるがどうか。

A. まずは重度の障害のある方を対象に、生活介護を終了後に、同一の事業所にて日中一時支援にサービスを切り替えて利用していただくような形を想定している。異なる事業所を利用する場合、事業所間の移動は自己により対応いただくことになる。事業所側の受入体制によるところもあるが、どのような課題があるかを見極めながら、持続可能な制度設計について考えていきたい。

(意見) 将来的には移動の支援や医療的ケア児への対応も考えてほしい。

Q. 夕方支援の利用時間や、利用者の費用負担はどのようになるのか。

A. 利用時間は事業所の受入体制によるが、4 時間未満を想定している。利用者負担については障害者総合支援法に準じ 1 割負担であるが、本人及び配偶者が市民税非課税であればゼロであり、多くの方が負担なしで利用いただいている。

Q. 夕方支援を行う場合、事業所の労働管理について、従来の時間内で対応できるのか、職員の時間外勤務ということになるのか。

A. 事業所側の労働管理に関しては、時間外での対応や夕方支援のために新たに職員を採用するなど、各々の事業所にて対応いただくことになるが、夕方支援に協力いただけるよう、開始となる令和8年10月までに、制度内容の周知に努めたい。

(意見) 各事業所で厳しい労働管理が求められると推察する。今後、事業所を選定し、準備を進めていくことになるが、事業のスキームや進捗状況を委員会へ報告してほしい。

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第3款民生費 第3項生活保護費》

扶助費（生活保護費）

Q. 受給世帯数が令和7年度12月末現在で昨年度と比べて減っているが、自立した人が多かったのか。

A. 自立に向けて支援している効果もあるが、雇用環境がコロナ禍と比べて改善していることから、短期間で自立する世帯が多くなっている傾向がある。また、高齢化によりお亡くなりになる方の人数も高い水準で推移していることも要因の一つである。

Q. 就労自立給付金の予算は、今後の見通しにおいて適正と判断してよいか。

A. 全体の受給者数が減っているなか、就労により自立する方についてはこれまでの実績を上回る水準を目指して支援を続けるため、予算は減額していない。

(意見) なかなか仕事に就けない世帯もあると思うが、自立する世帯が増えたことは評価したい。

Q. 生活保護費の総額約65億円のうち、医療扶助費が約35億円と高い構成比を占めている。医療扶助のオンライン資格確認を導入すれば、生活保護受給者としての資格管理の適正化や事務の簡略化、受給者の利便性向上につながるため、全面的に進めるべきではないか。

A. マイナンバー取得により、健康保険加入者と同じように他の医療機関で受診した医療情報を連携できるようにすることが第一と考える。それとは別に医療券申請の煩雑さも課題と認識している。また、運転免許がなく身分証明書を持たない受給者も多いため、そのメリットも説明しマイナンバーカードの取得を促していく。

(意見) 年間35億円の医療扶助費を扱う中、オンライン資格確認を広げていくことは重要である。全ての受給者のカード取得は難しいが、行政から医療機関への働きかけを含め、次世代を見据えて能動的に展開するよう努力してほしい。

《歳出第3款民生費 第4項災害救助費》

《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

《歳出第3款民生費 第6項介護保険費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

がん患者ウィッグ等購入助成事業費

- Q. 購入費用の3分の2、上限2万円、生涯1回という条件の制度設計にあたり、ニーズの把握はどのように行ったのか。
- A. 乳がん患者の会や市立四日市病院のがん相談支援センターなどへ現状の調査を行った。
- Q. 若年層の罹患や用品の劣化による買い替えを想定すると、助成を生涯で1回に制限するのは不十分ではないか。2回以上の助成や一定の間隔を置いた再申請を認めるなど、柔軟な対応を検討すべきではないか。
- A. 副作用に対する心理的負担を軽減するため、まずは初期段階への補助として考えているが、事業を進める中で、利用状況を注視し、必要に応じて回数制限等の改善を検討していきたい。
- Q. 助成上限額の範囲内であれば、一度の申請でウィッグと乳房補装具を申請するなど、複数の用品をまとめて購入・申請することは可能か。
- A. 同一年度内の購入であれば、上限額（購入費用の3分の2、最大2万円）の範囲内において、複数の用品をあわせて申請することが可能である。
- Q. 治療開始時など、患者が最も必要とするタイミングで情報が届くことが不可欠だが、医療機関や地域と連携した具体的に周知体制を構築する必要があるのではないか。
- A. 案内チラシや、市ホームページによる周知をしていきたい。案内チラシについては、市立四日市病院をはじめ、三重大学医学部附属病院や鈴鹿中央総合病院など市域を越えて県内のがん診療の拠点病院へ重点的に配布することで、適切なタイミングで情報提供できる体制を整えたい。また、医師会や協力理美容所、がん相談支援センター、地域包括支援センター、地区市民センター等と連携した周知にも努めたい。
- Q. 県の事業との関係を確認したい。
- A. 令和5年度から県が購入金額の3分の1、上限額1万円での補助を行っている。市が実施主体となって助成を行う場合は間接補助方式となり、令和8年度からは県の1万円に市の1万円を上乗せし、上限額2万円として実施する。
- Q. 現在は保険適用外であり医療費控除の対象外でもあるが、改善に向けた働きかけは行うのか。
- A. 将来的に健康保険などの公的な補助に含まれるよう、機会をとらえて国等への働きかけをしていきたいと考えている。
- Q. 資料に医療用ウィッグとあるが、医療用と明記されていないウィッグは対象にならないのか。
- A. 医療用を購入するケースが多いと聞いているため、わかりやすいよう医療用ウィッグと表記したが、医療用ではないウィッグも対象としている。
(意見) 医療用でないといけないという誤解を生まないよう、周知を工夫してほしい。

「歩く(ARUKU)」から始める健康づくり事業

- Q. 健康マイレージ事業の現状について確認したい。

- A. 県の事業と連携しており、健診受診や健康づくりの目標達成でポイントが貯まり、所定のポイントを貯めることで、県内の協力店で特典が受けられるカードを交付することができる。令和7年度からは健康アプリ上でもポイント加算や申請ができるように改善を図った。
- Q. アプリの活用状況と事業の評価はどうか。
- A. 令和8年2月時点で健康マイレージカードの交付が633件あり、そのうちアプリでの申請は108件であった。直接の効果を測るのは難しいが、アプリを活用したイベントを展開するなかで「継続して歩く習慣につながった」、「職場内でコミュニケーションの機会ができた」などの声を聞いている。
- Q. 実際にアプリを入れているがあまり使用する気にならず、ただの歩数計のようになっている。他の自治体では日常で使える民間のポイントを付与しているが、本市では取り入れないのか。
- A. 今年度から始めた事業であり、契約内容やアプリの機能、インセンティブの内容など今後も改善に努めたい。
- Q. 蓄積した健康データと、医療費等との因果関係を分析し、長期的な視点で健康づくり事業に活用する考えはないのか。
- A. 歩くことによる健康維持に加えて、医療費削減も大きな目標であると認識している。データを活用するためにも、まずは利用者の拡大に取り組みたい。
- Q. 車社会である本市において、企業対抗！四日市をARUKUNピックは、参加者が公共交通機関の利用や、歩くことによる健康づくりへの意識づけに寄与したと思うが、今後も様々な方法でさらに発信すべきではないか。
- A. 歩くことや体を動かすことの重要性について、今後も様々な情報発信の方法を検討していきたい。
- Q. 産業都市の強みを生かし、職域と連携した取組をさらに進め、健康に寄与する企業へのインセンティブの付与や、社員の健康づくりに取り組む企業を後押しするような企画を考えてはどうか。
- A. 現在、「みんなの健康応援事業所」として登録している事業所に対して、毎月情報発信等を行っている。今後も職域との連携を深めながら、職域からの健康づくりの開拓を地道に進めていきたい。
- Q. 健康づくりの結果が、国民健康保険の医療費削減などに寄与しているのか分析することはできないのか。
- A. 参加者が国民健康保険の加入者かどうか把握が困難なため、直接的な効果は把握していないが、国民健康保険の取組としても、健康マイレージ事業などの本市の健康づくり事業との連携は行っている。
- (意見) 健康づくりをしてインセンティブをもらうだけでなく、最終的には医療費削減等にどう反映するかが重要であると考えます。
- Q. 歩くことやマラソンだけでなく、自転車を活用した健康づくりを推進してはどうか。
- A. 健康マイレージ事業には、自身で健康づくりの目標を設定する項目があり、例えば自転車に30分乗ることを目標に設定すれば、ポイントに反映される仕組みとなっている。

(意見) 健康づくりに関する多様な事業の内容について、多くの市民に周知できるような方策を考えてほしい。

動物愛護関係事業費（小動物管理費）

Q. 保健所における猫の収容数が令和4年度から減少傾向にある要因は何か。

A. 飼い主のいない猫への避妊等手術費補助金の活用により、繁殖が抑制されたことが一因である。また、動物愛護団体が譲渡や保護活動に尽力している影響も大きい。

Q. 動物愛護団体への直接的な助成金制度はあるのか。

A. 現在、直接的な助成金はない。

(意見) 団体の活動が市の事業に大きく貢献している現状を踏まえ、一部の自治体では、団体への直接支援を実施しているため、本市でも今後研究してほしい。

Q. 避妊等手術の事業の効果をどのように評価しているか。

A. 補助金の増額により手術件数が順調に増加した結果、路上で死亡する猫の数も減少しており、繁殖の抑制に一定の効果が出ていると認識している。

Q. 小動物管理費の内容を確認したい。

A. 三重県四日市庁舎内の分室と犬舎の使用料、および犬舎で死亡した犬猫などを県の施設へ搬送する業務の委託料が含まれる。また、野犬や徘徊している犬を捕獲・回収する業務の委託料もこの管理費に計上されている。

在宅医療・介護連携事業

Q. 人生会議（ACP）の普及啓発事業において、拡充される内容を確認したい。

A. 市民向けの講演会を実施するとともに、来年度は、世代を問わずに人生会議（ACP）を体験できるイベントを実施したいと考えており、必要な経費を拡充して予算に計上している。企画にあたっては、プロポーザル方式で事業者を選定し、民間の企画力を活用していきたい。

《歳出第4款衛生費 第3項保健所費》

こころの健康づくり支援事業費

Q. 費用の内訳を確認したい。

A. 普及啓発に関する費用が80万8000円、相談事業に関する費用が815万4000円で主にこころの相談に係る看護師等の人件費、自殺対策の推進費用が77万2000円である。

《その他》

市公式LINEの活用について

Q. 健康福祉部が実施する各種事業の周知のため、市の公式LINEをどのように活用しているのか。

A. 毎月29日に「今月の相談窓口」の情報を、福祉総務課が取りまとめ、市の公式LINE登録者に送っている。市の公式LINE登録者のうち、登録は済ませたものの配信される情報のジャンルを選択していない人も多く、配信は公式LINE登録者の一部にとどまっている。公式LINE登録者に一斉に配信されるのは、災害情報など全

市民に発信すべき情報と聞き及んでいる。

(意見) 公式LINEを管轄している総務部と調整し、この公式LINEによる発信における課題を全市的なものとして捉え、どのような運用が効果的であるのか検討してほしい。

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

学校規模等適正化事業費

Q. 小規模校アシスト事業について、1校当たり10万円の予算では足りないという声は聞いていないのか。

A. 現在のところ、特段そのような声は聞いていない。

Q. 各校で地域に根付いた取組が多くみられ、確かにその側面も重要だが、子供たちの視野を学校外に広げるような取組も必要なのではないか。

A. 地域の世代間交流等は生徒からも好評であり、広い視点を持ち、多様な考え方に触れる機会になっている。その上で、別の事業等も含めて今後検討していく必要があると考える。

Q. 本事業で4校が実施している地域と連携する取組は、本来は四日市版コミュニティスクールで実施してもよい内容であり、小規模校だけでなく大規模校、中規模校にも広げていく必要があると考えるが、小規模校アシスト事業として別予算で実施する意味はあるのか。

A. 各校の特色ある取組は、学校づくりビジョン推進事業において、規模の大小に関わらず実施している。一方、本事業は、小規模校としての課題を緩和することを目的に取り組んでいるものである。

Q. 各校における取組内容は子供たちの意見を基にしたテーマで実施しているのか。

A. 各校の現在の取組内容は、子供たちが総合学習等の授業の中で自らやってみたいと意見を出して決めた学習の一環である。

Q. 小規模校が特に課題とする同世代との交流を促進するためには、地域に根差した取組だけでは、目的に対して遠回りしているように感じる。10年前の開始時と比べ、ICT環境の整備等により状況が変化しており、今後の小規模校へのサポートのあり方をどう考えているか。

A. 開始当時は、他校と交流するためのバス代等の経費を念頭に始まった。現在はICT環境が整い、小規模がスケールメリットにもなりうることから、今後の小規模校へのアシストの進め方についてはさらに検討していきたい。

Q. 予算を十分に確保しながら官民連携や企業・団体等からの協力なども視野に入れ、

全校への事業の拡充を検討すべきではないか。

- A. 国において企業と学校教育を繋ぐコーディネーターの制度化に向けた研究会が設置されている。そうした流れの中で、企業のリソースをどう教育現場に生かすかについては、本市としても注視し研究を進めていきたい。

四日市市奨学金

Q. 令和8年度に不採用となった生徒について、補填する予算があれば全員採用されたのか。

A. これまでは国の新型コロナ対策、物価高騰対策を受けて実施する市の事業の一環として、定員の50名を超える採用を行ってきたが、今回は物価高騰対策事業に該当しないため、25名が不採用となった。

Q. 不採用により進学を諦めた家庭があるかどうか把握しているのか。

A. そうした情報は確認しておらず把握していない。

Q. 当事者が書類を読んで申請できる人ばかりではないと考えるが、支援機関がサポートして申請する事例はあるのか。

A. 各学校の進路指導の中で制度について説明し、学校を通じて問い合わせがあり申請につながることも多くある。

Q. 定員があり採用されない可能性があったとしても、奨学金に関する情報はすべての保護者に届ける必要があると考えるが、情報が保護者に行き届いていないと感じる。周知方法を確認したい。

A. 市内の中学校や近隣の高校等に対しチラシ・ポスターを配付するとともに、必要と思われる家庭に情報提供いただけるよう依頼している。加えて、広報よっかいち、市ホームページ等でも周知を図っている。

(意見) 働きながら子育てしている家庭が多い中で広報やチラシだけでなく、若い世代に届くような広報の仕方についても考えてほしい。

Q. 「学校保護者連絡アプリ」では情報発信していないのか。

A. 「学校保護者連絡アプリ」による一律配信はしていない。

(意見) 「学校保護者連絡アプリ」によるプッシュ型の発信も活用すべきである。奨学金を必要とする家庭に確実に伝わるよう周知を徹底してほしい。

Q. 申請する年度の経済状況や応募者数によって、奨学金を受けられる世帯の条件が異なることに不公平感があるかどうか。

A. 年度によって異なることは事実としてあるが、在学中でも申請が可能であり、翌年度に再度申請して採用となる可能性はある。

Q. 高校の実質無償化が進む中、高校と大学の定員を25名ずつとすることについてどう考えているのか。

A. 高校の授業料が無償化されても学用品等の家計負担が残るため、今後も国の支援制度等状況を見ながら定員を検討していく。

(意見) 年度ごとの不公平感に対応するため、在学中も申請できることを含めた十分な周知が必要である。

Q. 通信制の高校やフリースクールは市の奨学金の対象になるのか。

A. 学校教育法第1条に定められた高校等が対象となるため、通信制の高校は対象になるが、フリースクール等は対象外となる。

(意見) 本市に大学設置構想もある中、子供たちの未来への投資として奨学金制度が果たす役割は非常に大きい。世界に羽ばたき、あるいは本市に戻って活躍してもらうためにも、現行の四日市奨学金制度を維持、発展させていく必要がある。教育委員会のみならず、財政当局や市長部局に対しても、本制度の充実に向けて十分な予算を確保するよう強く要望する。

学校教育課への産業保健師の配置について

Q. 教職員の未配置の現状と要因について確認したい。

A. 令和7年度2月1日時点の状況として、小学校で12名、中学校で8名の欠員が生じている。主な要因は、病気休暇や産休・育休取得に伴う代替講師の確保が困難となっているためである。今後も質の高い教育体制を維持するため、人材確保に努めている。

Q. 学校教育課に新たに配置される産業保健師の目的と運用方法を確認したい。

A. 教職員の業務量増加や勤務形態の多様化による負担感が課題となっている。産業保健師を配置し、特に初任者への早期面談を通じた心身の不調の未然防止や、メンタルヘルス不調による休職者の復職支援、健康診断結果に基づく助言などを行う。教職員が悩みや健康上の不安を早期に相談できる体制を整え、健康管理の徹底を図る。

Q. 文部科学省が示す方針に基づき、産業保健師の配置は法令で義務付けられているのか。今回の配置はそれに対応するものか。

A. 保健師の配置は法令により義務付けられるものではないが、今回示された国の方針では教職員の業務量管理と健康確保に努めることが求められているため配置に至ったものである。

Q. 教職員の健康管理のため新たに配置する産業保健師について、相談ルートや活用方法を各学校の教員へどのように周知していくのか。

A. まずは制度の紹介も含めて初任者に対する面談を実施する中で、制度の周知を図っていく。健康管理やストレスチェックの実施とともに、産業保健師による相談体制が整備されたことを丁寧に告知し、教職員が活用しやすい環境を整えていく。

Q. 初任者に限らず、中堅やベテラン層も多大なストレスを抱えていることから、全世代の教職員が相談しやすい体制の強化が必要と考えるがどうか。

A. 先進事例では保健師の増員等により体制強化を図る自治体もあるため、今後の状況を確認しながら慎重に検討するとともに、産業保健師が多くの教職員の相談にのることができるよう周知徹底に努めたい。

Q. 養護教諭は各校に原則1名のみの配置であり、孤立や負担が大きいとの声があるが、産業保健師と養護教諭が連携し、児童生徒だけでなく教職員の健康管理や相談を支え合う体制を構築できないか。

A. 養護教諭の複数配置は国の定数法等の制約があり困難だが、県からの加配に加え、養護教諭が休暇を取得する際には非常勤職員が対応する体制を整えることで負担軽減に努めている。相談体制については、そうした部分もカバーできるように検討したい。

学校水泳民間委託プール施設活用事業

Q. 令和8年度から全小学校で実施される学校水泳の民間委託について、指導員の確保や委託先の目処は立っているのか。

A. 市内37校すべての小学校での実施に向け、近隣の民間施設6か所（6事業者）と契約が完了し、指導員の確保もできている。1人あたり3回（各90分+休み時間）の外部指導を全クラスで実施する体制が整った。昨年度の運用実績も踏まえ、引き続き事業者と緊密に連携し、安全な運営に努めていく。

（意見）実施場所が6か所に広がり、複数の地域から移動することになるため、移動中の事故など、万一の際の保険対応や安全管理の徹底を事業者に対して強く求める必要がある。

（意見）全校実施に向けて体制が整ったことを評価する。事故なく、質の高い水泳指導となるよう、取組を進めてほしい。

英語コミュニケーション能力向上

Q. 英語教育において、ネイティブ講師による対面指導だけでなく、ICTを活用した個別学習も織り交ぜた学習の在り方を検討すべきではないか。

A. 本市は常勤の英語指導員（YEF）を配置し、生のコミュニケーションや異文化理解を重視している。一方で、AI技術の向上による学習機能の発達も認識しており、どのようなツールが活用可能か検討している。

（意見）対面指導の重要性は認めつつも、個別の習熟度を高めるにはICTが有効である。先進事例を研究し、限られた予算や時間の中でどこに重点を置くか、戦略的な検討を求める。

Q. 単なる語学学習だけでなく、英語圏の文化や表現力を体験的に学ぶ生きた英語の教育は行われているか。

A. YEFがハロウィンやクリスマスなどの季節行事に合わせた掲示や演出、コミュニケーション重視の授業を行っており、子供たちは異文化の香りを感じながら楽しく学んでいる。言葉の背景にある文化や感情の表現も含め、生きた英語に触れる機会を提供している。

学びの一体化推進事業

Q. 非常勤講師を配置して算数の教科担任制を推進する理由は理解したが、背景には学級数に応じて教員を配置するという考えに限界が生じてきているものと感じている。特に、小規模校においては、教員一人当たりにかかる負担が大きくなるため、生徒数に応じた教員の配置も含めて、課題解決を図るべきと考えるがどうか。

A. クラス数の少ない小規模校では教員の定数も少なくなり、時間割編成が難しくなるのが実態である。こうしたことを十分考慮した上で、小規模校においても大規模校と同様に学力の定着が図れるよう工夫していきたい。

Q. 非常勤講師の配置に至らない小規模校への対応として、例えば複数の学校で専科教員を共有し巡回するようなブロック配置など、知恵を出して検討していく必要がある

のではないか。

- A. 特に中学校の技能系教科等は授業時間数が少ないこともあり、県においても複数校を兼務して非常勤講師を配置するケースもあるため、今後、必要に応じて県へ要望していきたい。

四日市版コミュニティスクール推進事業費

Q. これまでの活動実績を見ると参加人数に差があるが、どのように分析しているのか。

A. 各校の運営協議会が主体となり場所や支援員の数に応じて工夫して実施しており、学校によって参加者の集め方も異なるため、こうした差は生じるものと認識している。

Q. 積極的な学習指導を行うよりも、基本的には生徒の自習を見守る形態であると理解してよいか。

A. そのとおりである。特定の授業やイベントを行うのではなく、地域の支援員が見守る中で生徒が自律的に学習できる環境を提供することが本事業の狙いである。

Q. 支援員が学習を指導するような場面はあるのか。

A. 子供たちの居心地の良い空間を見守ることを主としており、教員OBが支援員として配置された場合には学習を教える場面も考えられるが、必須ではない。

Q. 支援員に対し、研修は行われているか。

A. コミュニティスクール運営協議会の委員長会議を開催し、他校の事例紹介などを通じて取組の周知や研修を行っている。

Q. 支援員に対する謝礼について確認したい。

A. 謝礼は1時間あたり1000円とし、各運営協議会からの報告に基づき支払う仕組みとなっている。

Q. 支援員の担い手として、教員志望の大学生や塾講師の経験者などを積極的に登用する意図はあるか。

A. 現在は、コミュニティスクール運営協議会を中心に運営していこうと考えている。

Q. 放課後の学習支援において、タブレット端末などのICT機器は活用されているのか。

A. 自分でタブレット端末を持参してデジタルドリル等で自習を進める児童生徒の姿も見られる。

(意見) 学習支援の場は、単に教員志望者などが勉強を教えるだけでなく、人生経験豊かな地域の方々と交流できる貴重な機会である。家庭で進路を描きにくい子供にとっても、多様な大人との関わりを通じて将来の自分をイメージできる場になることを期待する。また、実施校が増える中で、各校の好事例やノウハウを共有し、事業をさらにレベルアップさせ、子供たちの意欲向上や心の安定につながるような取組を進めてほしい。

Q. 放課後の学習支援を八郷西小学校でモデル的に実施した理由と、令和8年度に新たに実施する4校の小中学校の内訳を確認したい。

A. 八郷西小学校は校区がコンパクトで、かつ下校の見守りがしやすいなど条件が整っていたためモデル的に実施しているものの、小学校での実施は登下校の安全確保が課題となるため、中学校を中心として広げたいと考えている。来年度新たに開始する4

校については、すべて中学校での実施を予定している。

(意見) 放課後の学習支援事業は、今後全中学校区での開催を目指し、協力者を増やし、開催頻度を上げることに取り組んでほしい。さらに、支援の内容についても研究を深め、事業を推進してほしい。

- Q. コミュニティスクール運営協議会の委員は何名程度で構成されているのか。また、委員が学習支援の支援員を兼ねているケースが多いのか。
- A. 運営協議会の委員数は学校により異なるが、8名から10名程度で構成されている。支援員の中には協議会の委員を兼ねている人も多い。

部活動サポート事業

- Q. 部活動の地域展開後、試合や拠点校への移動にかかる保護者の交通費負担や、公共交通機関を利用する場合の補助についてどのように考えているのか。
- A. 基本的には在籍校に近い練習会場へ通うことを想定しており、移動費については、従来の部活動と同様に一定の保護者負担が生じる。今のところ参加費を徴収しない運営を想定しており、公共交通機関の利用に対する予算を確保する予定はない。令和8年度秋以降の本格展開後、生徒の利用状況や負担に関するデータを収集した段階で、必要に応じて検討したい。
- Q. 在籍校の近くに通うだけでなく、生徒に合ったクラブが選択できる環境が大切と考えるが、そのために柔軟に対応できるような体制で取り組むという理解でよいか。
- A. そのとおりである。様々なことを想定しながら進めていく中で、子供たちの実際の思いも意向調査などから今後明らかになっていくと考える。
- (意見) 地域展開後も学校が関わって、移動の安全性のために、生徒へ指導を行い、地域との調整をするなど、きめ細かく取り組んでほしい。
- Q. 地域クラブが行われる予定の会場や種目に関する情報を学校や生徒が把握できていない現状があるが、情報共有はできているのか。また、広く市民に発信する必要もあるのではないか。
- A. 現在、各学校を訪問し、教員をはじめ、新入生を含む生徒やその保護者への説明を行っているところである。また、教育委員会のホームページに特設ページを設け、16種目の拠点校や活動方針、チーム名などを公開し、随時情報を更新している。
- Q. 予定している会場が中学校になっている地域クラブがこれまでよりも多くなっている印象があるが、中学校を会場にするしかない事情があったのか。
- A. これまでの拠点型活動については、複数の校区から1か所に集まるため大きな会場が必要であり、そうした市内の文化スポーツ施設を利用した活動をするのを計画に入れて推進してきた。一方で、部活動の意義を継承する意味で、在籍校区から近い場所で無理なく活動できるよう、中学校にも拠点を設けることを求めていたことが背景にある。
- Q. 欠席連絡や急な中止の通知をスマートフォンのアプリで行うとのことだが、連絡のためにスマートフォンが必須であれば、中学生に端末の所持を強いることにならないか。
- A. 地域クラブは学校教育外の活動であり生徒のスマートフォンの持ち込みは禁止して

いないが、基本的には保護者が部活動専用のアプリをダウンロードし情報の発信と連絡をすることを前提としており、急な練習中止や欠席の連絡はこれを通じて行う予定である。

Q. スマートフォン等を所持していない家庭ではどのように連絡を行うのか。

A. 特定の端末の所持を前提とすることで不利益が生じないよう、アプリ以外の連絡手段の確保も含め、全ての家庭に情報が行き届く体制を検討していく。

Q. 市が貸与している学校用タブレットに専用アプリをダウンロードして、連絡手段として利用することはできないのか。

A. 現時点では、学校用タブレットを地域クラブの連絡手段として活用することは想定していない。

(意見) 連絡漏れや見落としがないよう、連絡体制を構築して欲しい。

Q. 高校のセレクションを受けて強豪校を目指すような生徒に対し、これまでは教員がその窓口の機能を果たしてきたが、地域展開によって機会の損失がないように取り組むべきと考えるがどうか。

A. 高校側からの進学情報は従来通り中学校に届く体制が維持される。地域クラブの指導者で情報がとどまることのないよう、学校と十分連携するよう伝えていく。また、適切な活動を実施するため、関係中学校と地域クラブが情報共有をするようガイドラインに明記している。

(意見) 重要な情報が共有されずに、子供たちの選択の幅が狭まってしまわないよう取り組んでほしい。

Q. 同じ中学校を拠点とする活動間での会場使用の調整について、重ならないような工夫が必要ではないか。

A. 各クラブの指導者が曜日や時間帯を調整した上で、2か月前に学校へ申請を出し、管理職が行事等との重複を確認する二段階の仕組みを設けることで、ダブルブッキングを防ぎ円滑な練習会場の確保を図る予定である。

(意見) 各校から集まって参加人数が増えると更衣場所の確保なども重要となってくる。男女だけでなく性的マイノリティへの配慮なども十分に検討してほしい。

ICT活用による学習環境整備事業

Q. 学校現場から校内の通信環境の不具合等を復旧する専門スタッフの配置が求められている。校内への常駐は難しいかもしれないが、サポート体制が必要なのではないか。

A. 今後も継続して機器の更新を行い、通信環境の改善を進めていく。また、トラブル時の対応については、今年度から教育推進課に専門のICT推進スタッフ2名が常駐しており、学校からの問い合わせに直接対応できるサポート体制を整えている。

(意見) 今年度から整えたサポート体制であるので、各学校への周知を徹底し、活用を促進してほしい。

不登校対策推進事業（メタバース空間を活用したオンライン支援）

Q. メタバース空間を活用したオンライン支援について、学校との連携や支援状況の共有はどのように行われているのか。

- A. 月に一度、入退室の状況や今後の支援計画を記した月次報告レポートを学校へ送付し、この支援に参加した児童生徒を出席扱いとしている。また、学期に一度は委託先と学校がオンラインで直接情報交換を行う場を設けており、可能な場合にはスクールソーシャルワーカー等も交えて情報を共有している。
- Q. 具体的に成果が見えた事例はあるのか。
- A. 週1回程度のオンライン面談「作戦会議」を通じて、支援者との間に強い信頼関係が築かれた事例がある。その安心感が心の安定に繋がり、長期の不登校だった児童が月1回程度の放課後登校を再開するなど、具体的な行動変容が見られている。
- Q. 利用見込みの10名を定員としているが、定員を超えた場合の対応はどう考えるか。
- A. 定員はトライアルの実績から設定したが、実施状況を見ながら柔軟に対応を検討したい。
- Q. 1人当たりで考えるとかなり手厚い予算だが、学校現場とのやり取りなど、委託によって得られた知見を活かして検証し、全小中学校と共有することを意識して取り組むべきと考えるがどうか。
- A. この事業は不登校支援のノウハウを学ぶ場でもあると認識しており、委託先の伴走支援の手法などを吸収し、得られた知見を学校現場で生かしていきたい。

不登校対策推進事業（校内ふれあい教室）

- Q. 中学校の校内ふれあい教室が全校に設置されるまで、着手から何年を要したか。
- A. 中学校は令和2年度の開始から全校設置まで6年を要した。
- Q. 令和7年度から始まった小学校へのモデル校拡充の状況を確認したい。
- A. 小学校については、今年度から富田、笹川西、日永の3校でモデル実施している。中学校とは異なるため運営方法を今後さらに検討するため、令和8年度も引き続きこの3校で調査研究を行い、効果的な在り方を検討していく。
- (意見) 来年度の調査研究を十分に進め、令和9年度以降に拡充が進むことを期待する。

「チーム学校」推進事業

- Q. スクールソーシャルワーカー（SSW）の増員がなかなか進まない中で、来年度以降も常勤化は難しいのか。
- A. 1校に1人の常勤配置は難しいと考えている。
- Q. SSWは学校と家庭をつなぐ重要な役割を担っており、人手不足により救えるはずの子供がこぼれ落ちてしまうことを危惧する。人材不足を理由に1校に1人の配置をあきらめるのではなく、新たに人材を育成する考えはないのか。
- A. SSWには複雑な案件に対応できる高度な専門性と能力が求められるため、質の担保が不可欠である。一定の資格や知見を有する人材の確保に努めつつ、今後の養成や確保の在り方についても十分に検討していきたい。
- Q. 県が配置するSSWは資格のない人材も含まれるが、市が配置する場合の資格の有無と支援の質の担保についての考え方を確認したい。
- A. 県が配置するSSWの中には社会福祉士等の資格はなくとも、教員免許保持者などの、子供と接する経験を持つ者が配置されている。専門知識の面で社会福祉士と臨床

心理士の役割分担は明確にしているが、研修や経験の積み上げを行いながら、質の確保に努めている。

(意見) S S Wの増員に向け、未資格者であっても適切な支援ができるよう、教育委員会として研修環境などの体制を整える前向きな検討を求める。

(意見) 支援体制の充実に際し、S S Wやスクールカウンセラー(S C)などの専門職に限定せず、養護教諭を増員することも有効な手法の一つであり、加えて、地域マネージャーのような、地域との橋渡しを担う人材を学校現場に配置することも、学校課題をサポートする広い視点で見ると有効であると考えます。

(意見) S S Wが巡回で多忙なため、学校に滞在する時間内に養護教諭と、十分な情報共有や連携が図れないケースがある。S S WやS Cが現場で機能し、教職員と連携できる体制を整えることが重要である。

メディア・リテラシー養成を通じた人権教育推進事業

Q. 生成A Iによるフェイク動画やデマが精巧になる中、これからの時代を生き抜く子供たちにとって、情報のフィルターやバランス感覚を養う教育は不可欠である。メディア・リテラシー教育の内容を最新の状況に合わせてアップデートしていくべきではないか。

A. 情報収集の際に偏った情報ばかりに触れてしまうリスクなど、現状に即した内容になるよう毎年更新している。今後も生成A Iの進展等も踏まえ、指導主事が内容を精査しながら、より実効性の高い授業となるよう継続的に内容を更新していきたい。

Q. 児童生徒への教育だけでなく、家庭でのスマートフォンの使い方や保護者のメディア・リテラシーの向上に繋げる取組も必要ではないか。

A. 啓発リーフレットを作成し、授業のタイミングに合わせて保護者や教職員への啓発を行っている。来年度は保護者により関心を持ってもらえるよう、啓発の方法をさらに工夫し、家庭との連携を強化していく。

《歳出第10款教育費 第2項小学校費、第3項中学校費》

学校給食管理運営費(賄材料費)

Q. 令和8年度の学校給食について、食べ残し(残さ)の量を把握し、子供たちに食の大切さを伝えるべきではないか。

A. 学校や給食センターの限られた人員、時間の中ですべてにおいて残さを継続して計量することは困難であるが、献立の工夫に努めるとともに、食に対する感謝の気持ちを育む取組を食育において進めている。今後は、引き続き食育を進める中で、計量の必要性についても考えたい。

(意見) 給食費の無償化に伴い、食のありがたみを感じる機会が薄れることを危惧する。今後の更なる工夫と食育の推進を期待する。

《歳出第10款教育費 第4項幼稚園費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

現図書館が最後まで市民に親しまれる施設であるための予算の確保について

「提言チェックシートNo. 3」参照

特別展等開催費

Q. 来年度の展覧会内容は非常に興味深いが、開催から運営までの博物館としての関わりを確認したい。

A. 「大正イマジユリィの世界展」はパッケージの展示であるが、当館の収蔵品を合わせて展示するよう、現在準備しているところである。「猫猫（にゃんにゃん）はくぶつかん展」については、美術作品などを猫に置き換えたパロディ等を展示するものであり、元の作品への興味を促す解説文などを、職員が創意工夫して作成しているところである。

（意見）猫の展示は人を呼ぶ効果が大きいが、来館者の期待に応えられるような内容にしてほしい。

Q. 公式LINE等を活用して多くの方に届くよう周知啓発を行ってほしいが、意気込みはどうか。

A. 情報戦略については常時注視しており、SNSの反応やフォロワー数なども細かく分析している。様々なメディアを活用し、発信方法を創意工夫しながら、多くの方に足を運んでいただけるよう努力していく。

（意見）今回の展示は今まで来館したことのない層にもアピールできる素晴らしい企画である。デジタル分野の展覧会検討等も含め、事業がさらにパワーアップすることを期待する。

Q. 夏休み等に小規模なイベントも実施し好評を得ていると聞く。大きな特別展だけでなく、こうした日常的な小さなイベントについても十分な予算を確保し、進めていく必要があると考えるがどうか。

A. 現在、必要な予算を確保し、大小様々な企画を年間通じて実施している。来年度も引き続き、一人でも多くの人に博物館へ来ていただけるよう、工夫を重ねていきたい。

《その他》

小規模校における保護者負担について

Q. 小規模校では卒業アルバムの作成費用が人数割りとなるため、生徒数が少ないと保護者負担が高額になってしまうという切実な課題がある。市として何か対応はできないか。

A. 就学援助の対象世帯には補助を行い、保護者負担を軽減している。卒業アルバム全般については、各学校で業者と交渉するなど創意工夫して対応している。今後どのような対応ができるか情報収集していきたい。

（意見）卒業アルバムだけでなく、修学旅行のバス代など、小規模校ならではの課題は多い。市全体での一括発注や費用の補助といった解決策も含め、教育委員会として現場の声を丁寧に聞き、課題解決に向けた検討を行ってほしい。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第100号 令和8年度四日市市国民健康保険特別会計予算

【健康福祉部・経過】

国民健康保険について

Q. 令和8年度の予算規模が前年度と比べて約18.5億円の大幅な減額となっている要因は何か。

A. 被保険者の減少が最大の要因である。団塊の世代が75歳以上になり後期高齢者医療制度に移行したことや、その後も多くの方が移行していくこと、また、被用者保険の適用拡大により、国保加入者が予算の規模で約2000人減少したことが要因と考えられる。

Q. 1人当たりの保険料が上昇している要因は何か。

A. これまで基金を活用し保険料率を抑えてきたが、基金残高が減少したため適正な保険料率を設定することとし、令和4年度と令和6年度の2段階で改定したことが要因であるが、現状は基金に頼らない適正な運営ができています。今後の料率については、2年に一度料率を見直す検討を行うとしていたが、令和8年度の医療費が比較的落ち着いている見込みであることや、令和11年度以降の県内統一保険料の水準に到達していることから、8年度の料率は据え置きとしています。

Q. 令和8年度の保険料に、子ども・子育て支援納付金はいくら上乗せされるのか。

A. 1人当たり平均2883円の上乗せとなる。国保全体では約1億5000万円となり、そのうち保険料として徴収するのは約1億2000万円であり、残りの約3000万円は軽減分等として公費（国・県・市）から繰り入れられる。

Q. 保健事業費が増額しているが、特定健診やヘルスアップ事業が含まれているのか。

A. 含まれている。特定健診の受診率向上や糖尿病性腎症の重症化予防などにより、将来的な医療費の削減につなげたいと考えている。

議案第103号 令和8年度四日市市介護保険特別会計予算

【健康福祉部・経過】

介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査研究について

「提言チェックシート（継続）No. 2」参照

介護保険料について

Q. 予算規模が増額しているのに対して、第9次介護保険事業計画における介護保険料の基準額が月額5300円に維持できている要因と、今後の見通しは。

A. 介護保険給付費支払準備基金に一定の残高があること、および本市の介護予防等の取組が評価され「保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）」で高い評価を

得たことが要因である。第 10 次以降についても、引き続き現在の水準を維持できるよう検討していく。

認知症早期診断事業費

Q. これまでの実施件数の推移を確認したい。

A. 一次検査の実施件数は、令和 4 年度が 12 件、令和 5 年度が 59 件、令和 6 年度が 42 件、令和 7 年度は現時点で 51 件となっている。事業の周知・啓発のため、これまで自己チェックリストの全戸配布を行ってきたが、来年度については見合わせ、実施状況を注視していく予定である。

認知症カフェ等推進事業費

Q. 令和 4 年度から委託箇所数が減少傾向にある現状をどう捉えているか。

A. 委託箇所数は一貫して減少し続けているわけではなく、増減を繰り返している。事業から撤退する要因については、事業所の人員不足等の事情によるものが多いと聞いている。

Q. 各地域に設置することが理想と考えるが、拡充していく考えはあるのか。

A. 各地域にあることは理想であるため、普及促進に努めたい。一方で、認知症カフェは居住地を問わず参加できるため、多様な選択肢を市民に紹介し、各自が参加しやすい場へ参加してもらいたいと考えている。

Q. 市の委託事業ではない独自の認知症カフェの活動についても市として把握すべきではないか。

A. 現在、市の委託事業ではない認知症カフェについては、定期開催をしている 3 件を把握しており、職員が現場を訪問してフォローアップを行ったり、活動の質向上に協力している。定期ではなく随時開催される活動についても一部把握している。

(意見) 委託であるかどうかに関わらず、認知症カフェの活動を支援し、各地域への設置を目指して取り組んでほしい。

Q. 認知症カフェは家族支援の面でも有益であり、例えば、各団体の先進的な取組を表彰する場を設けるなど様々な手法で周知を図るべきと考えるがどうか。

A. 周知啓発は非常に重要であるため、今後も効果的な周知に努めたい。また、認知症カフェ実施団体の交流会を開催し、各団体の取組やノウハウを共有していただくことでスキルアップを図っている。

Q. 認知症フレンドリー宣言都市として、当事者の社会参加や就労につなげる取組をスタートさせる時期に来ているのではないか。

A. 社会参加については、介護予防等拠点施設「ステップ四日市」での本人ミーティングや、企業の商品開発におけるモニタリング調査への当事者参画などの取組に着手しており、今後も拡充に努めたい。

(意見) 企業を巻き込んだモニタリング等の社会参加の輪を広げるとともに、実施団体が意欲と誇りを持って活動を継続できるよう行政の後押しが必要と考える。今後も様々な手法を取り入れながら取り組んでほしい。

議案第 104 号 令和 8 年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算

【健康福祉部・経過】

後期高齢者医療保険料

Q. 後期高齢者医療特別会計において、保険料収入が約 3.6 億円増加している主な理由は何か。

A. 被保険者数が予算見込で 485 人増加したこと、2年に1度の料率見直しによる引き上げ、および子供・子育て支援金の上乗せが主な要因である。三重県全域の医療費も約 2780 億円（前年度比 1.8%増）と増加傾向にある。

保険基盤安定繰入金について

Q. 保険基盤安定繰入金が前年度より 7631 万円増額されているが、使途を確認したい。

A. 低所得者に対する保険料軽減分を県と市が負担するものである。料率の引き上げに伴い、公費により軽減される額も増加するため、一般会計からの繰入金も増加している。

議案第148号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第12号）

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項 社会福祉費》

母子家庭等自立支援給付金事業費

Q. 減額補正となった要因は何か。

A. 年度によって利用に波があるが、今年度窓口への相談が少なかったわけではない。ハローワークにおいても同様の給付があり、本市の事業との併給はできないことから、一定数の申請がハローワークの給付事業に流れた可能性はあると考えている。

《歳出第3款民生費 第2項 児童福祉費》

こどもまんなか基金積立金

Q. 寄付の使い道はどのように考えているか。

A. 令和8年度の予算として、こどもの居場所づくりの実証事業に 600 万円を、また、保育園の備品購入費に約 130 万円を充当する予定である。

《歳出第4款衛生費 第1項 保健衛生費》

産後ケア事業費

Q. 11月に増額補正を行ったにもかかわらず、さらに利用が上回った要因は何か。

A. 受け皿となる実施施設が多く、口コミ等で使いやすいということが広まったことにより、年始年末の利用件数が増えたためと考えている。

《歳出第10款教育費 第4項 幼稚園費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 繰越明許費の補正

第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第1款総務費 第1項総務管理費》

過年度国県支出金等返還金

Q. 新型コロナワクチンの返還金であるが、接種率はどのくらいを予測していたのか。

A. 令和6年度より特例臨時接種から定期予防接種へと制度が大きく変更となり、接種見込者数の予測が困難であったため、対象者が同じであるインフルエンザの定期予防接種の見込者数と同数で積算したが、実際にはその想定を下回ったものである。

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

訓練等給付費

Q. 訓練等給付費の補正額が多額となっているが、理由を確認したい。

A. 全体の事業費が大きいため、見込差が生じた場合、差額も大きくなる。なお、就労継続支援は、他のサービスと比較しても実績の伸びが大きい事業となっている

《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

《歳出第4款衛生費 第3項保健所費》

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 繰越明許費の補正

物価高騰対策緊急支援事業費（障害福祉サービス等事業所・介護保険サービス事業所）

Q. 4月からの実施になることについて、三重県への交付申請の時期と異なることで各事業所への周知にあたり支障はないか。また、事務手続きが事業所の負担にならないか確認したい。

A. 本事業は県との事務連携を図っており、これまでも県の決定通知に基づき市へ申請いただく流れとしている。事前に、案内が届き次第、速やかに手続きをしていただくよう周知しており、手続きも県と同様の資料を活用できるよう配慮しているため、特段の負担増には繋がらないと考えている。

第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

インクルーシブ教育推進事業費

Q. 介助員等の採用見込みが少なく、予算が減額となっているが、事業の実施に影響はなかったのか。

A. 当初の見込みに比べ、フルタイムでの希望者が少なく、短時間勤務の希望者が多かったため、報酬や期末手当等の差額を減額したものである。短時間勤務の希望者は十分に確保できており、各校への配置に不備はなく、事業は計画通り適切に実施できている。

《歳出第10款教育費 第2項小学校費、第3項中学校費》

学校給食運営費

Q. 減額となった大きな要因があったのか。

A. 児童生徒数が見込みを下回ったことに加え、特に中学校において定期テストや学校行事等により、当初の想定よりも給食を提供しない日が増えたことが主な要因である。

Q. 行事など、あらかじめ予測できる部分もあるのではないか。

A. 予算要望時は年間の実施可能日数を見込んで積算しているが、実際の運用は各校の事情により変動する。今後はより精度の高い見込みを立てられるよう改善を図ってきたい。

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 繰越明許費の補正

移動図書館運営費

Q. メーカーの受注増により完成が間に合わなかったとのことだが、そんなに受注が集まる車種なのか。

A. ベースとなる車両のモデルチェンジの時期と重なり、納品が遅れた。

Q. どのくらい遅れる予定なのか。

A. 改造を行う製作会社への納品が2ヶ月ほど遅れたため、5月中旬頃の納車予定である。

議案第150号 令和7年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)

【健康福祉部・経過】

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第153号 令和7年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第3号)

【健康福祉部・経過】

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第157号 令和8年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和8年2月定例月議会 予算常任委員会)

No. 1

事業名	民生委員・児童委員のなり手不足解消に向けた再検討について	
事業概要	民生委員・児童委員の活動を支援するため、四日市市民生委員児童委員協議会連合会に対して、各地区の民生委員児童委員協議会の地区活動費、民生委員児童委員の活動費、事務費を含む補助金を支出している。	
	決算額	民生委員児童委員協議会連合会補助金 29,588,740 円

次年度予算への提言

<提言> 民生委員・児童委員のなり手不足解消に向けた再検討について

民生委員・児童委員のなり手不足解消に向けて、各関係機関と十分に協議し、その負担を軽減するために、サポート体制及び活動費のあり方の再検討を図ること。

※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（事業実施手法の見直し）

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

【福祉総務課】

・令和7年12月に行われた民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選に際し、令和7年12月から令和8年2月にかけて、新任・継続・退任者全員にアンケート調査を実施した。このアンケートは、民生委員活動において負担に感じることや、必要とする支援、個人のボランティア精神のみでの民生委員活動の限界などをクローズアップし、なり手不足の主な原因や民生委員の活動しやすい環境づくりに必要な支援を明らかにしようとするものである。アンケートの詳細な分析結果を踏まえ、来年度に向けて結果を四日市市民生委員児童委員協議会連合会と共有し、今後の活動支援について、丁寧かつ十分な協議を重ねていく。

・民生委員活動の負担感の解消と周知啓発を目的に、令和7年度から民生委員協力員制度（エリアパートナーズ）を開始したところである。エリアパートナーズは大学生による市内全域の民生委員・児童委員の支援活動（主にイベント運営等）を行うとともに、SNSを活用して活動内容の周知を行っている。令和8年度からは、民生委員協力員制度について、エリアパートナーズに加えてペアパートナーズを委嘱したいと考えている。ペアパートナーズは、個々の民生委員・児童委員の活動をサポートする協力員であり、民生委員・児童委員への地域住民の情報提供や、地域の見守りの支援等を行う。【拡充】

・広報活動については、民生委員・児童委員の役割等について市民への周知・浸透を図るべく、引き続きパネル展を商業施設において行うほか、周知用ポスターの配布先を拡充したり、新たに専用のホームページを開設するなど、広報活動を強化していく。【拡充】

・活動費のあり方については、従前から四日市市民生委員児童委員協議会連合会との協議を行っており、

令和7年度において、増額を行ったところである。今後もより民生委員・児童委員が安心して活動できる体制を構築するため、アンケートの結果等を踏まえ、引き続き四日市市民生委員児童委員協議会連合会と協議を進めていく。

【令和8年度当初予算】

①民生委員児童委員協議会連合会補助金

33,740千円（前年度予算：32,168千円）

②社会福祉一般事業費（民生委員・児童委員関連事業費抜粋）

8,939千円（前年度予算：2,381千円）

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な議論の内容

（Q.：質疑 A.：答弁）

Q. 民生委員・児童委員が欠員している地区からはどのような声があるのか。

A. 欠員が出ている地区に限らず、民生委員・児童委員への負担が増えている声を聞いている。欠員が出ている地区では担い手確保の相談も受けており、丁寧にフォローをしていきたい。

Q. 具体的な対応策はないのか。

A. 民生委員・児童委員の負担軽減は重要であり、少しでも欠員を補充できるよう地域地区と相談しながら対応していきたい。また、12月から実施しているアンケートの中間結果では、市民に対する民生委員活動の周知が必要との意見が多かったことから、民生委員活動への理解を深めるよう努めたい。

（意見）福祉職を経験した人がセカンドキャリアとして民生委員を担うことも考えられる。今後も担い手の確保に取り組んでほしい。

Q. エリアパートナーズの現在の登録人数と活動内容を確認したい。

A. 令和7年度は四日市看護医療大学の学生91名にご登録をいただいている。延べ12地区に展開し、民生委員の地域活動をサポートするとともに、SNSを活用した民生委員の活動内容の情報発信を担ってもらっている。

Q. SNSでの広報内容と周知の効果について教えてほしい。

A. 民生委員活動の周知を目的として、活動内容等を紹介する発信をしているが、引き続き周知を強化していく必要があると感じている。

Q. 今後より充実した広報活動に努めるとあるが、具体的な計画はあるか。

A. SNSでの情報発信手法の改善や、従来の回覧板、商業施設でのパネル展などによる民生委員活動の周知を積極的に行っていきたい。さらに、来年度は新たに四日市市民生委員児童委員協議会連合会のホームページの立ち上げも予定しており、あらゆる手段で周知を図りたい。

Q. 令和8年度から開始するペアパートナーズは、地区に依頼して選任するのか。

A. 地区の民生委員とペアパートナーズの信頼関係が重要となるため、民生委員からこの人を選任したいという声を受けて各地区民生委員児童委員協議会に推薦していただき、登録や報酬金の支払いや教育訓練などのサポートは市が行う仕組みである。

Q. 選任を地区に任せると、適任者を探すのに苦慮するのではないか。市から推薦を依頼するなど、選任方法を工夫・再考すべきではないか。

A. 選任に際しては、個々の民生委員が人選を行うことを想定しているが、四日市市民生委員児童委員協議会連合会とも協議しながら検討していきたい。

Q. 引退する民生委員がペアパートナーズとして残り、新しい人をサポートする制度だと考えていい

のか。

A. 民生委員の経験は重宝されるため、引退した民生委員が経験の浅い民生委員や、担当エリアが広い民生委員の補助の役割を担うケースが多いと想定しているが、それに限定するわけではない。今後、民生委員になる人が一旦ペアパートナーズとして民生委員の活動をサポートし、訓練を受けて民生委員になるという仕組み作りにつながることも期待している。

(意見) 引退する人がしばらくペアパートナーズとしてサポートするのも良い制度であるため、各地区への周知を行い、制度が活用されるよう取り組んでほしい。

(意見) 自治会長が兼務せざるを得ないなど現場の負担は大きい。現場の負担軽減につながるよう、今後も積極的に取り組んでほしい。

2. 反映状況

ペアパートナーズなどの新たな取り組みが行われているため「④新規事業の実施」に分類する。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和8年2月定例月議会 予算常任委員会)

No. 2

事業名	待機児童の解消に向けたさらなる取組について	
事業概要	<p>就学前教育・保育については、共働き家庭の増加や幼児教育・保育の無償化の影響もあり、保育ニーズの高い傾向は依然として続いている。</p> <p>こうした中、私立保育園・認定こども園との連携を図りながら延長保育や一時保育等の特別保育を実施して、保護者の働き方に応じた多様な保育ニーズへの対応を図るとともに、私立園の改修工事への補助や小規模保育施設の新規認可を行い、保育環境及び提供体制の充実を図った。</p> <p>私立幼稚園に対しては、教育環境の向上と安全の確保を図るため、園運営に係る費用の補助を行うとともに、幼児教育・保育の無償化実施に伴って、保育の必要性の認定事由に該当する保護者には、預かり保育の利用料に対する給付を行った。</p> <p>また、四日市市幼児教育センターにおいて、研修体制の強化やアウトリーチ型の訪問支援、情報発信・研究などを行い、公立・私立を含めた市全体の就学前教育・保育の質の向上や小学校への円滑な接続につながる教育・保育内容の充実を図った。</p>	
	決算額	保育士等人材確保事業費 11,828,700 円 幼児教育推進事業費 6,998,177 円 保育所費 10,004,632,109 円

次年度予算への提言

<提言> 待機児童の解消に向けたさらなる取組について

待機児童の解消に向けて、まずは、低年齢児保育の受入れ枠の拡大に向けて、現在の取組をさらに進めるとともに、新たな取組についても検討すること。その取組については、私立保育園、私立幼稚園の各団体と丁寧に協議を進め、公立・私立含めた市全体での受入れ枠の拡大、早期の待機児童の解消を目指すこと。

また、保育士確保に向けて、他自治体や他業種の事例を調査研究するとともに、将来保育士になってもらうための中高生へのアピール、保育補助者等のキャリアアップ、潜在保育士の掘り起こし、保育士の処遇改善や働きやすい職場環境のさらなる整備とサポート体制の構築、国・県との連携、情報発信などの取組をさらに進めること。

※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（事業実施手法の見直し）

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

【保育幼稚園課】

○入所申込状況

令和8年4月保育入所申込（一次受付）の状況については、前年同時期と比べ、申込総数が△24人の微減であったものの、引き続き高い水準にあり、特に0歳児が+70人の増加と、さらなる低年齢化が進んでいる。

これは、育児休業1年間の満1歳時点で申込が集中するために入所困難な1歳児よりも、0歳児が入所しやすいと考え、0歳児のうちから入所申込を前倒しする保護者が増えていること、また、入所保留となっても翌年度に待機点+20点が得られることなどが要因であると推測される。

「令和8年4月の保育入所申込状況（7月までの育休予約を含む。）」10月時点（単位：人、%）

保育入所申込児童数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和8年4月	368	788	391	373	79	25	2,024
令和7年4月	298	789	415	396	114	36	2,048
差引増減	+70	△1	△24	△23	△35	△11	△24
増減割合(%)	+23.5%	△0.1%	△5.8%	△5.8%	△30.7%	△30.6%	△1.2%

○現在の取組（継続分）

待機児童対策として、公立園においては、令和7年度から導入した「保育士派遣業務委託」を令和8年度も継続し、1歳児を中心としたクラス担当や支援加配の常勤保育士を一人でも多く確保していく。

私立保育園・認定こども園においては、1～3歳児の受け入れ増を促進する「待機児童緊急対策交付金」を継続し、保育人材の確保や定員変更、保育室の改修などの積極的な動きを支援していく。

また、保育士の給与改善のための「民間保育所等運営費補助金」、勤続年数に応じた10万円の「就労奨励金」、認可保育所保育料との差額を給付する「認可外保育施設利用料助成金」などの市単補助とともに、保育士等の業務負担を軽減するための用務員等の配置や保育業務支援システム等のICT導入に対する国補助を継続する。

○新たな取組（新規分）

国補助メニューを活用し、保育の必要性（3号）認定を受けた2歳児の受け皿として定期的な預かり保育を実施する私立幼稚園に対して運営費の補助を行う「私立幼稚園一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）」を新たに実施する。

これまで市内の私立幼稚園では、3～5歳児（3歳以上児）を対象とする国補助（幼稚園型Ⅰ）を活用してきた実績はあるものの、0～2歳児（3歳未満児）を対象とする国補助（幼稚園型Ⅱ）は活用していなかった。

私立幼稚園において、園での生活リズム等が大きく異なる0～1歳児は受入れが難しく、親子通園による慣らし保育が主となるが、2歳児であれば既存のこどもクラスの実施条件を整理・拡充することにより、本市の待機児童の解消に寄与する可能性がある。

今回、私立幼稚園協会と協議し、国補助メニュー（幼稚園型Ⅱ）を活用可能なサービス水準とするため、預かり保育を含む利用可能時間（例7:30～18:00、うち教育標準時間4時間）や週5日、長期休暇中の預かり保育など、概ね保育所並みのサービス水準への拡充を働きかけた結果、14園中12園が実施見込みとなった。

なお、私立幼稚園では、4月1日時点で2歳の子が2歳児こどもクラスに入り、3歳の誕生日から保育料無償化の対象となり、正式入園するため、それまでの期間がこの補助の対象となる。

また、この国補助は、私立幼稚園の学校法人に対する運営費補助であるため、保護者の保育料を直接補助する制度ではないが、2歳児受入れ拡大や保育料引き下げのインセンティブとなることが期待される。

さらに、私立幼稚園を選択した保護者にとっては、預かり保育料等の負担があるものの、保育所に入所できるかどうか分からないという不安から解放されるメリットがある。

本市としては、育児休業を2年間に延長して満2歳を迎えても、保育所等に入所できず待機児童となったこどもの保護者が離職せざるを得ない状況をなくすため、まずは2歳児以上の待機児童の解消を図るとともに、短時間のパートタイム勤務などにより保育の必要性（点数）が低い保護者が待機児童になりやすい一方で、私立幼稚園の2歳児こどもクラスで生活が成り立つ可能性が高いことから、積極的に利用を促していく。

○三重県や養成校との連携

令和7年10月からの児童福祉法改正により、国家戦略特区のみ認められていた「地域限定保育士」の特例制度が全国に一般制度化され、国から1府5県（三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県、福岡県）の地域限定保育士試験実施方法書が基準に適合すると認められた。

地域限定保育士の制度は、特に保育人材が不足するおそれが大きい地域において集中的に保育人材確保に取り組むため、筆記試験と実技試験のうち、一定の要件を満たす講習を修了した者に対しては実技試験の全部を免除できるほか、登録後3年を経過かつ地域限定保育士として一定の勤務経験（1年＝1,440時間）がある者は全国で働くことのできる通常の保育士登録が受けられる。

保育士の国家資格における実技試験は、音楽（ピアノ等）、造形（絵画表現等）、言語（絵本の読み聞かせ等）の3分野から2科目を選択するものだが、例えば、課題曲のピアノ演奏が苦手なため、これまで資格取得をあきらめていた方々にとっては、講習のみで資格が取得できるようになり、ハードルが大きく下がることになる。

三重県では、春と秋に例年実施している資格試験のうち、秋から地域限定保育士の試験が開始される見込みであるため、本市でも、保育所等で勤務している無資格の保育補助者などに情報提供するとともに働きかけを強化していく。

他にも、市内の養成校では、通常の短期大学としての履修2年コースに加え、令和8年度から長期履修3年コースを開始する予定がある。

これは、2年間のうちに保育士と幼稚園教諭のW（ダブル）ライセンスを取得する学習の負担や多忙な学生生活が敬遠されがちであるため、現代の若者のニーズに適合した長期履修3年コースを設け、学生数の増加につなげようとするものである。

この影響により、令和9年度の卒業生が一時的に減少するものの、令和10年度以降は全体として卒業生の増加が期待される。

また、ハローワークによる無料の公共職業訓練である保育士養成科の受講生募集や、高校生インターシップなど、市内で働く保育士や保育士を目指す学生を増やすための取組については、市内の養成校や私立関係者と連携しながら、本市としても最大限の協力をしていく。

【令和8年度当初予算】 598,094千円（前年度予算：486,413千円）

○事業別内訳

（単位：千円）

事業名		当初予算額		差引増減 R8-R7
		令和8年度	令和7年度	
保育人材確保	正規職員給与改善補助	127,425	125,027	2,398
	就労奨励金支給費補助	20,200	19,700	500
	保育体制の強化	118,472	120,864	△2,392
	私立保育園・認定こども園のICT化推進	3,075	12,750	△9,675
	保育人材確保に向けた情報発信等	1,131	1,130	1
	小計	270,303	279,471	△9,168
待機児童対策	保育士派遣業務委託	74,869	102,900	△28,031
	待機児童緊急対策交付金	187,596	96,828	90,768
	私立幼稚園等一時預かり事業費補助金 （幼稚園型Ⅱ）	51,574	0	51,574
	認可外保育施設の運営費補助	13,752	7,214	6,538
	小計	327,791	206,942	120,849
総合計		598,094	486,413	111,681

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な議論の内容

（Q.：質疑 A.：答弁）

Q. 地域限定保育士の試験は県が実施するものという理解でよいか。

A. 保育士試験は県の事業であり、市としての予算や事業はないが、実技試験が免除されることで、保育士資格の取得を諦めていた保育補助者等を掘り起こし、本市で保育士として活躍できるよう、受験を呼びかけていきたい。

Q. 例えば奈良県で資格を取得した地域限定保育士が、三重県に引っ越して両県で通算3年の勤務経験を積めば通常の保育士登録ができるようになるのか。

A. 奈良県で取得した場合は奈良県内で3年間勤務する必要がある。他県での勤務は通算されないと理解している。

（意見）広域行政が進む中で、都道府県間で連携して通算できるような制度設計の必要があると国に要望してほしい。

Q. 公立園の保育教育職の退職予定者の人数はどのくらいなのか。

A. 令和7年度中の公立園の退職予定者は現時点で20名、うち17名が自己都合の普通退職であり、例年に比べると2倍近い人数となっている。普通退職者のうち、20代、30代が多くを占めており、約半数が家庭との両立が困難なことを理由としている。

Q. 保育士派遣業務委託で派遣保育士を採用したことは退職に影響していないのか。

A. 保育士が不足している中で頑張って勤務していた保育士が、代替りの人員が確保されたことで安心して退職できると判断した可能性は否定できないが、退職の直接の要因ではないと考える。

（意見）離職防止のための環境整備が重要である。待機児童解消のためにも退職の要因を分析し、改善に向けて取り組んでほしい。

Q. 今年度の待機児童 56 人は、来年度 4 月から入園できるのか。

A. まずは 1 人でも多く入所できるよう案内しているところであり、現段階では 1 人 1 人の行き先まで追跡しきれていないが、今後把握できるよう調査したい。

Q. 本市の待機児童で多いのは 1 歳児であり、私立幼稚園で一時預かりを実施するのは 2 歳児のみとなっているが、待機児童解消への効果はどの程度見込んでいるのか。

A. 私立幼稚園が 0 歳、1 歳児を受け入れるにはハードルが高いが、2 歳児を受け入れることで、保育園に入れなかった 2 歳児の受け皿となり、結果として全体の待機児童の解消につながると考えている。

Q. 地域限定保育士が増えれば、待機児童の解消につながるという理解でよいか。

A. 実動人員を増やすためには、資格取得者を増やし、離職を防ぐ環境づくりなど総合的な対策が必要である。私立幼稚園からも、すでに保育園に入れなかった児童の受け入れについて働きかけていただいていると聞いている。

(意見) 公定価格の見直しを含めた保育士の処遇改善や、時代に合った職場環境の構築により退職を防ぐなど、根本的な課題解決が重要である。現場の声を聴きながら、さらに施策をアップデートして待機児童解消に取り組んでほしい。

2. 反映状況

私立幼稚園の 2 歳児受け入れ拡大など、新たな取組を実施しており「④新規事業の実施」に分類する。

行政としてできることを実施するための予算を計上していることは評価するものの、待機児童の完全解消にはまだ程遠い現状があり、離職防止の環境整備を含めた保育士確保に課題がある。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和8年2月定例月議会 予算常任委員会)

No. 3

事業名	現図書館が最後まで市民に親しまれる施設であるための予算の確保について	
事業概要	<p>図書館においては、市民、地域に役立つ図書館を目指し、子どもから高齢者、また多様な興味や関心を持つ人たちのニーズに対応できるよう、幅広く豊富な蔵書や資料の充実に努めた。また、令和7年2月の図書館情報システムの更新に合わせ、新たにICタグによる図書管理を開始し、利用者サービスの向上を図った。図書館への来館が困難な方等へのアウトリーチサービスについては、令和5年度に開始した「よっかいち電子図書館」サービスの利用拡大に努めるとともに、老朽化した移動図書館車「かもめ号」を更新し、図書館サービスを地域に届けられるよう努めた。</p>	
	決算額	<p>図書資料整備費 34,444,709 円 人権啓発拠点推進事業費 860,376 円 図書館維持管理費 50,643,230 円 移動図書館運営費 33,846,238 円 図書管理システム運営費 83,731,745 円 電子図書館運営費 14,886,385 円</p>

次年度予算への提言

<提言> 現図書館が最後まで市民に親しまれる施設であるための予算の確保について

新図書館へ移行するまでの間、現図書館が市民に親しまれる利便性の高い施設であり続けられるよう、新図書館での活用も踏まえたソフト面での積極的な投資に加え、ハード面についても費用対効果を考慮して市民の利便性向上に資する整備を行えるよう、予算を十分に確保すること。

※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（事業の継続的な実施）

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

【図書館】

新図書館の整備を進める中、現図書館では、令和5年10月に開始した「よっかいち電子図書館」、令和7年2月に導入したICタグによる図書管理など、より多くの読書機会の提供及び利用者の利便性向上のため、新図書館移行後も活用できるソフト面での積極的な投資を行ってきた。

一方、現図書館の施設・設備のハード面においては、新図書館の整備を進めていることもあり、近年は機能維持のための修繕を中心に実施してきた。しかしながら、近年の社会情勢の変化や利用者ニーズの多様化を踏まえ、新図書館へ移行するまでの間にも、市民に親しまれる図書館であり続けられるよう利用者の利便性向上に資する整備を行う。整備に要する期間や費用対効果を考慮し、令和8年度では授乳ブース

の設置、多目的トイレへのおむつ台設置などを実施する。

【令和8年度当初予算】

- ・ 図書館維持管理費（利便性向上に資する経費） 5,600千円（前年度予算：2,500千円）

内訳	授乳ブースの設置	846千円
	多目的トイレへのおむつ台設置	360千円
	視覚障害者閲覧用パソコン更新	394千円
	突発的な不具合対応のための施設修繕	4,000千円

- ・ 債務負担行為 図書館授乳ブースリース 限度額 2,538千円

期 間	令和8年度から令和11年度まで
-----	-----------------

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な議論の内容 （Q.：質疑 A.：答弁）

Q. 図書館維持管理費について、突発的な不具合対応として予算計上されているが、図書館も個別計画に基づいて積み上げて予算化しているはずであり、植栽の剪定なども含めて事前に想定できる予算として計上できるのではないか。

A. 植栽の剪定については、電線や水路への影響などから、急な対応が求められる場面もあった。また、消防設備や照明の修繕など予防保全が難しいものもあり、限られた予算内で優先順位をつけて対応するための費用として積算した。

（意見）現図書館を大切にすることが図書館としての使命を次に伝えることにつながっていくと考える。新図書館に移行するまでの間、課題意識を持ち、今の図書館を市民の財産として大切にしていこう姿勢を維持してほしい。

Q. 当然行うべき維持管理の部分に新たに予算をつける必要があることに違和感があるが、この修繕予算がなければどう対応していたのか。

A. 授乳ブースや多目的トイレのおむつ台整備などは別で予算化している。日常的な修繕費は令和6年度の150万円から、来年度は400万円に増額されており、より適切に修繕等に対応できるようになった。新図書館整備の予定があるため、休館を必要とするような大掛かりな改修は控えながらも、適正に維持管理していきたいと考えている。

（意見）新しい図書館ができるまでの期間も5年以上あり、利用する市民も多いため、予算をかけるだけでなく、危険のない範囲でボランティアの協力も得ながら、現在の図書館を市民とともに大切に、維持していく視点を忘れずに取り組んでほしい。

2. 反映状況

維持管理に係る予算を拡大しているため、「③拡大」に分類する。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和8年2月定例月議会 予算常任委員会)

(継続) No. 2

事業名	介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査研究について	
事業概要	<p>介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態(要介護状態)になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態(要支援状態)になった場合に、介護サービスを受けることができる。</p> <p>この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ)であり、保険者に設置される介護認定審査会において判定される。</p>	
	決算額	介護認定審査会費 127,598,791円 認定調査費 147,317,021円

次年度予算への提言

<提言> 介護認定にかかる日数短縮に向けた手法の調査研究について

1. 高齢化に伴い、要介護認定の申請の増加が想定される中で、職員や調査員の業務効率化を図り、市民の利便性を向上させるため、介護認定にかかる日数の短縮に向けた調査研究を行うこと。
2. 調査研究にあたっては、申請のオンライン化、AIを活用した調査票の整合性の確認、認定調査員が直接入力できるシステムなどについても、調査事項に加えること。

※参考 事業実施に関する意見 ③拡大

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

[介護保険課]

令和7年6月に短期間で認定審査を行っている保険者と、DXを活用した取り組み事例のある保険者を抽出してアンケート調査を実施した。調査項目は、認定調査の実施状況や導入システムの状況、主治医意見書の取扱い、認定審査会の運営等である。(令和7年9月定例月議会にて資料提出)

7月には、人口規模や認定調査の実施方法が本市と類似する兵庫県明石市、加古川市、認定調査にシステムを活用している奈良県大和郡山市へ視察を行った。早期に調査票や主治医意見書を整える体制づくりや、認定調査システム導入により、不慣れな職員が早期に習熟して調査の質の確保に努めていることが確認できた。

これらを踏まえて、令和8年度において、次の取り組みを実施する。まず、市の認定調査員の募集時の要件の見直しを行う。調査員支援システムの導入により、経験の浅い調査員が早期に認定調査を習得することや質の確保を図る。また、指定市町村事務受託法人への委託件数を拡充する。さらに、主治医意見書の受け渡しに速達を利用し、提出に要する時間の短縮を図る。

【令和8年度当初予算】	39,129千円	(前年度当初予算：96千円)
・調査員支援システムによる調査体制強化		9,910千円
・指定市町村事務受託法人への委託拡大		21,101千円
・速達利用による主治医意見書の取得迅速化		8,118千円

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

Q. 当初予算に計上した事業のうち、新たに開始した事業はあるのか。

A. 「調査員支援システムによる調査体制強化」、「速達利用による主治医意見書の取得迅速化」が新規事業に該当する。

2. 反映状況

調査研究の結果、指定市町村事務受託法人への委託拡大のほか、認定調査のシステム導入などが新規予算として反映されているため「④新規事業の実施」に分類する。

分類	備考
① 廃止	次年度事業費予算に関連するもの
② 縮小	
③ 拡大	
④ 新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

5. 所管事務調査報告書

教育民生常任委員会

○待機児童対策について

1. はじめに

本市では、令和6年4月1日時点において、全国自治体で3番目に多い72人の待機児童が発生し、令和7年4月1日時点においても56人の待機児童が発生している。待機児童の発生の根本的な原因には、保育士不足があり、待機児童対策と保育士確保は同時に議論すべき重要な課題である。

当委員会では、令和7年7月23日に「待機児童対策、保育士確保の取組について」をテーマに埼玉県所沢市を視察し、待機児童を53人から6人まで減少させた要因について調査を実施した。今回の行政視察から得られた知見も踏まえて、本市の待機児童解消に向けた具体的な施策を検討する必要がある。

待機児童の発生は、特に働く保護者にとって大きな問題であり、その影響が家庭の育児環境や親子のコミュニケーションにも影響を及ぼすことが考えられる。また、自分の子どもが待機児童になると、育児と仕事を両立する上での大きな障壁となり、生活全般においてもストレスを増加させる要因となることも考えられる。そのため、公立・私立の関係者が連携し、解決に向けて全力で取り組むことが求められる。これらの状況を踏まえ、本市の待機児童対策について調査研究を行うこととした。

2. 待機児童対策について

(1) 本市の現状

「子どもの数が減っているのに、なぜ待機児童が生じるのか？」

本市では、日本全国と同様、少子化に伴い、就学前児童（0～5歳）の減少傾向が続いている。

（就学前児童数 H27:16,169人→R7:12,605人▲22.0%）

（0歳児 H27:2,498人→R7:1,858人・▲25.6%）

※日本全国人口動態統計出生数 H27:1,005,721人→R6:686,061人（▲31.8%）

一方、日本の子育て世代における共働き世帯の割合が7～8割に達する中、本市でも、1～2歳児を中心に保育所等への入所申込児童数が増加し、保育ニーズの高まりが続いている。

（1～2歳児保育利用申込児童数、申込率 H27:1,743人、31.9%→R7:2,152人・+23.5%、52.4%）

こうした本市の状況は、3歳児神話の崩壊（※）や、日本全体で女性の就業率（25～44歳、R1:77.7%）と保育所等利用率が連動して上昇を続けていることなど、子育て世代のライフスタイルの変化とともに、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化や育児休業給付金の延長申請など、国の制度にも大きく影響を受けている。

※平成10年度厚生労働白書「子どもは3歳までは、常時家庭において母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪い影響を及ぼすという3歳児神話に合理的な根拠は認められない。」

※無償ならば長時間の保育園を希望するほか、満1歳で入所できないときに育休延長が認められる制度。

国による日本全体の推計では、少子化によって保育ニーズがピークアウトして減少する時期を令和7年度と予想しているが、本市の保育所等利用率は、全国平均と比べると10ポイント以上低いいため、共働き世帯の割合を上限とすると、まだ伸びる余地があると考えられる。

（保育所等利用率本市 R6:43.6%うち1～2歳児 43.9%＜全国 R6:54.1%うち1～2歳児 59.3%）

本市は私立幼稚園の施設数が14園と比較的多く、10年前は5歳の在籍園児数の割合が幼稚園：保育園でおよそ6:4であったが、現在は4:6に近づき、在籍園児数の割合が幼稚園と保育園で逆転している。

かつては、工場や会社に勤める夫と、出産をきっかけに仕事を辞めて専業主婦となり、子育て

が一段落してからパートで再び働く妻という世帯が多く、そのニーズを幼稚園が満たしてきた。

しかし、現在は夫婦とも仕事を続ける子育て世帯が一般的になり、育休1年の満1歳から保育園に預け、フルタイムの職場に復帰したいという3歳未満児の保育ニーズが高まっている。

このようなニーズのミスマッチによって、本市では、保育認定の待機児童が生じ、少子化の影響が幼稚園児数の減少として顕著に現れている。

また、乳児保育の重要性や事故のリスクから、保育士等配置基準において、3歳未満児には、より多くの保育士を必要とすることが定められており、現在、本市では、0歳児3:1、1歳児4:1、2歳児6:1、3歳児15:1、4歳児25:1、5歳児25:1の配置基準としている。

少子化に伴い4~5歳クラスの園児数が例えば25人から20人に減少しても、それぞれのクラス担当が1人必要であることは変わらず、1歳児のクラスに回す人員の余裕が生じるわけではない。

この配置基準による単純計算では、令和7年4月の待機児童56人、入所待ち児童311人を解消するために必要な保育士の人数は、それぞれ12人と67人となる。

本市における待機児童の発生は、予期しない突然の閉園や保育士の大量退職、大規模な宅地・マンション開発による局地的ひっ迫などの一時的な特殊要因ではなく、市全体の慢性的な保育士不足の状況下で、より多くの保育士の配置を必要とする1~2歳児の保育利用申込みの増加に対応できないことが主な原因であるとの説明であった。

また、新たな施設で働く保育士を確保できないため、保育所等の新增設も手詰まりになっている。さらに、私立の関係者からは、近い将来の保育ニーズのピークアウト後に共倒れするリスクやさらなる保育士の人材確保競争が懸念されるため、これ以上の大規模な認可保育所等の新增設や小規模保育所の乱立は望ましくないという意見を聞いているとのことであった。

他にも、保育所等では兄弟姉妹の同時入園や各年齢での受入れを可能とするため、逆ピラミッド型の定員設定を行うのが通例であり、例えば、0歳児6人（保育士2人）、1歳児8人（保育士2人）、2歳児12人（保育士2人）、3歳児15人（保育士1人）、4歳児25人（保育士1人）、5歳児25人（保育士1人）のような定員設定の園では、急な離職等により保育士不足に陥ると、3~5歳児のクラスからこれ以上保育士を減らせないため、複数配置の0~2歳児クラスから保育士1人分の受入れ枠を減らして対応せざるを得ないとの説明であった。

これも待機児童が生じる原因の一つとなっており、このような園は定員充足率が低くなり、公定価格の設定上、経営面もマイナスとなる。すると、定員の規模が小さいほど公定価格の単価が高いため、定員を引き下げて経営を安定化しようとするインセンティブが働く。

さらに、本市では、私立園が延長保育や休日保育等の特別保育の役割を主に担う一方、公立園が特別支援保育や配慮の必要な子どもを受入れる役割を主に担ってきたが、対象児童数が増加傾向にあるため、公立園の複数担任制の中で加配保育士として支援にあたる常用の会計年度任用職員（パートタイム）の人数が不足し、待機児童の解消に必要な保育士の確保と競合することも課題である。

（障害児保育のための加配職員数 R7.4.公立保・こ実員142人、常勤換算114.7人）

（〃 R7.4.私立保・こ実員42人、常勤換算37.9人）

待機児童の早期解消には保育人材の確保が急務だが、日本全体の人材不足に伴い他業種との競争も激化する中で、保育士による虐待や不適切保育の相次ぐ報道等の影響もあり、保育士を目指す学生が減少して養成校の定員割れが常態化しているだけでなく、少子化に伴う大学・短大の再編によって短大が中心の養成校自体が減少していく厳しい流れにあるとのことであった。

成上、若年層が多く中間層が薄いという弊害が現れている。また、公立園の採用増は私立園の人材確保に影響を及ぼす。三重県保育士等採用状況調査（R7年度）によれば、市内私立園のR7.4.1職員数676人のうち、R7.4.1に採用したかった正規職員65人に対し、採用できたのは36人の充足率55%で、前年度の64%（例年6～7割）から低下した。しかし、公立園では、近い将来、会計年度任用職員（パートタイム）の高齢化（幼稚園を除く園勤務の保育士234人の平均年齢51歳、70代5人、60代48人、50代87人、40代62人、22～30代35人）による退職増加が予想されることから、退職補充以上の増員を当分の間継続していく。

②会計年度任用職員（フルタイム）

R6→R7：専門試験を廃止して4回募集したが最後の回に応募1人であった。

R7→R8：保育士2名程度、看護師1名程度の募集予定

・公立園（保幼こ）勤務の会計年度任用職員（フルタイム）の人数

保育教育職 R6:31人→R7:29人、看護師 R6:4人→R7:4人

【課題】パートタイムの時給引き上げや期末勤勉手当の支給により、昇給や退職手当を除き月給フルタイムの処遇の優位性がほぼなくなっており、フルタイムよりむしろパートタイムの働きやすさ（勤務時間の柔軟性）が選ばれている。

③会計年度任用職員（パートタイム）

R6→R7：常用パートタイム時給単価 R6：@1,260円→R7:@1,410円（+11.9%）

・時給単価引き上げによって登録数が増加するなど、人材確保に一定の効果があつた。

・公立園（保幼こ）勤務の会計年度任用職員（パートタイム）の人数

保育士（クラス担任・支援、加配）、幼稚園教諭 R6:242人→R7:280人（+38）

保育補助（資格あり、資格なし） R6:339人→R7:368人（+29）

その他（事務支援、用務員、調理員） R6:160人→R7:156人（△4）

園全体パート合計 R6:741人→R7:804人（+63）

【課題】週2日・週3日などの曜日限定や9時～16時の短時間パートを希望する者が多い一方で、早朝や夕方・夜間の長時間パート、土曜日勤務に対応可能な者は貴重で人数が少ない。また、市内の大規模な事業所に匹敵する人数を複雑な勤務シフトで雇用しているため、各園及び保育幼稚園課による労務管理の負担が多大となっている。

④人材派遣業務委託（当初予算102,900千円・21人分）〔R6.12.19.附帯決議〕

・登録9社のうち4社から常用11人の紹介を受けたが、現地見学後3人が辞退したため、新年度4月に8人を派遣決定。（年度初めは、短時間や曜日限定の希望者を除き、6.5～7.5h×週5日等の常用パートと同等の条件に絞り調整を行った。）

・人材派遣8人のうち2人は、減らした利用定員を元に戻すため、0歳児と1歳児のクラスに配置した。（待機児童1歳児4人、0歳児3人を減少させる直接効果。）

・残りの6人は、正職や加配パートの欠員を補う形で配置したため、待機児童の減少には間接的な効果があつた。（仮に1歳児4人で換算すると待機児童24人の間接効果。）・公立園における有資格保育士の会計年度任用職員（パートタイム）280人と比べると、人材派遣で確保できた人数8人は3%未満と少なく、あくまで一時の緊急避難的位置づけとなる。

- ・年度途中の欠員補充や体制維持のため、短時間や曜日限定など勤務条件に制限があっても該当園と勤務シフトの調整が可能であれば、引き続き人材派遣を活用していく。
- ・最長3年までの派遣受入れ期間の間は、会計年度任用職員（パートタイム）と同等の処遇を継続していく。

【課題】7月時点で派遣職員は9人となったが、4月以降の派遣紹介はほぼなくなり、通勤距離や時間帯など、勤務条件に制限のある人材とのマッチングが難しい。派遣事業者においても登録人材が払底しているため、小学校の夏休み終了後に復職希望の派遣登録の動きが若干あると聞くものの、年度途中のさらなる人材確保は困難と見込まれる。

⑤ その他

- ・保育支援者（用務員、事務支援）の全園配置
- ・潜在保育士復帰支援のための魅力アップセミナーの実施
(R6:年2回22人参加)
- ・幼児教育センターの相談室やアドバイザーによる助言、指導

○表3 私立園の保育士（保育教諭）数等

三重県保育士・保育所支援センターの「保育士等採用状況調査」より抜粋

四日市市内の私立園	R3.4.1.	R4.4.1.	R5.4.1.	R6.4.1.	R7.4.1.
年度初めに採用したかった正規職員数	54人	—	85人	69人	65人
年度初めに採用できた正規職員数（充足率）	41人 (75.9%)	—	52人 (61.2%)	44人 (63.8%)	36人 (55.4%)
4月1日現在の保育士（保育教諭）数	491人	—	564人	746人	676人

※三重県全体の私立園

採用したかった人数	367	405	410	404
採用できた人数	273	295	298	223
充足率	(74.4%)	(72.8%)	(72.7%)	(55.2%)
保育士（保育教諭）数	4,428	4,779	5,000	4,836
うち四日市市の占める割合	11.1%	11.8%	14.9%	14.0%

※令和6年1月1日現在 住民基本台帳人口 三重県1,757,527人、四日市市307,825人(17.5%)

【私立】：⑥ 待機児童緊急対策交付金 R7～（当初予算 96,828 千円）

- 保17園 ・基準人数（令和6年4月1日の利用定員又は園児数のいずれか少ない方）を超えて、
こ17園 1～3歳児を受入れた私立認可保育所（小規模・事業所内の地域型を除く。）に補助
幼13園 ・私立園34園のうち、
小19園 R6.4.1.の利用定員と園児数の両方をR7入所が上回った園7園（園児数+40人）
事3園 R6.4.1.の利用定員だけをR7入所が上回った園15園（園児数▲14人）
計69園 R6.4.1.の園児数だけをR7入所が上回った園2園（園児数+17人）
R6.4.1.の利用定員と園児数の両方をR7入所が下回った園10園（園児数▲40人）
- ・新交付金によって、積極的な一部の園で園児の受入れ増につながったが、急な離職が相次ぐなど、保育士不足に陥った一部の園が受入れ枠を逆に減らしたため、全体としては効果が相殺された。

【課題】基準人数より園児数が減少したため、新交付金の対象とならない私立園は、資金不足で保育士を雇えず、保育士不足でますます保育現場の負担が増し、さらに保育士が離職するという悪循環から抜け出すことが難しい。しかし、この交付金の効果

がなければ、さらに減少していた。

○表4 保育認定1～3歳園児数の推移

	R6. 4. 1. 園児数	R7. 4. 1. 園児数	差引増減
私立 34 園 (保 17、こ 17)	1,633 人	1,636 人	+3 人
うち 1 歳児	469 人	447 人	▲22 人
うち 2 歳児	552 人	567 人	+15 人
うち 3 歳児	612 人	622 人	+10 人
地域型 22 園 (小規模 19、事業所内 3)	285 人	298 人	+13 人
公立 32 園 (保 13、こ 11、幼 8)	1,126 人	1,103 人	▲23 人
うち 1 歳児	220 人	227 人	+7 人
うち 2 歳児	370 人	353 人	▲17 人
うち 3 歳児	536 人	523 人	▲13 人
合計	3,044 人	3,037 人	▲7 人

⑦民間保育所等運営費補助金

- ・市独自給与改善の補助単価引き上げ：@月額 13,400 円→@月額 15,700 円

⑧1歳児保育体制強化事業

- ・公定価格に補助単価を連動：@月額 29,903 円→@月額 32,048 円

⑨就労奨励金 10 万円

- ・支給対象の勤続年数拡大：1・3 年目→1・3・5・7・10 年目

⑩民間保育所等 ICT 化推進等事業費補助金

- ・保育支援システムやキャッシュレス決済の導入に係る経費の一部を補助
(国 1/2・市 1/4、上限 525,000～975,000 円)

⑪保育体制強化事業費補助金

- ・清掃業務や遊具の消毒、給食配膳、寝具準備片付け、通訳その他の保育士の負担軽減に資する周辺業務を行う無資格の保育支援者の配置に要する経費(@月額 100,000 円/園)を補助
- ・R7 から園外活動見守り、スポット支援を追加 (@月額 45,000 円/園)

⑫保育士等人材確保事業

- ・私保連の就職ガイダンス開催、PR パンフレット等の経費(1,000,000 円/年)を補助

⑬認可外保育所受入支援事業

- ・利用者補助月額上限引き上げ：10,000 円→20,000 円
 - ・補助単価と上限引き上げ：
 - 年 100 万円上限 (月額：0 歳 37,000 円、1～2 歳児 20,900 円、3 歳 0 円)
 - 年 200 万円上限 (月額：0 歳 45,000 円、1～2 歳 25,000 円、3 歳 2,000 円)
- [施設数：一般 18(休止 3)、事業所内 14、企業主導型 8、居宅訪問型 3(休止 4)]

(3) 待機児童対策の今後の取り組み

担当部局からは、以下の 2 点について取り組んでいくことが示された。

- ・保育士不足がボトルネックとなっていることから、保育士等人材確保、処遇改善、働きやすい職場づくり、離職防止などの継続事業に粘り強く取り組んでいく。

・令和7年度からの新規事業については、公立園の人材派遣業務委託を3年間継続するとともに、私立園の待機児童緊急対策交付金を効果検証しながら運用細部の見直しを行いたい。

3. 委員会での主な議論

(保育士確保について)

- Q. 保育の充実をはじめとする基礎的な施策の充実が、本市への流入人口の増加につながるため、基礎的な施策にこそ予算を投入すべきと考える。待機児童の発生の根本に保育士不足の課題があるため、子どもの数は減っても保育ニーズが増える中で、実際に保育士を増やす取組を真剣に考え、保育士を目指す人を育てるところから抜本的に取り組んでいく必要があると考えるがどうか。
- A. 中長期的な施策として、保育士の養成をはじめとした取組は非常に大切である。一方、短期的には、今年度は、私立保育園への処遇改善の補助金の増額、待機児童緊急対策交付金、保育士人材派遣などにより取組を強化してきた。中学生の職場体験や高校生インターンシップなど、中長期的な取組を地道に継続しつつ、短期的な対策も引き続き強化していく必要があると考える。
- Q. 保育士の養成校との連携について確認したい。
- A. 市内に1校ある養成校には、2年前から「保育士確保推進に向けた連携会議」に参加してもらっており、例えば、高校生インターンシップなど、保育士を目指す人を増やす取り組みなどに協力いただいている。
- Q. 所沢市では、就職フェアを開催したところ、意外にも潜在保育士の参加が多かったとのことであった。退職した理由は様々だが、処遇の改善だけでなく、働く環境が当時から改善されたこともアピールしたうえで、保育士を募集することも重要ではないか。
- A. 国の推計では、保育士資格を取得した人のうち潜在保育士は6割にのぼる。退職理由は処遇の低さ、人間関係などが多いものと推測している。処遇や職場環境を改善し、以前より働きやすい状況をアピールすることで戻ってくる可能性があるが、一度退職した保育士が復帰することの難しさを日々感じている。
- Q. 保育士の募集要項で過去と比べて処遇や働く環境が改善されたことが伝わるような工夫はしているのか。
- A. 募集要項において、過去と比較した説明はしていないが、ハローワーク等の募集情報には年収やボーナスなどを詳細に掲載しており、本市の保育士の処遇に良い印象を持った人からの問い合わせもあった。今後も本市で保育士として働く魅力が広がるよう努力を継続したい。
- Q. 保育士を目指して養成校に通う人が減少している中で、新卒者の採用以外の確保策も重要である。本市では、保育の資格を持たない保育補助者が400人以上保育現場に配置されていることから、保育補助者が資格を取得して保育士として働けるような政策が重要と考えるが、国の制度も活用して、事業者や本人の負担を軽減しながら保育士資格の取得を支援するような施策が必要ではないか。
- A. 保育補助者等へのキャリアサポートの方向性に可能性があることは否定しないが、実技試験もある保育士資格は難関であり、保育補助として働く人が資格を取得する例は非常に少なく、国の制度を十分に活用するには至っていない。
- (意見) 保育士資格の取得を目指す人が少ないのは国の制度を知らないからだと考える。公定価格の引き上げも含めた保育士資格取得後の処遇改善も重要だが、国の制度の活用を促し、勉強時間を確保しやすい環境を整えるなど、試験に挑戦し合格できるようサポートすることが重要である。

(保育士の処遇改善について)

Q. 処遇改善はもちろん重要だが、保育士の職業としての魅力や、以前よりも給与や待遇が改善されていることについて周知することも重要ではないか。

A. 給与の上乗せ補助や就労奨励金、手厚い保育士の配置基準、奨学金制度など、本市で保育士になる利点をまとめたパンフレットを作成し、養成校に配布している。公立園の保育士の採用面接において、幼児教育センターの存在や保育士の配置基準が手厚いことを理由に本市を選んだとの声も聞いており、一定の手応えを感じている。

Q. 奨学金返還支援制度について、近年、奨学金の返還支援に対する関心の高まりを感じているが、県の奨学金返還支援制度の案内だけでなく、本市も独自で支援を行い、より手厚い奨学金返還支援をしてはどうか。

A. 国の補助制度は都道府県、政令指定都市、中核市が実施主体であるが、桑名市や松阪市など、独自で就学資金の貸付や返還支援を行っているところもあり、本市でも検討の余地はあると考える。

Q. 奨学金の返還を本人に直接支援する方法だけでなく、事業者が従業員の奨学金返還を支援し、市が本人に併せて支援する方法があり、この場合、事業者の税制上の優遇にもつながり、保育士本人の所得税の面でも有利になる。県の奨学金返還支援制度に本市が上乗せすることも考えられないか。

A. 県の制度への上乗せも含めて何ができるのか考えたい。

(既存の保育施設による対策について)

Q. 小規模保育所や、認可外保育施設などで、0歳から2歳児を受入れる施設では、3歳児以降の転園先の確保に悩んでいたが、現在の状況はどうか。

A. 3歳児以降の転園の対策として、国は連携園を設定するよう方針を示しているものの、同じ法人が運営する姉妹園があれば連携園として設定しやすい。しかし、単独で小規模保育所を運営する場合は連携園を見つけられない状況が続いており、国も経過措置を延長している。連携園を設定するには、人手不足の場合に助けることが条件に含まれており、実際には保育士を融通することが難しいことから、支援を断られるケースが多いと聞いている。

Q. 小規模保育所でも待機児童緊急対策交付金のように定員を超えた受入れができないのか。

A. 小規模保育所は19名までの定員で運営されており、受入れが19名より少ない園は経営上も厳しくなることから、一般的には定員の100%を超えて120%まで受入れている園が多く、補助金の対象に加えても、受入れ増加にはつながりにくいと考え。これまで小規模保育所を19園増やしてきたが、さらに増やしても、その分新たに保育士が必要となるため、既存の認可保育所の保育士の採用も合わせた全体のバランスを見て調整していきたい。

Q. 今後の保育ニーズのピークアウトを考えると施設の新設は現実的でなく、待機児童の多い1歳児の受入れを拡大するため、企業の協力を得て事業所内保育を拡充することや、今年度受入れ児童数を減らした園に対して何かしら対策をすることはできないか。

A. 施設の経営者、現場の保育士、保護者などそれぞれの立場で意見が異なるため、全員が満足のいく解決策を見つけるのが難しいが、待機児童の解消につながる対策を今後も引き続き検討していきたい。

(意見) 保育士配置基準に関する緊急アンケートについて各園や現場の保育士が配置基準の緩和に反対するのは妥当だが、本市の配置基準や各園の個別の状況も考慮して、保育士の業務の軽減など、どのような対策をすれば一時的な配置基準の緩和ができるのかというような角度でも意見を聞く必要があったと考える。また、1歳児への保育士の配置が4対1のまま待機児童を解消して

いる自治体もあるため参考にしてほしい。

Q. 本市では、保育園が認定こども園に移行する際、元の定員の範囲内で幼稚園としての教育認定の受入れ枠を設定することになるが、これは待機児童の発生には影響していないのか。

A. 本市のルールでは、認定こども園に移行して幼稚園の定員枠を設けると、2号・3号の保育認定の人数を減らすことになり、関係者からそのような指摘をされたこともあるが、現実には、少子化により園児数が減っている3～5歳児の定員が余ったところを教育認定の枠として設けているため、待機児童が出ている1歳児や2歳児の受入れには影響がなかったと考えている。

(保育士の負担軽減について)

Q. 行政視察を行った所沢市では、人材派遣会社と包括連携契約を結び、保育士の確保や質の維持についての助言や研修会などをしてもらっていたが、保育士人材派遣業務を委託している事業者と連携し、保育士に選ばれる労働環境などについて助言を受けるなどの包括連携契約を本市でも実現できるのではないのか。

A. 所沢市の協定については認識しており、近隣の自治体でも同様の事例を確認している。本市でも人材派遣契約を初めて結び、保育士の動向に関する有益な情報交換にもつながったことから、今後連携する中で、アドバイザー契約などの可能性についても研究したい。

Q. 保育現場のDX化を進め、AI技術を活用して不適切保育を防ぐ手段を導入する必要があるが、特に、乳児のお昼寝中のリスクを感知するセンサーシステムなど、介護現場での事例を参考にし、保育現場にも導入すべきではないか。

A. 配置基準の引き下げの検討の際に、AIによるお昼寝の監視センサーシステムなどの導入による負担軽減も併せて検討していたが、システムの精度等の課題があるという意見をいただいた。また、高齢者と乳幼児では条件が異なり、突然死の危険性を考慮すると、AIに全てを任せるのは不安が残るとの意見が多く、システムで人員を削減する判断には至らなかった。

(意見) 全て任せるような極端な使い方ではなく、AIを補助的なものとして活用する事例を紹介しながら、現場の保育も適切な理解をして負担軽減につなげることが重要である。

Q. 保護者対応に苦しむ保育士のために、小中学校に配置されているスクールロイヤーなどの専門職を保育施設に配置することは有効ではないか。

A. 最近、園での怪我などへの対応を保護者から厳しく求められる場面が増えており、若手職員がそれを負担に感じて退職してしまうケースもある。保育施設に対しては、国からそのような考え方が示されていないため、全国的に普及していないのが現状である。

(意見) 保育現場で求められる保護者対応は厳しくなっており、今後さらに厳しくなると考える。市全体で保育現場をサポートする体制が必要であるため、先進事例を調査し、今後の方向性を検討してほしい。

Q. これまでに弁護士に相談する必要があるような案件はあったのか。

A. 裁判で訴えられたケース、警察に通報したケースなどはあったと聞いている。預かっている子どもの怪我や事故に関して、保育士個人が責任を問われるため、その負担感が職員のストレスとなっており、それに対して処遇が見合っていないのが現状であると考えている。

(意見) チーム学校や学校版ADRのように、保育施設にも頼れる専門職の存在があれば、保育士等の不安を軽減できるため、検討してほしい。

4. まとめ

今回の所管事務調査では、本市の待機児童問題とその解決に向けた取り組みについて議論した。待機児童発生背景には、全国的な保育士不足と、少子化が進行する中での保育ニーズの増加という厳しい状況があり、これが保育施設運営の大きな障壁となっている。こうした中で、本市でも待機児童対策として様々な施策に取り組んでいるが、待機児童解消は急務であることから、保育士確保に長期的視点と短期的視点の両方から取り組んでいく必要がある。

長期的には、持続的に保育士を確保できるように、保育士という職業の魅力向上させ、保育士を目指す人を増やす取り組みが重要である。市内の保育士養成校や人材派遣会社などの民間事業者とも連携し、処遇改善だけでなく、保育士を目指し、働き続けたいくなるような職場環境の改善に努める必要がある。特に、職場環境の改善については、保育士としての責任の重さや保護者対応の困難さが保育士にとって大きな負担となっており、この負担に見合った処遇の確保が求められる。保育士の保護者対応を支援するため、小中学校で導入しているようなスクールロイヤーなどの専門職の配置も有効であると考えられるため、保育士が安心して業務に専念できるよう、今後の検討が求められる。

短期的には、現在発生している待機児童の解消が急務である。本市がこれまで実施してきた具体的な施策について確認したが、依然として待機児童は解消されておらず、待機児童の多くが0歳児から2歳児である。このような状況を早期に解消するためにも、既存の保育施設での受入れの拡大など、保育士確保の状況を注視しながら、有効な施策を継続して打ち出す必要がある。

待機児童の解消と保育士確保に向けて、今後も強い意志を持って継続して取り組んでいくことを要望し、今回の所管事務調査の報告とする。

〔委員会の構成〕

委員長	竹野兼主
副委員長	田中徹
委員	伊世利子
委員	上麻理
委員	笹岡秀太郎
委員	中川雅晶
委員	日置記平
委員	山田知美

教育民生常任委員会

○地域包括ケアシステムの三層構造について

1. はじめに

地域包括ケアシステムは、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療、介護、予防、生活支援サービスを一体的に提供する仕組みである。全国の多くの地域において、このシステムが導入されているが、全国の75歳以上の人口の増加によるニーズの増大、ニーズの多様化、人材の不足などの課題に対して、今後、時代の変化に対応する形で取り組んでいく必要がある。

本市の地域包括ケアシステムにおいては、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、市から成る三層構造を独自に構築している。市内各地区に在宅介護支援センターが配置される本市の構造は、地域に根差した手厚い支援を可能にするが、福祉職や医療職の人材不足、高齢化によるニーズの増大・多様化が進む中で、持続可能な体制を維持する必要がある。

こうした中で、委員から、長年運用されている本市の三層構造について、現状に即して見直す時期が来ているのではないかとの問題提起があり、当委員会では、地域包括ケアシステムの基礎的な内容について再度確認をするとともに、本市独自の三層構造の今後の方向性について議論することとした。

2. 地域包括ケアシステムとは

「地域包括ケアシステム」とは、介護が必要な状態となっても、できるだけ住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしく暮らし続けられるよう、「医療」・「介護」・「介護予防」・「生活支援」・「住まい」が一体的・包括的に提供されるしくみである。

医療や介護を必要とする高齢者が大幅に増加することを見据え、高齢者を持続的に支えるとともに、住み慣れた地域で暮らし続けたいという高齢者の思いに応えていくためには、従来の「公助」による支援体制だけでは限界があるため、「自助」「共助」「互助」も組み合わせながら、地域の中で必要なサービスを効率的・効果的に提供するしくみが必要であるとされ、国は「地域包括ケアシステム」の構築を重要政策として推進している。

3. 地域包括ケアシステムの構築における本市の取組

本市では、「地域包括ケアシステム」の構築において、各分野のサービスを充実するとともに、これらが連携して有効に機能するよう、以下の取り組みを推進してきた。

(1) 相談支援・コーディネート体制の整備

高齢者が「地域包括ケアシステム」の各サービスをスムーズに利用できるよう調整を行うとともに、サービス間の連携を支援するため、本市独自の「在宅介護支援センター」、「地域包括支援センター」、「市」からなる「三層構造（※1）」の相談支援・コーディネート体制の強化に向けて取り組んでいる。

① 在宅介護支援センター

地域に身近な高齢者の総合相談窓口として市内全地区に設置する26か所の在宅介護支援センターに、福祉職に加え医療職（看護師等）を配置して、相談支援体制を強化するとともに、介護と医療のスムーズな連携を行う。

② 地域包括支援センター

主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師の3職種を配置した市内3か所の地域包括

支援センターに、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、介護予防推進員も併せて配置。認知症、介護予防、医療・介護連携、高齢者虐待などに関する専門相談支援機関として、在宅介護支援センター、ケアマネジャーのほか、関係機関への支援・コーディネートを行う。

(2) 医療・介護の連携

「地域包括ケアシステム」が有効に機能するためには、各サービスが一体的に提供されることが必要であり、地域における医療・介護の関係機関も連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要であることから、「在宅医療・介護連携支援センター(つなぐ)」を設置するとともに、専任の連携支援コーディネーターを配置し、在宅医療、介護連携に関する医療・福祉関係者からの相談への対応、病院から在宅への切れ目のないスムーズな移行支援を行っている。また、入退院時の情報共有については、入退院支援のフロー化や退院時カンファレンスの開催を標準化した「在宅療養連携マニュアル」を作成し、退院後も在宅で医療・介護サービスが適切に提供されるよう、退院時カンファレンスによる多職種間の情報共有を推進している。

(3) 「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施と住民主体活動の育成・支援

「地域包括ケアシステム」の構築を図るため、特に「介護予防」、「生活支援」の部分では、既存の介護事業所によるサービスだけでなく、住民も含めた多様な主体による取組が重要となることから、生活支援コーディネーターや在宅介護支援センターと連携しながら、その育成に努めてきた。介護予防・日常生活支援総合事業の中で、非専門職を活用した基準緩和サービス(サービスA)や住民主体サービス(サービスB)、短期集中予防サービス(サービスC)を委託・補助事業として実施し、特に重要となる住民主体活動については、活動の立ち上げ補助制度も整備。また、「介護予防事業」では、「介護予防自主活動団体」や「ふれあいいきいきサロン」を育成・支援している。

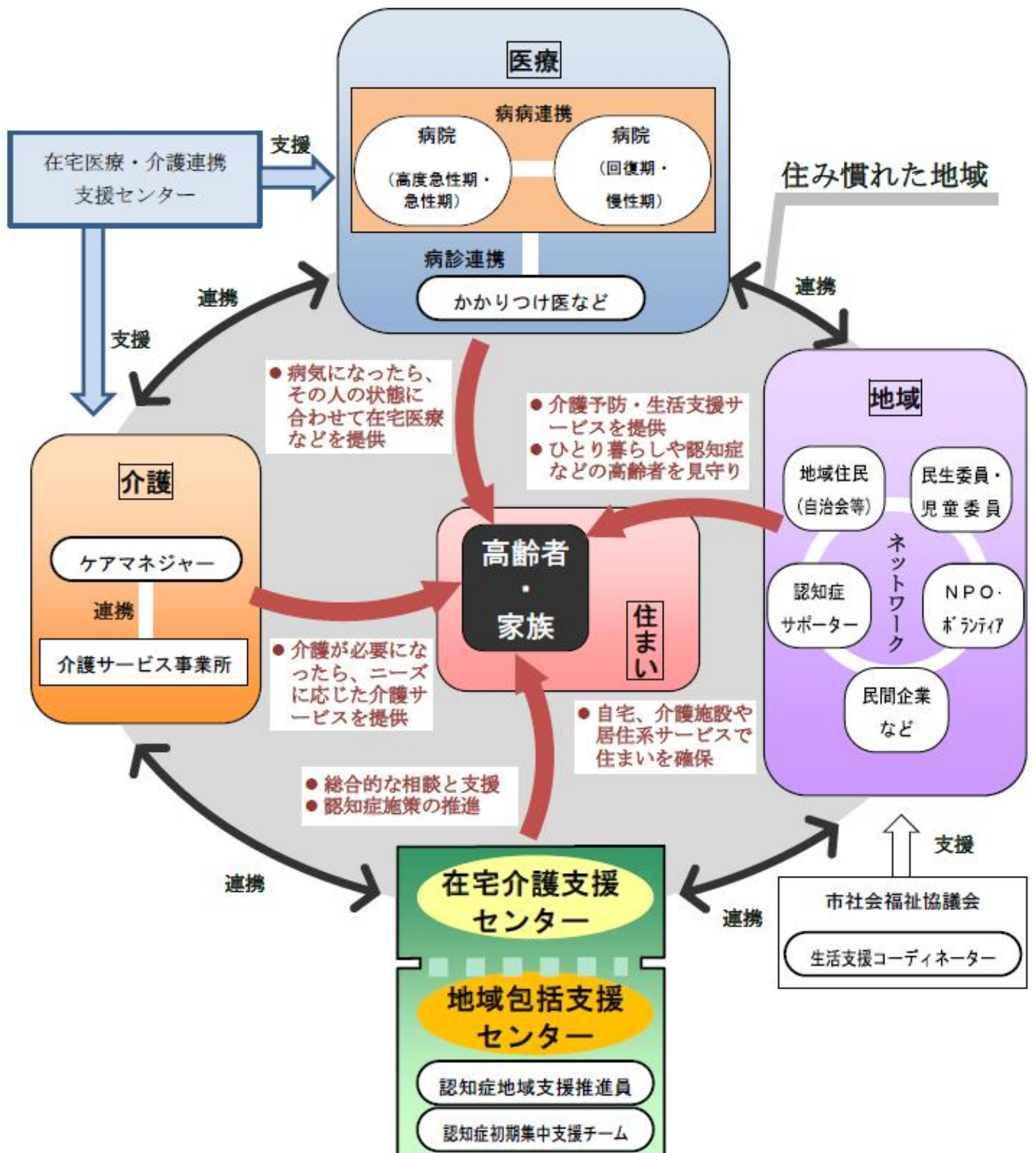
(4) 「地域ケア会議」の開催

医療・介護関係者、地域組織(自治会、民生委員児童委員等)を含めた多職種・多機関で構成する各層の「地域ケア会議」を開催。個別事例の検討や地域課題の分析を通して、関係機関のネットワークづくりや地域づくり・資源開発を進めるとともに、政策形成に向けた提言を行う。

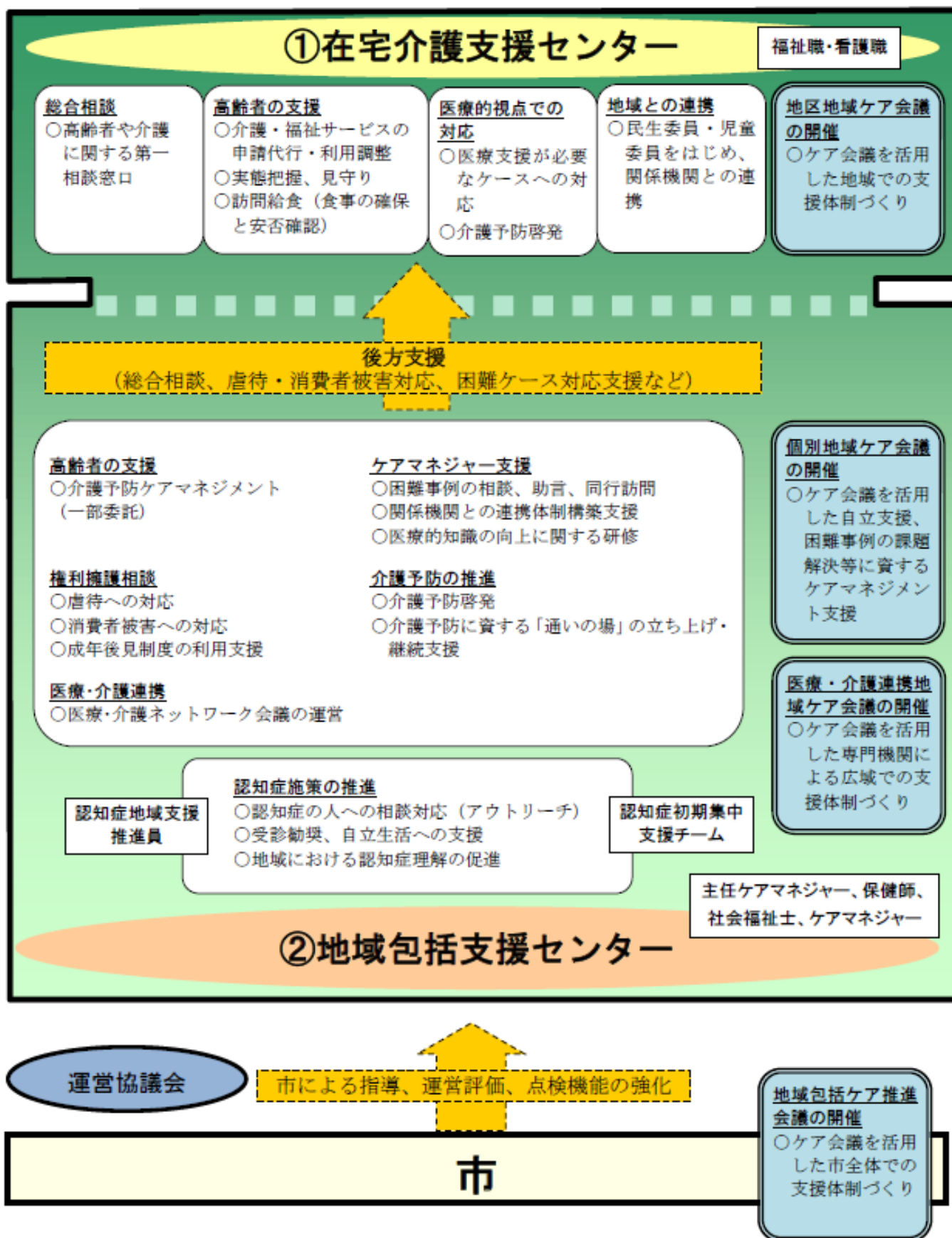
(5) 認知症施策の推進

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、地域の理解の促進が不可欠となることから、市、地域包括支援センター及び四日市市介護予防等拠点施設(ステップ四日市)に配置した認知症地域支援推進員が中心となり、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人とその家族を可能な範囲で手助けする「認知症サポーター」や、そこから一歩進んで具体的な支援に関わる「認知症フレンズ」の養成等に取り組んでいる。また、官民連携の取組を進め、社会のしくみや環境を変えることで、認知症があってもなくても暮らしやすい「認知症フレンドリー社会」の実現を目指している。

《四日市市がめざす地域包括ケアシステムのイメージ》



※1 「三層構造」による支援体制のイメージ



4. 委員会での主な議論

(福祉職、医療職の人材について)

- Q. 在宅介護支援センターに配置する看護師や社会福祉士の欠員について確認したい。
- A. 在宅介護支援センターを委託している法人において、福祉職と医療職をそれぞれ1名ずつ配置しており、欠員が生じた場合は、法人において補充してもらうこととなっている。欠員が生じた期間は、その分の委託料を減額して対応している。
- Q. 介護が必要になる前の人に、地域の人との身近な相談機関として、在宅介護支援センターの存在を知ってもらう必要があるのではないか。
- A. 市のパンフレット等を用いて周知しているが、まだ介護に直面していない世代にとっては身近な存在として感じられていないことも多く、今後も様々な媒体で周知していきたい。
- Q. 在宅介護支援センターの各法人における人材不足が課題とを感じるが、各法人で人材を募集しているとはいえ、市も委託している以上、人材の定着や育成に取り組むべきではないか。
- A. 市は在宅介護支援センターの機能を法人に委託しているという立場であり、各法人の人材確保や育成に直接関与するのは難しいが、研修や地域ケア会議などの多職種多機関が集まる機会を通じて、スキルアップ支援などに取り組んでいる。

(三層構造の見直しについて)

- Q. 本市の地域包括ケアシステムの三層構造はこの形で長期間運営しているが、今後もこの形態を継続することについてどのように考えているのか。
- A. 三層構造は本市独自のものであり、仮に本市が三層構造を採用しない場合、地域包括支援センターが増えることになるが、現在の在宅介護支援センターの数までは増えないと考える。現在の体制は、市民に近い相談窓口として優れていると評価しており、今後、地域ケア会議や合同会議を通じて連携を深めていきたい。
- Q. 今後、人材不足が進み、高齢化に伴い相談件数の増加も見込まれることから、仕組み全体の見直しについて検討する時期が来ているのではないかと。
- A. 地域包括支援センターや在宅介護支援センターの体制は常に深化・推進が必要である。昨年度、高齢者が多い地域の体制を強化したが、今後も各地域の状況や人口動態などを踏まえて随時対応していきたい。
- Q. 在宅介護支援センターの委託の要件に、夜間のオンコールへの対応があり、それが施設を有する法人への委託が必要な理由になっているが、実際に在宅介護支援センターに夜間に連絡があるケースは少ないため、必ずしも施設を有する法人に委託する必要はないのではないかと。
- A. 実際に夜間に相談が来ることは少ないが、在宅介護支援センターを委託している法人は入所系の施設があり、現在のところ、特別な負担なく24時間のバックアップ体制が整っている。24時間体制の維持は安全面で重要であり、可能な限りこの体制を続けたい。

(住民主体サービスについて)

- Q. 本市では、住民主体サービス（サービスB）の補助制度が整っており、実施する団体が増加傾向にあると聞く。困ったときに最初に手を差し伸べられるのは地域の人であることから、今後も拡大する必要があると考えるどうか。
- A. 住民主体サービス（サービスB）の訪問型と通所型のいずれも毎年少しずつ増加している。現在まで、活動を取りやめた団体はなく、令和6年度は、通所型2団体、訪問型2団体が新たに立ち上がった。また、住民主体サービスを行う団体とは年2回から3回、自主的な会合の場を訪問

して課題等を聞き取っており、補助金の増額や加算などに反映している。

Q. 住民主体サービス（サービスB）で発生したごみをクリーンセンターに持ち込む際、本人同行でないと捨てられず困っていると聞かすが、こうした補助金以外の部分の活動支援も重要ではないか。

A. 金銭面以外の課題に関しても団体からの意見を受けて随時対応しており、クリーンセンターへのごみの搬入もその一つである。クリーンセンターへのごみの持ち込みは、セキュリティの観点から市民、事業者のどちらが持ち込んだのかを特定する必要がある一方で、福祉的な観点から、ゴミ出しが困難な人への支援も重要であるため、関係部局と調整を行い、解決に向けて検討している。

（意見）課題を聞き取り、細かな課題にも迅速に対応してほしい。

Q. 住民主体サービス（サービスB）で買い物の付き添いをする場合にも、ショッピングセンターでの思いやり駐車場を利用できるよう対応してはどうか。

A. 三重おもいやり駐車場制度は県の事業であり、登録は車両ごとに行われるため、住民主体サービス（サービスB）を実施する団体の車両を登録するのは難しいと考える。今後の課題として検討したい。

Q. 住民主体サービスの団体と民生委員との連携について、市としてどのようにバックアップしていくのか。

A. 民生委員との連携の状況は地域や団体によって異なるが、今後、住民主体サービスの団体に関わっている民生委員に意見の聞き取りを行うなどして対応していきたい。

（意見）民生委員と地域包括支援センター、在宅介護支援センターの連携が重要であり、今後も関係を良好に保ってほしい。

（ケアマネジャーについて）

Q. ケアマネジャーの上位資格として主任ケアマネジャーがあるが、どのような役割があるか。地域とのつなぎ役としての役割もあるが、本市ではあまりそのような機会がなく、活躍できる場がないという声を聞くがどうか。

A. 主任ケアマネジャーは居宅介護支援事業所に1名配置され、一般のケアマネジャーが困難なケースに直面した際のスーパーバイザー的な立場で一般のケアマネジャーに助言するなど、活躍している。その地域での経験を生かして、住民主体サービスなどを含む地域資源の活用に関する助言などを通じて活躍してほしいと考えている。

Q. 主任ケアマネジャー同士の横のつながりを強化する機会は設けているのか。

A. 主任ケアマネジャーに限った集まりはないが、介護保険サービス事業者連絡会（居宅介護支援部会）という、ケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業所の会合を年に4回開催し、市からの情報提供や意見交換の場を設けている。

5. まとめ

今回の所管事務調査では、地域包括ケアシステムに関する本市の現状と課題について体系的に理解し、今後の方向性について議論を行った。

本市の地域包括ケアシステムの三層構造は長期間運営されており、人材不足や高齢化に伴う相談件数の増加が予想される中で、仕組み全体の見直しが必要ではないかとの指摘があった。これに対して、市は、現在の体制が市民に近い相談窓口として機能していると評価しており、今後は関係機関との連携を深め、常に体制の深化・推進をしていく中で、各地区の状況に応じて随時対応していくとの考えであった。

また、本市で住民主体サービス（サービスB）の実施団体が増加傾向にあることは、地域での支援の強化に寄与する点で評価すべきであり、今後さらに拡大、定着を図ることが求められる。一方で、サービス提供に伴うごみ処理の課題をはじめとした、住民主体サービスを円滑に提供するための支援についてもきめ細かく取り組んでいく必要がある。

今後は、本市の地域包括ケアシステムの三層構造について、本市の実情に応じた柔軟な運用を行いながら、その在り方についても適宜検討していく必要がある。今後も、増大し、多様化する高齢者のニーズに応じた支援を行えるよう、行政だけでなく、関係機関との連携をさらに強化し、地域の多様な主体を巻き込んで具体的に施策を推進することを強く要望し、当委員会からの調査報告とする。

[委員会の構成]

委員長	竹野兼主
副委員長	田中徹
委員	伊世利子
委員	上麻理
委員	笹岡秀太郎
委員	中川雅晶
委員	日置記平
委員	山田知美

教育民生常任委員会

○G I G Aスクール構想について

1. はじめに

G I G Aスクール構想は、令和元年に文部科学省から発表され、これに基づき、児童生徒1人1台の学習用端末整備や高速大容量ネットワークの構築を進め、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目指している。本市では、令和3年度からはすべての小中学校の児童生徒へ1人1台の学習用端末、I C T環境の配備が完了し、第4次四日市市学校教育ビジョンにおいても「I C Tの効果的な活用」を重点施策として位置づけている。

当委員会では、これらの取組の現状を確認するため、令和7年10月27日に文部科学省「リーディングD Xスクール事業」認定校である桜中学校の公開授業を視察した。この視察は、1人1台端末の環境が整備されてから一定の期間が経過し、教員の指導方法や、児童生徒の学習活動がどのように変化したのか、実際にG I G Aスクールの環境が日常的に活用されている様子を直接確認することを目的とするものである。

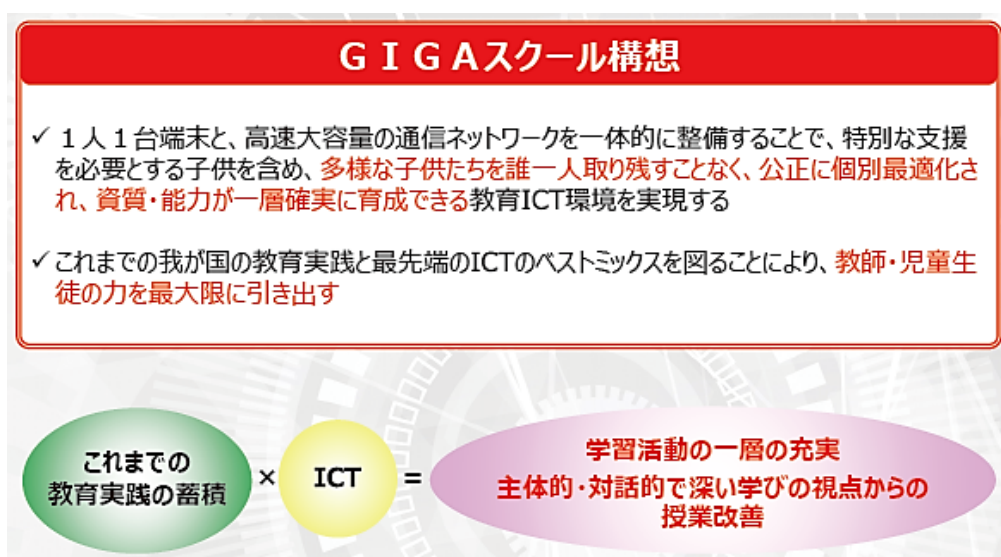
G I G Aスクールの取組を進めるうえでは、単に機器を導入してI C T環境を整備するだけでなく、整備された環境を活用して教育の質を高め、これからの社会を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育むことが極めて重要である。児童生徒が情報を主体的に収集・分析し、表現する力を養うとともに、多様な意見を尊重し、協働して課題を解決する能力を育むことが求められる。1人1台端末の環境が整備されてから一定の期間が経過しており、これらの環境整備がどのように児童生徒の学びにつながったのか、また、今後のさらなる活用のためにどのような取組が必要なのか検証する必要がある。これらの状況を踏まえ、本市のG I G Aスクール構想について基礎的な事項について再度認識を共有するとともに、その推進状況や成果について調査研究を行うこととした。

2. G I G Aスクール構想とは

(1) 国の示すG I G Aスクール構想

G I G Aスクール構想は、令和元年に文部科学省から発表された。1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等を整備・活用することによって、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的としている。

文部科学省 G I G A スクール構想の実現へ（リーフレット）より



学習指導要領との関わり

現行学習指導要領（小学校：令和2年度全面実施、中学校：令和3年度全面実施）では、次のように情報活用能力の育成について記述がなされている。

小・中学校「総則」

情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

小・中学校「総合的な学習の時間 第3章 指導計画の作成と内容の取扱い」

探究的な学習の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、(コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、)情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。

中学校「技術・家庭 技術分野 第2章 学年の目標及び内容」

- (1) 生活や社会を支える情報の技術について調べる活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性について理解すること。
- (2) 生活や社会における問題を、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによって解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
イ 問題を見いだして課題を設定し、使用するメディアを複合する方法とその効果的な利用方法等を構想して情報処理の手順を具体化するとともに、制作の過程や結果の評価、改善及び修正について考えること。

(2) 四日市市におけるG I G Aスクール構想

国のG I G Aスクール構想の推進に合わせて、本市は1人1台学習者用タブレット端末、校内無線LAN、各教室へのプロジェクタセットの配備を進め、令和3年度から使用できるよう、全小中学校への配備を完了した（詳細はP6, 本市における環境整備の現状参照）。

令和4年1月には第4次四日市市学校教育ビジョンを策定し、施策の重点の1つとして「ICTの効果的な活用（四日市市G I G Aスクール構想）」を位置づけている。

抜粋「第4次四日市市学校教育ビジョン」P13より

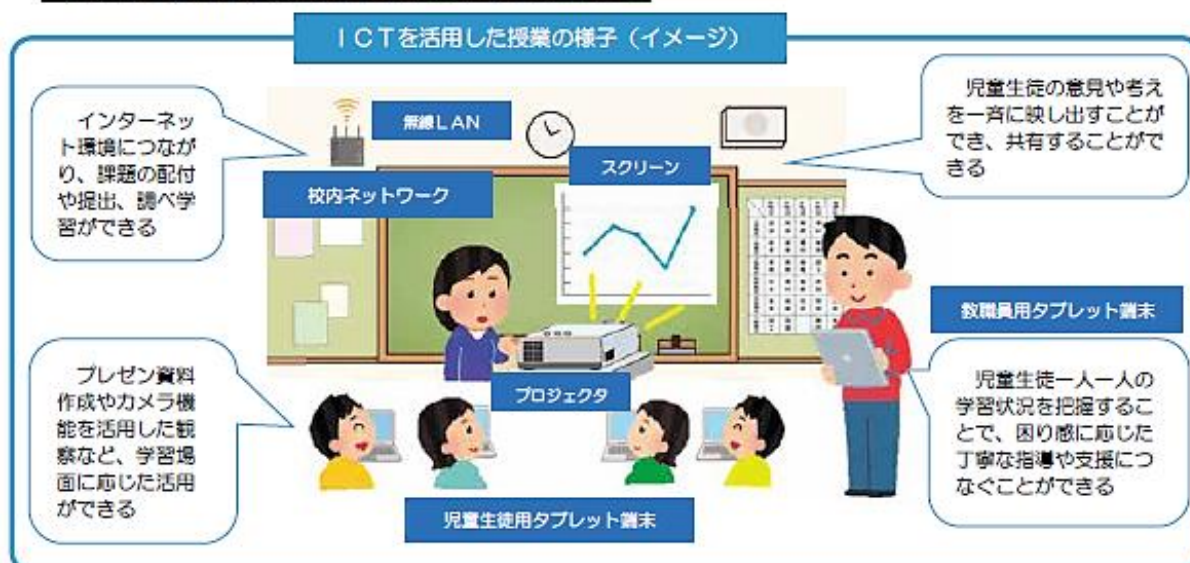
四日市市G I G Aスクール構想



四日市市G I G Aスクール構想では、これからの予測困難な時代を生き、「夢と志を持ち、未来を創るよっかいちの子ども」を育てるため、「情報活用能力」を基盤として、生涯にわたって自ら学び続け、他者と協働して未知の課題を解決できる基本的な資質・能力を育てていきます。

令和の新時代を生きる子どもたちの未来を見据え、1人1台学習者用タブレット端末と小中学校の高速大容量のインターネット環境を一体的に整備し、ICTとこれまでの教育で培った教育をベストミックスさせることで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実践により、子どもたちに必要な力を育てていきます。

◎ ICT活用による授業改善を通じた学力向上



抜粋「第4次四日市市学校教育ビジョン」P14より

GIGAスクール構想で学びのスタイルを変える

ポイント1 学習者用タブレット端末を「学びの文房具」に

鉛筆や消しゴム、辞書と同じように、“調べる”“まとめる”“発表する”“文書を受け取る・提出する”など、必要な場面で文房具の1つとしてタブレット端末を使いこなしながら学習することで、子どもの学びを深めます。

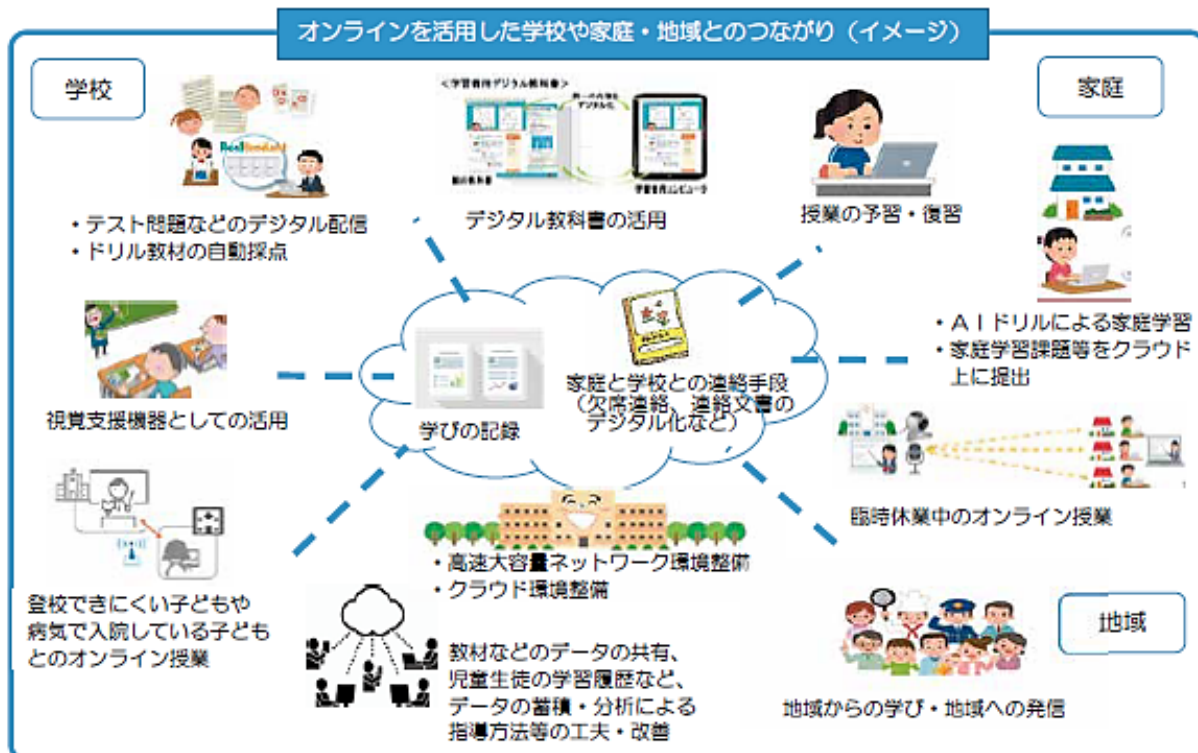
ポイント2 ICTと紙のハイブリッドで、わかりやすい授業に

これまで活用していた教科書やノート、プリントに加え、プロジェクターを用いて写真や動画を提示したり、友達を考えや意見を瞬時に映し出したりすることで、より効果的でわかりやすい授業を進めます。

ポイント3 学校と家庭との連続的な（シームレス）学びで学習習慣を定着

教科書と同じように毎日、家庭に持ち帰ることにより、学校で学んだこと（復習）やこれから学ぶこと（予習）を確認したり、AIドリルを活用したりすることで、児童生徒一人一人に応じた家庭学習を進め、その定着を図ります。

◎オンラインを活用した学校や家庭・地域とのデジタル連携



3. 本市における環境整備の現状について

国の GIGA スクール構想では「教育の ICT 化に向けた環境整備5か年計画(平成 30 年～令和4年度)」の中で整備すべき水準を設定しているが、それをもとに本市では以下のとおり環境を整備した。

<GIGA スクール第 1 期>

①学習者用 コンピュータ	令和 3 年 4 月	○児童生徒 1 人 1 台整備 ・ 1 台 45,000 円(税込) ・ 23,577 台 ・ WindowsOS 1,350g
②指導者用 コンピュータ	令和 4 年 10 月	○授業担当教師 1 人 1 台整備 ・ 1,812 台 ・ WindowsOS
③大型提示装置・ 実物投影機	令和 3 年 4 月	○可動式プロジェクタの配置 ・各校:各普通教室 1 台と特別教室用の 6 台を各校に整備 ・ 1,260 台
④インターネット 及び無線 LAN	令和 2 年 9 月	○全小・中学校に 100%整備
	令和 4 年 7 月	○各校に 10G のネットワーク整備
⑤統合型校務支援 システム	令和元年 10 月	○全小・中学校に導入
⑥その他の整備	令和 4 年 4 月	○学校保護者統合型連絡システム導入 ^(※1)
	令和 4 年 4 月	○個別学習支援ソフトウェア導入 ^(※2)
	令和 4 年 4 月	○報告・相談アプリ導入

※1 保護者から学校への欠席連絡や、学校から保護者への連絡配信をオンラインで行えるシステム。

※2 学習問題を自動で出題・採点し、生徒の理解度に合わせて問題レベルが調整できるデジタル教材。

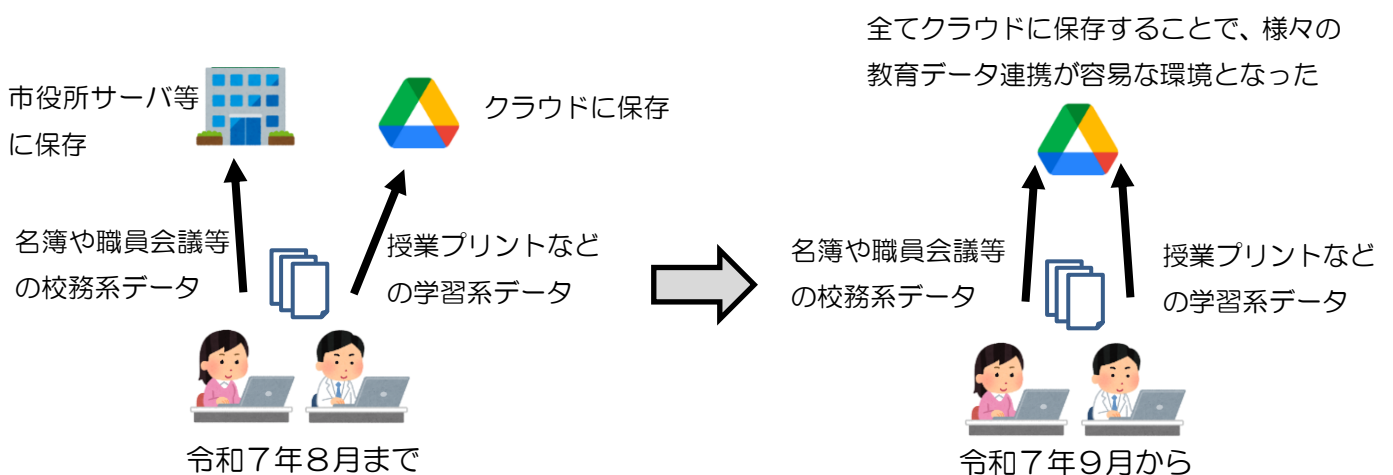
<GIGA スクール第2期>

①学習者用 コンピュータ	令和8年4月	○児童生徒1人1台整備 ・1台 55,000円(税込) ・25,130台 ・ChromeOS 1,092g ・メモリ：8GB(国の示す基準は4GBだが、共同編集や遠隔地との通信、のびゆく四日市の映像資料活用、動画編集など、効率を上げるためスケールアップをして導入予定。)
②指導者用 コンピュータ	令和7年9月	○校務用パソコンと授業用タブレット端末を1台化 ・1,914台
③大型提示装置・ 実物投影機	令和7年9月	○壁付けプロジェクタの設置 ・各校：各普通教室1台と特別支援教室の1室に整備 ・795台
	令和8年4月	○可動式プロジェクタの配置予定
④インターネット 及び無線LAN	令和8年3月	○全小・中学校にレイヤ3スイッチ ^(※1) を設置 ・60台(59校+予備)
⑤統合型校務支援 システム	令和6年4月	○ダッシュボード機能 ^(※2) 強化
⑥その他の整備	令和6年4月	○デジタル採点システム導入
クラウド環境 ^(※3)	令和7年9月	○クラウド環境の整備 ・すべてのデータの保存先をクラウド上にした。

※1 大容量データ(高画質の映像データ等)の転送の安定などを目的とした機器。

※2 個人の出席状況や保健室利用状況、成績情報などを1画面で表示できる機能

※3 本市独自のクラウド環境の整備。教職員がデータを保存する先は一方向に統一された。



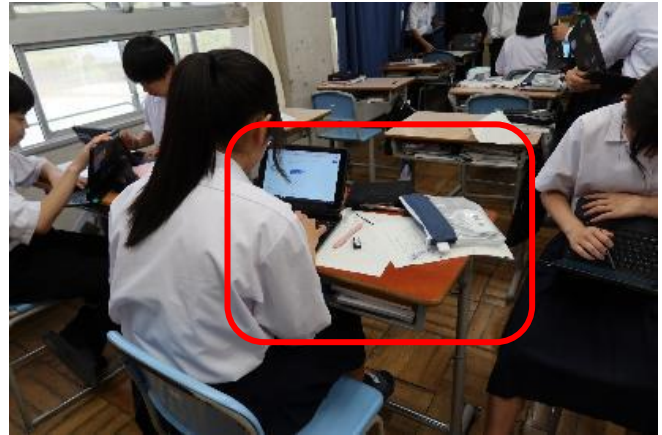
4. GIGAスクール構想下の授業づくり

(1) 個別最適な学び

個別最適な学びとは、一人一人の興味・関心や習熟度、学習スタイルに応じた内容・方法で学びを進める教育のことである。ICTの活用などを通じて、児童生徒の可能性を最大限に引き出すことを目指している。



グループを作ったり、一人で考えたり、各自の学びのスタイルで



紙資料か？ ICT か？ 課題の解決方法を学習者が選択

(2) 協働的な学び

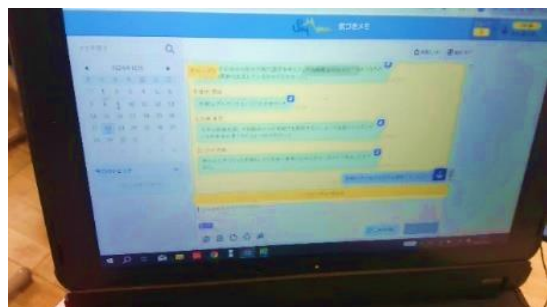
協働的な学びとは、児童生徒が他者と対話・協力しながら課題に取り組み、資質・能力を育む学びのことである。探究活動や体験を通じて、持続可能な社会の創り手となる力を育てることを目指す、個別最適な学びと一体的に充実させることが重要とされている。



必要性に応じてペアやクラス全体で意見を共有



アプリを使って互いの画面を共有



チャット機能を使って意見を交流する

(3) 探究的な学習

探究的な学習とは、子どもが自らテーマや課題を見つけ、それを解決するために情報を集め、整理・分析し、考えをまとめながら表現していく学習方法のことである。



タブレット端末等を使って情報を集める・まとめる



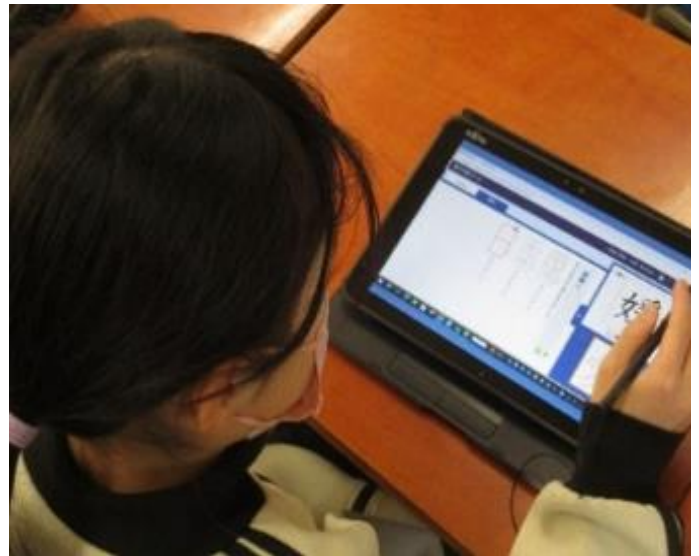
グループで解決した課題について、プロジェクタで映して発表

(4) デジタル教材の活用

日常的にデジタル教科書をはじめとした、さまざまなデジタル教材（ドリルパークやコグトレオンラインなど）を活用して学んでいる。



英語のデジタル教科書で発音を学ぶ



ドリルパークを使った漢字練習

5. G I G Aスクール構想の今後の取組について

(1) G I G Aスクール構想と探究学習との関連について

本市では、探究的な学習の考え方を取り入れた「自己選択学習」を推進しており、教師主導の一斉指導からの転換を図っている。児童生徒が自ら課題をもち、自分のペースで学習を進めながら、課題解決に向けて選択・判断を重ね、探究的に学び続ける力を育むことを目的としている。

この学びの中核には、I C T機器の活用がある。G I G Aスクール構想のもと、一人一人に端末が整備されたことで、個別最適な学びが可能となり、興味・関心や理解度に応じた学習の展開が実現できる。さらに、クラウド環境を活用することで、他者の考えに触れたり、意見を交換したりする協働的な学びが促進され、学びの深化につなげることができる。

今後は、G I G Aスクール構想を土台として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に実現することにより、子どもが主体的かつ探究的に学んでいく姿を育成していく。



橋北中学校における自己選択学習を取り入れた授業の様子（社会科）

令和7年度には、国のリーディングD Xスクール事業^(*)として、市内4校（橋北中学校・桜中学校・内部小学校・浜田小学校）が認定校に指定された。認定校の実践は公開授業研究会等を通じてI C T機器を活用しながら、主体的かつ探究的に学ぶ子どもたちの姿や、これからの授業の在り方について市内小・中学校へ発信し、各学校に広げていく。

※優れた実践の創出、普及の拠点となる「リーディングD Xスクール事業指定校」を文部科学省が指定し、1人1台端末とクラウド環境を活用した効果的な授業実践を創出・モデル化し、G I G Aスクール構想の加速化を図ることを目的としている。

(2) 教育データの利活用について

今後は、よりきめ細かな教育の実現を目指して、データを集約したダッシュボードを活用するなど、教育データの利活用をさらに推進していく。また、子どもたち自身も蓄積された学習データを活用し、自分の学び方を工夫していけるように指導していく。

＜教員が見ることができる各学校ダッシュボードは、児童生徒の名前をクリックすると、欠席状況や成績などの子どものデータを一つの画面に表示できる＞

この画面例は、業者提供のサンプル

6. 委員会での主な議論

(リーディングDXスクール認定校について)

Q. リーディングDXスクール認定校として推選する4校はどのように選定しているのか。

A. 教育委員会が各学校の実情を踏まえて対象を決定している。今年度は、ICT推進校として取組が進んでいた橋北中学校に加えて、中学校ではICT推進校ではなかった桜中学校を推選したが、当校は、これまでの一斉授業の改善に意欲的であり、認定校の指定を受けて今後の授業研究にしたいという強い意欲があったことから認定校となった。

Q. 認定校に指定された場合、教育委員会から追加の支援を行うのか。

A. 認定校には担当の指導主事を配置し、学校の要望に応じて優先的に研修や視察などの支援を行っている。加えて、年に1回、大学教授などの講師を招くことができ、招へいする日に向けて、事前にオンライン等で詳細な打ち合わせを行うなど、各校でメリットを最大化できるよう工夫している。

Q. 認定校の4校はそうした支援を十分に活用しているのか。

A. 担当の指導主事が研修会や打ち合わせに参加し、各校のICT化の進度に合わせて、講師の人选や、意見交換の内容などについての調整を行っている。

Q. 認定校になると教員の業務量が他の学校よりも増えるのではないのか。

- A. 各学校において毎年研修テーマを設定し、それに沿った研修等の活動をしているが、認定校の場合はリーディングDXスクールがそのテーマとなり、年間計画の中に組み込む形で対応しているため、業務量に大きな違いはないと考えている。公開授業を行う場合、打ち合わせや会場設営などの業務負荷増が考えられる。
- Q. 認定校は1年限りの指定なのか。
- A. 1年を基本としているが、各認定校や他の学校とも相談しながら、次年度の認定校を検討しており、1年経ったら必ず変わるというわけではない。
- Q. 認定校を外れても、現在の取組を次のステップにつなげることはできるのか。
- A. 認定校でなくなっても、その学校において次年度も同様のテーマを設定し、各校の校長や教員が工夫して研修等を行うことでICT活用を推進することは可能である。
- Q. 認定校での取組を、市内すべての学校のスタンダードにしていくことは難しいのか。
- A. 今回の公開授業に至るまでの研修や、子どもたちのためにどうすれば良いかといったノウハウは、市内で共有して活用していきたいと考えている。
- Q. 認定校の授業や研修の事例についての情報共有は怎么样了のか。
- A. 多様な授業事例の情報を教育委員会から積極的に発信しており、各学校においても情報共有への意識が高まっている。桜中学校がリーディングDXスクール認定校に選ばれた理由の一つとして、ICT化の進捗は他校と大きく変わらないものの、公務DXや校内ホームページを活用した情報共有が進んでいるという点が挙げられる。教員のスキルが全体的に向上する中で、GIGAスクールの環境をいかに効果的に活用するかという視点で今回の公開授業も行われている。また、各校の授業内容や研修事例、公務のDXに関する情報などを各校の管理職同士で共有する仕組みがあり、活用されている。

(児童生徒のICTスキルについて)

- Q. 2年前に橋北中学校で実施したワイ！ワイ！G I K A Iにおいて、生徒が意見を集約し、パワーポイントを作成して発表するという素晴らしいスキルを見せてくれた。ICT推進校とそうでない学校との間にICTスキルの差が生じるのではないかと懸念するがどうか。
- A. 橋北中学校はプレゼンテーションに力を入れており、当時は進んでいる印象があったかもしれない。今回、桜中学校のようにICT推進校ではなかった学校をリーディングDXスクール認定校に指定することで、研修をどのように進めるのか、全体の授業のスキルアップにどのようにつなげるのかなど、他校の良い見本になると考えている。
- Q. 公開授業ではどの生徒もタブレットを操作して授業についていけたようだが、学校間で生徒のスキルに大きな差は生じていないか。
- A. 基本的な操作は小学校からの積み上げがあり、どの学校でも十分なスキルを備えている。日常的にツールとして活用していることにより、教員の指示にもスムーズに対応できている。
- Q. 公開授業では各自での作業が多く、小学校と比べると活発でない印象を受けたがどうか。
- A. 課題によっては生徒たちが活発に意見交換する場面もある。
- Q. 生徒のタイピングの能力が非常に高く感心したが、中学校入学時から身につけているのか。
- A. 中学1年生の生徒は小学2年生から1人1台端末を活用しており、小学校の頃からのタイピングに慣れさせる取組によって中学校入学時には一般的なスキルになっている。
- Q. 手指を動かすにくいなど、タブレットの操作が不自由な生徒へのケアは行っているか。
- A. 小学校低学年向けに手書きによる入力機能があり、タイピングが難しい生徒でも文字入力が可能になっている。

Q. 文字を読み取ることが難しいディスレクシアの児童生徒などへの対応はどうか。

A. 文字認識が苦手なお子さんもみえたが、手書き入力も含めた文字入力については、一度慣れると大きな壁はなくできているという認識である。

(閲覧制限について)

Q. 児童生徒のメディアリテラシー教育はどのように進めるのか。生成A Iなども含め、教育委員会としての方針や目標はあるか。

A. 教員向けには夏休みにメディアリテラシー講座を実施し、各校のICTコーディネーターにも年間カリキュラムの中で情報のモラル教育を重点的に行っている。児童生徒が使用する端末にはフィルタリングソフトを導入し、有害サイトや通信販売サイトへのアクセスなど一定の制限のもとで利用している。

(生成A Iの活用について)

Q. 児童生徒の生成A Iの活用は制限しているのか。

A. 多くの生成A Iは年齢制限があり、本市ではその制限を解除していないため、児童生徒が実質的に利用することはできない状況である。簡易的な生成機能を持つソフトは利用している可能性はあるが、今のところ、大人が有料で使うような高度な生成A Iは児童生徒に利用させていない。
(意見) 生成A Iの活用については今後の課題であり、議会と行政がともにメディアリテラシーの今後の在り方を考えていかなければならない。

Q. 文部科学省の生成A Iパイロット校では、より高度な生成A Iを活用しているのか。

A. 文部科学省が指定する生成A Iパイロット校では、生成A Iを活用した事例を全国に発信するため、有料ソフトの利用を解禁し、実際に使用する取組を行っている。

(意見) 生成A Iの活用には、単にツールを使うだけでなく、想像力や知識が備わっていないと有効な生成ができない。このことに気づかせることが、メディアリテラシー教育の一環として重要である。

Q. 今後、児童生徒が生成A Iを使用できるようにしていく考えはあるのか。

A. 近隣の市町で児童生徒が一斉に生成A Iを使用している事例はないが、今後の活用については、情報システム会議などで協議を重ねていく。使用の可能性を閉ざしているわけではなく、常に情報収集を行いながら活用について検討している段階である。

(校内のICT設備について)

Q. 授業で使用するスクリーンの大きさは適切なのか。生徒全員の意見が共有される場面で、後ろの席の生徒から見えにくいのではないか。

A. 生徒は基本的に自身のタブレット端末画面で内容を確認できる。教員は現在取り扱っているページをスクリーンに映写することで、生徒は各自の端末でその内容を確認することができるため、生徒はスクリーン上のすべての文字を読み取る必要はない。

(ICTサポートスタッフについて)

Q. ICTサポートスタッフの配置状況と、その重要性について確認したい。

A. 各学校で適任者を見つけて指名する形で配置を進めているが、ICTに精通している人材の確保が難しく、全校へのICTサポートスタッフの配置には至っていない。今後さらにICTサポートスタッフの配置を強化するためには人材と予算の確保が課題である。

(授業で使用するソフトウェアについて)

- Q. 見学した授業では、ポジショニング、発表ノートの機能が使用されていたが他にも機能があるのか。また、その活用方法は教員によって異なるのか。
- A. 他にも、イラスト作成や画面共有など様々な機能があり、幅広く活用できる。活用方法は教員の授業展開に応じた工夫、選択を尊重しており、特定の機能に限定したり、統一的な使用法を強制したりするものではない。

(端末の更新について)

- Q. 現行の端末はどのくらい故障しやすいのか。また、故障した場合の対応はどうか。
- A. 画面割れや電源が入らなくなる等の不具合は発生しており、教育委員会で対応している。学校管理下での破損や児童生徒の不注意による破損については、保護者負担はなく、すべて市が修理費用を負担して対応している。
- Q. 新しく導入する端末の物理的な強度は現行の端末より強いものになる予定なのか。また、他市町で使用する端末の強度について調査は行ったのか。
- A. 現行の端末は、教室の机から落とす程度で簡単に故障するものではなく、走行中の自転車のかごから落とすなど強い衝撃による破損が報告されており、壊れやすいものではない。どのメーカーもカタログで耐衝撃性をうたっているが、実際の使用感については今後検証が必要である。本市が新たに導入する端末の前身のモデルとなる機種を伊賀市が既に導入しているが、衝撃吸収素材を周囲に配したデザインにリニューアルされたものを本市は導入する。
- Q. 端末は国産品なのか。
- A. 製造は中国だが、国内メーカーの製品である。
- Q. 端末の選定基準を確認したい。
- A. 軽さを重視し、現行のクロームブック中で、最も軽量なものを選択した。アフターサービスや市場シェア、伊賀市など他自治体の使用実績も考慮して選定した。
- Q. 国として推奨する端末メーカーはないのか。
- A. 国による特定のメーカー指定はなく、各自治体が試行錯誤して機種を選定している状況である。

(今後の取組について)

- Q. 文科省のホームページで共有されている事例等を参考に教員の研究が進み、児童生徒が端末を活用するスキルも向上していると感じる。今後、データの活用が重要と資料にあるが、具体的にどのようなイメージか。
- A. 今後は、GIGAスクールの環境を活用して児童生徒が自ら調べ、探究し、学習する姿をさらに追求していきたい。教員は、児童生徒の成績や欠席日数などを一覧で表示できるダッシュボード機能をカルテのように活用して、教員同士の情報共有を図り、情報を有効に活用することで、学びを深めていく局面に入っていると考えている。
- Q. GIGAスクール構想の進展と同時に、児童生徒の読書量の減少や、情報活用における想像力・論理性の低下に危機感を覚えている。書物を読むことが人間形成に重要であると考えているが、読書をする習慣を担保することについてどう考えているか。
- A. 全国的に読書量や学校以外の学習時間が減少しているデータがあることは認識している。ICTを活用することで、公開授業のようにポジショニングの機能を活用して全員が参加できるような効果的な授業が可能になるが、一方で、学習を深める際には書物に触れる機会も重要である。

文献から得た知識をICTでレポートにまとめるなど、書物とICT機器を組み合わせた工夫が必要であると認識している。

7. 委員からの意見

- ・GIGAスクール構想導入当初から、学校現場のICT環境や教員、児童生徒の習熟度は年々向上しており、児童生徒がタブレットを文房具のように扱える段階になりつつあると認識している。
- ・各学校における教員によるICTを活用した授業の成果により児童生徒のICTスキルが一定の水準に達しており安心した。
- ・生徒たちのICTスキルの向上に感心する一方で、スキル習得に至るまでの健康面での負担が少し心配である。
- ・ICTを活用した教育は正しい方向性であると認識しつつも、児童生徒への影響がどうであったか、ICT導入による新たな課題があったのか検証が必要だと考える。
- ・公開授業では、生徒たちが多様な意見を否定せず、自分の考えと他者の考えを比較する学びのスタイルを重視しており、国際社会で生きる上で重要な資質を養う点で高く評価する。
- ・GIGAスクール構想の進展に伴い、児童生徒の読書量が減少することや、自分で考える力が低下することを懸念する。
- ・生成AIなどの新しい技術の進展に伴い、正しい情報を見極める力が必要であり、今後の活用について検討していく必要がある。

8. まとめ

今回の所管事務調査では、本市におけるGIGAスクール構想の基礎的な内容について委員間での認識を再度共有するとともに、本市のこれまでの取組状況を確認しながら、その中で実践されるICTを活用した授業の現状について議論した。また、桜中学校において実施された公開授業の視察を行い、実際に授業が行われている様子を間近で見学できたことは非常に有意義であった。公開授業の中では、児童生徒が高いICTスキルを身につけ、活発にタブレット端末を操作する姿が見られ、同時に、教員の指導スキルも向上しており、教育現場において、日々の授業や教員同士の授業の研究の成果として、GIGAスクールの取組の効果が着実に現れていることを確認できた。児童生徒、教員のどちらにとってもICTが日常的な学習ツールとして定着している点は、本市の取組により大きな効果があったと考えられる。

質疑において、視察した桜中学校での公開授業において見られた生徒たちのICTスキルは特別なものではなく、市内の小中学校において児童生徒が同等のスキルを持っていることが確認された。こうした状況の中で、今後、GIGAスクール構想が目指す「個別最適な学び」と「協働的な学び」をさらに発展させるためには、各学校での授業においてICTの効果的な「使いどころ」を追求し、先進的な活用事例について情報共有を行うことで今後の取組を強化していく必要がある。情報共有については、市内に限らず全国で共有できる仕組みがあるとのことであり、その活用が期待される。

また、ICT活用が進むにつれて、読書の習慣がなくなることや、自分で考える力の低下を懸念する意見があり、ICT活用による読書習慣や学力への影響について今後も注視し議論していく必要がある。

さらに、昨今急速に進展している生成AIの技術について、現在は児童生徒が生成AIを使用するような指導は行っていないが、目まぐるしく変化する時代の流れに対応していく必要がある一方で、情報の真偽を見極め、新しい技術を正しく使いこなすための力を身につけることも同時に求められる。そのために、情報リテラシーを身につけ、偽情報を見極める力や、想像力・論理性を養う

教育をどう進めるかという課題について今後さらなる取組が求められる。

G I G Aスクール構想は、社会の変化に対応した教育を実現するための重要な基盤であり、そのメリットは最大限活用しつつ、懸念点については最小限に抑えるための継続的な努力が求められる。児童生徒がこれからの社会をたくましく生きる力を育むため、今後も強い意志を持ってG I G Aスクールの取組をさらに推進していくことを要望し、今回の所管事務調査の報告とする。

〔委員会の構成〕

委員長	竹	野	兼	主
副委員長	田	中		徹
委員	伊	世	利	子
委員	上		麻	理
委員	笹	岡	秀	太郎
委員	中	川	雅	晶
委員	日	置	記	平
委員	山	田	知	美

教育民生常任委員会

○医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）への対応状況について

1. はじめに

近年、市販薬や処方薬を本来の用量・用法を超えて大量に摂取する「オーバードーズ」が、深刻な社会問題となっている。

総務常任委員会において、令和7年9月定例月議会の議論を受け、救急搬送の現場で得られた客観的なデータに基づき、実態を正確に把握するための所管事務調査が実施された。そのうえで、オーバードーズへの対策について、当委員会が所管する健康福祉部および教育委員会がその役割を担っていることから、さらに調査研究を深めるべく申し送りがあった。

このような申し送りを受け、当委員会において、本市における医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）への対応状況について所管事務調査を行うこととした。

2. 医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）への対応状況について

(1) オーバードーズとは

医薬品（主に市販薬や処方薬）を、本来の用量・用法を超えて大量に飲んでしまうことを「オーバードーズ」と言い、身体に大きなダメージを与えてしまうことがある。

最近では、SNS等で乱用の対象となる製品名や、体験談等の情報が簡単に入手でき、軽い気持ちで市販薬の乱用に陥りやすい状況になっている。オーバードーズは、自殺目的に限らず、不安やストレス、精神的な苦痛を和らげようとする行為として行われる場合があり、背景には、孤立や精神的な不調等が複合的に関係していると言われている。

また、全国的な調査では、高校生の60人に1人が市販薬の乱用の経験があるという調査結果がでており、10代～20代の若い女性に乱用をする人が多いという報告もある。

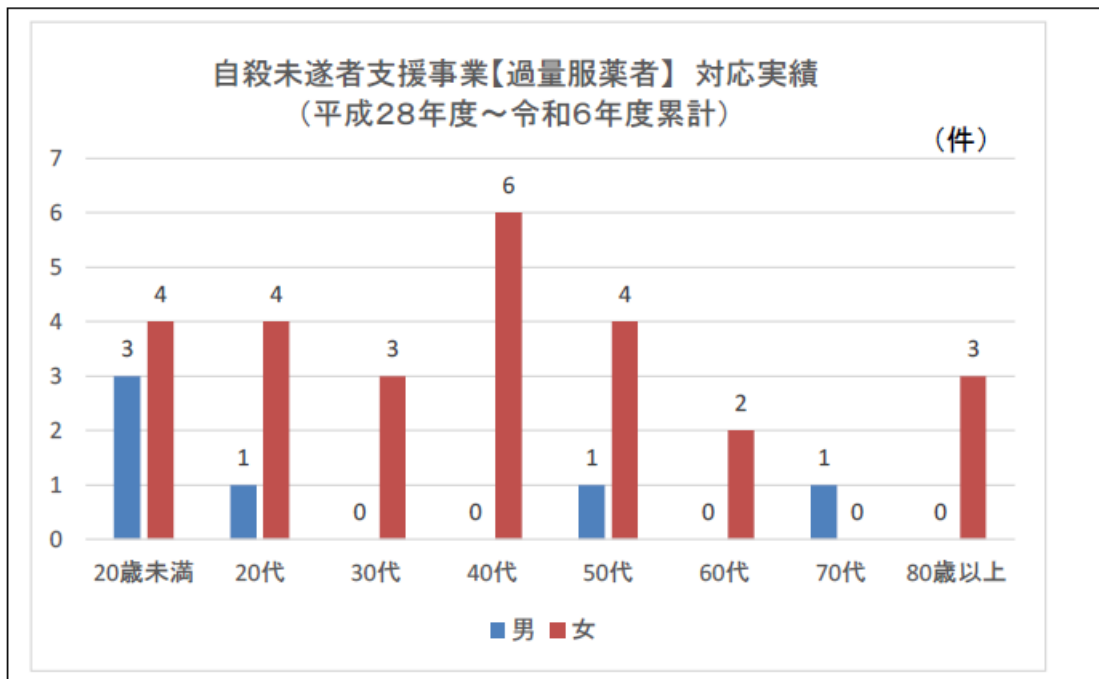
(2) オーバードーズによる健康上の影響

市販の風邪薬や咳止め薬等の中には、脳の中枢に作用する麻薬性の成分が含まれているものもあり、過剰に摂取すると、疲れがなくなったように感じたり、酩酊状態のようになり気分がよくなったりすることがある。一方で、めまいや吐き気を感じる等の気分が悪くなったり、眠気や意識を喪失したりすることがある。

また、医薬品を何度も使うことで効果がうすれ、使用量や回数が増え、薬無しではいられない依存症になってしまうこともある。

(3) 本市における現状について

保健所では、消防本部からの自損事案の情報共有、救急搬送先の医療機関や警察等からの相談・情報提供、そして自殺未遂者支援検討会での医療機関、教育委員会、消防本部との情報共有、本人や家族からの精神保健福祉相談等を通じて、オーバードーズの現状把握に努めているところである。保健所が把握している中では、女性の比率が高く、年代別では10代、20代に多い傾向がみられる。



(4) 取り組み内容

① 若者への普及啓発

三重県や教育委員会と連携し、市内の小・中学校、高校の「薬物乱用防止教室」へ講師を派遣し、若者に対して医薬品に関する正しい知識や過剰摂取による健康への影響等について普及啓発を行っている。

【実績】「薬物乱用防止教室」への講師派遣 令和6年度 24件

② 相談窓口の案内

ポスターやリーフレット、ホームページを活用し、広く相談窓口を案内している。さらに医療機関でも、受診した本人や家族に対し、相談窓口への案内やリーフレットを配架している。

③ 学校との連携 「YESnet 四日市早期支援ネットワーク」

保健所では、「総合心療センターひなが」や教育委員会、こども発達支援課と連携し、こども(小中学校の児童・生徒等)のこころの健康と病気の予防及び早期支援に取り組んでいる。

【実績】YESnet 本会議及び連絡会議 令和6年度 12回

④ 自殺未遂者への支援

オーバードーズ等により、医療機関へ救急搬送された場合、本人や家族の同意を前提に、保健所へ連絡していただくことになっており、保健師等が個別相談を実施し、関係機関とも情報を共有している。さらに、必要に応じて継続的な支援を行うとともに、精神医療や福祉制度等との連携を図り再発防止に努めている。

⑤ 自殺未遂者支援検討会

自殺未遂により三重県立総合医療センターを受診した人を対象に、精神科病院、教育委員会、消防本部、保健所が情報共有することにより再発防止に向け連携した支援のあり方を検討している。

【実績】自殺未遂者支援検討会 令和6年度 6回

(5) 市の今後の方向性

オーバードーズは、その背景にストレスや対人関係の悩み等による精神的苦痛の他、様々な社会的な要因による孤立があると言われており、「死にたい」という意思よりも、つらさを一時的に回避しようとする自己対処行動として行われる場合があり、保健所としても重要な課題と捉えている。こういったことから、オーバードーズを「SOSのサイン」と受け止め、早期支援へつなげることができるよう関係機関ともさらに連携を深めて取り組む必要がある。

引き続き、消防本部や医療機関、教育委員会等との情報連携を進めるとともに、若者が相談しやすい窓口等の早期相談につながる環境整備に努め、あわせて、個別支援の強化や、医師会、薬剤師会との連携を強化し、再発防止と切れ目のない支援体制の充実を図っていく。

3. 委員会での主な議論

Q. 医薬品の入手経路は、ドラッグストア等での市販薬か、医療機関での処方薬のどちらが多いのか。

A. どちらが多いかの数字は把握していないが、市販薬はドラッグストア等で比較的購入がしやすい状況であり、濫用の恐れがある成分を含むものに対して販売時に確認を行うなどの規制が行われている。

Q. 自殺未遂者支援検討会は三重県立総合医療センターの受診者を対象として支援の在り方を検討しているとのことだが、他の医療機関に搬送された場合はどのように対応しているのか。

A. 三重県立総合医療センターは精神科を併設しているため、自殺未遂者への支援の観点から定期的な検討会を行っている。他の医療機関への搬送者についても、件数は少ないものの、必要に応じて個別で対応を行っている。

Q. 再発防止の観点から、市の他部局や関係機関との情報共有も行っているのか。

A. 個人の同意を得ながら必要に応じて関係機関と対応している。

Q. 令和8年5月に改正施行される医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による販売規制の強化について把握しているのか。

A. 改正医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律では、濫用の恐れがある医薬品の販売に関する規制が強化されるものと認識している。

(意見) 医療機関や薬局で、処方薬を交付する際、薬剤師によって非常に丁寧に聞き取りを行って交付する場合とそうでない場合があり対応が様々であること、処方薬が自宅に大量に残っているケースがあることなど、今後注視すべき課題は多いと考える。

(意見) 若年層におけるオーバードーズは、死ぬことを目的とするよりも、その場のつらさや状況をどうにかしたいという気持ちの表れである場合が多いように感じる。また、SNS等で安易に情報が拡散されている現状を鑑みると、市販薬等のオーバードーズが違法薬物への入り口にならないよう、注視が必要である。

Q. 周囲がSOSのサインに気づくためのゲートキーパーの養成状況はどうなっているか。

A. 本市ではこれまで三重県独自の名称であるメンタルパートナーとして養成・周知を行ってきたが、今年度からは国の名称に合わせてゲートキーパーに統一した。名称は変わっても役割は共通しており、市民の相談につなげられるよう、引き続き周知啓発を継続していく。

4. まとめ

今回の所管事務調査では、本市における医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）の実態と対策について、健康福祉部および教育委員会の両部局から説明を受け、情報共有を行った。総務常任委員会で報告された緊急搬送の状況と同様に、保健所が把握している情報としても、女性の比率が高く、年代別では10代、20代に多い傾向がみられた。

オーバードーズは、単なる自傷行為ではなく、背景にあるストレスや精神的苦痛を一時的に回避しようとする「SOSのサイン」であるとの認識を深める機会となった。

これまででも、市として、薬物乱用防止教室での普及啓発や、自殺未遂者支援検討会を通じた関係機関との連携などにおいて、オーバードーズへの対策を展開してきたことが確認できた。また、今後は、改正薬機法による規制の強化や、ゲートキーパーの養成を通じた見守り体制の維持などにより、さらに対策がなされていくことを期待する。

また、特に、若年層において、SNS等で安易に情報が拡散されており、気軽にオーバードーズを行ってしまい、それがより強い違法薬物等への入り口になる懸念があるため、市販薬の適正な利用に関する正しい知識の普及に引き続き取り組んでいくことが重要である。

今回の調査で明らかになった課題を部局間で共有し、現在の相談体制を維持していくこと、また、特に若年層への効果的な周知啓発を行うことにより、市民の生命と安全を守るための取組が推進されることを期待し、当委員会の所管事務調査の報告とする。

[委員会の構成]

委員長	竹	野	兼	主
副委員長	田	中		徹
委員	伊	世	利	子
委員	上		麻	理
委員	笹	岡	秀	太郎
委員	中	川	雅	晶
委員	日	置	記	平
委員	山	田	知	美

教育民生常任委員会

○行政による学校問題解決のための支援体制の構築に関する事業について

1. はじめに

近年、学校現場においては社会環境の多様化や複雑化に伴い、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求、いじめ、不登校、教職員の言動に起因するトラブルなど、学校単独では解決が困難な事案が発生していることが課題となっている。こうした紛争の長期化は、教職員の心身への多大な負担や学校運営への深刻な支障を招くだけでなく、児童生徒の学習環境を損なうことも懸念される。

本市では、これまでも専門家が連携する「チーム学校推進事業」等を通じて支援を行ってきたが、第三者の直接介入を求める声の高まりを受け、令和6年度より文部科学省のモデル事業を受託した。この事業の中核となる「四日市市行政型学校ADR（裁判外紛争解決）」は、三重弁護士会と連携した全国的にも先駆的な取り組みであり、法的・心理的な専門性を持つ中立的な第三者機関が調停を行うことで、円満な合意と早期解決を目指すものである。

当委員会では、本事業の相談体制をさらに向上するための課題を整理し、行政による持続可能な学校問題解決の支援体制の構築に資するべく、行政による学校問題解決のための支援体制の構築に関する事業について所管事務調査を行うこととした。

2. 行政による学校問題解決のための支援体制の構築に関する事業

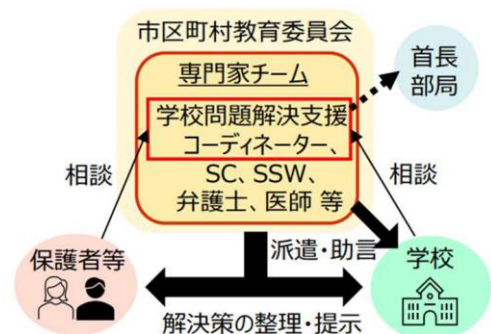
（令和6・7年度文部科学省モデル事業）について（文部科学省ホームページより抜粋）

（1）現状・課題

- ・社会環境が多様化、複雑化する中で、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案について学校運営上の大きな課題との認識が強まっており、経験豊かな学校管理職OB等の活用も含め、様々な専門家と連携した行政による支援が必要。
- ・分野横断的な問題については、福祉等の首長部局との連携により、共に解決に当たる仕組みが必要。
- ・学校問題解決支援コーディネーターを中心に、様々な専門家が参画する体制を整備。学校のみによる対応とせず、行政による学校問題解決のための支援体制の構築を目指す。

（2）事業内容

- ・市区町村教育委員会等に、学校管理職OB等による学校問題解決支援コーディネーターを配置。
- ・学校や保護者等から直接相談を受け付けるとともに、申し立てに応じ、両者から事情を必要に応じて聴取し、専門家の意見も聞きながら、事案ごとに解決策を整理・提示する。
- ・適切な専門家を学校に派遣し、専門的な立場から解決に向けた助言を行う。



※ 市区町村教育委員会に委託した場合のイメージ

本市の事業実施の背景や取組内容

(1) 事業実施の背景

本市では、様々な問題を学校で抱え込むことなく、関係機関や専門家と連携し、問題解決や児童生徒の支援を図る「チーム学校推進事業」等により、学校だけでは解決が難しい事案について、弁護士等が指導、助言を行ってきた。

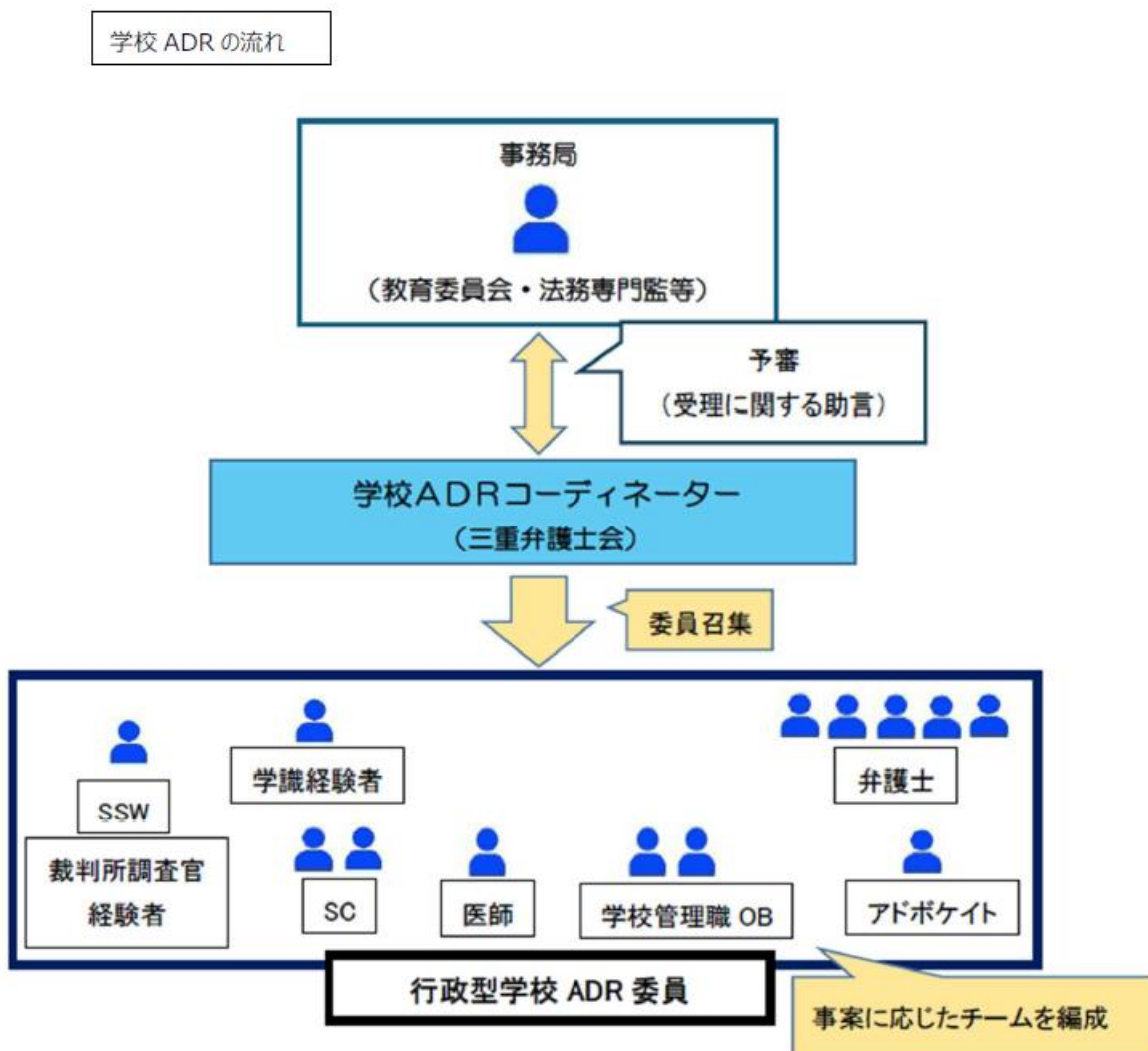
学校における丁寧な対応により、多くの事案が解決に至る一方、学校と児童・生徒（保護者）間の紛争が長期化し最終的な解決に至らない事案も発生している。

これにより、教職員の心身への負担や学校運営への影響が生じていることから、保護者や学校からは、教育委員会だけでなく弁護士の直接介入を求める声が上がっていた。

こうした状況を受けて、解決困難事案に対応するための体制構築の一環として行政型学校ADR（裁判外紛争解決）を導入した。

(2) 取組概要

相談窓口や教育委員会に寄せられる、学校だけでは解決が困難な事案のうち、学校ADRコーディネーター（三重弁護士会）が特に重大な事案の選別を行う。選別された事案については、様々な種類の専門家により構成された学校ADR委員会において、聞き取り等の調査や専門家会議を通じて争点の整理、調停案を作成するなどの方法により、事案解決に向けた支援を行う。

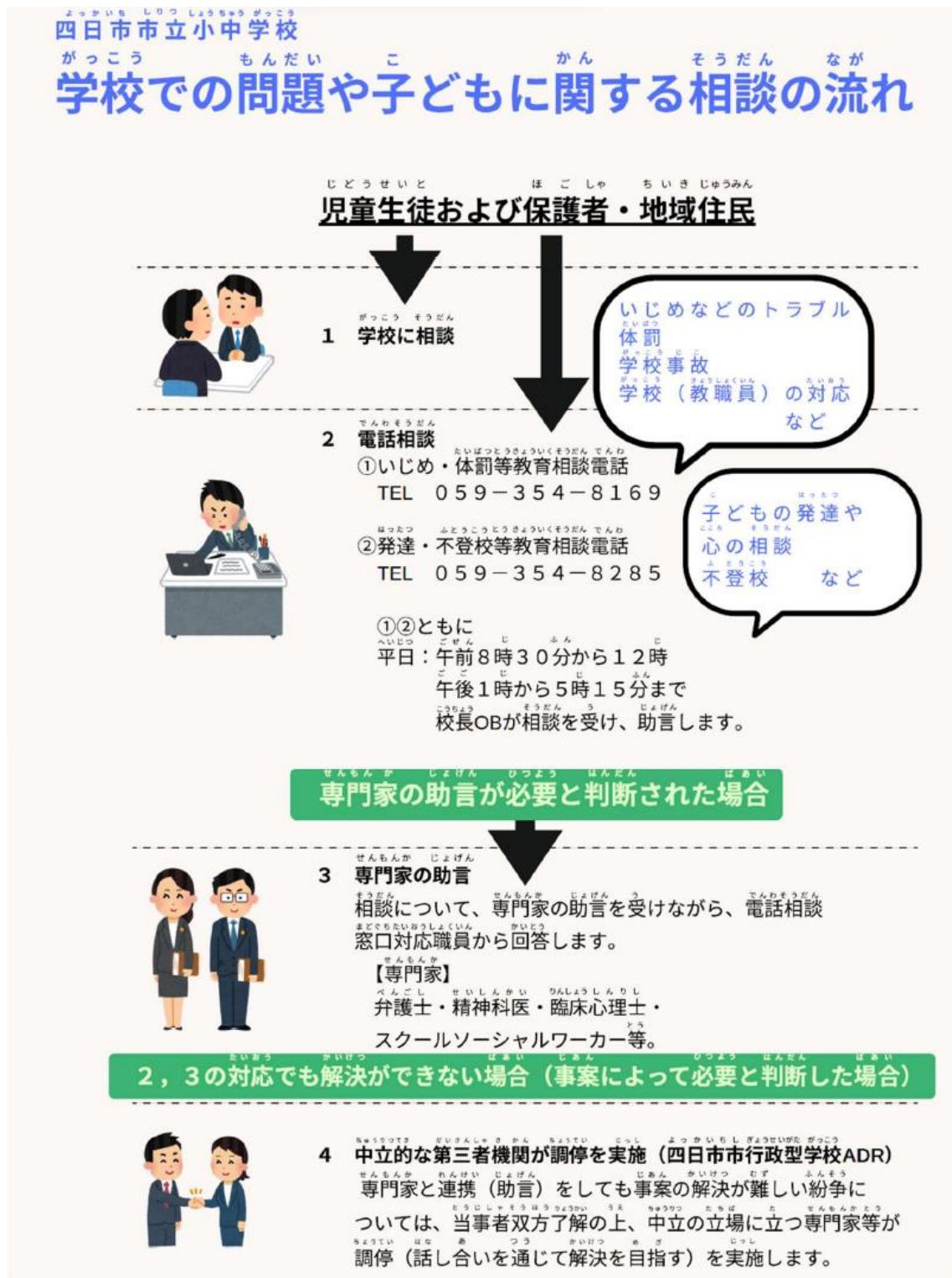


(3) 令和7年度に確立した相談体制

今年度は、相談窓口から学校ADRにつながるフローを整理・確立し、相談窓口の周知を実施した。

①相談フロー

保護者が気軽に相談窓口を利用できるよう、窓口では「誰が」「どのような悩みに」「どこまで対応できるのか」をフロー図で示している。



②相談窓口の周知

令和7年9月に、市立小中学校に通う全児童生徒の保護者に、学校保護者連絡アプリを用いて、下のチラシを配信し、相談窓口の周知を実施した。

よっかいちしりつしょう ちゅうがっこう かよ しょう ちゅうがくせい ほごしたいしょう
四日市市立小・中学校に通う小・中学生および保護者対象

そうだんまどぐち あんない
相談窓口のご案内

あんしん がっこう まな
～安心して学校で学ぶために～

がっこう
学校でこんな
トラブルが
あったんだけど…



はつたつ ふとうこう
発達や不登校に
ついて相談したい

がっこう そうだん
学校に相談してもスッキリしない…、学校には相談しにくい…、
どこに相談してよいのかわからない…

そんなとき、ご相談ください

そうだんないよう
相談内容

①いじめ 体罰 学校（教職員）の対応・指導
②発達のこと 不登校 心の相談など

①いじめ・体罰等教育相談
②発達・不登校等教育相談

059-354-8169 059-354-8285

そうだんいん
相談員

けいけんほうふ もとこうちやうとう そうだん ないよう べんごし
経験豊富な元校長等が相談にのります。内容によっては、弁護士や
臨床心理士等の専門家の助言を受けたいうえで回答します。

きがる そうだん
お気軽にご相談ください

よっかいちしりつしょういんかい
四日市市教育委員会

(4) 実績

① 相談件数

令和6年度 199件（うち予審6件→学校ADR 受理1件）

令和7年度 267件（うち予審9件→学校ADR 受理2件）（12月10日現在）

② 令和7年度の概要

ア 相談者の内訳

保護者241件 児童・生徒5件 学校・教職員9件 その他12件

イ 主な相談内容（令和7年12月10日現在）

※1件あたりの相談が複数の内容にまたがることあるため相談件数の総数と一致しない

相談内容	件数
学校・教職員の対応・言動に起因する学校・教職員への苦情・要求・要望／それらに対する対応の相談	88
学校・教職員の対応・言動に起因しない学校・教職員への苦情・要求・要望／それらに対する対応の相談	10
いじめ・生徒間トラブルに関する相談	51
不登校に関する相談	91
体罰に関する相談	0
学校事故に関する相談	0
保護者間のトラブルに関する相談	8
児童・生徒の非行に関する相談	8
児童・生徒の家庭に関する相談	5
児童・生徒の発達特性に関する相談	59
上記のいずれにも当てはまらない相談	44

(5) 効果

- ・学校問題解決支援コーディネーターは、保護者等からの幅広い電話相談を受けるだけでなく、指導主事に同行しアウトリーチ型の助言も行った結果、多くの課題解決につながった。
- ・解決が難しい事案のうち、学校ADRとして取り扱った事案については円満に合意へ進めることができ、児童・生徒の学習環境の確保につなげることができた。
- ・児童・生徒、保護者は、第三者的な立場の人に相談ができたことで安心感が得られた。
- ・被申立人である学校は面談や電話等保護者対応の時間が激減し、負担の軽減につながった。
- ・学校ADRにおいて、専門家が調停に入ったことにより、これまで学校が把握していなかった児童・生徒の情報について、学校が保護者や関係機関と共有することで、その後の支援や対応にいかすことができた。

(6) 予算について

令和6年度 当初予算 315万円（国の補助率10/10）

令和7年度 当初予算 315万円（国の補助率10/10）

(7) 行政の今後の方針

- ・保護者からの相談には法的専門性、心理的に関する専門性が求められる事案が多いことが分かってきたため、より円滑に法的・心理的観点から助言できる体制の整備を検討する。
- ・来年度も国のモデル事業に応募するとともに、学校ADRの有効活用について広く啓発する。

3. 委員会での主な議論

- Q. 学校ADRは相談から解決までにどれくらいの期間がかかるのか。また、児童生徒へのフォローが必要ではないか。
- A. 本年度の2件のうち、1件目は約半年で8回の話し合い、もう1件は約1ヶ月で4回の話し合いと、事案により差がある。児童生徒へのフォローについては、学校ADR委員として在籍するアドボケイトが丁寧に子どもの気持ちを聞くことにより対応する。
- Q. 本市が国のモデル事業に手を挙げた背景を確認したい。
- A. 保護者対応などの教職員に係る負担が大きく、過剰な要求が学校運営に支障をきたしていたことが大きな要因となった。
- Q. 学校ADRの活用に至らない案件については、どのような対応をしているのか。
- A. 相談があった場合、経験豊富な学校管理職OBが学校問題解決コーディネーターとして相談に応じ、専門家の助言を得るなどして対応している。また、学校問題解決支援コーディネーターが指導主事と一緒に学校へ訪問し、伴走支援を行う対応など、丁寧に対応している。
- Q. 教育委員会の協力を得ずに、各学校において一定の解決ができる体制を強化することも重要ではないか。
- A. 困難な事案が増えている中で、学校に相談があった初期段階で、学校が学校ADR委員からの助言を受けて解決した事案がある。また、法的な問題に関しては、学校が直接弁護士や法務専門監等の助言を活用して解決した事例もある。
- Q. 学校ADRを活用した相談対応について分析し、体制の強化につなげているのか。
- A. 弁護士から得られる法的な見解を大切にしており、多岐にわたる事案に対応する中で、学校として対応すべき範囲を明確にすることができた。また、今年度は、行政型学校ADRにつながるまでのフロー図を整理し、保護者等に対して窓口の周知を行うことができた。
- Q. 弁護士等の専門家の視点から得られた知見を集約し、研修の題材にするなど、せっかくのモデル事業の価値を高める取組をすべきと考えるがどうか。
- A. 本市の学校ADRは弁護士会と連携した全国唯一の取組である。学校ADRの全体会において、多様な専門家が集まるため、事例検討を交えて検証し事業のさらなる向上を図りたい。
- Q. 本事業について学校現場や保護者にどのように評価され、周知されているか。
- A. 本市で得られた効果として、保護者等から安心感が得られたことや、学校での対応時間が激減したことが挙げられる。今後はさらに周知を図っていきたい。
- Q. 時間外の無理な保護者対応はなくなったか。
- A. 働き方改革や弁護士の法的助言に基づき、過剰な時間外対応の要求はお断りすることもある。校長会でも弁護士対応ができることを周知し、助言をもとに解決にあたっている。
(意見) 弁護士にハラスメント等を指摘してもらえる環境は、不当要求への大きな抑止力になる。教員が一人で抱え込まないよう、教職員への周知も徹底し、公平な対応の観点から勤務時間外の対応はしない原則を貫いてほしい。
(意見) トラブルの予防が難しい中、子どもが不安を抱えないよう、学校ADRにより保護者が納得できる方向性が構築されることを期待する。
- Q. 本事業の周知は十分か。また、アウトリーチ型の助言で解決につながったとのことだが、教員が遅い時間に家庭へ出向くようなことはあるのか。
- A. 全保護者へのアプリ配信やホームページで周知している。アウトリーチは家庭訪問ではなく、学校等に来ていただき話し合う形である。
- Q. 本市が学校ADR事業に取り組み、効果が出ていることを、広く外部へ発信しても良いのでは

ないか。

A. 学校ADRはあくまで中立な立場での調停であるため、実際に弁護士をはじめとしたチームが介入することを詳細に公表することについては慎重になる必要がある。国が示す整理に準じて、公表できる範囲での発信については検討したい。

Q. 現状と課題に「地域からの過剰な苦情」とあるが、具体的な事例は何か。

A. 登下校時の自転車の乗り方等について地域から意見が寄せられることがあり、「教職員の対応等に起因しない苦情」に含まれると考えている。

Q. 同じく国のモデル事業を実施している鈴鹿市とは、密に情報交換することが重要ではないか。

A. 国の主催するオンラインミーティング等を通じて鈴鹿市と情報共有を行っている。

Q. 学校ADR委員は見直しを行っているか。また、公平性を保つ観点から、委員構成が学校側に偏らないよう、保護者側にも十分に寄り添うことができる民間の人材に参入してもらう予定はないのか。

A. 委員は随時見直している。現在、民間からの人材については議論していないが、委員構成については学識経験者を交えた学校ADRの全体会等で委員の意見を聞きながら検討したい。

(意見) 子どもの意見表明を支援するアドボケイトは人材が限られているため、市としても人材を育成する方策を検討してほしい。

Q. 今後の支援体制の強化や人員拡充の方向性はどうか。また、次期教育大綱等に本事業を位置づけ、体制拡充に向けた予算要求の方向性を示すべきではないか。

A. 今年度末の学校ADR全体会で振り返りを行い検討する。教育大綱は理念を示すものであるため、事業については、来年度策定の学校教育ビジョンに位置づけ、予算は総合計画の推進計画で示していきたい。

Q. 相談機能の充実により、教員の負担軽減、保護者の権利擁護、子供の権利を守ることにつなげるべきと考えるが、そのためには学校問題解決支援コーディネーターが中立性を保ち、スキルを向上できるような仕組み作りが重要と考えるがどうか。

A. 学校問題解決支援コーディネーターは中立的な立場で学校へも厳しい指導を行っている。スキルの向上については、事例が少ないため、国に対し学校問題解決支援コーディネーターの研修の必要性を要望していく。

(意見) 教員志望者に対し、本市が教員をサポートし、保護者の権利も守る仕組みを備えていることを積極的に発信し、教員等の人材確保に繋げてほしい。

4. まとめ

今回の所管事務調査では、本市の「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に関する事業」について議論した。事業導入の背景には、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が困難な事案が増加しているという厳しい状況があり、これが教職員の心身の疲弊や休職、ひいては学校運営の大きな障壁となっている。こうした中で、本市は全国に先駆けて行政型学校ADRを導入し、弁護士をはじめとした専門家と連携した支援体制の構築に取り組んでいるが、教職員の負担軽減は急務であることから、体制の充実とさらなる活用に向けて多角的な視点から取り組んでいくことが重要である。

体制の充実に向けては、本事業の効果をさらに高め、持続可能なものとする取り組みが重要である。経験豊富な学校問題解決支援コーディネーターや弁護士等の専門家の介入により、保護者に対する安心感の醸成や、教員の対応時間が激減するといった成果が出ているが、今後は蓄積された困難事例の分析や、専門家による知見を総括し、教員向けの研修題材等へ還元していくことが期待さ

れる。また、学校ADR委員の構成についても、学校ADRの全体会の中で意見交換をしながら常に見直しを図るなど、公平性や中立性を担保しながら事業を継続的にブラッシュアップしていくことが望まれる。

さらに、将来的な支援体制の強化に向けては、本事業を次期「学校教育ビジョン」や総合計画の推進計画の中に位置づけ、人員の拡充や予算確保に向けた継続的な検討が重要である。また、中立性を失わない範囲で学校ADRの仕組みについて、学校現場や保護者に広く周知することで双方のさらなる安心につなげるとともに、教員志望者に対しても発信していくことで教員等の人材確保につながることを期待される。

今後も強い意志を持って行政型学校ADR事業の体制拡充に継続して取り組んでいくことを要望し、今回の所管事務調査の報告とする。

[委員会の構成]

委員長	竹野兼主
副委員長	田中徹
委員	伊世利子
委員	上麻理
委員	笹岡秀太郎
委員	中川雅晶
委員	日置記平
委員	山田知美

教育民生常任委員会

○学校規模等適正化について

1. はじめに

近年、我が国においては少子化の流れがますます進んでおり、学校の児童生徒数が減少することに伴う課題が、将来を担う子供の育成に影響を及ぼすことが懸念されている。また、各学校へ通う児童生徒数の偏りへの対応や、将来の児童生徒数の推移を踏まえた計画的で効率的な学校施設の整備も求められている。

本市も例外ではなく、児童生徒数はピーク時から大幅に減少しており、都市・住宅開発の地域差により学校規模に差が生じていることや、学校施設の老朽化に伴う建て替えの時期が迫る中、まちづくりと連携した新しい学校のあり方を総合的に検討する必要があることなど、学校規模等適正化は本市にとっても非常に重要な課題となっている。

当委員会では、先の2月定例会月議会において学校規模等適正化についての報告を受けたところであるが、これまでの学校規模等適正化計画に基づいたこれまでの取組や、統廃合の経緯などを委員間で改めて共有し、今後の全市的な学校規模等適正化に向けた次の議論につなげていく必要があるとの意見が出された。こうした経緯を受け、本市の子供たちにとって良好な教育環境の維持・確保に向けた持続可能な学校づくりの推進に資するべく、本市の学校規模等適正化について所管事務調査を行うこととした。

2. 四日市市学校規模等適正化計画 令和7年度改訂版<概要>

四日市市学校規模等適正化計画は、学校の教育環境をより良いものとするを目的とし、適正な学校規模や学校配置、学校施設等のあり方について、基本的な考え方をとりまとめるとともに、向こう10年間の児童生徒数推計による適正状況判定に基づいた対応方針を示すものである。

(1) 第1編 学校規模等適正化の基本となる考え方とその方針

■ 適正規模に関する「基本となる考え方」(本冊P4)

○学級規模の適正基準

	基準外	適正学級規模基準		基準外
		許容学級規模	最適学級規模	
小・中学校共通	～15人	16～20人※	21～35人	36人～

※1学年1学級の場合は許容学級規模の対象外とし、適正学級規模基準を21～35人とする。

○学級数からみる適正基準

	基準外	適正学級数基準			基準外
		許容学級数	最適学級数	許容学級数	
小学校	～8学級	9～11学級	12～24学級	25～27学級	28学級～
中学校	～7学級	8学級	9～18学級	19～20学級	21学級～

○児童生徒数からみる適正基準

	基準外	適正児童生徒数基準			基準外
		許容児童生徒数	最適児童生徒数	許容児童生徒数	
小学校	～158人	159～251人	252～840人	841～945人	946人～
	16人×6学級+21人×3学級=159人	21人×12学級=252人	35人×24学級=840人	35人×27学級=945人	
中学校	～127人	128～188人	189～630人	631～700人	701人～
	16人×8学級=128人	21人×9学級=189人	35人×18学級=630人	35人×20学級=700人	

■ 適正配置等に関する「基本となる考え方」(本冊P5)

○通学時間・距離から見る適正配置

※小学校の通学時間は3年生以上を想定

		通学時間・距離 適正基準		基準外
		最適通学時間・距離	許容通学時間・距離	
小学校	通学時間	30分以内		30分を超える
	通学距離	徒歩2.0km以内	徒歩2.5km以内	徒歩2.5kmを超える
中学校	通学時間	40分以内 *徒歩・自転車等通学方法を組み合わせても通学時間45分以内		40分を超える
	通学距離	徒歩3.0km以内	徒歩3.5km以内	徒歩3.5kmを超える

■ 施設面の適正化に関する「基本となる考え方」（本冊P6）

各小中学校の児童生徒数推計及び施設の状況を照合し、普通教室数等の過不足の視点から施設面での適正化について検証を行った上で、教室数に不足が生じると見込まれる場合には、それぞれのケースに応じた対応策を検討していく。

■ 計画の推進（本冊P7）

○最新の児童生徒数見通しに基づく推計値の更新

校区内での各町丁における人口増減や宅地開発の状況、学区外通学の状況を加味したエリアを設定し、過去5年間の各小学校区の人口データに基づき、より精緻な児童生徒数を推計している。

■ 全市的な適正化に向けた取り組み（本冊P10）

○学校規模等の適正化を進める上で念頭に置くべき点

- ①教育環境の充実・改善
- ②地域コミュニティの核としての性格への配慮
- ③教育の平等と魅力ある学校づくりの推進
- ④まちづくりとの連携・行政が一体となった取り組みの必要性

【小学校における適正化の考え方】

小学校は、行政区との整合性の要請が高いため、小規模校であっても、一つの行政区には最低一つの小学校を存続させることが望ましい。

ただし、義務教育段階における一定の教育条件を確保することが困難との見通しがついた段階で、速やかに統廃合の検討を始めるものとする。

【中学校における適正化の考え方】

中学校は、一定規模の生徒集団による教育環境を確保するための検討を、速やかに始めることが望ましい。

ただし、ただちに統廃合ということではなく、以下のことに留意しながら、教育環境の充実を図る。

教育を取りまく環境が変わってきていることで、これまでの学校規模の議論だけでなく、良好な教育環境の維持・確保を図るため、学校や地域の実情に応じた小規模の特徴を活かした取り組み（オンラインを活用した遠隔授業や対面方式による合同交流授業、小中一貫教育の調査・研究など）を進める。

(2) 第2編 適正化計画に基づく取り組み（令和7年度実施分）

■ 令和7年度の取り組み（本冊P20）

- ①令和6年度適正化計画検討対象校への対応
- ②小規模校アシスト事業の実施
＜小学校＞ ○オンラインを活用した遠隔授業 ○学校間移動による合同交流授業
＜中学校＞ 地域とともにある学校づくりを基盤とした取り組み
- ③令和7年度学校規模等適正化検討会議の開催（年3回実施）
- ④水沢小学校教育課題検討会議の開催（年3回実施）
- ⑤小規模特認校制度支援事業
- ⑥より良い教育環境充実に係る調査・研究

(3) 第3編 児童生徒数推計および適正状況判定・対応（令和7年度）

■ 各学校の学校規模の適正状況判定（本冊P40）

○小学校の適正状況判定

適正範囲（25校）				許容範囲（6校）	
1	中部西小	18	県小	3	橋北小
2	浜田小	19	三重小	20	大矢知興譲小
4	海蔵小	21	八郷小	23	保々小
6	富田小	22	下野小	25	高花平小
7	富洲原小	26	泊山小	29	三重西小
8	羽津小	27	笹川小	31	桜台小
9	常磐小	28	常磐西小	検討対象校A（1校）	
10	日永小	30	大谷台小	5	塩浜小
11	四郷小	34	羽津北小	検討対象校B（5校）	
12	内部小	35	内部東小	13	小山田小
14	河原田小	37	楠小	24	水沢小
15	川島小			32	三重北小
16	神前小			33	八郷西小
17	桜小			36	中央小

○中学校の適正状況判定

適正範囲（12校）		許容範囲（6校）	
5	山手中	1	中部中
6	富田中	3	港中
8	笹川中	7	富洲原中
9	南中	16	西笹川中
10	三滝中	17	三重平中
11	大池中	22	楠中
12	朝明中	検討対象校A（2校）	
14	常磐中	13	保々中
18	羽津中	15	西陵中
19	西朝明中	検討対象校B（2校）	
20	桜中	2	橋北中
21	内部中	4	塩浜中

各校における適正状況の判定見通しを踏まえ、検討対象校については、それぞれの学校の状況に応じながら、対応を進める。

<令和7年度 検討対象校>

	小学校	中学校
検討対象校A	塩浜小	保々中西陵中
検討対象校B	小山田小 水沢小 三重北小 八郷西小 中央小	橋北中 塩浜中

適正範囲	すべての年度（10年間）で、学級数、児童生徒数がいずれも適正基準範囲内の学校
許容範囲	学級数、児童生徒数のいずれかで適正基準外の年度がある学校
	学級数、児童生徒数のいずれも適正基準外の年度が4年以下の学校
検討対象校A	学級数、児童生徒数がいずれも適正基準外の年度が5年以上の学校
検討対象校B	すべての年度（10年間）で、学級数、児童生徒数がいずれも適正基準外の学校

※令

和4年度から適正状況判定の表記を変更した（判定基準は不変）。D判定⇒検討対象校A、E判定⇒検討対象校B

※令和5年度より、前年度が適正または許容範囲の場合は許容範囲とし、複数年判定された場合に検討対象校とする。

■ 検討対象校ごとの対応策（本冊P48）

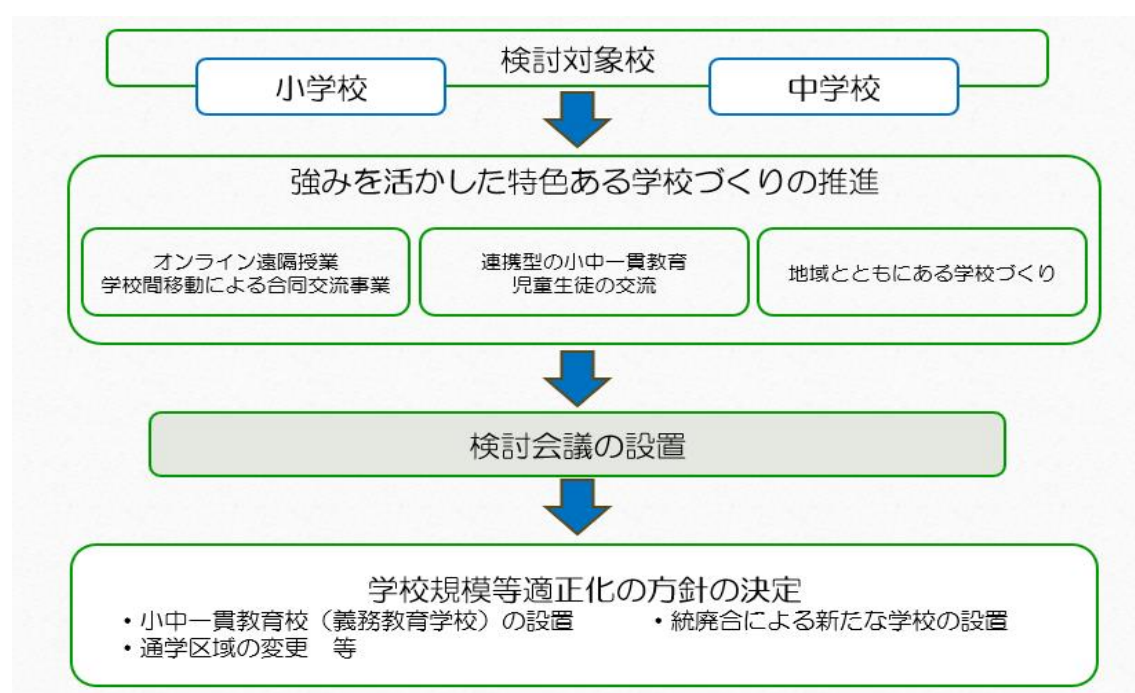
検討対象校については、小規模校の強みを活かしつつ課題を緩和する方策により、良好な教育環境の維持・確保を目指すとともに、PTA役員会やコミュニティスクール運営協議会等の場で、小規模による学校の課題や各校の適正化のあり方についての懇談等を行うなど、学校・地域・行政が一体となった取り組みを進める。

■ 学校施設からみた適正状況（本冊P59）

各小・中学校の児童生徒数推計、及び現在の各小・中学校の施設の状況を照合し、普通教室数の不足が見込まれる学校については、対応を行っていく。

(参考) 適正化計画検討対象校への対応

小規模校の特徴を活かした施策展開に向けて、国の動向を注視し、良好な教育環境の維持・確保につながるよう、先進事例の情報収集等、調査・研究を行いながら、現在の取り組みを進めていく。



○強みを活かした特色ある学校づくり

- ・オンラインを活用した遠隔授業＋学校間移動による合同交流授業
- ・地域とともにある学校づくりを基盤とした教育活動の充実

○小中一貫教育の調査・研究

学校間を行き来するモデル実施や制度や事例に基づく調査・研究を実施

○小規模特認校制度の導入

学校規模等適正化計画における児童数の推計が著しく減少傾向にある水沢小学校において、制度を導入し、令和7年度からの就学を希望する児童の募集を行った。

○学校規模等適正化と施設整備

改築等のタイミングと併せて、小規模校の教育環境や質の確保を考慮し、施設整備計画を検討

3. 本市における学校の統廃合（過去 20 年間）について

○開校日と統廃合校

平成 25 年 4 月 1 日開校 橋北小学校（東橋北小学校・西橋北小学校）

平成 26 年 4 月 1 日開校 塩浜小学校（三浜小学校・旧塩浜小学校）

平成 31 年 4 月 1 日開校 笹川小学校（笹川東小学校・笹川西小学校）

○各学校の統廃合の経緯

（橋北小学校）

統廃合の理由：東橋北小学校の児童減少（複式学級の回避）

平成 14 年度 東西橋北地区連合自治会の統合を契機に、平成 16 年に 4 月に「東橋北小学校の地へ統合する」との教育委員会の方針を示す

平成 15 年度～ 連合自治会と意見交換等

平成 18 年度 統合先の決定は当面保留

平成 23 年度 平成 25 年度に見込まれる東橋北小学校の複式学級の回避に向けて、「西橋北小学校の地へ統合する」ことで検討に入る

平成 24 年度 「橋北地区新しい学校づくり準備委員会」設置

平成 25 年度 橋北小学校開校（西橋北小学校校舎を利用）

（塩浜小学校）

統廃合の理由：三浜小学校の児童減少（複式学級の回避）

平成 19 年度 「三浜・塩浜小学校 学校規模適正化検討会議」設置

平成 21 年度 平成 23 年 4 月に「塩浜小学校の地に統合する」との教育委員会の方針を示す

平成 22 年度 三浜小 P T A から「複式学級になるまでの統合延期」の要望書が提出される
塩浜地区連合自治会から「複式学級になるまでの統合延期・通学路整備等」の要望書が提出される

地元との協議、通学路の安全対策等を理由に教育委員会が統合延期を決定

平成 23 年度 「三浜・塩浜小学校規模適正化に係る課題検討会議」設置

平成 24 年度 三浜小学校において平成 26 年度から複式学級が見込まれる

平成 26 年度 塩浜小学校開校（旧塩浜小学校校舎を利用）

平成 26 年度 スクールシャトルバス運行（平成 27 年度まで）

（笹川小学校）

統廃合の理由：笹川地区における学校規模等適正化、外国人児童教育及び多文化共生教育の課題解決を図るため

平成 27 年度 「笹川地区における新しい学校づくり検討会議」設置

平成 29 年度 平成 31 年 4 月に「笹川東小学校の地に統合する」との教育委員会の方針を示す

平成 31 年度 笹川小学校開校（笹川東小学校校舎を利用）

4. 委員会での主な議論

- Q. 令和7年度検討対象校に挙がっている小中学校について、各地区の自治会等との話し合いの場は設置しているのか。また、地域から存続や統廃合に関する意見は出ているか。
- A. 検討対象校となっている学校については、コミュニティスクール運営協議会等に出向き、児童生徒数の推計値や学校の状況を報告している。保護者や自治会からは、学校を残してほしいという声がある一方で、児童生徒数が減少している現状を理解する声もいただいている。
- Q. 学校統廃合の検討にはどのくらいの期間を要するのか。
- A. 向こう10年間の児童生徒数の推計において、複式学級が見込まれる段階等で検討会議を設置した。笹川小学校の事例では、平成27年度に検討会議を設置し、平成31年度に開校した。
- Q. 学級規模の適正基準について、見直しは行ってきたのか。
- A. 平成19年度に計画を策定し、平成24年度に見直しを行い、それ以降変更していない。
- Q. 大規模な団地開発などで児童生徒数が急激に増減するなど、児童生徒数の推計が難しいこともあるのではないか。
- A. 向こう10年間の児童生徒数の推計を出す際は、それぞれの地区での宅地開発や人口増減の傾向を4区分に分け、住民基本台帳を基に推計している。この推移を見ながら、それぞれの学校に適した適正化を考えている。
- Q. 社会情勢が変化する中、平成24年度の基準をそのまま維持していくことに疑問を感じるがどうか。また、検討対象校に挙がっている小中学校への対応について今後の方向性を確認したい。
- A. 学校規模の適正基準は、国の標準を基に少し幅を持たせた形で設定しているものである。適正化の考え方については、小学校は地域に1校存続させる方針を維持しながら、検討対象校については小規模校アシスト事業によりそのメリットを生かしながら学校の良さを最大限引き出せるよう努めている。中学校2校（橋北中、塩浜中）については、まだ複式学級が見込まれてはいないが、今後の検討が必要な段階にあると考えている。
- Q. 今後更新の時期を迎える学校施設の建て替え等において、計画に沿って進めることは重要だが、単に老朽化したから建て替えるのではなく、今後の児童数減少を見越して取り組む必要があるのではないか。
- A. 児童生徒数の減少や施設の老朽化が進む中で、学校施設の建て替えの時期が迫ってきており、地域コミュニティの拠点や避難所としての機能などを集約した施設として、学校の建て替えを行う事例も全国的にみられるため、新しい学校のあり方について今後総合的に検討していく必要があると認識している。
- Q. 地域コミュニティの核としての機能について、どのような機能を想定しているのか。
- A. 全国の事例を参考にすると、地区市民センターをはじめ、学童保育所や災害時の避難所としての機能などが考えられる。必要な機能は地域の実情によって異なるため、地域住民と幅広く議論し、どのような学校施設とすべきか決めていく必要がある。
(意見) 今後、地域コミュニティの拠点となるような複合的な施設として学校施設の建て替えを実施していくという視点は重要だが、検討に当たっては、教育委員会だけでなく他部署や地域と密接に連携し、市全体で一体となって方向性を示す必要がある。
- Q. 地域コミュニティの核として学校を整備する際、地域の声を聞いて進めると、地域間で施設の内容に格差が生じるのではないか。
- A. 学校規模等適正化検討会議には、自治会、PTA、小中学校の校長会の代表が参加し、先進地の視察も行いながら検討を行っている。各地域の事情が異なる中で学校の在り方を統一することは難しいが、幅広い意見を聞きながら、それぞれの地域に応じた学校の在り方を検討し、それぞ

れの事情に適した施設にしたいと考えている。

(意見) 地域で積み上げた議論が、役員の交代等で途切れないよう、継続して受け継がれる仕組み作りが必要である。

Q. 地域の拠点としての機能を学校に持たせる場合、学校内に外部の人が入る機会が増えることになるが、今後の施設の更新に当たっては、セキュリティ面に配慮し、例えば入口を分けるなど構造的な工夫が必要ではないか。

A. これまでの高花平小学校や現在計画中の橋北小学校の改築においても、地域からの意見を聞きながら、多目的ホールなど、利用が想定される部屋に1階から直接出入りできるように計画するなどの検討をしてきた。不特定多数の人が利用することによるセキュリティは難しい課題だが、今後も検討していきたい。

Q. 学校施設を地域が活用する場合、管理等の負担を地域に負わせすぎると担い手不足等の課題がある地域には大きな負担となる。継続して運営できるよう、地域とともに考える必要があると考えるがどうか。

A. 地域それぞれ事情が異なるため、一律の対応ではなく、各地域の特性に合わせた持続可能な体制について対話を重ねていく。各地域でビジョンを持てるよう、教育委員会としてもサポートしていく。

Q. 小中一貫校への移行を検討している自治体もあるが、9年間人間関係が固定化するというデメリットもあると考える。市の考え方を確認したい。

A. 小規模校の小中一貫校のクラス替えがないという弱点を補うための取組について研究しているところもあり、こうした事例について今後も研究していきたい。また、小中一貫校については、学年を超えた教育活動や、小学6年生から中学1年生への滑らかな接続など、メリットは把握している。自宅から歩いて通えるところに学校がある環境が子供にとって最も良い教育環境であるが、それができない場合には小中一貫校も含めてより良い方策を検討していく。

(意見) 複数担任制の導入も含め、様々な角度から検討してほしい。

Q. 小学校における適正化の考え方の中では、「1行政区に1校存続させる」とする一方で「困難と見通しがついた段階で統廃合を検討する」とあり、判断基準がわかりにくい。最も重要なのは子供にとって最善の方法を第一に考えることであり、児童数の減少が避けられない中、近隣他市の事例なども参考にし、子供にとって最善の方法を真剣に考え、未来志向で重点的に実行していくべきではないか。

A. 平成24年度の見直しの時点では現在ほどICT環境が充実していない状態で複式学級が子供に与える影響について考えたものであり、複式学級が見込まれた段階で統廃合を検討するとしている。学校規模等適正化を進める上で最優先すべきは、子供の教育環境の充実であり、これは当初から変わっていない。加えて、計画には地域コミュニティの核としての性格への配慮も念頭に置くべき点の一つに挙げている。さらに、公共施設マネジメントの観点からは、建て替えた学校施設が地域の拠点として最大の効果を発揮することも重要である。他部局とも連携し、地域の実情も考慮しながら、スケジュール感を持って取り組みたい。次期総合計画期間中に学校の建替ラッシュが始まるため、国の方向性も見ながら、次期総合計画の中で本市の方向性を示したい。

(意見) ICT等の進歩で複式学級の課題をある程度補完できたとしても、実際に人と対面してのコミュニケーションを取ることが「ともに生きる力」を育む上で重要であるため、その効果が得られる教育環境の構築に努めてほしい。次期総合計画への位置づけに向けて早急に検討を始めるよう要望する。

5. まとめ

今回の所管事務調査では、本市の学校規模等適正化について議論した。少子化に伴う児童生徒数の大幅な減少や、都市開発等による地域間の学校規模格差の拡大、さらには学校施設の老朽化による一斉建て替え時期の到来など、本市の教育環境が大きな転換期を迎えている。こうした中で、本市はこれまでも学校規模等適正化計画に基づき対応を進めてきており、本市の小中学校の中で、直ちに統廃合に向けての議論が必要な段階にある学校はないものの、小規模校においてはその強みを生かしつつ課題を緩和する方策を講じるなど、良好な教育環境の維持・確保に向けて取り組んでいることが確認できた。

教育環境の充実に向けては、現状の学校規模のメリットを生かした魅力ある学校づくりが重要である。ICT活用や合同交流授業の成果を踏まえつつ、今後は「ともに生きる力」を育む対面でのコミュニケーションを一層重視した環境の構築が求められる。また、小中一貫教育の検討においては、人間関係の固定化を防ぐ異学年交流や複数担任制の導入など、多角的な視点から9年間を見据えた教育環境の整備が期待される。

将来的な学校規模等適正化に向けては、学校施設の建て替えを単なる老朽化対策とせず、「子供にとって最適な教育環境」を最優先とする未来志向で取り組むことが不可欠である。次期総合計画において位置づけるため、教育委員会だけでなく、全庁的に他部局を巻き込んだ議論を早い段階から進めていくことが重要となる。

今後は、地域コミュニティの核として、防災機能や学童保育等を複合化した「新しい学校のあり方」の検討が求められる。その際、不特定多数の利用を想定したセキュリティ対策や、地域における担い手の将来的な姿も考慮した持続可能な運営体制の構築に丁寧に対応する必要がある。また、各地域において事情は異なるため、一律の対応をするのではなく、住民との対話を通じて持続可能な学校づくりを行い、地域の中での学校の役割が果たせるような取組が求められる。

今後も、子供たちにとって最適な教育環境の実現を最優先とし、未来志向で学校規模等の適正化に継続して取り組んでいくことを要望し、今回の所管事務調査の報告とする。

[委員会の構成]

委員長	竹野兼主
副委員長	田中徹
委員	伊世利子
委員	上麻理
委員	笹岡秀太郎
委員	中川雅晶
委員	日置記平
委員	山田知美

6. 行政視察報告書

令和8年 月 日

四日市市議会

議長 村山 繁生 様

教育民生常任委員会

委員長 竹野 兼主

教育民生常任委員会行政視察報告

教育民生常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 令和7年7月23日（水）～7月25日（金）
2. 視察都市 所沢市、八王子市、渋谷区
3. 参加者 竹野兼主 田中徹 伊世利子 上麻理
笹岡秀太郎 中川雅晶 山田知美
（随員）川合佑紀
4. 調査事項 別紙のとおり

(所沢市)

1. 市勢

市政施行 昭和 25 年 11 月 3 日

人 口 342,713 人 (令和 7 年 6 月 30 日現在)

面 積 72.11 平方キロメートル

2. 財政

令和 7 年度一般会計当初予算 1258 億 3000 万円

令和 7 年度特別会計当初予算 691 億 8600 万円

令和 7 年度事業会計当初予算 262 億 3978 万円

合 計 2212 億 5578 万円

財政力指数 0.94 (令和 5 年度決算)

3. 議会

条例定数 33

5 常任委員会 (総務経済、健康福祉、市民文教、建設環境、予算)

1 特別委員会 (決算)

(令和 7 年 7 月 1 日現在)

4. 視察事項 待機児童対策、保育士確保の取組について

(1) 視察目的

所沢市では、令和 5 年 4 月 1 日時点で、待機児童数が 53 人であったが、令和 6 年 4 月 1 日時点で 6 人まで削減することができた。これは、小規模保育施設等の新設、既存施設の定員増などにより保育受入枠を 113 人分拡大したことによる効果が大い。また、令和 7 年 2 月に保育士・幼稚園教諭に特化した転職支援サイト「保育士バンク！」を運営する株式会社ネクストビートと「保育に関する連携協定」を締結し保育士確保に取り組んでいる。本市において発生している待機児童を早期に解消すべく、所沢市の保育士確保の取

組を参考とするため、視察を行うこととした。

(2) 保育ニーズ、待機児童等の推移

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
就学前児童数	14,464	14,030	13,568	12,968	12,507
申込者数	5,900	5,866	6,037	6,169	6,149
教育・保育施設定員	5,817	5,817	5,854	5,991	6,081
利用児童数	5,641	5,561	5,631	5,790	5,848
待機児童数	3	33	53	6	(未公表)

(3) 待機児童解消に向けたこれまでの取組(R4年度以降)

①保育施設の新設

地域型保育事業所7園を整備し、不足していた低年齢児の保育枠を確保。

(いずれも自主整備)

②既存の保育施設を活用した定員増

- ・既存の保育所に隣接する市有地を保育所の運営者に貸付け、自主整備による増築により、保育定員を拡大
- ・老朽化した保育所型認定こども園の移転を伴う増改築工事を実施し、保育定員を拡大
- ・新制度未移行幼稚園の認定こども園への移行による保育定員の拡大

③弾力化による受入れの実施

④保育士の確保のための施策の実施 など

(4) 今後の取組

既存施設の活用(幼稚園の認定こども園への移行、定員増など)を基本としながら、それでも不足が見込まれる場合については、施設の新設についても検討していくとともに、保育士確保のための施策を引き続き実施していくこととしている。

(5) 保育士確保に関する事業について

背景 …東京都に隣接している所沢市では、周辺自治体と比較して低く設定された地域区分の影響から、保育士給与水準が低く、人材が市外へ流出してしまい、保育士確保が課題となっている。

①給与改善費の補助金 (28,000 円/月)

令和6年度に増額 (23,500 円→28,000 円)

対象…保育士を含む有資格者(育教諭・保育士・幼稚園教諭・看護師・保健師・栄養士・調理師)

②宿舍借上補助、奨学金返済支援

対象…保育士

③保育施設の採用活動の支援

- ・市内の保育施設合同での就職相談会 (年1回)

令和7年8月2日(土)ハローワークとの共催予定。

参加施設…市内約40施設

(保育士に限らない保育施設での就職希望者が対象。コロナ禍で中断していたが、令和6年度に再開した。)

- ・令和7年2月「株式会社ネクストビート」と保育に関する連携協定を締結し、人材確保の支援を実施。同社の運営する「保育士バンク」のウェブサイトにも、所沢市の補助金制度やPRページを開設している。今後は、保育士支援策を求人サイトの登録者向けに配信したり、希望する保育士や民間保育施設向けにセミナーを開催したりすることで、保育人材の確保や定着支援、保育環境の充実や保育士のスキルアップを図っていくことを検討している。

(6) 令和7年度予算

有資格者給与改善	344,176,000 円 (市 10/10)
保育士宿舍借上補助	16,005,000 円 (3/16)
保育士奨学金返済支援	7,200,000 円 (市 1/2)

(7) 委員からの意見

Q 1. 待機児童数が増え、地域型保育事業所などのハードを整備したとのことだが、同時に保育士確保などのソフト面での取組が必要だったが、保育士不足の状況はどうであったか。

A 1. 所沢市からは常に保育士が首都圏へ流出する傾向にあり、保育士不足は常に喫緊の課題であった。近年はコロナ禍を経て、学生の志向が賃金というよりは、残業の少なさや人間関係を重視するようになっており、人材を確保できる園とそうでない園の差が開いたと感じている。

Q 2. 地域型保育事業所 7 園を整備したが、3 歳児以降は転園先を確保しなければならぬことについて、保護者から不満の声はなかったか。

A 2. 3 歳以降の入所先として連携施設を確保することや、加点措置を行うことで転園先がない状況はないようにしている。地域型保育事業所ならではの職員配置の手厚さから、低年齢児の保護者からはむしろ安心という声もあり、大きな不満にはなっていない。

Q 3. 保育士の配置基準について、所沢市も本市と同じ 1 歳児 4 人に対して保育士 1 名の配置基準を採用しているが、国が示す 6 対 1 に基準緩和することは考えていないのか伺いたい。

A 3. 現行の手厚い配置ができるよう補助を出して質を維持している。現場からは国の基準 6 対 1 ではとても見きれないという声が多く、配置基準を緩和することは現在のところ考えていない。

Q 4. 給与改善費補助金 28,000 円の支給方法と金額設定の根拠を確認したい。

A 4. 事業所に対して支給し、監査等で給与明細への記載を確認することで個人へ渡っていることを確認している。金額は、近隣の川口市（最大 28,000 円）などに対抗するため、市長のトップダウンに近い形で決定した。東京都との地域区分の差分を埋めることを想定した金額設定である。

Q 5. 障害児保育についてはどのような取組をしているのか。

A 5. 民間園での受け入れを進めるため、障害児加算（月額 94,000 円など）を市単独で上乗せしている。保育士 1 人で障害児 2 人を見るような要件

を設定している。それでも民間で見きれないケースは公立園で対応しているが、民間の協力を仰いでいるというのが基本的な考え方である。

(8) 所感

所沢市は、人口約 34 万人と本市に近い人口規模であり、近隣の大きな都市（東京都など）へ若い世代や保育士が流出するという課題を抱えていることなど、本市との共通点は多く、比較的近い目線で視察を行うことができた。

所沢市は今年 2 月に、国内最大級の保育人材支援サイト「保育士バンク」を運営する株式会社ネクストビートと連携協定を締結し、特設サイトでの情報発信のほか、経営者や保育士向けの無料セミナーを開催するなど、人材確保と保育の質向上に向けた包括的な連携を行っている。また、ハローワークの協力を得て合同就職説明会を開催し、求人に関する具体的な相談ができる場を設けている。当委員会においても、待機児童対策、保育士確保において民間活力を生かした取組を求めてきており、本市でも派遣会社と協力して派遣保育士の受け入れ等を行っていることから、所沢市のこうした民間ノウハウを活用した人材確保定着の取組は大いに参考にし、今後の施策展開につなげていく必要がある。

また、保育士の処遇改善策として、近隣自治体との給与格差を埋めるため、市単独事業で有資格者に対し月額 28,000 円の給与改善費補助金を上乘せしている。この手厚い支援は、奨学金返済支援や宿舍借り上げ支援とあわせて実施されており、人材の流出防止と確保において直接的かつ効果の高い取組と言える。

さらに、令和 5 年度に急増した待機児童に対し、迅速に受け皿となる「地域型保育事業所」を 7 園整備したことや、現場の負担軽減のため市と県の補助で国の基準を上回る配置基準（1 歳児 4 対 1 等）を維持しながら定員の弾力化を図っていることも大きな特徴である。ハード・ソフト両輪の対策により待機児童数を 53 名から 6 名へと大幅に減少させたこれらの施策の今後の動向に注目していく必要がある。

今回視察した所沢市の取組は、保育士確保、待機児童対策のために、大いに参考となったと考える。

(八王子市)

1. 市勢

市政施行 大正6年9月1日

人 口 577,221人 (令和7年6月1日現在)

面 積 186.38平方キロメートル

2. 財政

令和7年度一般会計当初予算 2359億0000万円

令和7年度特別会計当初予算 1976億1148万円

令和7年度企業会計当初予算 242億9139万円

合 計 4578億0287万円

財政力指数 0.903 (令和5年度決算)

3. 議会

条例定数 40

4 常任委員会 (総務企画、文教経済、厚生、都市環境)

6 特別委員会 (大都市制度・広域行政調査、自治体間調整問題
調査、こども未来創造調査、国際観光・文化交
流促進調査、予算、決算)

4. 視察事項 高齢者世帯実態調査、民生委員・児童委員の活動の支援、なり 手確保について

(1) 視察目的

八王子市では、市から八王子市民生委員児童委員協議会への委託事業として、高齢者世帯実態調査実施している。民生委員・児童委員が訪問することで、地域の実情を知り、身近な相談相手として接点を持つこと、避難行動要支援者への支援に活用すること、調査結果を市の地域福祉推進のための施策や平時の見守り活動に活用することを目的としている。

また、東京都の補助事業として、都内のすべての民生委員約1万人を対象にモバイルPCを配布し、操作の基本を学ぶ研修を実施している。これは、コロナ禍で対面でのコミュニケーションが取りづらい中、モバイルPCを活用し、情報収集、対面が難しい人とのコミュニケーションを容易にし、民生児童委員の相談支援活動の強化につなげることを目的にしている。

これらの八王子市の取組が参考になると考え、視察を行うこととした。

(2) 高齢者世帯実態調査の実施と活用

①対象範囲拡大の目的と背景

内容：令和3年の災害対策基本法の改正を受け、令和4年度に避難行動要支援者の定義を「75歳以上の単身世帯と老々世帯」と見直したことから、避難行動要支援者名簿の整備や個別避難計画作成の基礎情報とするため、実態調査の対象範囲を拡大した。

②調査結果の活用方法

内容：平時の見守り活動等に活用するほか、災害時に避難支援が必要な高齢者を抽出し、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、ハザードエリアに居住する高齢者の個別避難計画の作成を進めるために活用している。

(3) 民生委員・児童委員の活動支援と負担軽減

①委員からの実際の声と調査方法の見直し

背景：直接訪問による身体的・心理的負担が大きく、調査方法の見直しを求める声が上がっていた。

対策：民生委員児童委員協議会（民児協）との意見交換を行い、調査項目の見直しやモバイルPCの更なる活用など、負担軽減に向けた見直しを進めている。

②負担軽減につながる具体的な取組

・民生委員児童委員協力員の活用（民生委員活動への協力・補佐）

- ・班活動の実施（近隣区域5～6人での相互フォロー）
- ・モバイルPCの活用（活動記録報告の入力、ペーパーレス会議など）

③民生委員・児童委員の活動費（令和7年度）

内容：活動費として以下の金額を年2回（9月、3月）に口座へ振込

一般・主任児童委員：月額9,200円

地区会長：月額9,600円

代表会長：月額15,500円

(4) タブレット端末（モバイルPC）活用によるデジタル化・業務効率化

①デジタル機器に不慣れな委員へのサポート体制

- ・パソコンのサポート事業者による講習会（2時間程度）を20地区で各1回実施。基本操作、パスワード管理、個人情報取扱の注意点などを指導。
- ・同事業者による相談会を月2回実施。

②モバイルPC導入による業務効率化の効果

- ・毎月の活動記録：モバイルPCでの入力により、民生委員（440人）で年間440時間、市職員で年間186時間（費用換算433,380円）の集計・報告作業を削減。
- ・ペーパーレス化：ペーパーレス会議の実施や共有ドライブの使用により、年間13,000枚を削減し、合計12,474円の費用削減を実現。
- ・災害時対応：高齢者世帯実態調査等のデータを蓄積・分析・情報共有できるようになったことで、災害時の安否確認や福祉ニーズへの迅速な対応が可能となった。

※導入経費：市では把握していないが、東京都の事業予算（令和4年度）は約11億円であった。

③モバイルPC利用に関するアンケート結果（令和7年3月実施）

利用用途：毎月の活動記録の入力（96.8%）、資料のペーパーレス化（57.8%）に利用。

評価：民生委員業務への活用について「十分・まあ活用している」が48.3%、業務効率化について「とても・まあ感じている」が43.3%と、前回（令和6年6月）調査より増加している。

継続意向：今後のモバイルPCの継続について、「今の環境を引き続き利用したい」「サポートがあるなら利用してもよい」と回答した割合が70%に上る。

④今後の課題

内容：講習会などサポート体制の更なる充実や、健康・地域情報の提供、資料共有などへの更なる活用の推進が挙げられている。

(5) 民生委員・児童委員のなり手確保と認知度向上に向けた取組

①なり手確保に向けた周知・PR活動

内容：福祉まつりへの出展、市長の一日民生委員、広報特集号の発行を実施。また、令和4年からはモバイルPC導入と並行して、民児協HPの作成、駅前通路やバスへのポスター掲示、市役所ロビー広告モニターへのPR動画掲載を実施しているほか、町会・自治会への協力依頼も行っている。

②市民の認知度の現状と課題

現状：第4期八王子市地域福祉計画策定時調査（令和4年度実施）での認知度は58.6%であり、前回調査（平成28年度）の79.8%から大きく低下している。

対策：新型コロナウイルス感染症の影響で人とのつながりが薄くなったことが要因と考えられるため、つながりを再構築しながら認知度を高めていくことが重要である。

(6) 関係機関との連携・役割分担・運営体制

①東京都：民生委員制度の運営に関する方針の策定及び促進

（活動内容の指導・支援）

②社会福祉協議会（都民連）：研修・啓発活動の実施、都内自治体の情報共有や協力体制の構築

③八王子市：民児協事務局として民生委員の支援、活動環境の整備、行政とのつなぎ

(7) 委員からの意見

Q 1. 高齢者世帯実態調査の進捗状況はどうか。また、調査を拒否する対象者へのアプローチはどのようにしているのか。

A 1. 対象者約 6 万 2000 件のうち回答があったのは 3 万件弱である。市としては、広報紙等で制度の周知を図るとともに、民生委員が訪問する際に市長名での協力依頼の通知を添付するなど、市の制度であることを知ってもらい、安心して調査に協力してもらえるよう工夫している。

Q 2. 民生委員による調査において、近隣の人に情報を知られたくないという高齢者に対してはどのような対応をしているか。

A 2. 八王子市では近隣の民生委員 5～6 人で班を作り、相互フォローや情報共有を行う班活動を推進している。近隣の委員に知られたくないという方には、同じ地区の中でも少し離れた場所を担当する民生委員が応援に入って調査を行うなどの対応をとっている。

Q 3. 個別避難計画の作成状況はどうか。また、作成に同意しない方へはどうかアプローチしているか。

A 3. ハザードエリアに住む対象者 900 名強のうち、800 名の同意が得られ、そのうち約 660 名の作成が進んでいる。同意が得られない人については本人に危機感の自覚がないケースも多いため、今後は家族や地域へ働きかけていくことを考えている。

Q 4. 民生委員・児童委員の活動費の支給方法や処遇について確認したい。

A 4. 活動費はすべて民生委員・児童委員の個人の口座へ直接、年 2 回（9 月と 3 月）に分けて振り込んでいる。また、負担増を考慮して令和 7 年度から活動費を増額したほか、八王子市独自の制度として民生委員・児

童委員を「社会福祉委員」に任命し、年間 12 万円（月額 1 万円）の報酬を別途支給することで活動のサポートにつなげている。

Q 5. 民生委員・児童委員協力員はどのような立場で、どのように選任しているのか。

A 5. 東京都の制度であり、例えば、子育てが一段落した世代や定年退職された人、民生委員のOB等に委嘱している。地域の民生委員等からの推薦を受け、市区町村が依頼して選任する形をとっている。任期は1年で80歳まで更新可能であり、現在23名が資料作成や見守りなどの活動を補佐している。

Q 6. タブレット端末の導入にあたり、デジタル機器に不慣れな委員への対応はどうしているか。

A 6. サポート業者に委託し、導入時の講習会や月2回の相談会を実施している。活動記録の入力は必須としているが、それ以外は「便利なら使ってほしい」というスタンスであり、使えないことを理由に民生委員・児童委員を辞退した例はない。地区内では操作が得意な人が不慣れな人に教えるなどの助け合いも生まれている。

Q 7. タブレット端末のセキュリティや個人情報の管理はどのように行っているか。

A 7. 東京都の連合会が一括で管理しており、紛失時は遠隔操作でデータ消去が可能である。Google Workspace を利用し、新規アプリのダウンロードは不可としているほか、共有ドライブ内の機密情報は端末にダウンロードできない設定にするなど、安全面を担保している。

(8) 所感

八王子市の民生委員・児童委員の活動支援においては、市が直接事務局を担うことで、市が主体となって課題解決やサポートを行う体制になっていることは非常に印象的であり、庁内の福祉分野や危機管理に関する部署とのスムーズな連携にもつながっていた。また、民生委員・児童委員を八王子市独自の「社

会福祉委員」に委嘱し、報酬を別途支払うことで、活動のサポートにつなげていることや、活動費を民生委員・児童委員の個人口座へ、年2回に分けて直接振り込んでいることについては、本市の今後の取組の大きな参考となった。本市においても民生委員のなり手不足や精神的・身体的な負担増は喫緊の課題であり、八王子市の事例を踏まえ、本市の事務局体制のあり方や活動費の支給方法の改善を含めた持続可能なサポート体制について、当委員会として今後も引き続き議論していく必要がある。

また、タブレット端末の活用については、東京都から貸与された端末をベースに、市独自で構築したアプリ（Google Workspace 活用）を用いて毎月の活動記録報告や災害時の安否確認を行っており、業務の効率化とペーパーレス化に大きく貢献している。デジタル機器に不慣れな委員に対しても、専門業者に委託して導入時の講習会や月2回の相談会を実施するなど、手厚いフォローアップを行っている。東京都が大きくかかわっている施策ではあるが、今後の本市の民生委員の活動において、デジタル技術を活用した負担軽減を検討するための参考となった。

今回の視察では、今後ますます高齢化等でニーズの増加と複雑化が想定される中、地域福祉の要となる民生委員・児童委員の持続可能な活動支援について議論する上で、八王子市の取組は、大いに参考となったと考える。

(渋谷区)

1. 市勢

市政施行 大正 8 年 11 月 1 日

人 口 307,235 人 (令和 7 年 1 月 1 日現在)

面 積 49.41 平方キロメートル

2. 財政

令和 7 年度一般会計当初予算 1468 億 7300 万円

令和 7 年度特別会計予算 512 億 7300 万円

合 計 1981 億 4600 万円

財政力指数 0.96 (令和 5 年度決算)

3. 議会

条例定数 34

4 常任委員会 (総務、都市環境、文教、区民福祉)

特別委員会 (自治権確立、交通・公有地問題、多様性社会推進、
官民連携事業調査)

(令和 7 年 7 月 1 日現在)

4. 視察事項 渋谷区 ICT 教育システムのタブレット端末の更新と、個別最適な学びの実現について

(1) 視察目的

渋谷区は、平成 29 年 9 月に全国の自治体に先駆けて「渋谷区モデル」として児童生徒 1 人 1 台のタブレット端末を導入した。導入から 3 年経過した令和 2 年 9 月、新たな端末「surface go2」の導入および ICT 教育システム全体を刷新した。そして、5 年間のリース契約満了となる令和 7 年 9 月に端末の更新を予定している。「渋谷区モデル」では、ICT 機器を鉛筆やノートなどの「文房具」と同様に活用することで、すべての子供たちの可能性を引き出す

協働的な学びと個別最適な学びを実現することを目指している。

また、「シブヤ未来科」として、従来の「総合的な学習の時間」をさらに発展させ、探究学習を核とした独自のカリキュラムを編成しており、民間企業や大学、研究機関との積極的なパートナーシップを通じて、地域全体で子供の学びを支える体制を構築している。その先進的な教育手法は全国的にも高い注目を集めている。

本市においても、GIGAスクール構想において整備した学習用タブレット端末の更新時期が目前に迫っており、機器の更新に合わせて、子供たちの学びにどのようにつなげていくのかが今後の重要な課題である。特に、自ら課題を発見し解決する「探究学習」の質の向上については、先行して実績を上げている渋谷区の実績を学ぶ意義は極めて大きい。本市の今後の施策立案に向け、これらの渋谷区での取組が参考になると考え、視察を行うこととした。

(2) 渋谷区ICT教育システムの更新（基盤3.0）と校務DX

背景…国が推奨するフルクラウド化・ゼロトラスト構成や、現行端末（Surface Go2）の破損の多さ、LTE回線集約による通信のボトルネックといった課題に対応するため、令和7年9月に教育ICTシステムを更新する。

①次期端末と通信環境の整備 ・児童生徒用端末：堅牢かつ高性能なLenovo端末へ変更する。

- ・教員用端末：行政職員並みの高性能PC（メモリ16GB）を導入し、仮想デスクトップ（VDI）を廃止することで業務効率を上げる。
- ・通信環境の改善：インターネット直接接続（ローカルブレイクアウト）を採用し、通信速度の課題を解消する。

②教職員の負担軽減（校務DX）につながる具体的な取組

- ・教職員用電子決裁システムの導入：紙での起案や押印を廃止し、ペーパーレス化と適正な文書管理を推進（令和6年4月運用開始）。

- ・教職員ポータル の構築：教育委員会からの通知や申請フォームなどの情報窓口を一元化。
- ・ICT 支援員の活用拡充：学校訪問を月 5 回（終日）に増やし、端末の故障対応や管理などの運用保守業務を教員から切り離して支援員が担う体制にする。

（3）教育データの利活用（教育ダッシュボードの整備）

背景…教員の経験や勘による指導を補完し、複合的なデータから児童生徒の SOS を早期に発見するため、また児童生徒自身の自己調整力を育むために整備された。

①教員向けダッシュボード（令和 4 年 10 月運用開始）

内容…教員の端末から出欠情報、学校生活アンケート、朝の「心の天気（日々の気持ち）」などを集約し、一覧で閲覧できる。いじめ対策委員会や登校支援委員会など「チーム学校」での情報共有と早期支援に活用。

②児童生徒向けダッシュボードと「HACHI アプリ」

（令和 5 年 10 月運用開始）

内容…児童生徒が日々の授業の振り返りや、友達の良かった点などをアプリに入力。教員からのポジティブな返信や相互承認を通し、反省（Bad Next）から次への意欲（Good Next）への転換を促す。

③ダッシュボード活用の効果

- ・教員一人当たりのダッシュボード利用時間が長い学校ほど、児童生徒が「学校に相談できる大人がいる」と回答する割合が高い傾向（相関係数 0.51）が見られた。

（4）個別最適な学びと探究「シブヤ未来科」の推進

背景…公立学校の魅力化を図るとともに、自ら考え判断して学び続ける「自己調整力」や「創造力」を育成するため、令和 6 年度から区立

全校でスタートした。

①授業時数特例制度を活用した時間の創出

内容…国語や算数など各教科の授業時数を1割ずつ削減し、総合的な学習の時間を約2倍に拡充。探究の時間を原則「午後」に設定し、没頭できる環境を整備した。

②多様な探究活動と EdTech ツールの活用

・自分の「好き」をとことん追求する「マイ探究」や、地域・企業との共同プロジェクトの実施。

・Microsoft 365 の自律的活用に加え、AI ドリル (Qubena) やAI 英会話 (ELSA) などの最新ツールを導入。

※各教科の時数削減による反復練習の不足は、AI ドリルで補完している。

③「シブヤ未来科」に関するアンケート結果 (令和7年3月実施)

・児童生徒の評価：97%が「とてもそう思う・そう思う (楽しい)」と回答。

・教員の評価：79%が「楽しい」と回答。教員同士や他校種との対話が増え、カリキュラムマネジメントが実践されるようになったという成果も出ている。

(5) 今後の取組・課題

・「シブヤ未来科」の認知度向上：区民アンケートにおいて「取組を知らない」という回答が約3割あり、保護者・地域全体を巻き込むための情報発信の強化が課題となっている。

・教員のサポート充実：探究の指導に手掛かりがなく負担感を感じている教員への支援や、不登校児童生徒への更なるフォローが必要である。

・学習環境の実態に合わせた見直し：次期端末 (Lenovo) による重量増の対策として、ドリルのデジタル化や「置き勉」の推奨を行う。また、探究学習の実態に合わせた端末のフィルタリング時間の緩和について

も検討する。

(6) 委員からの意見

- Q 1. タブレットでアクセスする情報へのフィルタリングについて、児童はより多くの情報へのアクセスを求める一方で、保護者は制限してほしいという構図が多いと思うが、どのような基準で緩和していったのか。
- A 1. 次期基盤からは小学1年生から4年生は20時、小学5年生から中学3年生は22時まで利用可能と時間を延長し、それ以降は許可したサイトのみ見られる設定とする。保護者からは制限してほしいという声もあるが、探究学習等での調べ学習の実態に合わせ、現場の教員の意見を取り入れ、学びの道具としての活用を広げるために時間を緩和する方向に舵を切った。
- Q 2. 新しく導入する端末は堅牢性が高い分、重くなるとのことだが、対策はどのようにしているのか。
- A 2. 教科書やドリルのデジタル化を進めており、教科書を学校に置いていくことを推奨している。タブレット1台だけ持ち帰れば宿題が完結するような環境を目指している。
- Q 3. 教育ダッシュボードで「死にたい」「家出」などのSOSを察知した際、学校ではどのように対応するのか。また、中学生などは気分の入力に抵抗感はないか。
- A 3. 危険ワードの検索があると翌日にはダッシュボードに反映される。それを見た教員が、日々の「心の天気」やアンケートなど他のデータと複合的に照らし合わせ、必要に応じて直接声掛けや面談を行っている。中学生からの特段の抵抗感は特に聞いていない。また、相談の選択肢として、ダッシュボード上に東京都の相談窓口や教育委員会の相談フォームへ直接アクセスできるアイコンも配置している。
- Q 4. テキストやスタンプでのやり取りで、感情のすれ違いによるトラブルは起きていないか。また、テキストツールが不登校生徒の登校につながる

った事例はあるか。

- A 4. 基本的には対面での関係性が前提にあるため、テキストやスタンプのやり取りが直接トラブルにつながった報告はない。コミュニケーションの選択肢が増えたことで、テキストでのやり取りから登校に繋がった不登校生徒の事例はある。ただし、あくまで基本は対面でのコミュニケーションであり、デジタルツールはそれを補完し、対面の時間を充実させるためのものと位置づけている。
- Q 5. 探究学習（シブヤ未来科）において、地域や企業との連携はどのように進めているか。
- A 5. 「社会全体で子供を育む」という狙いから、区主導で多数の企業に声をかけた。結果として、単発の出前授業だけでなく、子供が成果を出すまで寄り添う伴走型の事例が増えている。現在はポータルサイトを通じて、学校と企業が直接マッチングできる仕組みも運用している。
- Q 6. シリコンバレーやフィンランドへ生徒を派遣しているが、派遣する生徒の選出方法、費用負担、子供たちの変化について教えてほしい。
- A 6. 各校ごとに定員を設け、希望者からのエントリーシートとグループ面接により選出している。費用は現地での食事代（約3万円）のみ保護者負担とし、残りは公費で負担している。フィンランドへの派遣では、現地の幸福度の高さや自己決定権が保障されている点に気づきを得て、学校生活に還元するといった成長が見られた。
- Q 7. 国や文科省の動きもある中、紙と鉛筆の良さもあると思うが、渋谷区としては今後もデジタル化を全面的に進めていく方針なのか。
- A 7. 現場の教員とも対話を重ねており、この方向性に間違いないと確信している。「個別最適な学び」の観点から、デジタルツールも紙と鉛筆も両方知った上で、子供自身が自分に合った最適な方法を選択できる環境を作ることが重要だと考えている。

(7) 所感

渋谷区では、全国に先駆けて I C T 環境の整備を進め、最先端の環境構築を継続しているのが大きな特徴となっている。単なる端末の更新にとどまらず、電子決裁システムの導入等による校務 D X や I C T 支援員の拡充による教員の負担軽減を図る一方で、本市でも導入しているダッシュボード機能を活用した児童生徒の S O S の早期発見を「チーム学校」として迅速な支援につなげている体制が印象的であり、今後の活用について注視していきたい。

次期端末の選定に当たっては、堅牢な機種を選定する一方で、重量が増えるが、デジタルドリルや教科書を教室に置いておくことを推奨するなど、実態に即した柔軟な対応が図られていた。また、フィルタリングの緩和による学習機会の拡大や、専用アプリ（HACHI アプリ）の活用についても今後議論する上で重要な視点であった。

また、令和 6 年度から全区立学校で開始された探究「シブヤ未来科」において、国の授業時数特例制度を活用して総合的な学習の時間を拡充し、子供の「自己調整力」や「創造力」を育む時間を確保していることは、渋谷区における特筆すべき取組であると感じた。企業・地域との連携により社会全体で子供の学びを支える仕組みを構築していたことが印象的であった。首都圏では公立小中学校が生き残るために魅力ある学校づくりが求められているという背景があり、少し前提は異なるかもしれないが、I C T を活用した探究学習の推進について当委員会で議論していく上で大いに参考となった。

今回視察した渋谷区の実践は、本市においてこれから取り組んでいく I C T 環境の整備や、個別最適な学びの実現に向けた教育施策について今後議論するために、大いに参考となったと考える。

7. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○富田地区の交通安全対策に取り組んでほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○北大谷斎場の改修や公園の維持管理について、費用対効果を把握したうえで審査しているのか。また、過去3か年の公園施設管理費の㎡単価を知りたい。

⇒議員 北大谷斎場の改修工事は金額に加え、事業者から実施手法等の提案を比較した上で事業者を決定している。また、公園施設管理経費については後日回答する。

○議会報告について、ポイントを絞った説明をしてほしい。また、報告に対する質問は各常任委員会の報告後に行ってはどうか。

⇒議員 ご意見として承る。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○ごみを持ち込む人でクリーンセンターが混雑することがあるが、対策を講じるべきではないか。

⇒議員 持ち込まれたごみの分別に時間を要している。インターネットで公開しているライブカメラの映像から、クリーンセンターの混雑状況を確認できることを周知していきたい。

○羽津地区に住んでいるが、南海トラフ地震に備え、浸水対策を強化すべきでないか。

⇒議員 ハザードマップでは国道1号付近まで浸水が発生するとされている。津波が発生した際は、沿岸部からなるべく遠く、高い場所へ避難してもらいたい。

○物価高騰で栄養バランスの取れた食事ができない人が増えていると感じる。日々の食事に困っている人へ生鮮食品などを届ける手段はないのか。

⇒議員 社会福祉協議会で余っている食品の寄付を受け、必要とする人へ提供する取り組み

みを行っている。生鮮食品の取り扱いについても検討していると聞いているので、社会福祉協議会のホームページを確認してもらいたい。

○費用対効果の視点を持って政策を判断すべきでないか。

⇒議員 議会としても、費用対効果の視点は重要と考えている。

○近鉄霞ヶ浦駅に線路の西側からも駅構内に入れるよう改札口を新たに設けてほしい。

⇒議員 鉄道事業者は対応する予定はないが、鉄道事業者に頼らない方法で改札口を設置できないか地域で議論をしている。

○空き家問題について、市はどのように対応しているのか。

⇒議員 空き家の所有者が対応すべき問題であるため、市で対応するのには限界がある。

空き家問題への対応については「空き家の手引き」という冊子にまとめ、市ホームページで公開しているので参考にしてほしい。

○外国人市民の児童及び保護者に対する日本語教育の機会を設けるべきではないか。

⇒議員 日本語教育を受けられる環境を整える必要があると考える。

○さまざまな事情がある子どもたちの居場所が不足していると感じる。大人が子どもの権利について理解を深めるための啓発が必要ではないか。

⇒議員 市も子どもの居場所づくりに取り組んでいる。すぐに解決する問題ではないが、市が策定した「こども計画」の実効性を議会としても高めていくことが重要と考えている。

○PFASの問題について対策を進めてほしい。

⇒ご意見として承る。

○高齢者の免許返納を後押しする施策を充実させるべきではないか。

⇒議員 5000円分の交通系ICカードを支給する市独自の取り組みを実施している。このほか、公共交通機関の交通網の整備を進めることも重要と考える

○本庁舎に市民の憩いの場となるようなスペースがほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○くすの木パーキングなどの地下施設は災害で大きな被害を受ける可能性があるのではないか。また、9月12日の大雨により、くすの木パーキングで水没した車両に対して補償を行うべきではないか。

⇒議員 今後、市から災害復旧や治水対策について説明を受けた後、議会でも議論していきたい。

○市長が中国の天津を訪問する予定があるが、災害復旧への支援を要請してはどうか。

⇒議員 ご意見として承る。

8. ワイ!ワイ!GIKAI の概要

ワイ！ワイ！GIKAIで出された主な意見

【教育民生常任委員会】

日時:令和8年2月2日(月)

場所:保々中学校

保々中学校 若手教員	委員
テーマ:ICTを活用した学習環境について	
<p>【ICTの効果】 授業の質の向上:固定式プロジェクターやデジタル教科書の導入により、視覚的な指導が可能となり、生徒の意欲が向上した。 業務効率化:教師用端末の1台化・クラウド化により、場所を選ばず業務が可能になり負担が軽減した。 生徒支援(早期発見):シャボテンログ、心の天気を活用により、いじめや生徒の不安を早期に察知し、即日の組織的対応が可能となっている。 【課題・要望】 1 写真撮影の困難さ:教員による写真撮影は報道等により厳しい目が向けられているが、視覚的に訴えることができ、写真撮影ができるとよいが、現在のタブレットでの撮影は、機動性に欠ける。教員用スマホ(SKYMENU Mobile等)を導入すれば、撮影の課題と効率化と緊急連絡体制の確保の課題が解消するのではないかと懸念する。 通信・機器の不具合:導入5年目で生徒用端末のバッテリーが劣化している。また、Wi-Fiのトラブルに対応できるよう、ICT支援員の常駐や機器の更新が必要。 緊急連絡手段の欠如:教室に内線電話がなく、緊急時の初動や職員間の連絡に不安がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・導入されている「シャボテンログ」と「心の天気」はなどを通じて子供たちの異変を早い段階で察知できることを期待する。 ・端末にうまくアクセスできない生徒に対して、どのような対応ができていますか懸念する。 ・ICTの活用が進むことで、教員と生徒の直接的な関わりが少なくなってしまうのではないかと懸念する。
テーマ:部活動の地域移行・在り方について	
<p>【現状と期待】 選択肢の拡大:小規模校ゆえに校内部活が少ない。(運動部は4種目)地域移行により生徒が希望する競技(サッカー等)ができるようになることは肯定的にとらえている。 教員の負担軽減:専門外の競技を指導する負担が減り、放課後を生徒理解や授業準備に充てられる。 【課題・懸念】 1 情報の未達:地域クラブの活動場所や申込方法等の情報が学校・保護者に十分降りてきておらず、教員から保護者に説明できない。 安全確保と移動:生徒が遠方の活動場所へ移動する際の安全性や、送迎により保護者負担がかかりすぎないかと懸念している。 運営の不透明さ:大会運営や練習試合の調整主体が学校から離れた際、生徒の活動がどう担保されるか不安が残る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブへの移動手段や安全性の確保、保護者の送迎や当番などの負担について懸念する。 ・既存の地域密着型クラブに他の地域の子が入りやすいか、熱量の差が負担にならないかといった不安に対し、選ぶための十分な情報提供が必要である。また、生徒がどこに参加しどんな効果があったか、学校側へ情報共有がないと意味がないと感じる。 ・学校が部活動から離れることで、スポーツ推薦など生徒の進路指導に支障が出ないかと懸念する。
テーマ:教員の働く環境・施設設備について	
<p>【人的支援の必要性】 専門職の拡充:SC(スクールカウンセラー)やSSW、校内ふれあい担当等の配置は効果的だが、日数が不足している。ICTトラブル対応や不登校対応のため、常駐スタッフの増員が必要。 法的サポート:保護者対応等で教員・管理職が疲弊しないよう、スクールロイヤーによる早期介入や相談体制の整備が求められる。 心理的安全性:若手教員が孤立せず、気軽に相談できるメンター機能(退職校長等の活用など)が必要。 【施設・設備の老朽化】 1 雨漏り・破損:職員トイレや武道場の天井からの雨漏り、カビの発生など、衛生面・安全面で早急な修繕が必要な箇所がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なり手不足解消のためにも、保護者対応などで教員が孤立しない相談体制や、心理士などの第三者が早期に介入して教員をケア・サポートする仕組みが必要である。 ・退職した校長などを地域に配置し、身近な相談役(サポーター)になってもらうことが重要と考える。また、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)など、教員以外の専門職がもっと潤沢に配置されるよう、今後委員会等で取り扱いたい。 ・採用時に希望する地域に配置されやすくなるなど、通勤負担を減らす柔軟な仕組みがあれば、なり手確保に繋がるのではないかと懸念する。 ・トイレの雨漏りについては、早期に改善するよう教育委員会に伝える。
テーマ:小規模校特有の課題	
<p>【保護者負担の増大】 スケールメリットの欠如:修学旅行や卒業アルバム等において、人数が少ないため一人当たりの単価が高騰している。バス会社等の手配も困難な状況にある。 要望:小規模校の生徒・保護者の負担を軽減するため、一律の補助ではなく、人数規模に応じた予算配分や支援を検討してほしい。 【業務負担の集中】 1 一人当たりの校務分掌:教員数が少ないため、一人で複数の分掌(進路、教務、生徒指導等)を兼務せざるを得ず、業務負担が集中している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人数割となる卒業アルバム等の費用において、小規模校と大規模校の保護者負担の格差をいかに埋めるかが課題である。 ・費用高騰やバス手配の難しさに対し、旅行が集中する時期(秋など)から時期をずらすことでの費用抑制を提案する。また、プランニングを旅行業者などの専門家に任せることで、教員の業務負担を軽減できるのではないかと懸念する。